

令和元年8月  
令和元年9月

# 指宿市議会会議録

第1回臨時会  
第3回定例会

# 指宿市議会会議録目次

## 令和元年第1回市議会臨時会

会期日程	1
8月16日	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定による出席者	2
職務のため出席した事務局職員	3
開会及び開議	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案第57号及び議案第58号一括上程	4
提案理由説明	4
議案第57号及び議案第58号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	6
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果	49
閉議及び閉会	49

## 令和元年第3回市議会定例会

会期日程	51
9月3日	
議事日程	53
本日の会議に付した事件	55
出席議員	55
欠席議員	55
地方自治法第121条の規定による出席者	55
職務のため出席した事務局職員	56
開会及び開議	57
会議録署名議員の指名	57
会期の決定	57
議案第59号～議案第97号一括上程	57
提案理由説明	57
議案第59号～議案第62号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	78
議案第63号～議案第70号（質疑，決算特別委員会付託）	79
議案第71号～議案第97号（質疑，委員会付託）	80
新たに受理した陳情上程（委員会付託）	87

散 会 .....	87
-----------	----

9月20日

議事日程 .....	89
本日の会議に付した事件 .....	89
出席議員 .....	89
欠席議員 .....	89
地方自治法第121条の規定による出席者 .....	89
職務のため出席した事務局職員 .....	90
開 議 .....	91
会議録署名議員の指名 .....	91
陳情第3号の取下げの件 .....	91
議案第98号上程 .....	91
提案理由説明 .....	91
議案第98号（質疑，委員会付託） .....	92
新たに受理した陳情上程（委員会付託） .....	92
一般質問 .....	93
吉 村 重 則 議員 .....	93
1. 農業問題について	
2. 障害者問題について	
3. 山川地域の小学校の再編について	
新宮領 実 議員 .....	110
1. 防災について	
2. 過疎対策について	
恒 吉 太 吾 議員 .....	130
1. 中・長期的な視点に立った観光振興策について	
2. 児童・生徒の通学路の安全確保について	
前 原 五 男 議員 .....	146
1. 外国人の受入状況について	
2. 在留外国人の施策について	
西 森 三 義 議員 .....	152
1. 農業振興策について	
2. ふるさと納税について	
3. 市営住宅の申込みについて	
延 会 .....	165

9月24日

議事日程 .....	166
------------	-----

本日の会議に付した事件	166
出席議員	166
欠席議員	166
地方自治法第121条の規定による出席者	166
職務のため出席した事務局職員	167
開 議	168
会議録署名議員の指名	168
一般質問	168
高 田  チヨ子  議員	168
1. 安心・安全な生活のために	
2. 療育について	
新川床  金  春  議員	179
1. 財政状況等について	
2. 学校の教育備品整備状況等について	
3. 学校再編等について	
前之園  正  和  議員	199
1. 「幼児教育・保育の無償化」に関連して	
2. 人権としてのLGBT問題について	
3. 地熱発電及び関連事業について	
散  会	218

## 9月30日

議事日程	220
本日の会議に付した事件	221
出席議員	221
欠席議員	222
地方自治法第121条の規定による出席者	222
職務のため出席した事務局職員	222
開 議	223
会議録署名議員の指名	223
議案第72号～議案第77号（委員長報告，質疑，討論，表決）	223
議案第78号～議案第83号（委員長報告，質疑，討論，表決）	228
議案第71号，議案第84号～議案第89号（委員長報告，質疑，討論，表決）	246
議案第90号（委員長報告，質疑，討論，表決）	250
議案第96号及び議案第97号（委員長報告，質疑，討論，表決）	256
議案第91号～議案第93号（委員長報告，質疑，討論，表決）	258
議案第94号，議案第95号及び議案第98号（委員長報告，質疑，討論，表決）	259
審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	261

閉会中の継続審査について .....	264
報告第5号及び報告第6号一括上程 .....	264
提案理由説明 .....	265
報告第5号及び報告第6号（質疑） .....	266
意見書案第2号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決） .....	267
閉議及び閉会 .....	267

参考資料

意見書第2号 .....	269
--------------	-----

# 第 1 回 臨 時 会

令和元年 8 月 議 会

令和元年第1回指宿市議会臨時会会期及び会期日程

1. 会 期 1日間（8月16日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
8月16日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・会期の決定</li><li>・議案第57号及び議案第58号一括上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)</li><li>・鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果</li></ul>

# 第 1 回 臨 時 会

令和元年 8 月 16 日

(第 1 日)



第1回指宿市議会臨時会会議録

令和元年8月16日 午前10時00分 開議



1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第57号 令和元年度指宿市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第58号 令和元年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第5 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

1 番 議 員	坂 元 茂 教	2 番 議 員	東 勝 義
3 番 議 員	西 田 義 哲	4 番 議 員	新宮領 實
5 番 議 員	前 原 五 男	6 番 議 員	山 本 敏 勝
7 番 議 員	齋 藤 佳 代	8 番 議 員	恒 吉 太 吾
9 番 議 員	東 伸 行	10 番 議 員	井 元 伸 明
11 番 議 員	西 森 三 義	12 番 議 員	吉 村 重 則
13 番 議 員	前之園 正 和	14 番 議 員	松 下 喜久雄
15 番 議 員	高 橋 三 樹	16 番 議 員	高 田 ちヨ子
17 番 議 員	木 原 繁 昭	18 番 議 員	下川床 泉
19 番 議 員	新川床 金 春	21 番 議 員	福 永 徳 郎

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	佐 藤 寛
教 育 長	西 森 廣 幸	総 務 部 長	有 留 茂 人
市民生活部長	鶴 本 八 郎	健康福祉部長	西 浩 孝
産業振興部長	川 路 潔	農 政 部 長	田之上 辰 浩
建 設 部 長	山 崎 一 磨	教 育 部 長	下 吉 一 宏
水道事業部長	井 手 久 成	山 川 支 所 長	前 蘭 佳 生
開 聞 支 所 長	今 村 将 吾	総 務 部 参 与	中 村 孝
総 務 部 参 与	谷 口 澄 子	建 設 部 参 与	荻 定 治
市 長 公 室 長	山 下 浩 二	総 務 課 長	鶴 窪 誠 作
財 政 課 長	坂 元 一 博		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	上 田 薫	次長兼議事係長	木 下 英 城
主幹兼調査管理係長	平 畑 卓 哉	議 事 係 主 査	上 玉 利 享

### △ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま、御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和元年第1回指宿市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、下川床泉議員及び新川床金春議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これに、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

### △ 議案第57号及び議案第58号一括上程

○議長（福永徳郎） 次は、日程第3、議案第57号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、及び、日程第4、議案第58号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今次、第1回指宿市議会臨時会に提出いたしました案件は、補正予算の専決処分の承認を求める案件1件、補正予算に関する案件1件の計2件であります。

まず、議案第57号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、令和元年7月11日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第58号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ4億8,492万4千円を追加し、予算の総額を265億5,194万8千円

にしようとするものであります。

なお、議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（有留茂人）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

議案第57号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の令和元年度指宿市一般会計補正予算（第3号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,795万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を260億6,702万4千円にしたものであります。

第2条で地方債の補正を計上しておりますが、これは7ページの第2表、地方債補正でお示しのとおり、地方債の追加をしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節13委託料600万円の補正につきましては、川尻小学校図書室及びパソコン室空調機故障に伴う委託料であります。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費、節13委託料1,696万1千円及び節16原材料費53万円の合計1,749万1千円の補正につきましては、農道、水路及び林道の単独災害復旧に係る費用であります。同じく、目2現年補助災害復旧費、節9旅費3万5千円から節15工事請負費500万円までの合計578万5千円の補正は、農道の補助災害復旧に係る費用であります。同じく、項2土木施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費、節13委託料2,179万1千円の補正は、市道、里道、河川、水路及び海岸の単独災害復旧に係る費用であります。同じく、目2現年補助災害復旧費、節13委託料900万円から節17公有財産購入費40万円までの合計2,940万円の補正は、市道の補助災害復旧に係る費用であります。同じく、項3教育施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費、節11需用費686万6千円の補正は、小学校、中学校、時遊館COCOはしむれ等、教育施設の単独災害復旧に係る費用であります。同じく、項4その他公共施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費、節13委託料61万9千円の補正は、小田墓地公苑内の単独災害復旧に係る費用であります。

なお、今回の専決処分については、大雨被害に対する災害復旧費等に関する参考資料を配布させていただいておりますので、詳しい説明については割愛させていただきます。

次は、歳入について御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

款14国庫支出金1,659万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に対する負担金であります。

款18繰入金6,326万2千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの繰入金であります。

款21市債810万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの市債であります。

次は、提出議案の3ページを御覧ください。

議案第58号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、であります。

別冊の令和元年度指宿市一般会計補正予算（第4号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億8,492万4千円を追加して、歳入歳出予算の総額を265億5,194万8千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明をいたしますので、12ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節13委託料3,172万4千円の補正につきましては、構造試錐井掘削坑井評価業務及び温泉モニタリング業務に係る委託料であります。同じく、節15工事請負費4億5,320万円の補正につきましては、構造試錐井掘削等に係る工事請負費であります。

次に、歳入を御説明いたしますので、11ページを御覧ください。

款20諸収入4億8,492万4千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの助成金等であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時41分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第57号及び議案第58号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（福永徳郎） これより、質疑に入ります。

まず、議案第57号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第57号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第57号を採決いたします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第58号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、西森三義議員。

○11番議員(西森三義) なのはな館での説明会で疑義を感じましたので、質問いたします。

それは、環境問題でヒ素と硫酸を市民の方が質問されていましたが、これまで山川地熱発電所において、環境汚染するような問題があったのですか、お伺いいたします。

○総務部参与(中村孝) 山川発電所につきましては、山川地域において平成7年から25年にわたって運転をしているとのことですが、過去にそういった問題はないとのことでございます。

ヒ素については、地下から取り出した熱水中に含まれておりますけれども、取り出した熱水はまた地下に全量還元することとしているため、問題はありませんとのことでございます。硫酸につきましては、自然の熱水や温泉水にも含まれており、特に地熱発電所の有望地点となることが多い火山地帯では、10当たり0.1gから1g程度が含まれているとのことでございます。一方、九州電力が還元熱水に注入している硫酸は、10当たり0.01g程度でございます。したがって、還元によって自然界に影響を及ぼすものではないとのことでございます。九州電力につきましては、念のために、ヒ素、硫酸ともに環境への影響がないことを確認するために、発電所周辺の泉源、河川等で水質測定を行っておりまして、その測定値に影響は見られていないということで聞いていただいております。

○11番議員(西森三義) 山川発電においては、もう25年操業しているが、何ら環境を汚染するような問題は発生していないということを知りて安心いたしました。

それでは、2点目に、8月10日に市民の方から電話があり、貴重な意見をいただきました。それは、桜島の噴火に伴う噴石や降灰にはヒ素は含まれていないのか。併せて、噴火に伴う影響で、桜島の農産物を食べてヒ素中毒になった事例があるのか。また、多くの降灰がある

地域の人たちがヒ素中毒で入院したことがあるのか、との意見をいただきましたが、どうなのかお伺いいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 本市が計画している地熱発電事業については、地下深部からのヒ素等による影響があるのではないかという声がある中で、ヒ素が含まれていると思われる、頻繁に桜島が噴火しておりますけれども、それについて、何か影響があるのではないかという趣旨の御質疑だと思われまます。桜島は日常的に火山噴火をしております、1回の爆発で大量の火山灰が周辺市街地等に広範囲に降り注いでいるところでございます。火山灰の中にもヒ素は含まれているということでございます。問題は、火山灰から溶け出したヒ素が人体にどの程度接種されるかであり、現在まで桜島火山によるヒ素中毒の事例もなく、火山灰の付着した農作物も水で洗い流して食べれば問題はありませんとということで、県の環境技術協会の専門家からは聞いているところでございます。また、噴火に伴う影響で、農作物を食べてヒ素中毒になったとか、降灰が日常的に発生する地域において、住民がヒ素中毒で入院したという事例があるのかにつきましても、保健所の方に問い合わせてみましたが、該当はないということでございます。このようにですね、日常的に桜島が噴火してヒ素等が含まれている火山灰が頻繁に降り注いでいる地域においても、人体や環境に直接影響を及ぼすものではないとのことであり、平成7年から運転を開始している山川発電所でも、その影響は何ら確認されていないというところでございます。本市の事業につきましても、構造試錐井によって得られる分析結果を確認した上で、還元処理、または、適正に利用することで、ヒ素等による影響の問題はないという形で考えております。

**○11番議員（西森三義）** ただいま桜島の降灰について質疑いたしました、その中で答弁ではヒ素で人体に被害があったということはないということをお聞きしたので、本当に安心しているところでございます。

それでは、最後になりますが、地熱開発により発電ができたときは、市民の福祉費等の財源になるものと理解してもよろしいか、お伺いいたします。

**○総務部参与（中村孝）** ただいま議員の方から、そのような財源になるものと理解しているかという形ですけれども、我々としては、議員の考えていることを目指して、この事業の仕組みづくりを考えているところでございます。本市の地熱の恵みを活用したこのプロジェクト事業は、国の再生可能エネルギー施策とも合致し、自然に優しい国産エネルギーの有効活用であり、また、本市の地域産業振興策にも寄与でき、財源的にもほとんど国の助成金事業で活用できることから、市にとっては願ってもないチャンスだと思っているところでございます。今後のまちづくりについても、本市の人口減少に伴って、生産年齢人口も減少し、市税等の自主財源も減少することが予測され、一方で、少子高齢化社会に伴って、地域活動もままならない状況となってきた中、今後の市民福祉をどのように考えていくのかは大きな課題となっているところでございます。今後、指宿市民が安心して暮らせる、心配のない町

をつくるのが行政の責任でもあると考えているところでございます。正に、このような状況を見据えたとき、地熱の恵み活用プロジェクトの意義、目的にもありますように、地熱という地域資源を生かした新たな活用策を展開し、将来にわたって地熱発電から得られる益金を確保することで、まちづくりの活動支援や市民及び将来を担う子供たちの支援、さらには、地域の魅力の創出や地域資源確保の用途にも活用できると考えているところでございます。現在、シミュレーションによって見込まれる年間5,000万円の財源は、指宿市民にとって、また、将来を担う子供たちのためにも必要な財源として確保する必要があると思っているところでございます。したがって、地域の将来を照らす地域コミュニティ活動経費や市民の福祉向上にも充当できるよう、できるだけ早く、地熱の恵みを市民が享受できる仕組みづくりを確立する必要があると考えているところでございます。

**○議長（福永徳郎）** 次に、新川床金春議員。

**○19番議員（新川床金春）** 議案第58号、令和元年度指宿市一般会計補正（第4号）について、議案質疑を行います。

企画費4億8,492万4千円を追加し、構造試錐井掘削行為評価業務委託、温泉モニタリング業務委託、構造試錐井掘削等工事を計画しています。8月8日・9日、地熱の恵み活用プロジェクトの説明会が開催されました。2日連続で開催されましたが、山川図書館となのはな館の説明で、大切なところが変更されていることに驚きました。

まず、1点目、8月8日、山川図書館での説明で、井戸の所有者である市が熱供給をするが、井戸管理は市から委託を受けた九電がする。もしも井戸が詰まった場合は、井戸を再掘削するか、市と九電が井戸の再掘削費用については、積立金を使うが、足りなかった場合は、市と九電と折半すると九電の担当者が説明しました。さらに、折半について、市民から、共同事業体という発言を佐藤副市長がしたが、どういうことなのかと。間違いないかということでした。共同事業体ですよ。事業は九電がする。指宿は蒸気の熱源だけを販売し、その利益を得るということでしたけれども、山川の図書館では、共同事業体ということ副市長は力説していましたね。間違いないのか、伺います。

2点目に、8月9日の説明会で、山川図書館でなかった書類が2部追加され、1枚目に、蒸気供給におけるリスクについて、ヒ素と温泉の関係を記載した用紙と、2枚目は採点表でした。1枚目の蒸気供給におけるリスクについての内容は、九州電力が調査の技術支援を行い、また、坑井の管理を行うため、仮に蒸気供給ができなかったとしても市へのペナルティは発生しませんと記載されていました。山川では、積立金が足りなかった場合は、売上げから払うということでした。なぜ、山川図書館で説明されない書類が指宿のなのはな館で提示され、この問題は、一切、職員がリスクを負わないということを説明したことで、質問する人は、市民はいませんでした。この違いについて説明を求めます。

3点目に、8日には公表を固辞した山川発電所のヒ素濃度を、9日には九電の山川発電所は



八丁原と同じだと。ヒ素濃度2mg/l程度で問題がないと説明しました。ヒ素濃度に問題がないのであれば、登録分析機関の名称及び登録番号が記載された温泉の成分検査表を市に提出していると思います。これまで副市長は何回も提出はもらっていると言っていました。提出できないものなのか、伺います。また、9日の九電の説明で、なぜ熱水を送れないかという質問に対して、直接熱水を渡すと、ヒ素や重金属が入っているので渡すことができない。地下に戻している。ヒ素と重金属の入っていない成分の蒸気を渡しているとの説明がありました。先ほど問題ないということでしたけれども、山川発電所は、ヒ素と重金属の問題があるので蒸気しか渡せない。それも、成分調査して渡しているというのが、9日の九電の担当者の説明でしたので、ここもお願いします。

平成28年7月に開催された第3回指宿市議会臨時議会の陳情書合同審査で、審査の中で資料提供がありました。平成28年5月24日に採取した成分分析表をメディポリスエナジーが市議会に提出しています。今、私の手元にあります。3年前、そして、メディポリスとしては重要な書類なので、しっかりと対応してくださいという記載までありました。しかし、九電の書類はありませんでした。3年が経過します。臨時議会で要求があった項目について、提出できるか九電が検討するということでしたが、もう3年経ちますよ。なぜ提出できないのか。ヒ素とか重金属が問題がないのであれば、市民が安心するために提示するべきじゃないでしょうか、伺います。

JOGMECの方に出向いたときもでしたが、執行部からもらった書類にも、地域との共生が必要と言われたということです。市民が安心するために、再度言います。九州電力山川の検査機関の成分表を提出できないのか、市民は心配しているんです。議員も心配しています。指宿市民が安心してヘルシーランドの温泉に入れる、そして、あの辺に行けるためにも、開示できないなのか、伺います。

1回目を終わります。

**○副市長（佐藤寛）** 坑井につきましては市の所有で、発電設備については九州電力の所有ということで、事業化ができる場合にはそのようになってくると思います。生産井、還元井の坑井管理については、市が調査事業を行って掘削も行う。そうした視点から、市が蒸気供給と管理義務を負うことになるところですが、実際は、坑井の管理については運用の知見、ノウハウが相当程度必要であります。その実績がある事業者が行うということが適切であるという観点から、本市のプロジェクト事業においては、調整及び坑井管理については九州電力が行っていただく。そういうことを実際に提案を受けておりますので、事業開始にあたっては、そうした契約を結ぶことになると思っております。そうした視点から、8日の日の山川の説明会では、市民の方に御説明をしたところでありまして。実際、その九州電力が調査の技術支援を行って、また坑井の管理も行うために、仮に蒸気供給ができなかったとしても、市へのペナルティは発生しませんという内容の説明を行ったところでございます。

**○総務部参与（中村孝）** 山川と指宿での説明が違っているというような趣旨の御質疑がありましたけれども、地熱発電事業が可能となって、地熱発電所の運用開始後における生産井や還元井の坑井管理という部分につきましては、山川の説明会の中でも質疑があつて、説明しておりますけれども、指宿の説明会では、同様の内容ではございましたけれども、分かりやすいように資料を追加して説明をしたところでございます。

それとあと、山川発電所においてヒ素の熱水を供給している部分で、ヒ素が入っていることで蒸気の部分を供給しているということでございました。山川発電所の方は、基本的に、熱水等のヒ素を含んだ物質につきましては、還元井で還元をしているところでございます。熱水と蒸気に分離をした形で農家の方にはヒ素を含まない蒸気の方を供給し、ヒ素を含んでいる熱水については、還元井で返しているということでの山川発電所での対応でございます。

それとあと、ヒ素成分の提示の部分がございましてけれども、この間の説明会の中で、山川発電所のヒ素につきましては、2程度であるということで、この間の説明会では説明をしたところでございます。このヒ素の部分につきましては、高深度の深い井戸から出てきた熱水については、高いヒ素が含まれているのではないかというような心配の声もあるところなんですけれども、この間も示しましたように、その泉源の場所であるとか、地域性もありまして、必ずしも深い浅いというようなことではなくて、その地域の成分を実際に分析して、入浴基準である0.1という形で浴場の方には表示をしているところでございます。

それとあと、排出基準、浴場等から排出をする場合につきましては、0.1mg/lなんですけれども、水道基準であると0.01mg、それとあと、飲用基準であると0.1mgということで、浴槽なんかでヒ素を含んだ浴槽、ヒ素を含んだものをですね、浴用に使うと心配があるのではないかとということでありますけれども、その浴場基準ということではなくて、排出基準の0.1mg、それとあと、飲用基準で0.1mgということでございますので、飲用をしなれば、

（発言する者あり）

**○総務部参与（中村孝）** 1mg、1日にですね、飲用基準であると0.1mg/日ということで、1日に0.1mg飲用しなければ、人体・健康には被害がないということでございますので、たまた箱温泉につきましても、この0.1を超えておりますけれども、飲用をしないということでございますので、入浴施設としてその数字を提示して、浴用という形で使用しているところでございます。

**○19番議員（新川床金春）** 山川図書館では、井戸の再掘削費用は、市と九電で費用を折半するので、蒸気販売量が少なくなったとき、先ほども言いました。プロジェクターで説明したんです。そして、費用は、詳細にグラフでここですよと指しながら説明しました。しかし、指宿会場では、司会者である市長が環境の問題をまず優先して、そちらの話がありながら、そちらが優先されましたので、そして、主幹が先ほども言いました、指宿市にペナルティは発生しないということで、市民の方も安心したのかなと思います。実際、びっくりした

のはですね、佐藤副市長は先ほど答弁がないんですけれども、共同事業体なので利益を折半するとしたんですよ。普通の会社の共同事業体というのは、資本を一緒に出して、リスクも一緒に負うというのが共同事業体です。議会ではこれまで、井戸の掘削はするけれども、もしも市がリスクを負うようなことがあったら絶対しないと、ずっと答弁してきました。共同事業体の意味を知っていて、あそこで説明をしたのか。もうそれは経済産業省にお勤めだった副市長ですから、理解していると思いますよ。共同事業体と、そして、鹿児島から来た指宿に会社を持っている社長が、しっかりとそれを問いただしたら、そうですと回答してますよね。市民の何人かが録音してまして、私もそれを聞かせていただきました。そして、今日も朝、聞いてきました。共同事業体というのの責任の取り方はどうなっているのか、副市長、教えてください。

そして、九州電力の蒸気におけるリスクについて、先ほども説明いただきましたけれども、調査の技術支援を行い、また坑井の管理を行うので、仮に蒸気供給ができなかったとしても、市へのペナルティは発生しませんと明記した書類と、先ほど担当者から説明を受けました。生産井、還元井の再掘削に係る費用が、指宿市はないということであれば嬉しいことですが、確認します。九電本社の承認を得て、あの答弁があったのか。九電の合意なしに市民に説明するという事は暴挙です。市民、あそこに参加した人たちを愚弄することになりますけれども、確認します。九電本社の役員が集まってそれに承認したのであれば、今日のこの臨時議会を先延べして、九電の覚書を取ってきてしっかりと市民に安心ですよと説明するべきではないのかなと思いますけれども、どうでしょうか。

あと、蒸気売却料が当初は約5,000万円、市に入るということでした。ヘルシーランドのサブグラウンド、テニスコート跡地に地熱発電施設ができると、4年連続日本一のたまたま箱温泉をはじめ、ヘルシーランド利用者が激減すると思います。ヘルシーランド全体に年間28万人来ます。指宿観光の目玉であるヘルシーランド、そして、日本一のたまたま箱が地熱発電所ができたことによって景観が変わります。そして、音がしたりしたときに、風評被害で指宿に、特にヘルシーランドに来るお客さんが減ると思います。保養館として地域の方は来るとは思いますけれども、実際、3本掘ってフルに稼働した場合、温泉枯渇もないとは言えません。5,000万円で山川町が30億かけた施設を台無しにするんですか。ヘルシーランドに来るお客さんが減った場合のシミュレーションをしていると思います。どのような対策を取ろうと考えているのか。

そして、次に行きます。JOGMECから開示された書類によると、不採択理由として、地熱については、円滑に導入するための地域と共生した開発が必要で、中長期的な視点を踏まえて持続可能な開発を進めていくことが必要とうたわれている。開示請求した書類の3番目は黒塗りでした。4番目も黒塗りの部分がありましたけれども、指宿のこのような状況の中で地熱発電を進めるならば、本年度はもとより、中期と長期的視点からも事業の円滑な遂

行は困難と認めざるを得ない。以上のとおり、本件申請について不採択相当と判断すると記載されています。そして、平成30年10月22日の不採択通知を受領していますが、不採択解消のためにこれまでどのような取組をしたのか。JOGMECの部長さんは、平成28年11月に行ったアンケート結果は、不採択になった時点で無効ですと言われました。地域住民との共生というのは、指宿市民を対象にしていますが、平成29年度以降、地熱開発についての説明会を何回開催し、参加者はどうだったのか。この前の議会で8割の方が同意を得ているという答弁もありました。私はびっくりしましたので、JOGMECにアンケート結果をもらいました。そして、アンケートの内容は、今回の専門家による説明会で、地熱発電の理解が進みましたか。次に、今回の専門家による説明会は、地元での合意形成に有益な機会と思いましたが。3番目に、専門家の説明時間は適切でしたか。4番目に、今後もこのような機会があれば参加しますかという四つの項目でした。そして、今後も参加したい、理解したという声であって、地熱発電に合意したということはないと、このことをして、コメントもあります。同僚議員には私のペーパーを何人か渡してあります。実際ですね、本当にびっくりするようなアンケート結果をもらって、こちらがもらわなければ合意だったということになっていくんですよ。JOGMECのこれまでの御指導をどのように捉え、約10か月でどのようなことをしたのか。市民の共生を図るための努力は、どのようだったのかを伺います。

**○副市長（佐藤寛）** 共同事業体の件についての御質疑ですが、先ほども答弁いたしましたとおり、坑井については市の管理、そして、蒸気は市が事業者に供給義務がある。そうした意味で共同の事業を行う者として捉えているということでございます。実際には、坑井管理については、ノウハウを持っている九州電力の方が行っていただくということになって、そういう提案を実際に受けております。九州電力の方で調査、そして、技術支援を行って、坑井の管理も行う。仮に蒸気供給に支障が出たとしても、市へのペナルティは発生しないということで説明を行ったところでございます。将来の坑井改修費につきましては、発電事業者となります九州電力は、管理経費として財源を積み立てて、その中から拠出することになります。そうした視点から、市の一般財源で負担するリスクはございませんというふうに説明会でお話したところでございます。

**○総務部参与（中村孝）** 御質疑をたくさんいただいております。その中で多分、答弁漏れがあったら御指摘をしていただきたいと思いますけれども、まず私の方からは、平成29年度以降、市民に対して説明会等を何回したのかというようなことがありました。平成29年度以降でございますけれども、平成29年7月13日に市長と語る会、これについては山川文化ホールで70人。29年の9月25日、市長と語る会で、これは中央公民館ですけれども、27人。29年9月28日、市長と語る会で利永の集落センターの方で32人。オーナー会でありますけれども、湯山倶楽部でやっております。本年度、4月でありますけれども、4月に地熱の専門家による説明会で88名。それと、今回の8日・9日という形で、説明会を2回ほど開催をしてきていると

ころでございます。

それとあと、それ以降、取組をどういうものを行ったのかというようなことがございました。昨年のJOGMECの助成金不採択以降になりますけれども、4月10日にJOGMECの制度を活用しまして、地熱開発専門家による地熱事業説明会を実施しております。さらに、開発地域の地元である福元区からの方の要請も受けまして、区民に対して説明会を4月25日に開催をしているところでございます。その後、市議会に対しまして、区役員9名の連名による地熱開発に伴う調査井掘削の早期実現を求める陳情書というものが、区民559名の署名簿を添えて提出されておまして、市議会においてもこの陳情書を採択しているところでございます。

それと、アンケートの部分がございましたけれども、4月10日に開催をしましたJOGMECから第三者の立場で派遣された地熱専門家や職員による説明会について、職員による説明会につきましては、本市の地熱の恵み活用プロジェクトの意義や概要と併せて、進め方等についても説明をさせていただいております。これまで本市の地熱開発事業に関して寄せられた疑問や質問を取りまとめて、JOGMECのアドバイザー委員会にて分析をしまして、地熱専門家が温泉、環境影響、貯留層の管理、その他等に大きく分類をしまして、市民に分かりやすく説明する形で行われたところでございます。また、本事業の疑問等につきましても、参加者からの質疑等に答弁する形で開催されたところでございます。したがって、アンケートの結果につきましては、地熱開発事業として本市の地熱開発事業に対する疑問等への理解についても、理解が進んだ、あるいは合意形成に有益な機会になったものと認識をしているところでございます。

**○議長（福永徳郎）** 3回目で、まとめてやってください。

（発言する者あり）

**○議長（福永徳郎）** 答弁漏れがありますか。もう1回。

（発言する者あり）

**○議長（福永徳郎）** 覚書の部分ですね。覚書はどうなっているのかというところの答弁です。

**○副市長（佐藤寛）** 覚書という項目ではございませんけれども、現在、本市と九州電力において、本プロジェクトに関する協定書を締結することとしておまして、現在、決裁、押印等の段階までいって、手続きを双方で行っているところでございます。

**○19番議員（新川床金春）** 九電本社がですね、蒸気供給におけるリスクについて、承諾をしているということじゃなくて、今後するということみたいでした。平成28年5月に開催された議員懇談会の場で、九州電力地熱開発部長の話では、私が市民が負担をしない方法はないんですかと話したときに、大分県の九重町がNEDOが掘った井戸を使って5kwやっていますと。売上げが1億以上あるんですけれども、維持管理として少しもらって、1億程度支払っていますと言われたので、指宿でできますかって、それはできますよと。指宿市の方が要

請すれば、できないことはない、できますということでした。ですので、私と同僚議員で九重町に行って覚書をもってきました。そして、担当者とも話してきました。市民の負担、九重町は町民ですね、の負担があれば、私たちはしませんでした。実際、井戸の管理に対してリスクがあるので、NEDOが掘った井戸はFITがなければ使えなかったと。FITがあって、どうにか使えるんだけれども、九電さんのおかげで税収が増えて良かったということでした。実際ですね、今まで副市長は、市民のリスクがあれば、この事業はやらないと言っているんですよ。九重町ができたから、指宿が覚書をお願いすればできると、九電は28年5月の時点で、それも担当部長が指宿市議会の議員控室に来て説明しているんですよ。もうそれから3年ですよ。いろいろと問題があり、この事業をうまく進めるならばですね、覚書、しっかりと見せて、議員、市民、全てに情報を開示して、こういうことで市民の負担はありませんよとやるべきなんですよ。ですから、私は今、さっき言ったのは、九電本社が役員会を開いて承認しなければ、職員が単独で決めたことはただの戯言ですよ。九電さんが責任もってしますよと言った言葉を、9日に来てた新聞社、録画していると思いますよ。録画か録音。その言葉を聞いた市民も、市の負担がなかつたらよって、やらんかよっていう人もいました。だけど、九電さんの覚書があって、それで安心できればなということをお私言いました。ですので、九電さんの覚書は、この事業をする前に、議会で採決する前に取り付けるべきだと思います。九重町もそう言いましたし、九重町は、それがなければさせなかったということでした。ですから指宿も、試掘でしょうけれども、それが生産井に代わっていくんですよ。ですので、試掘だろうけれども生産井に代わるので、ここを覚書をお願いしますと。九電の社長さんの印鑑を付いたものを議会に提出していただだけませんかでしょうか、お願いします。

それと、先ほど山川発電の分析表のことを言いました。実際ですね、職員がヒ素、重金属が山川発電所にはあるので、直接供給はできないと答弁してる。だから、還元井でやっているんですよ。ですから、心配なのは、それが漏れたときどうなるのかっていうことなんですよ。先ほども言いました、メディポリスエナジーはですね、しっかりとしたペーパー1枚、項目、計量の結果ということで、平成28年5月24日採取と書いてあります。測定年度、そして、不凝結ガスの割合及びその成分、熱水成分と、しっかりとしたものをやっています。そして、ここに取り扱いには気を付けてくださいということですので、議会でもらって以来、今日まで私のところにファイルでずっと寝ていました。しかし、いろんな説明する中で矛盾を感じたので、取り出してきました。メディポリスができるんだったら、九電さんでもできるんですよ。そして、JOGMECの西川部長が言いました。それは出すべきだよ、出さないこと自体がおかしいと言われました。説明会の場でも私は言いました。市民が安心するためには、いいことも悪いことも全て市民に開示し、それで市民の合意形成を得てやるべきだということですよ。再度、聞きます。山川発電所の温泉の成分分析表は市役所に届いているという

ことは、副市長がこれまで言っています。それを九電さんに電話して、開示していいですか。メディポリスエナジーは開示しているので、市民を安心するためにできないか、再度お願いして、できないのか。もし、できないということは、何かがあるから九電さんが開示しないんですよ。心配事があるんですよ。そう、市民は取りますよ。できないのか伺います。

あと、JOGMECが不採択にしてからいろいろやってみたいです。5月23日、私が伺ったときに、4月10日の専門家の説明、ありがとうございますということを言いました。そして、4月26日、山川の福元区だけ、区の人だけの説明会を行って、隣の地域の人たちは入れなかったそうですよ。え、そんな説明会あるのと、部長さんは驚いていました。指宿市には4万人の市民がいるんですよ。4万人を対象にしない限り、共生した地熱発電はできません。先ほど部長が、陳情が出て採択されたということです。それは、大変貴重なことだと私は思います。しかし、指宿市民は4万人います。4万人を対象にして、逆にこの事業を進めるならば、住民投票をして市民の合意を得るべきじゃないのかなと思います。こんなに市民が、市長が9日に、市を二分するような状況だと言いました。それは、心配する方が多いということです。ですので、住民投票を行って、その結果をJOGMECに提出するべきじゃないでしょうか。そのことについても伺います。

**○副市長（佐藤寛）** 契約の件についてでございます。九州電力と本市の間において、本プロジェクトに関する協定書を締結するという事で、内容を詰めておまして、その中の項目として、九州電力は、指宿市が負担する構造試錐井掘削及び温泉モニタリングに関わる費用については、指宿市が支出した費用から国の助成金を差し引いた金額を指宿市に支払うものとするなど、そういった内容をしっかりと盛り込んでおり、現在、協議が整った状況でございます。そういうことで、決裁、押印の段階を踏まえるということで、その手続きを今、待っている状況でございます。

**○総務部参与（中村孝）** 九州電力の覚書の話がございましたけれども、まず、九州電力とのですね、現在の状況というか、体制について、ちょっと説明をしたいと思っておりますけれども、本市の地熱の恵み活用プロジェクトの推進については、将来にわたって持続可能な秩序ある地熱の活用を行うため、公募型プロポーザルにより、地熱を活用した発電事業者を選定し、市と発電事業者が一体となって実施するものであるということでございます。その中で、本市の地熱発電事業については、現段階では、まだ調査事業の段階であり、構造試錐井掘削を行って、噴出試験や地熱水の成分分析、還元井設置の検討をする坑井評価等の結果を総合的に評価して、実際に事業化が可能であるか判断するものであります。もし、事業化の可能性がない場合には、地熱発電事業は実施できないところでございます。したがって、現段階においては、九州電力の役割としては、調査事業として実施する構造試錐井掘削に係る技術的支援、発電事業の検討、地域振興策の検討、提案について、市をサポートする役割となっているところでございます。その関係もありまして、現在、協定書の方を結んで、その役割

を確認しているところでございます。議員の方から覚書というようなものがございましたけれども、昨年の議会の方に覚書の部分を御説明をしましたけれども、それについては事業化が可能になったときに覚書を結ぶ予定にしておりますという形で御説明をしているところでございます。それとあと、九重町の方でそういう覚書があったということでございましたけれども、九重町につきましては、九重町の方が調査事業を実施しているのではなくて、既に国が行っていたその井戸を譲渡を受けて、採算性のシミュレーションも終わってからの覚書の締結でございますので、本市の状況と異なっているところでございます。本市としましては、事業性が可能となって、そのときに正確なシミュレーションというのも出てくると思われますので、その時点ではしっかりと覚書を結んでやっていきたいという形で考えているところでございます。

それとあと、福元区の方で説明会をということでございましたけれども、これにつきましては、4月の10日、山川文化ホールの方で説明会を行ったんですけれども、そのあと、福元区の方から要請を受けまして、区民に対する説明会を行ってほしいということで、4月25日でございますので、我々はその区民のいる中に出向いて行って、説明をしたということでございます。

それとあと、市民説明につきまして、市民全体でというようなこともございました。地熱開発事業につきましては、これまで地元地域や各種関係団体、また、12小学校区で行った市長と語る会など、平成28年から30数回開催をしてきているところでございます。さらに、広報いぶすきの特集号や市ホームページ等でも広く周知をしているところでございます。そして、この間行いました説明会につきましても、会場、回数ということではなくて、地熱開発事業について賛成や反対など様々な御意見をお持ちの方がいらっしゃいますので、市民や各種関係団体等にも広く呼び掛けまして、多くの参加者が一堂に会して様々な意見を広く議論していただくために、地域を限定せずに、市内の2か所で市民全体の説明会を開催したということでございます。

**○市長（豊留悦男）** この地熱の問題については、多くの市民に理解を得る必要があるのは当然であります。市としましても、市民会館等で市民を対象に、専門家を呼んでの計画をいたしました。予算も計上しましたけれども、残念ながら認めていただけませんでした。それぞれの場合で、この地熱については理解をいただくような場をもってきたのは事実であります。そういう意味で、私どもとしましては、この地熱の恵みプロジェクトというのは、市の振興計画でもパブリックコメント等をいただきながら、事業として市議会の皆さんには計画の中に盛り込んだことを認めていただきました。それから、環境の、いわゆる、市の2次計画の次にマスタープランの中にも同じような件を入れさせていただきました。いずれも、この議会の承認を得て、この事業というのは、なったわけでありまして。そして、まち・ひと・しごとプラン、地方人口ビジョン、それに基づいて練り上げたものが、この地熱の恵みプロジェク



トであります。議会から指摘されたことは、その都度、解決の努力をしてきたのは事実であります。残念ながら、それも十分理解されず、いろんなことがSNS等で拡散されて、この事業というのは混迷を極めたところであります。しかし、この様々な意見についても、事実関係を明らかにしながら、私どもは丁寧に進めたということは、お分かりいただきたいと思っております。

**○議長（福永徳郎）** 次に、前之園正和議員。

**○13番議員（前之園正和）** 先の質疑者と一部重なる部分があるかもしれませんが、疑問は更に残っておりますので、そのことを踏まえて質疑をしたいと思っております。

議案第58号、補正予算（第4号）の主な内容は、企画費4億8,492万4千円で、構造試錐井に係る委託料や工事費、温泉モニタリングに係る委託料などであり、いずれも地熱発電事業を推進するための予算措置であります。そこで、地熱発電事業の計画と進捗はどのような状態にあるかと言え、紆余曲折を経ながら進めてきたが、平成30年10月に国の助成金が不採択になったということであり、JOGMECが示したその理由は、地域との共生、すなわち、市民や関係者との合意の問題、そして、中・長期的見通しの問題でありました。そうであるならば、改めて地熱発電計画を進めるにしても、JOGMECが不採択の理由とした2点、地域との共生の問題、そして、中・長期的展望の問題をクリアしてからでなければなりません。そこで伺います。平成30年10月に国の助成金が不採択になって以降、不採択の理由とされた2点について、どのように働きかけや対策をしてクリアしたのか、あるいはクリアしていないのか、具体的にお答え願いたいと思っております。

次に、最初の発電事業者と再公募における発電事業者との関係についてです。すなわち、最初の九州電力とセイカが組んだ事業体と、九州電力単体の事業体、再公募ですね、はどういう関係なのかということ。継承関係があるのかないのか、たまたま九州電力が双方に入っているにすぎないのか。仮に、継承関係があるとすれば、それは公募条件なりで事前に告知したのかどうか伺います。

次に、本議案は、改めて地熱発電事業を推進するための財政措置であります。九州電力との間において、日程的にはどのように進めるのか。その他、生じる財政責任はどのように分担するのか、リスク分担はどのようになるのかなど、具体的な部分について協定書なり、覚書なり、何らかの文書としての取り交わしがあるのかどうか。通告をしてあるわけですが、先の質疑に対する答弁の中で、今、準備中だということでありました。そこで、本来なら協定書が先にあって、これでやるんだということで、ことが進んでいくべきではないか。現時点においては、協定書はない下で予算措置がなされるということ。そのようなことについて、どのように考えるか、以上、伺います。

**○総務部参与（中村孝）** まず、JOGMECとの不採択以降の市の取組について御説明いたしますけれども、先ほども御説明をしたところでございますけれども、不採択以降に、本年4

月10日にJOGMECの制度を活用して、地熱開発専門家による地熱事業説明会を実施しております。さらには、開発地域の地元である福元区からの要請を受けて、区民による説明会も開催をしているところでございます。また、全市民を対象にした地熱発電事業に関する説明会も先週、2会場で開催をしたところでありまして、市民の不安や疑問を解消する説明を行い、地熱開発事業の正しい理解に努めるなど、地域との共生について市民の理解を深めることができたと考えているところでございます。

それと、発電事業者の関係で再公募における発電事業者との関係でございますけれども、今回、再公募という形で新しい発電事業者を再公募したわけでございますので、関係性はないところでございます。よって、継承関係の部分についても、ないということでございます。

それと、九州電力との関係の協定書の部分でございますけれども、今回、この地熱調査資源の開発調査費については、本市と九州電力において、地熱の恵み活用プロジェクトに関する協定書を締結することとしており、協定書を協議いたしまして、今現在、九州電力と決裁、押印等の手続き等を双方に行っているところでございます。この部分につきましては、企画提案という形で九州電力の方から企画提案がございまして、その内容で事業者として選定をしております。その内容に基づき、これまで協議を行ってきて、ようやく協議が整ったということで、今現在、協議の決済ということでございます。

**○13番議員（前之園正和）** JOGMECが不採択にしてから以降、3回の住民説明会を開催したということ、4月10日、山川文化ホールで行った地熱専門家による地熱開発説明会。そして、先般の8月8日と9日に山川図書館となのはな館で行われた地熱の恵み活用プロジェクト説明会です。私は、4月10日と8月9日に参加しましたが、4月10日では、環境への影響などいろいろな懸念が出され、それなりの回答はありましたが、そもそも案内チラシにありますように、プロジェクトの説明と地熱開発の専門家をお招きし、第三者の立場から説明していただくというものであり、市の計画に対して賛否を問う場とはなっておりません。発電事業はこのようにして行くと、技術的にはこういう内容だというようなことが中心だったかと思えます。この4月10日は、今、言ったように、市の計画に対して賛否を問う場ではなかったということについて確認してよろしいでしょうか。まず、それが一つ、伺います。

それから、次に、8月8日と9日についてです。私は、8月9日に参加しましたが、市長は、9日の説明会の冒頭挨拶の中で、地熱発電計画は市を二分するような事態になっているという趣旨の発言をしました。これは間違いないでしょうか、伺います。

それから、9日の内容についてです。この日も環境への影響など懸念する意見が出されました。時間の関係もあり、基本的には、1人1回だけの発言ということで進行がなされました。市の計画に対して賛意を示す発言もありましたが、いろいろな懸念に対する質問については、質問に対して答弁がなされるだけという形で、再質問の機会が基本的になく、同意が

進んだかどうか確認する場でもありませんでした。そこで伺いますが、8月の8日、私は行っていませんが、相当荒れたというふうに聞いております。荒れたというのは、反対や懸念する声が非常に多かったということじゃないかと私は思うところではありますが、この8日と9日の説明会で、市の計画に対して同意が進んだという客観的根拠になるのかどうか、これは理由も付けて答弁をお願いしたいと思います。

それから、これまで市民に理解を求めてきた努力ということに関係して、先の質疑者の答弁の中で、これまでも30数回説明会をしてきたということも挙げられました。これは、回数が正確に30数回かどうかは別にしまして、たくさんやってきたというわけですが、30数回やった、それを受けてJOGMECに申請をしたら不採択になったというわけですから、この30数回を市民の合意形成の根拠とすることには間違いと言わざるを得ません。

それから、九州電力との協定の関係では、熱源供給にトラブルが生じた場合の責任の所在やペナルティの有無をはじめ、ありとあらゆることを想定して取り決めなければならないのではないかと思います。基本的には、熱源としての蒸気を買って年間5,000万の蒸気料金を受け取るわけですが、蒸気の提供ができなくなっても市へのペナルティは発生しないと9日に示された書類ではなっております。これは、蒸気が確保できなくなっても、あるいは生産井の掘り直しが必要になっても、将来において市の財政的負担は生じないという意味でしょうか。また、それは、今、準備中だと言われる協定書、決裁と押印をするだけということですから、文書はできあがっていると想像されますが、協定書の中ではそのようなことが含まれているのでしょうか。

それから、今、決裁と押印がこれから残っているということですが、本議案が仮に可決された場合に、本日付で財政措置は可決されるわけですが、可決された場合に予算の執行時期に関してですが、協定書を待って執行するのか、それとも、協定書の完了は関わりなく予算執行するという考えになるのか、その点についても伺っておきたいと思います。

それから、継承関係については、関係性はないということでした。継承関係はないということでしたので、最初は九電とセイカが組んだ事業体、再公募後は九電の単体ということで、たまたま九電は双方に入っていますが、継承関係がないということですので、不採択になる前に準備された関係、九電とセイカとでやってきたいろいろな資料、それから、書類的なものがあるのではないかと思いますのですが、継承されないということは、今度、九電がなすべきものについて、以前、九電とセイカがやったときにこういう結論でございましたと、こういうふうに把握をしておりますということは根拠に出てこないということになると思います。確認してよろしいでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** 4月10日の説明会でございますけれども、第三者の立場で地熱専門家による職員の説明会ということで説明をしております。その中で、本市のプロジェクトについても説明をしたということで、このアンケート結果の部分については、直接賛否の部分

問うものではございませんけれども、指宿市の地熱開発事業及び地熱の部分について理解が進んだということで、これまでそういう地域の皆さんの理解をもっと深めなさいというようなJOGMECの御指示もございましたので、そういう関係で説明会を開いて市民の理解を深めていったということでございます。

それとあと、賛成、反対が割れている中で地域の共生というものでございますけれども、8月の8日・9日の説明会につきましては、2会場で166人と多くの市民の参加をいただき、参加者からは、環境や既存泉源への影響に対する質疑が多く寄せられたところでございます。出された質疑に対しましては、市、あるいは本市の発電事業者である九州電力から丁寧に説明をさせていただき、より理解が深められたものと考えているところでございます。

それとあと、そのときの説明会の進行の部分でございましたけれども、多くの方々の意見を聞いて、その意見をですね、整理しながら、会場にいる皆さんの方に分かりやすく説明した方が、市民の理解を得られるというような形で、2日目につきましては進行をさせていただいたということでございます。

それと、協定書の部分でございましてけれども、現在、8月14日に九州電力と協定書の内容を確認して、現在、押印の作業中ということでございます。内容につきましては、地熱調査等により、これまで費用等については、もしできなかった場合であるとか、そういうものについてはですね、当該プロジェクトが中止になった場合とか、甲乙、それまでに要した費用については、各々で負担をするというような内容になっておりまして、それ以後の事業が可能になった場合については、改めて協定書、覚書を結んでいくという形でしているところでございます。予算の執行につきましては、この協定書を直ちに決裁が終わったら、この決定書が有効となるわけでございますけれども、予算については、協定書をもってですね、予算の執行ということになるところでございます。

それとあと、継承という部門でございましてけれども、今回、改めて地熱発電事業者を再公募して、今回、九州電力という形になりました。九州電力につきましては、これまで山川ヘルシーランドで、これまで調査事業というものも実施をしてきておりましたので、その内容と同じ内容のものがございまして、その内容と変更があった部分については、変更の部分を説明していきますけれども、その内容と同じものもありますので、その内容の部分については、同じ事業でございまして、引き続きその内容で実施していく形になるところでございます。

**○市長（豊留悦男）** 市を二分するという表現、確かに私はいたしました。正確には議会を二分するというべきだったろうとも思っております。しかし、一人ひとりの議員にはそれぞれ支持してくれた方々がおります。つまり、議会が二分するようなこの事業というのは、当然ながら皆さんを支持してくれた方が1千人なり800人なり1,300人なりいるわけですので、その市民の声を代表して、皆さんは議会でいろいろ意見をし、市政を正しているわけですの

で、私は、この議会の現状を見て、市民が、いわゆる二分するような、そういう事業であるという判断をしたわけでありませう。

**○13番議員（前之園正和）** 4月10日の第三者の立場からの説明ということについては、賛否を問う場ではなかったということについては、明確に言われました。4月10日については、そういうことですね。賛否を問う場ではなかったということでした。

それから、地熱発電は市を二分するような事態になっているということについては、正確には議会を二分ということではなかったけれども、言っている内容は同じでありました。

それで、8月8日と9日の説明会で、先ほども言いましたように、時間の関係があるので基本的に1人1回にしてくださいと、より多くの人の声を聞きたいのというようなことだったと思うんですね。ですから、環境、その他に対する懸念の質問が出たときに、市の方から、あるいは九電の方からもでしたかね、それなりの答弁がなされましたけれども、これはどうなってるのという再質問はなかったわけですので、質問があり答弁があったというだけですね、理解が進んだという根拠にはならないと思うんですね。これは、言えば消化不良とでも言いましょうか、お互いの主張が、違う意見が双方あったということが出ただけではないか。それを8日と9日の説明会で理解が進んだというのが今の答弁であります。私は実は9日の日に、全体の会が終わってから、市長は参与のところにおいて、意見というか、それを求めたんですが、9日の日の冒頭に、市長は、市を二分するような状態になっているのが地熱発電だとおっしゃったと。しかし、9日から言わせれば昨日と今日ですね、を経て、この理解が進んだという考えなのか、それとも、その日の冒頭に市長が言われた、市を二分するような状況ということに変わりはないのかと、私は参与に伺いました。そしたら、副市長なり市長に相談することなく、即答で理解が進んだという解釈だというふうにおっしゃいました。副市長なり市長と相談をしてですね、ということでもよろしいでしょうかでいくんだしたら、それはそれとして、また別の道があるわけですがけれども、即答されたということはですよ、8日、9日を過ぎればもう理解が進んだという路線で行きましょうということが確認されているということじゃないですか。そうじゃないと、こういう重要なことをですよ、参与と言えども単独で即答できるわけじゃないんですよ。そういうことになっているのではないか。ましてや、私は参加しなかった8日については、そういう状況で、とても理解が進んだという状況とは私は聞いていないですね。それでも、8日・9日で理解が進んだということでした。そして、先ほど答弁の中で、市を二分するような状況になっているということで、理解が、4月10日のことでしたかね、10日、これはJOGMECを含めて関係者が中心に話したわけで、JOGMECがアンケートの結果を集約しているわけですね。先ほどの質疑者からもありましたけれども、理解が進んだということについての%は8割なのもありですね、進んだ、あるいはどちらかと言うとも含めてですね、ということであって、賛成だということじゃないと。そのことについて、今も答弁なさいましたよね。理解が進んだという集約で

あって、賛成したという集約でないというのは今の答弁にもありましたよ。それを根拠に理解が進んだという言葉ではありますけれども、合意を得たという同義語でなぜ使うんですか。

それから、継承関係にはないと言いながら、九電、セイカでやってきたことと同じ内容があるのであれば引き継いでやると、足りない部分は改めてやるというようなことでした。それを継承と言うんじゃないですか。前調べたらこうだった。九電とセイカの両方が事業体だったときにいろいろ調べた、その内容がこうだ。事情が変わらないので引き継ぐって言うんでしょう。それを継承って言うんですよ。なぜ、継承しないというふうに答弁するんですか。おかしいんじゃないですか。

それから、その協定書のことですね。今日、可決されても協定書が正式に合意に達してから予算執行はされるということでありました。それは当然だと思います。しかし、問題は、議案として本日出す前に協定書は確定しておくべきじゃないですか。そして、こういう内容であるということを示して、事業を進めたいなら進めたいということで本議案が出てくるというのが当然じゃないですか。まだ、何がどう約束されるかも示さないですよ、議会に、それで予算だけは認めてくれというのはおかしいんじゃないかと。議会に対して判断材料の一つとして重要なもの、それが協定内容じゃないでしょうか。そして、今後のことについても、8日と9日の言っている内容が違うんじゃないかという話がありましたが、生産井の掘り直しとか、その他生じた場合にですね、熱源が供給できない場合、どうするのかと。リスクは、言えば、折半をするというのが8日だったと、端的に言えば、9日は、いや九電が浴びるので市にペナルティは発生しないと。違う答弁したがどうなっているんだというふうに、先の質疑者が出ましたが、今もちょっと全部をメモすることができなかつたんですが、各々分担をしてリスクを九電と分け合うみたいな話だったんじゃないですか。また8日の説明に戻ったんですか。全く不可解でならないんです。以上です。

**○総務部参与（中村孝）** まず、再公募して九電に決まったわけなんですけれども、その継続性というようなことでございましたけれども、あくまでも実施主体は指宿市でございまして、いろんな許認可の関係につきましても指宿市、それをサポートする九州電力ということでございます。今回、九州電力とセイカの方が前回、発電事業者という形でおりましたけれども、調査事業の部分につきましては、九州電力が中心になってやってきておりました。九州電力が再公募により新しい発電事業者となったわけでございますけれども、九州電力と同じ会社でございまして、同じ技術、提案というようなものをしてきておりますので、市としては、その技術提案を同じ内容で進めていきたいというところでございます。

それと、市民の中に反対や心配をする声があることは承知をしているところでございます。その中で、昨年の不採択以降、そのような声に丁寧に応えるべく、説明会等も実施をしているところでございます。この間の8月8日及び9日の部分につきましても、先ほども言い

ましたけれども、前日の説明会の進行等の反省も踏まえまして、何でも言いたい放題にするのではなく、参加者の中にはいろいろな御意見をお持ちの方がおられますので、多くの参加者の意見を聞いて、その意見を整理しながら丁寧に回答することで、参加者の疑問を解決して、あるいは、少しでも理解が深まれるような会の進行をしております、市及び九州電力の方で、その疑問については丁寧に答えさせていただいておりますので、理解が進んだものと思っているところでございます。

あと、協定書の部分でございますけれども、先ほども言いましたけれども、もう協議が整っております。この協定書の中身については、企画提案という中に盛り込まれた部分でございますので、その部分を協定書という形で締結をして、予算につきましても、国の助成金を除いた部分については、九州電力が負担をするということでございますので、その協議については整っておりますので、予算についても、協定書の方の決裁、押印が終わった段階で有効という形で考えているところでございます。

(発言する者あり)

○議長(福永徳郎) どうぞ。

○13番議員(前之園正和) 協定書は、もうすぐできるということではありますが、私が先ほど伺ったのは、その中で協定書が整い、その内容を議会に示して、そして、本議案を迎えるべきではなかったかというふうに思うわけですが、その点の答弁がありません。

○総務部参与(中村孝) 協定書の部分でございますけれども、前回のときもでしたけれども、この協定につきましても、今回は、指宿市と九州電力という形で協定書を結んでいるところでございます。契約については、調査事業ということで、今回、その費用の部分について盛り込んだ部分でございます。この協定につきましても、また、議会の方にもお示しをしたいと考えているところでございます。

(発言する者あり)

○議長(福永徳郎) 質疑の意味は分かってますよね。ちょっと・・・。

(発言する者あり)

○総務部参与(中村孝) 協定書の部分については、基本的な部分でございますので、これについては必要はないと考えておりますけれども、その費用の部分について、詳細に覚書を結ぶということもしておりますので、その覚書については財源的なものもございまして、議会の方にもお諮りをしたいという形で考えております。

(発言する者あり)

○議長(福永徳郎) 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩	午後	0時12分
再開	午後	1時08分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 井元伸明議員。

○10番議員（井元伸明） 先ほどの質疑とちょっとダブるかも分かりませんが、大事な部分です。あえて私なりにお尋ねをさせていただきたいと思うんですが、これまで、指宿の市議会においてはですね、豊留市長は、指宿にとって本事業はノーリスクであると言い続けてきておられます。さらに、還元井は掘らないと、指宿市議会では明言をされている状況であります。先ほどの話を聞いておりますと、説明会の中でとか、8月の8・9日のですね、その中で、佐藤副市長においては、指宿市と九州電力が合弁事業をつくって、共同事業としてやっていくんだというようなことも説明をされているようでございます。そのような状況からですね、今後、指宿市において、どれだけのリスクがあるのか。そこら辺りをですね、ちゃんと協定書なり、覚書書を作ってやればという説明の中で、ほぼ協定書は合意の段階に達していると。あとは決裁待ちの状況であるという説明をしていただきましたけれども、私はですね、せっかくこの臨時議会を開催して、我々議員に信を問うのであればですね、ちゃんと協定書なりを提示していただいて、こういう内容で事業を進めていきたいということでやるのが本筋ではなかろうかと思えますけれども、その辺りについて。説明の中では今月中に、また、JOGMECに対し、再度助成金の申請を行いたいということもありますので、もう時間も限られているからこそ、こういう時期に臨時議会を開催したのだらうとは思いますが、我々議会に、議員に対して判断を委ねるのであればですね、この協定書なり内容をしっかりと明示をしてすべきではないのかと思うんですけれども、その辺りについては、先ほど説明があったように、事業を開始する、可能になった時点でですね、いろいろとつくるとか、内容を変更するとかいう説明もありましたけれども、事業が始まってからですね、この協定書、覚書の内容を変更するっていうのは、とにかく指宿市に対して、事業者に対して、リスクがいろいろ出てきてからの覚書、協定書の変更はなかなか難しい状況だろうと思うんですよ、一般的にはですね。こんだけの、何億円の、4億、5億円。最後の事業費、発電までいきますと、相当な事業費に膨れ上がってくるだろうと思います。そういう協定書、覚書書をですね、なぜ、今日までに、臨時議会がある今日までに提示をできなかったのか、その理由があれば一つお示しをいただきたいと思えます。

○総務部参与（中村孝） 協定書の取扱いについて、いろいろと御質疑がございまして、今回の協定書というものにつきましては、今回、我々が発電事業者の再公募を行っております。その再公募の中で公募要項というものがございますけれども、その中に費用負担という項目がございます。構造試錐井掘削及び発電設備等の事業行為については、市費の支出は伴



わないこととすると。それと、発電設備を電力会社の系統に連携するために発生する工事負担とかその他については、発電事業者の負担において行うということの仕様書をもって、発電事業者を公募しているわけでございます。この仕様書に基づいて、九州電力の方が公募型プロポーザルでございますけれども、企画提案をやってきたところでございます。我々とすれば、その企画提案の中身にに基づいて、今回、その内容を確認するために、今回、協定書が出てきているところでございます。その仕様書に基づき、審査委員会の方で審査をして、その事業の内容であるという形で事業者決定をしておりますので、その内容について協定で確認をしているということでございます。あと、事業化になった部分については、事業化になって、そのときにまた改めて、その新たな協定書というものを結ぶということにしているところでございます。

**○10番議員（井元伸明）** 再公募をするに伴ってですね、いろいろな支出を伴わないようなことをやっていくんだという説明はありますけれども、先日の8日の説明においてもですね、還元井の管理は九州電力が指宿市から受託するとか説明をされたりですね、九州電力が井戸の受託管理をするということを説明されておりますけれども、ということは、いろいろな維持管理をするために費用が発生すれば、指宿市にもそれなりの負担があるんですよと言っている内容じゃないかなと私は理解しておりますけれども、こういう大事な部分ではですね、まだ開示できないとしながら、議会で、臨時議会で試験井の掘削申請をするための費用を4億幾らであるから認めてほしいというような内容であろうかと思うんですけれども、このようなことで、果たして議会の正常化というのは図られるのかな、どうかなと。我々は決してですね、頭から全てを否定しているわけじゃありませんのでですね、やっぱりさっきも市長が説明の中、ありましたように、市民を二分じゃなくて、議会を二分ということでの認識だろうと思うんですけれども、10対9でも勝ったら勝ちだということで、なんでもやっていけるんだという理解なんですか、市長。

**○市長（豊留悦男）** いろいろ、私の本意でない言葉もいただきました。掘削井を掘らないという、その件については、前後に言った言葉を是非もう1回見ていただきたいと思います。環境に影響がある、または掘ったことで温泉に影響がある、様々な環境問題で必要があったら掘らなければならないというのが前提にあるわけです。掘削井を、試験井を掘る段階で、この還元井に言及はしませんでした。それは、事業の趣旨からしてそうしたわけであります。

それと、あと一つ、様々な議員の思いをいただきました。やはり、私たちはこの事業というのは、既に事業当初から3年以上経過しているわけであります。そのときどきの議会の議論、そして、そのときの皆さんの同意というのはいただいていたと私は思っているから、今、こうして再度、この地熱発電、地熱の恵み事業というものは、やるべきだと判断をしているわけであります。是非、その辺のところは理解をしていただき、御指摘のあることについては、十分配慮しながらやらなければならないというのは当然だろうと思います。それ

は、議会、議員の意見、または質問の重さというのも十分分かっておりますので、その辺のところは是非信頼をしていただいて、この事業の推進に関しては、是非、同意をいただきたいというのが私の気持ちであります。

**○10番議員（井元伸明）** 今も説明がありましたようにですね、調査井を是非掘らせてほしいと。調査を掘った段階で、もし、いろんな問題があればすぐ止めますということも説明を何回か聞いておりますけれども、そういうのあればこそですね、協定書なり、そこでしっかりと結びながら、どういうリスクがあったら止めると、どういうことがあったら市じゃなくて相手側の九州電力さんに費用を負担していただくんですよというのをつくるのが協定書の一番の入り口じゃないかなと思うんですよ。それを提示もまだできていない段階でですね、予算を認めてほしいと。期限が今月一杯じゃないと申請に間に合わないということでありませう。まだ状況はですね、補助金の窓口でありますJOGMECでは、まだ不採択になった状態のままであろうかと思えます。今朝ほどからいろいろと質疑と答弁の中でも出ておりますけれどもですね、それなりに執行部は全て説明し尽くしたという話を説明しておりますけれども、特に8日の山川の説明会というか、の中ではですね、怒号が飛ぶような中での、いろんな激しい応酬がある中で説明会があったというふうに聞いておりますが、そういう状況でですね、期間的にもこういう状況の中で、まだ議会に対して、この協議内容も示せない段階で、なかなかこれは難しいのじゃないかと思うのですが、示せられなかったのか、その示せる状況じゃなかったんですか。もう1回、確認いたします。

**○副市長（佐藤寛）** 協定書の件でございますけれども、先ほど参与の方が答弁したとおりでございます、仕様書をもってですね、事業者を採択しております。その仕様書の中には、当然、その費用の負担の関係というのも当然うたい込んでおります。そうしたものを事業者の方は示して、私どもの方では採択したと。そこで一旦は契約というものは成立しているんだろうと、採択した段階で成立しているんだろうと。そのものをですね、書面をもってしっかりと協定書の形に落とし込むという作業を、今、やっているという状況でございます。現在の状況は調査井の段階の協定書で、調査井が終わった後に事業性の是非が問われると思いません。これでもし事業性がないのであれば、そもそも事業はやらないし、事業性があるのであれば、事業性に係る協定書を再度締結するという運びになると思えます。

**○議長（福永徳郎）** ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 新宮領實議員。

**○4番議員（新宮領實）** 8月9日のなのはな館の説明会におきまして、既得権者のうんぬんという、地熱開発に賛成する方々から、その権利を否定するような御意見がありました。既得権はもともと法律で守られた権利であります。私は、その権利を守らなければならない立場にあります。権利を守って差し上げた先に、地熱発電があると私は強く思います。

1回目の御質疑をさせていただきます。今回、4億8,492万4千円という補正が出されております。昨年の6月議会では3億9,130万5千円ということで、私は質問をさせていただきました。この9,000万円、なぜ増加したかという理由と、工事の内訳費。二つ目は、工事の内訳費。三つ目は、掘削本数は1本ということでよいか、お答えをいただきたいと思っております。

**○総務部参与（中村孝）** 今回、掘削の予算を計上させてもらいましたけれども、総額で4億8,492万4千円ということでございます。その中で、前回の予算から9,500万円ほど増になっておりますけれども、その理由としましては、工事管理費の追加、それと還元井を設置をするにあたり抗井の評価というものを、今回、追加をしてございます。それとあと、人件費、材料費等の単価増ということで、現在、工事請負費、建設事業単価の方も物価上昇等とか人件費等が増加をしてございます。その部分と、あと消費税率の関係が、現在まで8%でありましたけれども、10%で契約をしないといけないというようなものでございます。

あと、掘削工事費の内容でございますけれども、それぞれの事業費の部分はここに資料がございませんけれども、工事の概要としましては、掘削の1本を掘るということでございます。それとあと、土木工事ということで、敷地造成、取り付け道路の改修、水井戸の掘削というものがございます。組立機の組立工事費の櫓であるとか、そのような付帯工事費等がございまして4億8,492万4千円の予算計上となっているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 二つ目にまいります。モニタリングはどこがやるように考えていらっしゃるのでしょうか。改ざんは日常茶飯事と、今、国の中でも改ざんというのは、もういつでも起こり得るか分からないような状態でございます。市民感情として、第三者機関が妥当と思うが、どう思っているのでしょうか。

そして、二つ目に、その都度その都度モニタリング調査結果を公表するのか。

あと、私としては、今、仮噴霧試験の金額もお聞きしたかったんですけども、また増えて3,000万以上に仮噴霧試験も増えていらっしゃるんじゃないかなと思うんですが、それだけの金額が掛かるわけですから、仮噴霧試験は何日掛かると考えているか、お答えをいただきたい。

**○総務部参与（中村孝）** モニタリングの事業者決定の部分についてございましたけれども、モニタリングにつきましては、契約締結日から来年の2月20日までが工期という形で考えているところでございます。その中で、モニタリングについては、競争入札という形で事業者を決定していきますので、今、どこという形で事業者が決定しているわけではございません。

それと、噴霧試験ということでございましたけれども、噴霧試験の方については、掘削工事の方が、今回、契約が締結できたとした場合のスケジュールでございますけれども、工期としては、来年の2月を予定しておりますので、噴霧試験については、その2月ぐらいにですね、ちょっとスケジュールの方、今、詳しいものを手元にご覧できませんけれども、2月20日

までに工期を終えないといけませんので、2月の、多分、後半の部分で噴出試験を実施していく形になると思います。

(発言する者あり)

○議長(福永徳郎) 暫時休憩いたします。

休憩	午後	1時27分
再開	午後	1時29分

○議長(福永徳郎) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部参与(中村孝) 私どもが、今、工事の概要の中で仮噴気試験というものがございませう。その仮噴気試験の期間としては、噴出の測定というのが1日から2日で、噴出開始前にメーターを付けて測定をして、噴出の状況の変化を監視するというようなことになっているところでございます。そういう内容の仕様で発注をしていくということでございます。

○4番議員(新宮領實) 三つ目に移りますけれども、3,000万近く掛かる仮噴気試験にたった1日、2日でできるもんなんですかね。仮噴気試験というのは、やはり最低でも15日ぐらい汲み出していかなければ、噴霧試験というのはできないんじゃないですか。できるんですか、そういうのが。僕はできないと思っているんですけども。僕が一番大事に思ったのはですね、仮噴気試験をするとした場合に、汲み出した熱水はどうするのかということをお聞きしたかったんです、一つはですね。それは放流なのか、どこかに溜めるのか。120度ぐらいの熱水が出て、上がってくるわけですよ。普通、穴を掘って、そこだけにこう、そこに溜めていいのか。そこに誰かが落ちたらもう一発ですよ、120度ぐらいあるわけですから。だから、その件と、その処理はどうするのか。今、ヒ素とかそういうものはなんでもなくて入ってないとかいうお話でございますけれども、もしそれが入っていたときに、あとあとの処理はどうするのかと。県にも基準というのが設けられていると思うんですけども、何でも汚泥というのは処理をしながら処理していかなければならない。ましては多分試算としてね、時間50tの熱水が出てきたとしたときに、1日1,200tですよ。それは10日だったら1万2千tなんです。僕は、50tというのは低く見積もった中で、お話をさせていただいているつもりです。前に聞いたときに、6月議会か、9月議会ですか、聞いたときには、40tぐらいの熱水だというお話ではありましたが、事実、メディポリス辺りは70t近くが出てきているんです。ましてや、海岸縁の近くの所ありますんで、熱水も結構上がってくるんじゃないかなと、自分で判断した中で、その中間をとった中で50tという判断、言えば大体のそこぐらいじゃないのかなと思って、それでも低く見積もった中でこのお話をさせていただいているんですけども。もし、10日ぐらいかかったとき、1万2千tという熱水をどうする、どうして処理するのか。もし、ヒ素とかそういう重金属が入ったときには、どうするのかというのをお答えいただきたい。お願いします。

○総務部参与(中村孝) 調査井を掘削したときに仮噴霧試験というものがございませうけれど

も、試験で出てきた熱水については、タンク等で一旦回収をいたします。成分を把握後、浄水につきましても、噴出の際に汚泥も一緒に出てくるわけですが、熱水については、その掘削をした管の方に戻していくという形になります。汚泥の方につきましても、産業廃棄物という形で適正に処理をしていくということで聞いているところでございます。

それとあと、噴出試験の部分について、先ほど1日から2日という形で、噴出をするのは1日か2日でございますけれども、その流動の状況であるとか、スケールの生成の可能性等も検討する必要がありますので、その分析の評価も含めて、その期間というものは、1か月というものを予定をしているところでございます。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 東伸行議員。

○9番議員（東伸行） 議案第58号の補正予算（第4号）についてでございますが、今日、午前から縷々いろんな質疑等が行われております。要は、昨年10月にJOGMECから申請を不採択にされてから今日至るまで、また再開をしたいという思いで市長以下、執行部の皆さん、一生懸命やられてきたんだろうと思います。そのための条件と、要因として、4月10日の説明会であるとか、先般行われました8月の8・9の説明会であるとかで、合意を、ほぼ合意をなされたという思いで、再度、補助金申請を出されるというふうに理解しているわけですが、まずはその点について、そういう理解でよろしいでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 市民の中には、反対や心配をする声があることも承知をしております。昨年の不採択以降、そのような声に丁寧に答えるべく、説明会等も実施してきているところでございます。しかしながら、国の助成金を活用することで、市費を伴わない地熱開発を目指してございまして、助成の期限というものもございまして、今回、構造試験掘削予算を計上させていただいたものでございます。まずは調査井を掘らせていただいて、その安全性、成分等に問題がないことを検討しながら進めていきたいと思っております。今後、そういう地熱開発事業に対する市民の理解というものについては、あらゆる機会を通じて、そういう理解に努めていきたいという形で思っているところでございます。

○9番議員（東伸行） 今、聞いておりますと、試験井だから、それをやりながらというようなふうに聞こえますけれども、JOGMECとしてはですね、昨年不採択としたのは、これは始まったら、要は、この試験井が生産井に代わり事業が進んで行くということも思いながらですね、今のままでは良くないと。今の状況では市民の合意もなされていないという判断の下で不採択というふうにしたと思うんです。それからですね、そのあと、執行部として、市として、共同でやられてきた、それまでの九電さんも含めてかもしれませんが、なんとかJOGMEC側の懸念というものを払拭しなきゃいけないという思いで、どういうことをされてきたのかなというふうに私は考えるところでですね、ほとんどそれはされていないだろう

など、そういうふうに思います。だから、今回、また出したにしても、普通であれば、私が JOGMEC 側としてもですね、なかなかそれは採択して補助金を出しましょうというふうにはならないのかなと。先般の8月の8日・9日の説明会にしてもですね、8日の日、先ほどもかなり荒れたって話も出ましたけれども、それは怒号が飛び交ったり、説明会ではそういうこともあると思います。それはそれとして、その終わった後に、ここに当事者もいますけれども、本人としては言いにくい部分もあって、発言もしないんだろうと思いますけれども、市民のある人が議員の胸倉を掴んで、恫喝的な行動に出たと。それは目にしてなかったとおっしゃるかもしれませんが、市長も近くにいたと思います。他の職員の皆さんもいたと思います。そういった会をですね、少なくとも説明がちゃんといった、ある程度はその同意を得たという会にしていっていいんでしょうか。2日目は多分、そういうことも、反省も踏まえてですね、市長がきっちり仕切られたと、そういうふうに私は思っております。なるべくそういう方向にいかないようにということで、市長が自らやられたんだろうな。その8日の日のそういう行為をですね、市長以下職員の皆さんも、出席した方々はですね、知っていたと思います。その市民の方は外に出てからも、また、議員に詰め寄ってきたと。説明会場の中では、ある市民の方が、もういいかげんにせいということで止めに入られたって話は聞いています。会場の外に出てからののは、市の職員の方が止めに入ったと。そういう状況の説明会をですね、説明をしました、ある程度の同意は、合意は形成されましたと。多分ですね、JOGMECもこの状況は、何らかの形でもう知っていると思いますよ。そういうことを何らきちっと反省することもなく、その説明会の回数にちゃんとそれも数えて十分説明しました、そういうことで申請を出されるんですか。それを聞きます。もう答え、一言で答えてください。もし、今回申請を出して、再度不採択になった場合はどういうふうにするのか、どう責任を取られるのか、それをお答え願います。

**○市長（豊留悦男）** 8日の説明会、誠に説明会としては相応しくない雰囲気でありました。なぜそうなったのか、私なりにいろいろな反省をしております。まず、あの説明会。自分の主義、主張をその場で、主張する場でもなかったのではないかと思います。最初からそういう傾向がありましたので、私もそのことについては止めました。説明会というのは何なのか。自分の論を展開する場ではないはずであります。やはり、私たちは、これほど地熱発電で揺れる指宿というキャッチフレーズ、見出しで新聞等にも載りましたので、揺れる指宿を何とか平穏に、みんなの理解を得られる努力はしてまいりました。でないと、再度 JOGMEC に申請をするということではできなかつたはずであります。つまり、私たちは JOGMEC が許可をしなかったのは指宿だけだと、恥だろうというようなことを議会でもいただきました。恥であるとするれば、執行部もそうですけれども、議会もそうだろうと思います。お互いがその責任を負うべきだろうと思っております。それがどちらの責任であろうと、指宿としての在り方が問われているのが、この JOGMEC であります。実は、私も JOGMEC に

直接出向きました。そのときに言った言葉、私が来たのはこれを認可してほしいということで来たではありません。正しい判断をしていただきたい、ただそれだけです。記録が残っているはずですので、見てください。そうしましたら、第三者を使った反対、賛成だけではないでいただきたい。こう申されました。私もそれを望んでおります。第三者介入があったら、この地熱発電というのはうまくいきません。担当者の冷静な、そして、公正な判断をしてほしいということで行ったわけであります。ところが、事実はどうだったのでしょうか。JOGMECの判断も、非常に苦しかっただろうと思います。これを否決することで議会を混乱に陥れ、市民もますます揺れる指宿の一つの主役を担ってしまうかもしれない。となったら、行政にとってもマイナスであるし、今後の様々な事業展開においても大きな汚点を残すことがあるので、くれぐれも冷静な、第三者介入を排除して判断をしていただきたいとお願いに行ったわけであります。このことで、様々なことも質されました。例えば、この賛否の表決、その見方についてでもございました。私はそのときに、何回も申し上げました。統計というのは、見方によって変わるものだ。言葉が足りなかったかもしれないけれども、ある点、私どもはこれを、数値をごまかしたわけでもありません。そのことはちゃんと、このどちらでもない民意は何なのかという、大きな論評として新聞に書かれているとおりであります。私はそのときに、統計というのは、見方というのは立ち位置によって違うのですと、そのことで私はこの件については堂々と、議員の指摘があればそれを追加して統計はやり直さなければならない、報告はやり直さなければならない。そのことについても申し上げました。その次に、公約についても、いろいろな方から言われました。公約とは何ぞやということ。選挙広報に載っていないから公約ではない、ということではない。ここに書いてあります。私の公約という、各新聞に載りました。これが公約でなくして何なのかということ。公約というのは、公に約束することです。それが選挙公報だけに載せられない、たくさんの方があるわけであります。今回のいろんな選挙の中でも、公約を縷々調べてみました。やはり、この中に、疑義として議会で問題にあったことについては、関係者に丁寧に丁寧に説明をし、理解を求めました。私はこう書いてあります。この新聞の私の公約という、立候補を2人、対比してある公約であります。その中には、攻めの農水産業の振興、地熱の恵みを活用した新たな地場産業の創出、活気溢れる山川地域の振興という、私はこれを実行したいということであります。つまり、これはできないとなったら、すなわち根幹をなす指宿の施策が根底から崩れることであり、振興計画の見直しもしないといけない。様々なことに影響が出てくるのは必須であります。これは、私が繰り返し申し上げておりますけれども、この事業というのは、私が好きでやっている事業ではないということです。10年後、20年後の将来の指宿の人口を類推しながら、この事業というのは確実に必要だという、そういう確信があるからこそ、反対されても反対されてもやらなければならない事業だと私は思っておりますので、今回、否決されるような、そういうJOGMECへの申請はしないつも

りであります。

(発言する者あり)

**○市長（豊留悦男）** 私ども事業を推進し提出する立場として、否決されたらどうするのか。あくまでも今回は認めていただけだろうという、そういう確信の下で提出させていただきたいと思います。

**○9番議員（東伸行）** 市長のいつもの本当、すばらしい弁舌でございますけれども、市長がいつ、今、言われたような気持ちになられたのか、つい最近なのか、その前からなのか、その辺のところ非常に疑問に思うところです。この間の8日の日の話合いが始まったときから、もう大変な荒れようでした。それはもう、推進派、懸念派、反対派、双方です。推進派の方の言い方もすごい言い方でした。そういうことを市長が前から思われているんだったら、少なくとも自分を支持してくれている推進派の方々の言動というのは、本当に市長の言われるような、きちっとしたものでなければいけない。そのように私は思います。それは、市長が1人で思われているのかもしれませんが。周りの方が気が付いてないかもしれません。私は、ある職員の方に言いました。あれが始まってすぐです、8日の日に。こんなことをしていたら、また採択されないよと。それは、我々も反省する、議会が反省することはあるかもしれませんが。でも、市長が、今、言われたような思いが本当に届いているのであれば、少なくとも推進派の皆さんの言動はすばらしいものになっているはずですよ。その胸ぐらを掴んで食って掛かってくるような、恫喝するような人はいないと思います。私はすぐ外に出たので、その場は見てませんでしたが、本来ならば、市長はその場にいたんですから、その方を掴んで、何てことをしてくれるんだと。我々は一生懸命やっているのに、そういうことをしたら無駄になるじゃないか、というぐらい言われるのかなど。自分を支持してくれるのはありがたいけれども、そういうやり方では我々の思いは全然できない。外から見たらですね、そういう状況の説明会だったのか。最後にそういう恫喝までして、胸ぐらまで掴んで、議員の所に詰め寄って来たっていう話が、どんどん広がっていきます。本当にですね、本当に、本当にやりたいんですかと私は言いたい。先ほど市長は、私がやろうと思っているんじゃないというような言い方をされましたけれども、それは周りのこともあるでしょうけれども、やはり、市長自らが絶対やるんだという思いを言ってくれるのが普通かなと私は思います。私が言っているんじゃない、周りが言っているんだというような言い方でしたけれども。周りもともかくだけれども、私はこれに命を賭けてやりたいんだと。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○9番議員（東伸行）** ちょっと待ってください。もう3回目ですから、終わりますから。そういうのからすると、どうも市長の言動に関してはですね、今一つ、私はなかなか理解するっていうか、納得する部分がないのが事実です。その辺のことについて、市長、思いがあったら述べてください。



**○市長（豊留悦男）** 私は、次の日にいろいろ、8日の日にいろいろあった方には、直接話をしました。十分意見というのを聞けず、また、ああいう会になったことはお詫びしますと。その隣には、本市の議員も座っていたはずであります。8日の日にいろいろあった方にはそれなりに、その後のフォローはしなければならないと思ったからであります。結局、そういう場に私が居合わせたら、確実に止めたであります。私はいなかったはずであります。

それと、私がやりたい事業ではないということではありません。市民が、そして、市民に問いかけながらやる事業だということを言いたいわけです。私がやりたい事業ではないという、一部分を切り取って言うことだけは避けていただきたい。なぜ私がそうかという、様々なことが世間に流布されました。特にSNSを通じて、様々な事実でもないこともたくさんありましたけれども、いろいろ言われました。それは、市長が個人的にやりたいんだと、土建業者とうんぬんだとか、それに反論するすべもありませんけれども、究極な私のやりたいという意志を固めたのは、このように世間に様々なことが、インターネット等で流されたことによるのも一つの原因でもあります。小学校の先生しか経験したことがない者が指宿市長、事業投資の何たるかを理解することはできるはずがないと断言しているわけであり、やはり、立場が、東議員と私が立場が違ったら、もっと東議員は怒るはずであります。事実でないからです。人を卑下した表現の仕方をするからであります。討議というのは、議論というのは、お互いの気持ちを尊重してこそ成り立つのが議会であり、そして、様々な討論会であります。余所者でありますから、指宿の未来、将来に対する思いが希薄であるとも言っているわけであり、あなたは、そう言われてどうもありませんか。すごいことですよ、これ。人権軽視ですよ。それでも我慢して、私はこれを読んできたわけです。あなたは学校の教員をしていただろうということを、前回の議会でも言われました。どれほどそのことが私にプレッシャーになっているか、あなたはお分かりでないのかもしれませんが。1回こういうことが世間に流れますと、教え子とかいろんな方から電話がまいります。私のキャリア、つまり、教員生活を否定するようなことが流れることだけは、私は市長である前に人間として許すことはできない。それが、私の今の気持ちでもあります。私がやりたい。私ではありません。多くの市民がやりたいという判断だからこそ、私はこの事業はやるべきだと思っているわけです。指宿の10年後、20年度の指宿の将来を見据えて、つまり未来への投資という観点でやりたいと。これは私は所信表明の演説の中でも、皆さんに報告をしたとおりであります。その理由は、つまり、ふるさと創生の、地方創生の戦略にあります。子供が減り、指宿はこのまま縮小している現実があると。そのためには、この事業というのは大切であると、そういうことを私は言ったはずであります。この事業については、反対である方も賛成である方も、もう1回原点に戻って、どういう事業としたら賛成できるのか、または最後まで反対なのか、そこら辺は分かりませんが、少なくともこの議会を通じて、ある程度の理解をしていただきたいと思います。そこは、今回、こうして臨時会の中で

多くの方々の質問等をいただきました。討論等もありました。それ等を踏まえて、いろいろあったことについては、事業者、つまり、九州電力とも話し合いながら、可能な限り、皆さんの不安を取り省く努力をしてみたい。それは、私どもの行政としての務めでもありましようから、是非、御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） 議案58号について、質疑いたします。

8・9で説明会の資料の中身なんですけれども、これまで説明会がなされたことの繰り返しだと思うんですよ。毎回、いろんな意見が出る。その問題、心配している、市民が心配していることに対して、答えていく、発展的な方向がなくて、もう本当、地熱発電はこういうもんですと、基本的なところだけを説明しているのが現実だと思います。

そこで、まず1点、伺いますが、この説明書の中で3本の井戸を掘るということで、傾斜掘りで方向も図面の上で表示されているわけなんですけれども、地上の上で実際何m離れているのか。この3本の間距離感ほどのぐらいあるのか。この点をまず1点、お聞きいたします。

それと、私は一般質問の中で、指宿においても地熱発電によって影響が出ているということ質問をし、調査すべきではないかということで、これまでもやってきているわけですよ。そういう中で、今回の説明の中でも、地熱発電では絶対に温泉への影響は出ないという、今でもそういう感覚でいるんですか。この2点について、質疑いたします。

○総務部参与（中村孝） 今回、説明会の中で示している資料の中で、3本の掘削の図面をお示ししているところでございます。実際、3本の掘削の距離というものについては、ここで詳細に把握をしておりませんが、我々が計画しているものは、このヘルシーランドの敷地内で計画をしております。既設泉源がありますけれども、その既設泉源の水平距離で100、傾斜掘りでいきますけれども、その傾斜掘りでいった先端と既設の泉源を地上に上げたときに、水平距離では150mを確保する形で、ヘルシーランドの敷地内で計画をしているところでございます。

それとあと、影響の部分につきましては、これまでも説明しておりますけれども、掘削をする中でモニタリングというものを事前に調査をしております。そしてまた、モニタリングを継続しながら、影響がない形での計画をしているところでございまして、もし影響があるとすれば、この事業については即座に中止をして、その原因を究明していくということで考えているところでございます。

（発言する者あり）

○市長（豊留悦男） その温泉への影響というのは、つまり、指宿市のホテルとか泉熱業者への影響ということでしょうか。

(発言する者あり)

○市長(豊留悦男) はい、それは九電が説明したとおりであります。温泉の層とか地下の構造については、2日間とも九州電力が話をさせていただきました。それと、そういうことがないように万全の対策を練るといふ、それが当然でありましょう。先ほどの質疑にもありました。やはり、この泉都指宿を守る会という、そこからも指摘されておりますように、温泉施設の許認可権を持つ環境省が、それらの資料を基に正しく判断してくれるだろうと思っておりますので、今のところ私どもは、温泉が枯れる心配はないという前提で事業は進めないと考えております。

○議長(福永徳郎) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時17分

○議長(福永徳郎) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部参与(中村孝) 先ほど坑口、地上の坑口の距離でございますけれども、一番近い所で約9m、それと一番遠い方で約130mとなっているところでございます。

○12番議員(吉村重則) 今、井戸と井戸の間が9m、広い所で130mという説明があったわけですが、県の方での、民間がやる場合には150以上でなければ許可しないというあれがあるわけですね、規定が。そういう中で、市がする場合は9mと130mでできるという中で、なぜ市が地熱開発に取り組むかということで、条例を制定して温泉の保護と模範となる開発を示すこととなっているわけですよ。ということは、これがもし許可されるんだしたら、民間であっても10m内の中で傾斜掘りをすれば、どんどん開発ができるということになるんじゃないですか。市が模範になるっていうことは、市だけじゃおかしいわけですよ。だから、これがもし許可された場合には、民間もどんだけでも開発ができるという状況になるんじゃないですか。その辺はどう考えているのか。

あと、地熱発電によって影響はないという答弁がされたんですけども、山川地熱発電所ができる前、あの辺は畑を掘れば罎目ができるぐらい地熱があったんですよ。畑かんで送水管を埋設したら、それが破裂するぐらい地熱があるんですよ。そういう中で、指宿においてもそういう影響が出ているという中でも、影響がでないとはっきり言えるっていうことは、市民に対して答えようとしていないんですよ。この間、山川フラワーランド組合が陳情なんかを出す中で、市長と議会に対して陳情が出されていますよ。その中で、天然の泉熱利用農家から、市で計画されている地熱の恵み活用プロジェクト事業について、理解を示すものがあるが、地熱開発分野において十分な、そして、納得のできる説明がされておらず、未開部分も非常に多岐、多種であり、推定の域を出し得ていないのが現実であろうかと考えている。当地での事業計画に対して非常に不安を感じている。特に生命線である温泉井戸を所有する立場から、この度の計画、進め方に対して周辺温泉への計り知れない不安や危機感を覚

え、将来への展望や、展望さえ危惧するところですと。3年前から、さつき市長は答弁の中で、ちゃんとそういう不安に対しては丁寧に答弁をしているということを答弁されているわけですが、実際されている方、本当に影響が出た場合には死活問題ですよ。掘削をして、もし影響が出た場合には掘削を止めると言いますけれども、九電の言うとおりと。地熱開発によって温泉への影響はないと言い切るっていうことは、影響があっても関係ないわけですよ。科学的に証明はできないわけですから。だから、本当に市民の理解を得るんだったら、やっぱり、温泉事業者と、関係に対しての不安を取り除いていく、絶対反対じゃないんですよ。本当に市民の温泉がなければフラワーランドの人たちは胡蝶蘭はやっていけませんよ。そういう中で、九電の言うとおりで、地熱に対して影響は出ないと言いながら、一方では、影響が出たら止めるから掘らしてくれと、こんな無責任なことが許されるんだろうか。本当にやるんだったら、そういう不安の声に対して真摯に答えていく。ただ、説明会の中で、この8日の日、山川で相当荒れた、そういう説明会して理解を得た、とんでもないことですよ。それよりも、本当にこうして農家の方々は一生懸命やっています。そういう人たちの経営を守っていく、そのための不安をなくしてこそ、地熱発電はできると思うんですけれども、その辺はどのように考えているんですか。

**○副市長（佐藤寛）** フラワーランドの方々には機会あるごとに説明をしてきておりますし、また、こちらからも説明にまいりたいということでお願いはしたことがございますが、断られたという経緯もございまして、説明に行っていないという状況で、今に至っているということです。実際、山川地熱発電所が稼働した後、モニタリング等をやっておりますし、当然、水質分析もやっております。地表下1kmに及ぶ地熱水の成分、そして、地表の浅い所にある温泉水の成分、それらについては、それぞれの特徴をもっており、仮に、ここが何らかの干渉を受けているのであれば、成分が混在してくるということが考えられますけれども、そうした事実もないということで現在に至っているということで、繰り返し説明は、フラワーランドの方にも説明をしてきたところでございます。

それともう1点、先ほどの8・9の説明会の中でもありましたけれども、山川地域と指宿地域、それぞれについては塩素濃度分布と温度濃度分布の図面を表示した上で、それぞれの目玉が違っているよということで、干渉性はないということで九電の方からの説明もあったところでございます。

**○総務部参与（中村孝）** 泉源の坑口の関係でございまして、今回の開発地域については、150mということで、これにつきましては県の方では目安であるということで、温泉審議会の方につきましては、我々のこの事業につきましては、ちょうど開発地域が自然公園の特別地域内でございます。その関係もございまして、風致、景観等にも配慮する必要があるということから、坑口や配管などの地上施設を集約するために傾斜掘りを採用しているところでございまして、この傾斜掘りにつきましては、県の温泉審議会の方にも説明をさせてい

ただいで許可をいただいているということでございます。

**〇12 番議員（吉村重則）** 自然公園内にあるということで、傾斜掘りが認められているという、条件があれば、そうであれば民間も掘っていけると。どんどん開発ができると。市が模範になるわけですよ。模範になるということは、市がそういう条件がある中でも掘れるっていうことは、民間でもどんどん開発ができるということになるんですよ。それでも問題ないと、どんどん開発していってもいいということになるんですね。

あと、市長が9日の説明会の中で、市民を二分しているということをはっきり言われたわけです。さっきも、議会で二分している、つまり、それが市民を二分しているということを説明されたわけですが、私は自治体がやるんだったら絶対にこういう状態では事業はしちやならんと。二分するようなことがあってはならない。しかも、ヘルシーランドの近くには山川地熱発電所があると。九電は傾斜掘りでヘルシーランドの近くまで掘っているわけですよ。ですから、すばらしい泉源があるんだったら、九電がやればいいことであって、九電は地熱発電で3万kwできるという条件の中で、今、2万kwないんじゃないですか。だから、やろうとすれば九電は掘れるんですよ。山川の皆さんが一番恐れているのが、ヘルシーランド内に掘った場合には、ヘルシーランドそのものの施設が、約30億円かけて造った施設が駄目になるということを皆さん言っていますよ。だから、ヘルシーランド側にするんだったらまだ分かるけれども、あの中にするっていうことは、もしかしたら、ヘルシーランドそのものの施設が潰れてしまうと。私は一般質問の中でこれまでも言って、副市長は、誰なのか公表しろっていうような言い方してきているんですけども、民間が掘削をする中で地下水に影響が出ているんですよ。p hが上がったまま。最初影響が出たときには、1か月間どんどん汲み出して、泥が止まったような状況になったみたいですけども、現在でも泥がどんどん出てきて農家は本当に苦しんで農業やっていますよ。ハウス施設しているために、かん水をしなければならぬ。だから、常にフィルターを掃除をしなければならぬ。そのフィルターも簡単なやつでなくして、込み入ったやつで、簡単には掃除ができない。見せてもらったんですけども。そういう掘削によって影響が出ていると。指宿の中で、本当にこの事実をなぜ認めようとしらないんですか。自分たちで多くの職員がいる中で、何で調査しようとしらないんですか。だから、山川の人たちが、ヘルシーランドに造ることに対しては、ヘルシーランド施設を潰してしまうと。実際、畑の地熱がどんどん下がって来ている状態になっているわけですから。だから、山川の人たちはもう影響が出ると。だから、ヘルシーランドそのものに、施設に影響が出るという捉え方をしているから、施設内にするんだったら駄目だよという声大きいですよ。最後に聞きますけれども、二分しているっていうことで、この事業は止めて、九電や地熱、山川地熱発電所の敷地内から九電が傾斜掘りをすれば、近くまで掘っているわけだから、九電に任せたらこういう大騒動にはならないんですよ。そういうことを検討したことがあるのか。それと、さっきいろんな条件の中で、今回、市の開発するの

に対しては、9mの130mでしたっけ、の距離でも認められると。だけど、これを市がやるっていうことは模範になるということで、民間がどんどん開発しても問題ないという捉え方をしているのかどうか。

**○市長（豊留悦男）** ただいまの質疑に対して、的を得た答弁になるか分かりませんが、この事業というのは、なぜやるかということから説明しないと、なかなか理解してもらえないのではないかと。つまり、福島原発事故以後、国策に従い、再生可能エネルギーを利用したまちづくりを指宿市は目指すというのが一つであります。そして、市がモデル的な事業をやることによって、乱開発を懸念する方々の不安を払しょくすると。そして、市は今後、人口減少等を踏まえて、将来を展望して、様々な学童保育の充実などに充てる、そういう基金として活用するという。実は、28年10月28日には全ての新聞でこういう記事が出ました。ほぼ同じであります。つまり、地熱発電はなぜ凍結しなければならなかったのかという記事もあります。それは、観光業者、温泉業者らの反発でと。そのためには、この方々に理解をいただく努力をする、と私はぶら下がりの取材で答えました。いわゆる、エネルギー先進県として、鹿児島は宣言をいたしました。観光都市、環境を守る指宿市としても、地熱という安定して供給できるエネルギーによって指宿を繁栄させたいと、地域の振興を図りたい、だから指宿市がやるんですということを、私は述べたつもりであります。言葉は若干違うかもしれませんが、そういう趣旨で私は申し上げました。つまり、民間にさせればいだろうという、そのことと、市の地熱の恵みプロジェクトとは趣旨が若干違うわけであります。指宿の将来を見据えた事業として、これはやりたいというのは何回も言っているところでございます。この事業の根幹に関わることは何なのか。とすると、この事業をするときに、問題となるようなことがあれば、この試験井を掘った後に、実際発電をする前に、関係企業と話し合いをして、実はこういう不安もあるから、こんな不安もあるからということで、調整をしていかなければならないと思います。今の段階で、発電をするとどうだこうだということとは言えない。しかし、前提になるのは、温泉の枯渇とかいろんな方々へのリスクということを軽減する、またはなくする努力をしていくということしか私は答弁できないわけでありませぬ。フラワーランドの関係者も、いろいろ思いがありませぬ。しかし、温泉、つまり地熱の恵みの恩恵を受けている1人であるということも頭に入れながら、私もは、様々な事業、問題を克服する努力をしてまいりたいと思っているところであります。

**○総務部参与（中村孝）** 本市の掘削の坑口で150mないというような、そういう手法がというようなことでもございました。本市の掘削につきましては、通常の温泉掘削とは異なり、特殊なものとなっているところでございます。掘削にあたっては、より条件の厳しい湧出鋼管ということで、泉源の先端の口から湧出をする先でございますけれども、その湧出鋼管においては、本市の湧口と、言えば既存の湧口の部分の実際の距離というのが約600mから800m程度の十分な距離を確保しているところでございます。それとあと、既存泉源の坑口と傾斜掘

削の先端の部分でございますけれども、本市が傾斜をしていった口の先端の部分でございますけれども、その先端を地上に上げたときに、その水平距離というものについては、150m程度の距離を確保するというようにしております。このことについては、県の温泉審議会の方にもそのような手立てをして、今回、特殊な掘削でやるんだという形で、より厳しい湧出管の実際の距離は約600から800mという形で説明をして、県の許可は受けているところでございます。

(発言する者あり)

**○総務部参与(中村孝)** 今、その民間がその傾斜掘りをできるんじゃないかということでございますけれども、実際、その判断をするのは、うちではなくて県の審議会でございます。その県の温泉審議会の方に、我々とすれば自然公園法の景観の関係、それと自然公園法ということもありまして、そのことを説明して県の方で判断をしているということでございます。

**○議長(福永徳郎)** ほかにありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 前原五男議員。

**○5番議員(前原五男)** 先ほど、山川のことでも誤解がありまして申し訳ないと思っております。

**○議長(福永徳郎)** 立って質疑はしてください。

**○5番議員(前原五男)** そういうところで質疑に入りたいと思いますが、私の理解が間違っていましたらお答え、また、そのときに答弁していただければ結構かと思えます。

まず、この事業は調査井、試験井と言ったらいいんですかね。それをまず優先してやっていくと。その中でも、いわゆる仕様書の中で、協議書とは違うけれども、その類いのものが入っているということで理解してよろしいかということです。それから、改めて今度は生産井に移行するときには、そのときにまた協議書を作ると、新たな、そういうことでよろしいかどうかです。それが1点ですね。

もう1点は、その試験井のときに、調査井のときに、いろんな分析をされて、人体に影響がないこと、それから、環境に影響がないこと、いろんなことを勘案して、経済性があればその生産井の方に移行していくんですよという、この理解でよろしいかどうか、お答えいただきたいと思えます。

**○総務部参与(中村孝)** 今回のプロジェクトにつきましては、現在、調査井を掘ってという形でございます。そのことについては、本市のプロポーザルの仕様書の中でも、そういう調査をしていくというようなものをちゃんとお示しをして、その企画提案を受けて、この協定書を結んでいるということでございます。そして、事業化になる場合については、そのときに事業化の判断、経済性であるとか、安全性であるとか、そういうものを総合的に勘案して事業化の方に次のステップとして移っていくということでございますので、そのときに、ま

た、協定書は改めて結ぶということでございます。

**○5番議員（前原五男）** その調査井の段階で、いわゆる、評価をするときに、これはまずいと思ったら、もうそこでストップできる状態であるということによろしいですか、お答えください。

**○市長（豊留悦男）** そこが一番大変なところだろうと思います。環境への影響、悪影響、そして、巷で言われております、漁協等の反対があるからということもお聞きしておりますけれども、そういうものへの影響。そして、既存の温泉施設へ影響があるという、そういう確たる証拠があった場合には、この事業を進めるわけにはいかないだろうと思います。

**○5番議員（前原五男）** そうしたときに、私の感覚です。技術屋でもないし、数学者でもないのでも何とも言えないんですが、5,000万円という、最低限見積もっているんでしょうけれども、心配なところがあるんでしょうから。その5,000万円でも入ってくればいいんじゃないかという、素朴な私の期待があるわけです。市民にも期待があると思います。だったら、行政として、思い切って責任を持ち、あるいは、自信を持って堂々と進めていくのが行政のやり方じゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 市民の理解を得るといふ、それが一つの今回の論点にもなっております。そして、JOGMECへの申請もそういうことが書いてあります。つまり、そういうことを通して、5,000万円という数値が独り歩きしている感もありますけれども、あくまでも発電量が幾らになるのか、収益が幾らになるのか、というのを概算でみたとき、それ程度が見込めるのではないかということでもあります。そういうことを考えますと、私は、指宿市が将来にわたって電気、そういうものに心配がないように、台風があっても何があっても、市民はそういう面で、地熱の恵みの恩恵ができると同時に益金も入るといふ、そういうことを考えたときに、この事業といふのは、まだしっかりとして幾ら入る幾ら入るといふ、先ほど申し上げましたように、確実な数値といふのは示せません。企業も当然ですけれども、やはり、5,000万円という数値は、それ程度は見込めるのではないかということだろうと思います。そういう意味で、この5,000万、5,000万というのが先行することは私の口からは言えませんが、今、そういう数値といふのを出さないと、議員の皆さんにも理解していただけないだろうということで、今、概算としての数値を出してあります。そういうことで、私は、この事業といふのは、将来にわたる指宿の恒久的な財源の一つとして極めて重要な事業であろうと思っております。

**○議長（福永徳郎）** ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 東勝義議員。

**○2番議員（東勝義）** 先ほど同僚議員が専門的な質疑をさせていただきました。噴霧試験の質疑のときに、あと3回で終わったもんですから多分聞けなかったんだらうと思いますが、噴



霧試験を1日、2日やると。1時間に50 t ぐらいの熱水が出ると。それをタンクに溜めて調べて、その後どうするかっていうのが、ちょっともう1回質疑をしたかっただろうと思います。その点についてお答え願います。

**○総務部参与（中村孝）** 噴出試験の部分でございますけれども、我々の地熱井で、今、計画をしている口径と言いますのが10cmでございます。それとあと、今、山川の地熱発電所で計画、今現在ある部分が約20何cmだったと思いますけれども、その山川の場合で1時間に約40 t の蒸気量が出てくるということで、そのうち熱水と蒸気という、気水がありますけれども、気水が1に対して熱水が2から3ということでございますので、山川の場合で26 t というところでございます。うちの場合は、それよりも口径が小さいということでございますので、うちの口径でした場合に1時間に約13 t、これを気水分離対比でいきますと、蒸気が大体4 t、それとあと熱水が8 t というところでございますので、その口径から出てくる噴出試験ということでございます。その噴出試験については、先ほどの答弁でもありましたとおり、タンクの方に溜めて噴出試験をしていくと。そしてまた、そのタンクの中で浄水の部分については掘った井戸の方に返していく。そしてあと汚泥については、産業廃棄物として処理をするというような噴出試験というものをやろうということで計画しているところでございます。

**○2番議員（東勝義）** それでは、1日、2日の噴霧試験で1時間に8 t ぐらい、ってことは1日に24時間、160 t ぐらいの熱水を溜めるタンクを造るか、タンクを用意するというところで、還元井は掘らないということではよろしいですか。

**○総務部参与（中村孝）** 還元井の部分につきましては、今回、我々の計画では、基本、還元井の設置を考えているということでございます。今、調査井の掘削事業でございまして、これにつきましては、生産井、還元井ということではございません。あくまでも、地下のそういう構造等も含めて、生産井、還元井ではなく、掘削をしてみて、その分析をして、最終的にそれを生産井にするのか、還元井にするのかというものを評価していくということでございますので、還元井は掘らないということではなくて、構造試錐井として3本掘って、そのうち1本は、基本、還元井という形で考えていきたいと。それについては、そういう分析ですね、その成分等を分析して、そういう計画をしていきたいということでございます。

**○2番議員（東勝義）** 今、3本ということを行いました。今回のこの予算というのは3本分の予算でしょうか。1本分の予算って、先ほど答弁があったような気がするんですが。それについて、もう1回お願いします。

**○副市長（佐藤寛）** 本年度の予算につきましては、1本、構造試錐井の予算をお願いしているところでございます。この構造試錐井を掘削した上で熱水の分析をして、それが還元井がいるかいないか、そこまで検討しようと思っているところです。2本目、3本目は、来年度以降になる。これにつきましても、2本目を掘ったら熱水分析をして、還元井がいるかいないか

いかを検討して、場合によっては2本目が還元井という形になる場合もあると。その上で3本目を掘って、3本目が還元井になるものも考えられる。ただし、その場合については、3本目については、今、計画しているものよりは若干、抗長とかいうのが、多分に違ってくるだろうと。それは、今後の検討の中で判明してくるということになるということです。ですので、計画としては3本、本年度の掘削計画としては1本あって、還元井の要非についても1本掘った上で検討をいたしますということです。基本、還元井は設けるということで、今、計画をしているところです。

**○議長（福永徳郎）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第58号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

**○13番議員（前之園正和）** 議案第58号、補正予算（第4号）であります。反対の討論を行います。

議案第58号は、構造試錐井に係る委託料や工事費、温泉モニタリングに係る委託料など、いずれも地熱発電事業を推進するための予算措置であります。JOGMECが二つの理由を付けて事業計画を不採択にした下で、仮に、地熱発電計画を推進するにしても、ただただ再提出すればいいというものではなく、不採択とした二つの理由をクリアしなければなりません。とりわけ地域との共生、住民合意については絶対条件であります。地熱発電計画を巡っては、市長自ら、市を二分するような事態になっていると認識しながら、手続き的、あるいは書類的には、市民の理解と合意は得たとの立場で強引に事業計画を推進しようとしているのが実態です。環境への影響についての懸念や、既存泉源への影響についての懸念など、多く存在して未解決のままです。計画推進を主張する側からは、既得権益を守るだけではいけないとの声もあります。しかし、決して既得権益ではなく、既存泉源が枯渇をすれば、枯渇した泉源の持ち主だけの問題ではなく、市民共通の財産としての観光資源に関わる問題です。観光、温泉の町と言ってもらえなくなる可能性もあります。だからこそ、懸念は解

決をしなければならないし、疑問には答えなければならないのです。市を二分するような事態になっていると認識しながら、問答無用で推進することは許されません。また、計画の説明についても、御都合主義と言われても仕方のないような説明を、これまでしてきました。先の説明会でも、人口減少が見込まれる中で、インバウンド等を視野に観光支援の充実や産業振興をやる必要がある。そのための財源として、地熱から得られた益金を活用するという組立てです。しかし、地熱発電計画が示された最初はどうだったか。これとは逆で、地熱発電をするのが目的で、余剰熱などが活用できれば2次的なものとして農業や観光開発に充てるというものでした。決して熱源供給による年間5,000万円と試算した財源だけが頼りではなく、利用可能な余剰熱があることが前提でした。1次的な目的と2次的な産物との間に一貫性がなく、揺らぎがあります。構造試錐井と今では言っていますが、いわゆる、調査井、還元井を巡ってもいろいろな問題があります。論理の矛盾があります。最初の説明では、還元井は造れないということでした。理由としては、還元井を造れば、2次的な利用に供する熱源が思うように確保できないからです。還元井を造らないことによって、2次的利用に供する熱源が確保され、農業や観光開発に活用される。ひいてはブルーラグーン構想もその一環だったのではないのでしょうか。ところが今は、調査井を掘ってから、その結果によって還元井を造るか造らないか決めるという説明を経て、今日、今先の答弁では、還元井を造るのが前提といったような説明であります。ここにも一貫性のなさがあります。JOGMECは還元井を造るのは絶対条件だと言っておりますので、その限りにおいて還元井を造らない選択肢は排除されます。還元井を造ればどうなるか。還元井を造れば、ヒ素や重金属など有害物質は地表上に排出されることなく、基本的には地下に戻されます。しかし、2次的熱源利用という点では極めて限定的になります。熱交換で熱源を回収したとしても、それはもはや温泉ではありません。それは単なるお湯でしかありません。そのようなことを含めて、中・長期的展望に欠けるとJOGMECは2点目として指摘したのではないのでしょうか。また、私は、地熱発電事業推進の立場の人たちに聞きたいと思います。皆さんたちが推進の立場であることは、それぞれの理由があるでしょうから、それは良しとしましょう。しかし、環境や既存泉源への影響について、不安や懸念を持っている人たちの声に耳を傾けなくていいのでしょうか。十分なる説明と合意の形成を前提とすべきではないのでしょうか。質問と、説明会において、質問があり、回答があれば、その質問が解決されなくても理解してもらったと解釈をする、そういうことでいいのでしょうか。本議案への賛成討論が更にこの後にあるとすれば、その点にも触れた討論を期待したいと思います。また、地熱発電計画に対して不安や懸念事項はないのかという視点ではなく、行政が英知を集めて一生懸命に考えてやっているのだから間違いはないとして、賛意の根拠にしている方もこれまでいました。しかし、その論理は議員自ら議員不要論を説くようなものではないのでしょうか。議員というのは、執行部のやろうとすることに対して、市民のためや市政発展に寄与するものであれば評価をし、問

題点があれば指摘をして正すことが職務の一つであります。執行部が考えてやったことだからと無条件で賛意を示すことではありません。また、九電との協定内容も示さず、議会には示す必要さえないという先ほどの答弁でありましたが、そういう中で、九電との協定内容も示さず、あるいは示す必要もないとしながら、予算だけは通してほしいということになっております。行政機関に対して白紙委任をして、議会は単に追認機関となるならば、執行部の暴走を許し、市民不在の市政になってもブレーキが利きません。そういうことになります。市民のためにも、市政のためにもなりません。以上のようなことから、環境や既存泉源への影響について不安と懸念が払拭されない中で、地熱開発、地熱発電計画をやみくもに進めようとするのに対し、計画推進の財政的措置である本議案に反対をいたします。

**○議長（福永徳郎）** 次に、西森三義議員。

**○11番議員（西森三義）** 議案第58号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第4号）に賛成の立場から討論を行います。

8月8日、9日の地熱の恵み活用プロジェクト説明会の資料に、なぜ指宿市が地熱開発に取り組むのかが掲載されておりました。それは、地熱開発はどこでもできるものではなく、指宿は限られた地域の一つであり、市は条例を制定し、温泉の保護と模範となる開発を示すことで、事業者による乱開発を抑止できること。さらに、指宿の強みである地熱の活用により、地域の活性化を図ることが期待できるとのことです。正に地熱発電で財源確保ができれば、これから先、高齢化が進み、生産人口が減少し、税収が減少しても、将来にわたって子供や孫、そして、指宿市民が安心して暮らせるのではないのでしょうか。私たち議員は、指宿市が良くなるために、日々活動しているのではないかと。宝の山を目の前にして、なぜ躊躇しているのか。これまでの地熱の恵み活用プロジェクトの説明会で、山川地熱発電所周辺において、環境が汚染された事実はないとの説明だったと思うことから、ヘルシーランド内での地熱開発についても問題はないのではないのでしょうか。また、指宿市の将来を心配されている市民からの意見を先ほど質疑いたしました。確かに、桜島は年中噴火しており、そのたび多くの降灰があります。数年前には、年に1千回くらい噴火し、指宿にも何回も降灰があり、オクラは水で洗って出荷したこともあります。ヒ素中毒で入院されたと私は聞いたことはありませんので、今回の地熱開発事業は、是非成功させるべきではないのでしょうか。議員の皆さん、この地熱開発事業は、指宿市民のために絶対必要だと思いますので、是非、賛成していただきたい。よって、この議案第58号は、次世代の指宿市民のためになるものと確信いたしますので、賛成いたします。

**○議長（福永徳郎）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 高田チヨ子議員。

**○16番議員（高田チヨ子）** 議案第58号について、賛成の立場から討論いたします。

この58号は、地熱発電の調査井を掘るという予算についてであります。市民の方から、地熱発電については、指宿市にある宝を発掘することになる。それを利用しないということは、宝の持ち腐れになるのではないか。なぜ、事業もしないうちに反対するのだろうか。まずは掘らせてみるのが大事ではないか、と言われました。また、先ほど市長が、未来への投資と言われました。私も全くそのとおりだと思います。この地熱発電を前に進めることこそが、指宿市の発展に繋がっていくと思います。そのために、まず調査井を掘るための予算を組んだということでもあります。よって、この議案第58号について賛成いたします。

**○議長（福永徳郎）** ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 東勝義議員。

**○2番議員（東勝義）** 議案58号に反対の意見を述べさせていただきます。

先ほど同僚議員の方から、8月8日、山川図書館で開催された地熱説明会の経緯について、当事者として詳しく御説明させていただきます。私の質問内容としては、地熱開発業者選定委員会が開かれてもいない6月22日に、なぜ九州電力の所長、副所長の2人が菜の花商工会会長及び副会長に対し、ヘルシーランドの地熱開発に関するパンフレットを持参し、協力団体として推薦していただきたいとのお願いに行ったのかという質問。もう一つ、そのパンフレットに生産井の抗井の管理は市からの委託と書かれてあるが、副市長は、市にリスクを負えないと議会で回答しているが、委託ということはリスクを負っているのではないかという質問をさせていただきました。以上の質問に対し、九州電力さんと副市長さんに回答していただきましたが、会議終了後、山川福元のある方が、急に私の所に詰め寄り、胸ぐらを掴まえて、いいかげんにせいと、馬鹿議員と、お前みたいな議員がおつで指宿は良くならんと。何も言わずおとなしくしとけという、脅しともとれる言い方で迫ってきました。私は、疑問に思ったことを質問しただけですよと言いましたが、一向に胸ぐらの手を離しはしませんでした。数人の方が中に入っただき、その場は終わりました。その後、学習室を出たところで、同じ人がまた走って来ており、再度、1度、1回目よりも強い力で胸ぐらを掴んで、威圧的な言葉で迫って来ました。ある区長さんも近くにおられました。市議会の議員が我々の中に入っただき、職員の方に何とか止めていただきました。その職員の方が、駐車場まで私をガードして見送っていただきました。この場をお借りして、お礼を申し上げます。ありがとうございました。お世話になりました。私は頼りないかもしれませんが、指宿市の1市議会議員であり、1議決権を持った立場です。その議決権を持った議員に対し、地熱推進派の方が上記のような威圧行為をすることに対し、市長はどのようにお考えでしょうか、近くにおられたんですけれども。このような行為や行動が二度と起こらないように、地熱推進の方々、若しくは反対派の方々にも強く申し送りしていただきますようお願い申し上げます。

す。翌日、たまたま私の事務所に指宿署の刑事の方がお見えになりましたので、笑い話のつもりで報告してありますが、身の危険を感じたら即座に通報してくださいと言われました。ありがたいことです。私は、地熱開発慎重者の立場で行動しております。地熱開発については、山川に発電所が二つも必要なのか。掘削場所の候補地は他にないのか。どのように2次産業に繋げていくのかなど、十分な討議が必要だと考えております。ヘルシーランドという温泉施設を守りたい。たまたま箱露天風呂という景観を失いたくないという思いから、今回のヘルシーランド内での地熱開発事業に反対をいたします。以上です。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 新川床金春議員。

○19番議員（新川床金春） 議案第58号、令和元年度指宿市補正予算（第4号）について、反対の討論を行います。

質疑でも行いました。JOGMECが市民の声をしっかり聞いていただきたい。指宿市はこういう事業をするんだったら、まず、不採択になったんだったら、汗をかいて、市民の声をしっかり聞いて、それを議会に諮るべきだと言われました。同僚議員の質疑の中で、契約書は出さなくてもいいと。契約書は後だと。どこにそういうのを、いろんな仕事をする中で、契約書がなければ、理解をしない中で判を議員に押しなさいということと一緒にですよ。市民の負託を受けた議員に、しっかりと説明ができないで予算を通してくれと、このような議事が進んでいいのかなと思います。そして、5,000万円、5,000万円ということでは言われてきました。ヘルシーランドの保養館は、今、平成28年度の決算の数字で1億672万円、売上げを上げています。それは、ヘルシーランドに来たお客さんだけです。いろんな砂むしとか温泉に入った方ですよ。指宿に来る人たちが、指宿にはすばらしい所があるねと来て、観光するわけですよ。宿泊もします。そういう観光客が目玉としているたまたま箱温泉の目の前です。私は連休に、この盆のときに子供と行って、子供がいい所だねと言っていました。実際、観光客もすばらしいロケーションだねと言っている、あの声を聞いて、この近くに地熱発電所ができるんだけれども、どう思いますかと聞いたかったけれども、恥を晒すことかなと思って言いませんでした。地熱発電所の建設予定地は、竹山側の露天風呂から3・40mあるかないかです。ロケーションも変わります。そして、お客さんも来なくなり、指宿の観光客も減ったときには、市長は5,000万が後年度のためになるということです。しかし、指宿観光で何10億損するのかなと思えばですね、観光客の誘致事業に一生懸命取り組み、そして、子育て支援策を一生懸命し、私は6月29・30、平戸に行きました。その時に、対馬の人は、うちは定住促進をしまして、佐世保の次にたくさん来て、町は潤っていますよって言うんです。子供を育てている環境、そして、若者が指宿に来る環境をつくっていけば、5,000万はゆうに超えた地域づくりができると思います。指宿の活性化は、自然の恵みを企業に売

り渡して得た5,000万よりも、人を呼び込んだ地域づくりで5,000万円以上の利益を上げて活性化した方が私はいいと思いますので、反対討論といたします。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時12分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 東伸行議員。

○9番議員（東伸行） 一言だけ。もう全て、私は、議案第58号に反対の立場で討論いたします。

先ほど推進派の議員の方から、とにかく掘らせてみればいいじゃないかという市民の方が多いということがありましたけれども、本当にこういう温泉事業にですね、我々ヘルシーランドを造るときから、山川町時代、それから、各農家が温泉を掘って、園芸栽培をする絶頂期の頃に、私も山川町の議員をさせていただいておりました。そういう中で掘って、これは駄目だと思った井戸をですね、それこそ3・400mを閉鎖するだけでも大変な労力と費用が掛かります。ですから、1,500mから掘ってみて、出てきたものを成分やいろいろ調査をしてですね、これは駄目だね、もう止めようと、そういうふうに簡単にはいかないってことをやっぱり考えるべきだと思います。やるからには、きちっとしたものをやらなきゃいけないし、出て来たものをしっかり活用しなきゃいけない。そういった意味の中ではですね、今までの執行部の答弁では、なかなか私個人としてはその辺が理解できない部分がありましたので、反対の討論といたします。以上です。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 前原五男議員。

○5番議員（前原五男） 1期目は思いを蓄えながら2期目に臨もうと思っていましたが、もうここで発言をしなければいつするんだと言われる。私の心が、揺り動かされています。農政課のときに、私は、畑かん事業というのに出くわせました。ある政党はのぼり旗を持って、反対、反対と言っておりました。一番最初に通る農免道路は、その議員でした。それも、私は兄でした。恥ずかしい思いをしました。そのぐらい、開発とか、形を変更するときには、非常に辛いものがあります、お互いに。ある市長は、何もせんのが何も喧嘩をせんですんたつと、私に諭した方もいました。でも、産みの苦勞というのは大変なものがあります。ましてや、物の見えないものを現実にしよとするとときは、相当な抵抗があります。先ほどの畑地灌漑の事業に戻りますが、私は、その息子さんから、この前も、あんさんはなつごてお

げんとしてくれなかったかと。水道がほしいのに、なぜ水道をひいてくれないのかと。ハウスが建てられないじゃないかと。僕に農業するなっていうことかっていうことでした。だけど、そこの親は畑かん事業に猛烈に反対した方でした。鉈を投げつけられたこともありました。相当な抵抗を浴びながら、今の畑かんというのは成り立っております。今回の事業も、やっぱり、将来のことを見据えてと言っているわけですから、その見据えた成功のあかつきにみんなが喜べるような、そういう事業にさせていただきたいということで、私は、賛成の討論に入ります。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第58号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福永徳郎） 起立多数であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

○議長（福永徳郎） 次は、日程第5、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果を報告いたします。

令和元年7月1日付で、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長から、同広域連合会議会の議員の選挙に関する規則第15条の規定により、当選人の決定について報告がありましたので、お知らせいたします。

投票総数402票。投票のうち、有効投票401票、無効投票1票。有効投票のうち、山口たけし議員62票。室屋正和議員42票。野畑直議員52票。緒方重則50票。篠原静則議員55票。福永徳郎議員48票。豊留榮子議員92票。以上のとおりであります。

なお、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人の決定につきましては、先に配布のとおりでありますので、御了承願います。

#### △ 閉議及び閉会

○議長（福永徳郎） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、併せて、令和元年第1回指宿市議会臨時会を閉会いたします。



閉会 午後 3時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 下川床 泉

議 員 新川床 金 春

# 第 3 回 定 例 会

令和元年 9 月議会

令和元年第3回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 28日間（9月3日～9月30日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
9月3日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・議案第59号～議案第97号一括上程（議案説明）</li> <li>・議案第59号～議案第62号 （質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・議案第63号～議案第70号（質疑，決算特別委員会付託）</li> <li>・議案第71号～議案第97号（質疑，委員会付託）</li> <li>・新たに受理した陳情上程（委員会付託）</li> </ul> 文教厚生委員会（本会議終了後）
4日	水	休 会	一般質問の通告限（12時）
5日	木	〃	総務水道委員会（10時開会）
6日	金	〃	文教厚生委員会（10時開会）
7日	土	〃	
8日	日	〃	
9日	月	〃	産業建設委員会（10時開会）
10日	火	〃	
11日	水	〃	
12日	木	〃	
13日	金	〃	
14日	土	〃	
15日	日	〃	
16日	月	〃	
17日	火	〃	
18日	水	〃	
19日	木	〃	
20日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情の取下げの件</li> <li>・議案第98号上程（議案説明，質疑，委員会付託）</li> <li>・新たに受理した陳情上程（委員会付託）</li> <li>・一般質問</li> </ul> 文教厚生委員会（休憩中） 産業建設委員会（本会議終了後）
21日	土	休 会	

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
9月22日	日	休 会	
23日	月	〃	
24日	火	本会議	・一般質問 文教厚生委員会（本会議終了後）
25日	水	休 会	
26日	木	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
27日	金	〃	
28日	土	〃	
29日	日	〃	
30日	月	本会議	・議案第71号～議案第98号 （委員長報告，質疑，討論，表決） ・審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決） ・閉会中の継続審査について（議案第63号～議案第70号） ・報告第5号及び報告第6号一括上程（説明，質疑） ・意見書案第2号上程 （説明・質疑・委員会付託等省略，表決）

# 第 3 回 定 例 会

令和元年 9 月 3 日

(第 1 日)

### 第3回指宿市議会定例会会議録

令和元年9月3日 午前10時00分 開議

~~~~~

#### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第59号 土地の所有権移転登記請求事件に関する訴えの提起について
- 日程第4 議案第60号 土地の所有権移転登記請求事件に関する訴えの提起について
- 日程第5 議案第61号 土地の所有権移転登記請求事件に関する訴えの提起について
- 日程第6 議案第62号 土地の所有権移転登記請求事件に関する訴えの提起について
- 日程第7 議案第63号 平成30年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第64号 平成30年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第65号 平成30年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第66号 平成30年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第67号 平成30年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第68号 平成30年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第69号 平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第70号 平成30年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第15 議案第71号 指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第72号 指宿市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定について

- 日程第17 議案第73号 指宿市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について
- 日程第18 議案第74号 指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の一部改正について
- 日程第19 議案第75号 指宿市行政財産の目的外使用の使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第20 議案第76号 指宿市公共下水道条例の一部改正について
- 日程第21 議案第77号 指宿市水道給水条例の一部改正について
- 日程第22 議案第78号 指宿市印鑑条例の一部改正について
- 日程第23 議案第79号 指宿市税条例の一部改正について
- 日程第24 議案第80号 指宿市老人福祉センター条例の一部改正について
- 日程第25 議案第81号 指宿市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第26 議案第82号 指宿市立市民会館条例等の一部改正について
- 日程第27 議案第83号 指宿市体育施設条例の一部改正について
- 日程第28 議案第84号 指宿市漁港管理条例の一部改正について
- 日程第29 議案第85号 指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例等の一部改正について
- 日程第30 議案第86号 指宿市開聞農村環境改善センター条例の一部改正について
- 日程第31 議案第87号 指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第32 議案第88号 指宿市景観条例の制定について
- 日程第33 議案第89号 指宿市都市公園条例の一部改正について
- 日程第34 議案第90号 令和元年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第35 議案第91号 令和元年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第36 議案第92号 令和元年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第37 議案第93号 令和元年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第38 議案第94号 令和元年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第39 議案第95号 令和元年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第40 議案第96号 令和元年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第41 議案第97号 令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

について

○日程第42 新たに受理した陳情上程

---

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 | 西 森 三 義 | 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 | 前之園 正 和 | 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 | 高 田 チヨ子 |
| 17 番 議 員 | 木 原 繁 昭 | 18 番 議 員 | 下川床 泉   |
| 19 番 議 員 | 新川床 金 春 | 21 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 市 長       | 豊 留 悦 男 | 副 市 長     | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長     | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長   | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長    | 鶴 本 八 郎 | 健康福祉部長    | 西 浩 孝   |
| 産業振興部長    | 川 路 潔   | 農 政 部 長   | 田之上 辰 浩 |
| 建 設 部 長   | 山 崎 一 磨 | 教 育 部 長   | 下 吉 一 宏 |
| 水道事業部長    | 井 手 久 成 | 山 川 支 所 長 | 前 蘭 佳 生 |
| 開 聞 支 所 長 | 今 村 将 吾 | 総 務 部 参 与 | 中 村 孝   |
| 総 務 部 参 与 | 谷 口 澄 子 | 建 設 部 参 与 | 荻 定 治   |
| 総 務 課 長   | 鶴 窪 誠 作 | 財 政 課 長   | 坂 元 一 博 |
| 観光施設管理課長  | 園 田 猛 志 |           |         |



---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |       |         |       |
|-----------|-------|---------|-------|
| 事務局長      | 上田 薫  | 次長兼議事係長 | 木下 英城 |
| 主幹兼調査管理係長 | 平畑 卓哉 | 議事係主査   | 上玉利 享 |

### △ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和元年第3回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、坂元茂教議員及び東勝義議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月30日までの28日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月30日までの28日間と決定いたしました。

### △ 議案第59号～議案第97号一括上程

○議長（福永徳郎） 次は、日程第3、議案第59号、土地の所有権移転登記請求事件に関する訴えの提起について、から、日程第41、議案第97号、令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、までの39議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 第3回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、訴えの提起に関する案件4件、決算に関する案件8件、指定管理者の指定に関する案件1件、条例に関する案件18件、補正予算に関する案件8件の計39件であります。

まず、議案第59号、土地の所有権移転登記請求事件に関する訴えの提起について、から、議案第62号、土地の所有権移転登記請求事件に関する訴えの提起について、の4議案であります。

これらの議案は、本市が占有する指宿市営野球場・指宿市営陸上競技場等の用地の一部土地に係る登記名義人及び相続人に対して、時効取得を原因とする当該土地の所有権移転の登

記手続を求めるため、訴えの提起をすることについて、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第63号、平成30年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第69号、平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、までの7議案であります。

この7議案は、一般会計ほか、各特別会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。なお、決算付属書類をお示ししてありますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

次は、議案第70号、平成30年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、であります。

本案は、指宿市水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。また、剰余金処分につきましては、平成30年度未処分利益剰余金6,215万3,857円のうち、2,500万円を減債積立金へ、215万3,857円を利益積立金へ、3,500万円を建設改良積立金へ積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第71号、指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者の指定について、であります。

本案は、天然砂むし温泉施設の指定管理者として、一般財団法人指宿温泉まちづくり公社を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第72号、指宿市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定について、であります。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、新たに会計年度任用職員に関する規定を設けるため、この条例を制定しようとするものであります。

次は、議案第73号、指宿市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について、であります。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第74号、指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法及び地方税法の一部改正が行われることから、使用料の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第75号、指宿市行政財産の目的外使用の使用料徴収条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部の改正する等の法律により、消費税法及び地方税法の一部改正が行われることから、使用料の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第76号、指宿市公共下水道条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法及び地方税法の一部改正が行われることから、下水道使用料の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第77号、指宿市水道給水条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法及び地方税法の一部改正が行われることから、水道料金及び給水負担金の見直しを行い、並びに水道法及び水道法施行令の一部改正に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第78号、指宿市印鑑条例の一部改正について、であります。

本案は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布により、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、及び印鑑登録証明書の記載事項を変更するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第79号、指宿市税条例の一部改正について、であります。

本案は、軽自動車税環境性能割の導入に伴い、鹿児島県と非課税対象範囲の統一を図る必要があるため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第80号、指宿市老人福祉センター条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法及び地方税法の一部改正が行われることから、使用料の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第81号、指宿市立学校設置条例の一部改正について、であります。

本案は、指宿市望ましい学校づくり基本方針に基づき、山川地域の子供たちのための望ましい教育環境を実現するため、4小学校を廃止し、その4小学校を集約して新たな山川小学校を設置することに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第82号、指宿市立市民会館条例等の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法及び地方税法の一部改正が行われることから、使用料の見直しを行うため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第83号、指宿市体育施設条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法及び地方税法の一部改正が行われることから、使用料の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第84号、指宿市漁港管理条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法及び地方税法の一部改正が行われることから、使用料等の見直しを行うため、この条例の所要の改正をするものであります。

次は、議案第85号、指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例等の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法及び地方税法の一部改正が行われることから、使用料及び利用料金の見直しを行うため、これらの条例の所要の改正をするものであります。

次は、議案第86号、指宿市開聞農村環境改善センター条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法及び地方税法の一部改正が行われることから、使用料の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第87号、指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法及び地方税法の一部改正が行われることから、占用料の見直しを行うため、条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第88号、指宿市景観条例の制定について、であります。

本案は、景観法第8条第1項の規定により策定した、指宿市景観計画を推進するため、この条例を制定しようとするものであります。

次は、議案第89号、指宿市都市公園条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法及び地方税法の一部改正が行われることから、占用料の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第90号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ9,215万6千円を追加し、予算の総額を266億4,410万4千円にしようとするものであります。

次は、議案第91号、令和元年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ653万7千円を追加し、予算の総額を65億9,489万3千円にしようとするものであります。

次は、議案第92号、令和元年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ24万7千円を追加し、予算の総額を6億4,538万2千円にしようとするものであります。

次は、議案第93号、令和元年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ7,284万8千円を追加し、予算の総額を52億8,221万4千円にしようとするものであります。

次は、議案第94号、令和元年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ21万円を追加し、予算の総額を5,047万9千円にしようとするものであります。

次は、議案第95号、令和元年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ95万円を追加し、予算の総額を2億3,916万1千円にしようとするものであります。

次は、議案第96号、令和元年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、収益的収入に654万円を追加し、収益的収入額を7億4,961万4千円に、収益的支出から907万6千円を減額し、収益的支出額を6億9,986万2千円にしようとするものであります。

次は、議案第97号、令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、収益的収入に303万8千円を追加し、収益的収入額を8億123万7千円に、収益的支出に273万1千円を追加し、収益的支出額を7億5,883万7千円に、資本的収入に78万4千円を追加し、資本的収入額を8億793万7千円に、資本的支出に109万1千円を追加し、資本的支出額を11億2,482万6千円にしようとするものであります。

なお、議案第63号から議案第70号を省く、各議案の詳細につきましては、関係部長等に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（有留茂人）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

議案第59号、土地の所有権移転登記請求事件に関する訴えの提起について、から、議案第62号、土地の所有権移転登記請求事件に関する訴えの提起について、であります。

本案は、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、訴えの提起について、議会の議決を求めるものであります。訴えの理由につきましては、議案第59号から62号まで共通しておりますので、まとめて説明いたします。

2ページを御覧ください。指宿市宮野球場・指宿市宮陸上競技場等用地につきましては、旧海軍省が、昭和17年から18年にかけて買収して、指宿海軍航空基地を建設し、その跡地を、終戦後、昭和30年1月28日に国、旧大蔵省から市が払下げを受け、昭和32年から昭和58年にかけて、指宿市宮野球場、指宿市宮陸上競技場、指宿総合体育館、指宿市民会館、指宿市フラワー公園等を整備し、現在まで占有してきております。しかしながら、未だ、それらの用地の一部が個人名義の土地として残っていることから、登記名義人及び相続人に対し、所有権移転登記の手続を求めましたが、相続人が市外や県外に多いことなどもあり、所有権移転登記の手続への協力が得られず、時効取得による裁判対象の物件と相手方が確定したことから、指宿市東方字鳥山土手東8978番3外9筆、合計2,016.36㎡について、時効取得を原因とする当該土地の所有権移転の登記手続を求めるため、訴えの提起をしようとするものであります。また、登記名義人ごとの4件の訴訟となることから、4件の議案に分かれております。

議案第59号につきましては、指宿市東方字鳥山土手東8978番3外6筆、合計1,666㎡を対象物件とし、その相続人を訴えの相手としております。

議案第60号につきましては、指宿市東方字田良湯ノ畑10366番、36.36㎡を対象物件とし、その相続人を訴えの相手としております。

議案第61号につきましては、指宿市東方字岩ノ下10410番ニ、119㎡を対象物件とし、その登記名義人を訴えの相手としております。

議案第62号につきましては、指宿市東方字岩ノ下10411番テ、195㎡を対象物件とし、その相続人を訴えの相手としております。

次は、提出議案の22ページを御覧ください。

議案第72号、指宿市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定について、であります。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、新たに会計年度任用職員に関する規定を設けるため、この条例を制定しようとするものであります。

条例の趣旨及び主な内容について御説明申し上げますので、23ページを御覧ください。

制定の趣旨については、改正後の地方公務員法等に基づき、会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償について、必要な事項を定めようとするものであります。主な内容については、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する、フルタイム会計年度任用職員の給与に

については、給料並びに通勤手当，時間外勤務手当，休日給，期末手当，勤勉手当及び退職手当と定め、同項第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員の給与については、報酬及び期末手当と定めようとするものであります。フルタイム会計年度任用職員の給料表については、原則として、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市技能・労務職員の給与に関する規則に定める給料表を準用しようとするものであります。また、職務の級については、別表第1に定める級別標準職務表等により、号級については市長が別に定める基準により、任命権者が決定するものと定めようとするものであります。パートタイム会計年度任用職員の報酬の基準月額については、同職務にフルタイム会計年度任用職員が従事したと仮定した場合に適応される号級の給料月額を基準とし、その額を基礎として、報酬の月額、日額及び時間額を、勤務日数及び勤務時間等に応じて定めようとするものであります。期末手当の支給については、フルタイム会計年度任用職員は常勤職員の例によるものとし、パートタイム会計年度任用職員については、原則として、基準日、6月1日及び12月1日に在職し、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者で、任期が6月以上である者等に対して支給しようとするものであります。通勤手当の支給については、フルタイム会計年度任用職員は常勤職員の例によるものとし、パートタイム会計年度任用職員については、通勤に係る費用弁償として、日額で支給することとし、フルタイム会計年度任用職員について定められた通勤距離区分に応じた通勤手当の額を上限額としようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の31ページを御覧ください。

議案第73号、指宿市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について、であります。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について御説明申し上げますので、32ページを御覧ください。

まず、第1条は、指宿市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正をしようとするもので、会計年度任用職員の休職の期間について、地方公務員法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき、任命権者が定める任期の範囲内と定めるものであります。次に、第2条では、指宿市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正をしようとするもので、同条例第3条の減給に関する規定中、給料に、パートタイム会計年度任用職員の報酬が含まれるよう追加するものであります。次に、第3条では、指宿市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正をしようとするもので、同条例第2条の地方公務員法の引用条項の整理を行うものであります。次に、第4条では、指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正をしようとするもので、一定の基準を満たす会計年度任用職員が、育児休業等を取得できるよう規定を整備するものであります。次に、第5条では、指宿市職員の給与に



関する条例の一部改正をしようとするもので、同条例第2条に規定する職員の定義について、会計年度任用職員を含まないものと整理するものであります。次に、第6条では、指宿市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正をしようとするもので、同条例第3条に規定する職員の定義に、フルタイム会計年度任用職員を加えようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の38ページを御覧ください。

議案第74号、指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法及び地方税法の一部改正が行われることから、使用料の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容は、第9条関係について、別表に規定する使用料を消費税率10%で計算し、改正しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、令和元年10月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の40ページを御覧ください。

議案第75号、指宿市行政財産の目的外使用の使用料徴収条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法及び地方税法の一部改正が行われることから、使用料の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容は、第2条関係について、条文中に規定する100分の108を乗じて得た額を、当該額に同法で定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額に改正しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、令和元年10月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の86ページを御覧ください。

議案第90号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、であります。別冊の令和元年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,215万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を266億4,410万4千円にしようとするものであります。第2条で債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第2表、債務負担行為補正でお示しの事業について、債務負担行為の限度額を設定するものであります。第3条で地方債の補正を計上しておりますが、これは8ページの第3表、地方債補正でお示しのとおり、起債額を変更するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについて御説明させていただきますが、

今回の補正予算の各目に人件費及び月額臨時職員に係る賃金、共済費を計上しております。これにつきましては、特別職の共済費の増額、職員の育児休業や4月1日に行いました人事異動による予算の整理及び共済費の利率改定等に伴う増減であります。なお、各目の人件費につきましては、34ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。なお、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要28ページから30ページにも記載しておりますので、併せて御覧ください。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについて御説明をさせていただきますので、17ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節9旅費1千円から、次ページの節14使用料及び賃借料6千円までの合計1,184万8千円の補正につきましては、開聞庁舎建替えに伴う先進地視察研修に係る旅費及び地質調査業務、解体工事設計業務及び移転先整備工事設計業務に係る委託料を増額するものであります。同じく、目2職員総務費、節14使用料及び賃借料111万7千円の補正につきましては、派遣職員の増加に伴う住宅借上料を増額するものであります。同じく、目6財産管理費、節25積立金4億1,050万円の減額補正につきましては、ふるさと納税に係る事業費を明確化するため、ふるさと応援基金の積立金を、ふるさと納税返礼品の委託料等を計上している商工費へ予算の組替えを行うものであります。同じく、目7企画費、節19負担金補助及び交付金250万円の補正につきましては、住宅の購入補助及びお試し滞在サポート旅費の補助金について、前年度の同時期実績より増加していることから増額するものであります。同じく、目11共生・協働推進費、節19負担金補助及び交付金225万円の補正につきましては、広報用放送施設設置に伴う補助金申請が五つの自治公民館からあったことから補助金を増額するものであります。19ページを御覧ください。同じく、項2徴税費、目2賦課徴収費、節4共済費6千円から節18備品購入費4万4千円までの合計51万1千円の補正につきましては、固定資産課税台帳をシステム管理からPDF保管に変更することによる予算組替えと、地籍登記完了地区データ取込・公図閉鎖業務及び納税通知書印刷システムの改修に伴う委託料を増額するものであります。同じく、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節13委託料148万5千円の補正につきましては、住民基本台帳法施行令等の改正に伴い、印鑑登録証明書への旧氏記載に係るシステム改修に伴う委託料を増額するものであります。

21ページを御覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節19負担金補助及び交付金195万1千円の補正につきましては、鹿児島県地域介護基盤整備事業費補助金の内示に伴う補助金を増額するものであります。同じく、目6国民健康保険総務費、節28繰出金40万6千円の補正につきましては、国民健康保険特別会計の補正に伴い、繰出金を増額するものであります。同じく、目

7後期高齢者医療総務費，次のページの節28繰出金24万7千円の補正につきましては，後期高齢者医療特別会計の補正に伴い，繰出金を増額するものであります。同じく，目8介護保険総務費，節28繰出金58万8千円の補正につきましては，介護保険特別会計の補正に伴い，繰出金を増額するものであります。

26ページを御覧ください。

款5農林水産業費，項3水産業費，目2水産業振興費，節19負担金補助及び交付金144万2千円の補正につきましては，県単漁場施設整備事業補助金の内報に伴う山川町漁業協同組合への補助金を増額するものであります。

款6商工費，項1商工費，目3観光費，節8報償費1万5千円の減額から，次のページの節19負担金補助及び交付金214万2千円までの合計114万5千円の補正につきましては，DMO設立準備に係る費用の予算を組み替え，DMO設立検討会への負担金を増額するものであります。同じく，目4温泉施設費，節11需用費249万7千円の補正につきましては，砂むし会館砂楽及びヘルシーランドの施設修繕に係る修繕料を増額するものであります。同じく，目5公園管理費，節13委託料39万3千円及び節17公有財産購入費391万2千円の合計430万5千円の補正につきましては，かいもん山麓ふれあい公園内に駐車場を整備するための土地購入に係る費用を増額するものであります。同じく，目6ふるさと納税費，節25積立金4億1,050万円の補正につきましては，ふるさと応援基金の積立金を，総務費から予算組替えを行うものであります。

28ページを御覧ください。

款7土木費，項3河川費，目1河川総務費，節19負担金補助及び交付金266万円の補正につきましては，県が実施する長崎鼻海岸環境整備事業の進捗に伴い，市が負担する費用を増額するものであります。同じく，項5都市計画費，目1都市計画総務費，次のページの節19負担金補助及び交付金63万8千円及び節24投資及び出資金78万4千円の合計142万2千円の補正につきましては，公共下水道事業会計の補正に伴い，一般会計が負担する負担金等を増額するものであります。

30ページを御覧ください。

款8消防費，項1消防費，目3消防施設費，節11需用費123万6千円の補正につきましては，山川福元区及び町区の防火水槽漏水に係る修繕料を増額するものであります。同じく，目5災害対策費，節15工事請負費1,631万9千円の補正につきましては，開聞庁舎建替えに伴い，防災行政無線屋外拡声子局移設等に係る費用を増額するものであります。同じく，節19負担金補助及び交付金200万円の補正につきましては，コミュニティ助成事業助成金の決定に伴う町区自主防災組織への補助金を増額するものであります。

31ページを御覧ください。

款9教育費，項2小学校費，目1学校管理費，節8報償費5万円及び節17公有財産購入費1,373

万9千円の合計1,378万9千円の補正につきましては、山川地域小学校再編に伴い、新しい校章のデザインを公募するための報償費と、スクールバスのターミナル設置に係る土地購入費を増額するものであります。同じく、節11需用費250万円の補正につきましては、魚見小学校窓ガラス取替え等に伴い不足が見込まれるため、修繕料を増額するものであります。同じく、目2教育振興費、節18備品購入費37万4千円の補正につきましては、理科教育設備整備費等補助金の交付内示があったことから、備品購入に伴う備品購入費を増額するものであります。同じく、項3中学校費、目1学校管理費、節11需用費520万円の補正につきましては、南指宿中学校武道館照明器具取替え等に伴い、不足が見込まれるため、修繕料を増額するものであります。同じく、目2教育振興費、節18備品購入費39万6千円の補正につきましては、理科教育設備整備費等補助金の交付内示があったことから、備品購入に伴う備品購入費を増額するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款1市税80万円の補正につきましては、自動車所得税の廃止に伴い導入される軽自動車税環境性能割であります。款13使用料及び手数料280万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの使用料であります。款14国庫支出金の合計1,411万円の減額補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に係る、交付金、補助金及び委託金であります。

15ページを御覧ください。

款15県支出金339万3千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に対する補助金であります。款18繰入金の合計2億5,914万円の減額補正につきましては、節及び説明欄にお示しの繰入金であります。款19繰越金3億2,301万2千円の補正につきましては、平成30年度一般会計の歳入歳出決算の確定に伴う、純繰越金であります。

16ページを御覧ください。

款20諸収入200万1千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しのその他雑入であります。款21市債2,840万円の補正につきましては、節区分及び説明欄にお示しの市債であります。款22環境性能割交付金500万円の補正につきましては、自動車取得税の廃止に伴い導入される自動車税環境性能割交付金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の47ページを御覧ください。

議案第78号、指宿市印鑑条例の一部改正について、であります。

本案は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布により、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、及び印鑑登録証明書の記載事項を変更するため、

この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、48ページを御覧ください。

第2条第1項は、印鑑登録の資格についての文言の整理を行うものであります。第5条第2項第1号は、登録印鑑の制限について、名の次に新たに旧氏の規定を追加するとともに、引用条項及び文言の整理を行うものであります。第5条第2項第2号は、登録印鑑の制限について、氏名の次に新たに旧氏の規定を追加するものであります。第6条第1項第3号は、印鑑登録原票について、氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合についての規定が新たに追加されるものであります。第6条第1項第7号は、印鑑登録原票についての文言の整理を行うものであります。第11条第1項第1号は、印鑑登録証明書について、氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合についての規定が新たに追加されるものであります。第11条第1項第3号は、印鑑登録証明書から男女の別を削除するものであります。また、第3号の削除により、第4号を第3号に繰り上げ、第5号は印鑑登録証明書についての文言の整理を行い、第4号に繰り上げるものであります。第14条第1項第6号は、印鑑登録の抹消について、氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合についての規定が新たに追加されるものであります。

なお、附則において、この条例は、令和元年11月5日から施行することとしております。

次は、提出議案の50ページを御覧ください。

議案第79号、指宿市税条例の一部改正について、であります。

本案は、令和元年10月に軽自動車税環境性能割が導入され、当分の間、鹿児島県が普通自動車と軽自動車の賦課徴収事務を行うことに関連しまして、徴収事務の円滑化及び効率化のために、非課税対象範囲の統一を図る必要があることから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきまして御説明申し上げますので、51ページを御覧ください。

第80条の2中、緊急用のものに対しては、を、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、に改め、同条に第1号から第5号までを新たに加えるものであります。

なお、附則において、この条例は、令和元年10月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（西浩孝）** それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の52ページを御覧ください。

議案第80号、指宿市老人福祉センター条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法及び地方税法の一部改正が行われることから、使

用料の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容は、第11条関係について、別表に規定する使用料を消費税率10%で計算し、改正しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、令和元年10月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の87ページを御覧ください。

議案第91号、令和元年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。別冊の令和元年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の41ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ653万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を65億9,489万3千円にしようとするものであります。第2条で債務負担行為を設定するものであります。内容につきましては、45ページの第2表、債務負担行為でお示しの事業について、債務負担行為の限度額を設定するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、52ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料629万円の補正につきましては、国はマイナンバーカードの活用を図るため、全国の保健医療機関等の窓口で資格確認ができるように、オンライン資格確認等業務電算システムの整備を進めており、それに伴う国保電算システム改修業務委託費及び医療費通知を窓口で発行するためのシステム改修業務委託費を増額するものであります。同じく、項2徴税费、目1賦課徴収費、節13委託料24万7千円の補正につきましては、国民健康保険税の納税通知書印刷システム改修に係る委託料を増額するものであります。

次は、歳入について御説明申し上げますので、51ページを御覧ください。款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金40万6千円の補正につきましては、医療費通知書発行に係る国保電算システム改修費及び国民健康保険税納税通知書印刷システム改修費に係る一般会計からの繰入金であります。款8国庫支出金、項1国庫補助金、目1事務費補助金613万1千円の補正につきましては、オンライン資格確認業務に伴う国保電算システム改修費に係る補助金であります。

次は、提出議案の88ページを御覧ください。

議案第92号、令和元年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の令和元年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の55ページを御覧ください。補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ24万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億4,538万2千円にしようとするものであります。第2条で債務負担行為を設定するものであります。内容につきましては、59ページの第2表、債務負担行為でお示しの事業

について、債務負担行為の限度額を設定するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、66ページを御覧ください。

款1総務費，項2徴収費，目1賦課徴収費，節13委託料24万7千円の補正につきましては，後期高齢者医療保険料の納税通知書印刷システム改修に係る委託料を増額するものであります。

次は，歳入について御説明申し上げますので，65ページを御覧ください。

款3繰入金，項1一般会計繰入金，目1事務費繰入金24万7千円の補正につきましては，後期高齢者医療保険料納税通知書印刷システム改修費に係る事務費繰入金であります。

次は，提出議案の89ページを御覧ください。

議案第93号，令和元年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について，であります。別冊の令和元年度指宿市各会計補正予算，予算に関する説明書の69ページを御覧ください。

補正の内容は，第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,284万8千円を追加し，歳入歳出予算の総額を52億8,221万4千円にしようとするものであります。第2条で債務負担行為を設定するものであります。内容につきましては，73ページの第2表，債務負担行為でお示しの事業について，債務負担行為の限度額を設定するものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方から御説明いたしますので，80ページを御覧ください。

款1総務費，項1総務管理費，目1一般管理費，節13委託料68万2千円の補正につきましては，介護報酬改定等に伴う介護保険電算システム改修に係る委託料を増額するものであります。同じく，項2徴収費，目1賦課徴収費，節13委託料24万7千円の補正につきましては，介護保険料の納税通知書印刷システム改修に係る委託料を増額するものであります。

83ページを御覧ください。款6諸支出金，項1償還金及び還付加算金，目2償還金及び還付加算金，節23償還金・利子及び割引料5,140万2千円の補正につきましては，平成30年度介護給付費等の確定に伴う国，県及び社会保険診療報酬支払基金への返納金であります。

款7繰出金，項1一般会計繰出金，目1一般会計繰出金，節28繰出金2,051万7千円の補正につきましては，平成30年度介護給付費等の確定に伴う介護保険特別会計から一般会計への繰出金であります。

次は，歳入について御説明申し上げますので，79ページを御覧ください。款3国庫支出金，項2国庫補助金，目5介護保険事業費補助金34万1千円の補正につきましては，介護報酬改定等に伴う介護保険電算システム改修費に係る国庫補助金であります。款7繰入金，項1一般会計繰入金，目5その他一般会計繰入金58万8千円の補正につきましては，介護保険電算システム改修費及び介護保険料納税通知書印刷システム改修費に係る事務費繰入金でありま

す。同じく、項2基金繰入金，目1財政調整基金繰入金803万1千円の減額補正につきましては，今回の補正予算の財源調整として，基金からの繰入金を減額するものであります。款8繰越金7,995万円の補正につきましては，平成30年度介護保険特別会計決算に伴う前年度繰越金であります。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○産業振興部長（川路潔）** それでは，命によりまして，産業振興部所管の議案について，追加して御説明申し上げます。

提出議案の21ページを御覧ください。

議案第71号，指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者の指定について，であります。

本案は，地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき，指定管理者の指定にあたり，議会の議決を求めるものであります。指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者に，一般財団法人指宿温泉まちづくり公社を指定することにつきましては，本施設の設置目的と本法人の設立目的が密接に関連した団体であり，平成18年9月より約13年余り指定管理者として，同施設の安定的な管理・運営を行っており，利用者の確保に努めております。また，運営経費の縮減はもちろんのこと，医療機関等と連携した砂むしの効能の検証や，繁忙期の待ち時間対策，冬場の寒さ対策，地域と連携したイベントの開催等にも積極的に取り組んでおり，今後これらの取組を継続することで利用者の増加やサービス向上及び地域活性化が期待できること，併せて，今後，指宿港海岸整備事業に伴う砂むし会館砂楽及び周辺の整備検討等の際，本法人がこれまで培ってきた天然砂むし温泉に係る知識・経験・技術等が必要となることから，指定管理者候補者の選定につきましては，公募によらず，指宿市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第9条第1項の規定を適用させていただき，候補者を選定したものであります。また，その期間を令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間としようとするものであります。

次は，提出議案の63ページを御覧ください。

議案第84号，指宿市漁港管理条例の一部改正について，であります。

本案は，社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により，消費税法及び地方税法の一部改正が行われることから，使用料，占用料及び土砂採取料の見直しを行うため，この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容は，第6条関係について，別表第1に規定する使用料等を消費税率10%で計算し，1.08を1.1に，第7条関係について，別表第2に規定する1.08を1.1に改正しようとするものであります。

なお，附則において，この条例は，令和元年10月1日から施行することとしております。



次は、提出議案の65ページを御覧ください。

議案第85号、指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例等の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法及び地方税法の一部改正が行われることから、使用料及び利用料金の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例、指宿市天然砂むし温泉施設条例、指宿市山川砂むし保養施設条例、指宿市ヘルシーランド条例、指宿市かいもん山麓ふれあい公園条例、指宿市レジャーセンターかいもん条例、指宿市そばの館皆楽来及び親水地条例の七つの条例に定める各施設の使用料等を消費税率10%で計算し、改正しようとするものであります。また、指宿市営温泉供給管理条例につきましては、条例本文中の100分の108を、当該額に消費税法で定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額に改正しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、令和元年10月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の90ページを御覧ください。

議案第94号、令和元年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の令和元年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の87ページを御覧ください。補正の内容は、第1条で歳入歳出の総額にそれぞれ21万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,047万9千円にするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明させていただきますので、95ページを御覧ください。

給料等の人件費の増額補正につきましては、4月1日の人事異動に伴う増が21万円であり、整理後の人件費につきましては、96ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。

次に、歳入について御説明いたしますので、94ページを御覧ください。

款1使用料及び手数料、項1使用料、目1温泉使用料146万2千円の補正につきましては、令和元年10月1日の消費税率改正に伴う温泉使用料の増額分であります。款3繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金125万2千円につきましては、今回の補正予算の財源調整として減額補正するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○農政部長（田之上辰浩）** それでは、命によりまして、農政部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の69ページを御覧ください。

議案第86号、指宿市開闢農村環境改善センター条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法及び地方税法の一部改正が行われることから、使用料の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容は、第14条関係について、別表に規定する使用料を消費税率10%で計算し、改正しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、令和元年10月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（山崎一磨）** それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の71ページを御覧ください。

議案第87号、指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法及び地方税法の一部改正が行われることから、占用料の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容は、条文中に規定する、100分の108を乗じて得た額を、当該額に同法で定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額に改正しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、令和元年10月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の73ページを御覧ください。

議案第88号、指宿市景観条例の制定について、であります。

本案は、景観法第8条第1項の規定により策定しました、指宿市景観計画を推進するために、この条例を制定しようとするものであります。

制定の主な内容について御説明申し上げますので、74ページを御覧ください。

条例は六つの章と31の条文で構成しております。第1章では、総則として、条例制定の目的のほか、市、市民、事業者の責務について定めようとするものであります。

75ページを御覧ください。

第2章では、景観形成の推進として、景観計画の策定・提案の基準について定めるほか、届出を必要とする届出対象行為、特定届出対象行為、景観形成重点地区の指定、方針、行為の制限等について、また、届出行為に対する助言や指導、届出をしなかった場合の勧告等に

ついて定めようとするものであります。

79ページを御覧ください。

第3章では、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定や、管理基準等について定めようとするものであります。

81ページを御覧ください。

第4章では、市民による景観づくりとして、景観まちづくり団体の認定や景観アドバイザーの設置等について定めようとするものであります。第5章では、景観形成に関する事項について調査審議を行う景観審議会の設置等について定めようとするものであります。本条例は、本市の特性が活かされた良好な景観を将来に継承するために、市民、事業者等の協働による魅力ある景観の実現を図ることを目的としており、指宿市景観計画に定めた各施策を実効性のあるものとするため、景観法の執行やその他景観の形成に関し必要な事項を条例で定めようとするものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の84ページを御覧ください。

議案第89号、指宿市都市公園条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法及び地方税法の一部改正が行われることから、占用料の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容は、条文中に規定する、100分の108を乗じて得た額を、当該額に同法で定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額に改正しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、令和元年10月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○開聞支所長（今村将吾）** それでは、命によりまして、開聞支所所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の91ページを御覧ください。

議案第95号、令和元年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。別冊の令和元年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の101ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ95万円を追加して、歳入歳出予算の総額を2億3,916万1千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明させていただきますので、109ページを御覧ください。

今回の補正予算に計上しております人件費につきましては、4月1日の人事異動等に伴う増が46万7千円であります。なお、人件費につきましては、110ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

款1経営費，項1管理費，目1総務管理費，節4共済費10万1千円と節7賃金10万円の補正につきましては、月額臨時職員の共済費負担率の変更及び標準月額報酬の確定に伴う共済組合負担金等の増であります。次に、節11需用費62万5千円の補正につきましては、もくもく館の屋根の一部を葺き替えるもの。500番台の照明器具を蛍光灯からLED照明に取り替えるもの。経年劣化による不具合から、1階調理場の換気扇を取り替えるための修繕料を増額するものであります。次に、節25積立金の減額補正につきましては、今回の補正予算の財源調整といたしまして、唐船峡そうめん流し整備等基金積立金を34万3千円減額するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、108ページを御覧ください。款1事業収入，項1営業収入，目1食事料収入，節1食事料92万円の補正につきましては、消費税率改正に伴い、増税分の収入増が見込まれることから増額するものであります。同じく、目2飲物料収入，節1飲物料3万円の補正につきましても同様でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○教育部長（下吉一宏）** それでは、命によりまして、教育委員会所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の54ページを御覧ください。

議案第81号，指宿市立学校設置条例の一部改正について、であります。

本案は、指宿市望ましい学校づくり基本方針に基づき、山川地域の子供たちのための望ましい教育環境を実現するため、山川地域の小学校の再編に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容は、山川小学校，大成小学校，徳光小学校，利永小学校の4小学校を廃止し、新たに、指宿市立山川小学校を設置するものであり、設置の位置は、現在の大成小学校の、指宿市山川成川3260番地とするものであります。

なお、附則において、この条例は、令和3年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の56ページを御覧ください。

議案第82号，指宿市立市民会館条例等の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法及び地方税法の一部改正が行われることから、使用料の見直しを行うため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容は、指宿市立市民会館条例，指宿市立図書館条例，指宿市考古博物館時遊館C

〇〇〇〇橋牟礼条例の三つの条例に定める各施設の使用料を消費税率10%で計算し、改正しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、令和元年10月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の61ページを御覧ください。

議案第83号、指宿市体育施設条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法及び地方税法の一部改正が行われることから、使用料の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容は、第8条関係について、別表に規定する使用料を消費税率10%で計算し、改正しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、令和元年10月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**〇水道事業部長（井手久成）** それでは、命によりまして、水道事業部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の42ページを御覧ください。

議案第76号、指宿市公共下水道条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法及び地方税法の一部改正が行われることから、下水道使用料の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容は、条文中に規定する100分の108を乗じて得た額を、当該額に消費税法で定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額に改正しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、令和元年10月1日から施行することとしております。

次に、提出議案の44ページを御覧ください。

議案第77号、指宿市水道給水条例の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法及び地方税法の一部改正が行われることから、水道料金及び給水負担金の見直しを行い、並びに水道法及び水道法施行令の一部改正に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容は、条文中に規定する100分の108を乗じて得た額を、当該額に消費税法で定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額に改正しようとするものであります。また、水道法の改正により、給水装置工事事業者の指定について更新制が導入されたことにより、第32条に新たな手

数料として、給水装置工事事業者指定更新手数料1万円を追加し、水道法施行令の改正により、第39条中、第5条を第6条に改正しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、令和元年10月1日から施行することとしております。次に、提出議案の92ページを御覧ください。

議案第96号、令和元年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、であります。別冊の令和元年度指宿市公営企業会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入に係る第1款水道事業収益の第1項営業収益に654万円を追加し、水道事業収益を7億4,961万4千円に、営業収益を7億1,934万9千円に、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を907万6千円減額し、水道事業費用を6億9,986万2千円に、営業費用を6億3,432万1千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、収入が消費税率及び地方消費税率の改定に伴う水道料金及び給水負担金の増額で、支出が4月1日の人事異動等に伴う人件費の減額であります。第3条におきまして、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を907万6千円減額し、8,497万7千円にしようとするものであります。

なお、7ページ以降に実施計画及び給与費明細書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の93ページを御覧ください。

議案第97号、令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、であります。別冊の令和元年度指宿市公営企業会計補正予算書の25ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第2条に定めた業務の予定量の（4）、主要な建設改良費のイ、汚水管渠建設費に78万4千円を追加し、2億3,504万2千円に、二、雨水ポンプ場建設費に30万7千円を追加し、2億852万1千円にしようとするものであります。

第3条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出で、収入に係る第1款公共下水道事業収益の第1項営業収益に680万1千円を追加し、第2項営業外収益を376万3千円減額し、公共下水道事業収益を8億123万7千円に、営業収益を4億2,102万1千円に、営業外収益を3億8,021万6千円に、支出に係る第1款公共下水道事業費用の第1項営業費用に273万1千円を追加し、公共下水道事業費用を7億5,883万7千円に、営業費用を6億9,020万9千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、収入が消費税率及び地方消費税率の改定に伴う下水道使用料の増額及び今回の補正の財源として雨水処理負担金を増額し、一般会計補助金を減額するもので、支出が4月1日の人事異動等に伴う人件費の減額であります。

第4条におきまして、予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち、収入に係る第1款公共下水道事業資本的収入の第2項出資金に78万4千円を追加し、公共下水道事業資本的収入を

8億793万7千円に、出資金を1億1,948万8千円に、支出に係る第1款公共下水道事業資本的支出の第1項建設改良費に109万1千円を追加し、公共下水道事業資本的支出を11億2,482万6千円に、建設改良費を7億1,617万6千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、収入が今回の補正の財源として出資金を増額するもので、支出が4月1日の人事異動等に伴う人件費の減額であります。

第5条におきまして、指宿市浄水苑再構築長寿命化工事及び潟山汚水中継ポンプ場再構築長寿命化工事は、機器の製作から設置まで工事が2か年にわたることから、債務負担行為を設定するものであります。

第6条におきまして、予算第10条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費に382万2千円を追加し、3,849万8千円にしようとするものであります。

第7条におきまして、予算第11条に定めた一般会計から補助を受ける金額を376万3千円減額し、1億5,305万9千円にしようとするものであります。

なお、29ページ以降に実施計画及び給与費明細書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時48分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第59号～議案第62号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（福永徳郎） これより、質疑に入ります。

まず、議案第59号から議案第62号までの4議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第59号から議案第62号までの4議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号から第62号までの4議案は、委員会付託を省略することに決定いたし

ました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第59号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後0時59分

**○議長(福永徳郎)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第63号～議案第70号(質疑、決算特別委員会付託)

**○議長(福永徳郎)** 次に、議案第63号から議案第70号までの8議案について、質疑に入ります。



御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第63号から議案第70号までの8議案については、委員会条例第6条の規定により、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議案第63号から議案第70号までの8議案は、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、西田義哲議員、新宮領實議員、齋藤佳代議員、恒吉太吾議員、東伸行議員、井元伸明議員、前之園正和議員、高橋三樹議員、高田チヨ子議員、以上9名を指名いたします。

暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 1時01分 |
| 再開 | 午後 | 1時55分 |

○議長(福永徳郎) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

御報告申し上げます。

休憩中に開催されました決算特別委員会において、委員長に新宮領實議員、副委員長に前之園正和議員がそれぞれ互選されましたので報告いたします。

#### △ 議案第71号～議案第97号(質疑、委員会付託)

○議長(福永徳郎) 次に、議案第71号から議案第97号までの27議案について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

○13番議員(前之園正和) 議案第72号と第90号について、質疑を行います。

まず、第72号、会計年度任用職員の件であります。会計年度任用職員への制度移行に関して、フルタイム、パートタイムあるわけですけれども、待遇、あるいは給与体系などに関して、法律ですることができるというふうになっている部分。それから、制度移行に伴ってしなければいけない部分、大きく大別して二つあると思うんです。そこで、することができるという部分について、指宿市としては全てするという扱いになっているのかどうか。ある

いは、することができるというものの中で、選別をしてやるものとやらないものがあるのかどうか、その辺について、まず伺いたいと思います。

それから、90号についてですが、補正予算書では30から31ページ、議案の概要では31ページになります。教育総務費の補正額は予算書では292万6千円ですが、概要では4万6千円しか記載がありません。概要ですから、全てではないにしても、292万6千円に対して1.5%にしか過ぎない4万6千円だけの概要となっていますので、少し説明を加えていただきたいと思います。

それから、土地購入費、1,373万9千円の増が入っております。これは、現大成小学校の場所に新設校をとという前提だろうと思います。そこで伺いますが、現在の山川地区の4小学校を廃止して1校にまとめる。そして、新設の場所は、現大成小学校の所になることについて、関係者に対し十分なる説明と理解が得られているのかどうか、伺います。また、現大成小の近くということになると思うんですが、土地購入の場所としてはどの辺りということになるのか、そのことについても伺います。以上です。

**○総務部長（有留茂人）** 議案第72号についての質疑にお答えをいたします。今回の改正法の趣旨を基本に、今回、条例の制定を提案させていただいております。今回の改正の趣旨というのは、各地方公共団体によって任用、勤務条件等に関する取扱いがまちまちであったと。今回の改正により、統一的な取扱いを定め、今後の制度的な基盤を構築することによって、各地方公共団体における臨時、非常勤職員制度の適切な運用を確保しようとするというふうなことが趣旨でございます。今回の改正法に基づきまして、今回、制定をするものについては、地方公務員法の第22条の2第1項第2号に規定する、フルタイム会計年度任用職員につきましては、給料、勤務手当、時間外勤務手当、休日給、期末手当、勤勉手当及び退職手当を定めているところでございます。また、同項の第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員につきましては、報酬と期末手当というふうなことで定めているところであり、それぞれの手当等については、国が示す基準に沿って、今回、条例を提案させていただいたところであります。

**○教育部長（下吉一宏）** 通告いただきました。まず、補正の件でございます。提出議案の概要の中の30ページでございます4万6千円と、予算に関する説明書の30ページの教育総務費補正額292万6千円、この差の関係であろうかと思えますけれども、4万6千円につきましては、その概要でございますように、月額臨時職員の共済費負担率の改定等に伴う共済費等の増ということで4万6千円でございます。したがって、この補正予算額の差額、292万6千円と4万6千円の差額、288万の件でございますが、これにつきましては、提出議案の概要の30ページの13、人件費とございますが、人件費1,350万5千円、この中に含まれると、そういった御理解をしていただきたいと思えます。

続きまして、学校再編問題の関係でございます。関係者に対して十分な説明と理解が得ら

れているのかということでございます。まず、説明の件から申し上げたいと思います。これまでも議員懇談会等でも縷々協議の状況につきましては、説明をさせていただきましたが、この際でございますので、詳しく説明させていただきたいと思います。この学校再編の問題につきましては、これはもう、平成20年頃からの課題として、教育委員会としてはいろいろと取組をさせていただいております。平成20年8月に、指宿市学校施設整備計画検討委員会の設置をさせていただきます。その中で、委員は地域、保護者、学校の代表と学識経験者の23名と、こういう設置をいたしまして、22年の3月にこの委員会から答申を受けております。指宿市の未来を拓く子供たちを育成する新しい時代の学校づくり方策についてということで、内容的には小学校に関して、抽出して申し上げますけれども、小学校においては、1学級の児童数は21人から27人程度、1学年の学級数はクラス替えも可能な2学級以上が望ましいと。これにつきましては、その当時の先生方にもアンケートいただいて、そういった答申の内容になっております。そして、これを受けまして、平成22年の12月、指宿市望ましい学校環境整備計画の策定をいたしております。内容的には、答申等も受けました内容で、小学校においては、先ほど申し上げましたように、1学級の児童数は21人から27人程度が望ましい。1学年の学級数はクラス替えも可能な2学級以上が望ましい。児童の激減期を迎え、児童の増加が将来にわたって見込めない場合等は、保護者や地域の方々の理解を得ながら、学校の統廃合等も視野に入れた学校整備を行うことが必要であると、そういった計画の内容になっております。26年度には、指宿市学校のあり方について考える会を設置いたしております。そういった設置もいたしております。その中で、周知でございますけれども、学校の規模の適正化の必要性についての説明ということで、平成26年7月から8月にかけて、山川地域で申し上げますと、山川小学校区、大成小学校区、徳光小学校区、利永小学校区、そしてまた、全体で山川中学校区の説明をいたしております。そしてまた、具体的に再編例を例示をいたしまして、その適正規模の必要性を周知してございますが、平成27年7月から8月にかけて、開聞・山川地区について、そういった具体的な例示を示して適正規模の学校の在り方が必要なんだと、そういった周知をしてございます。そして、平成28年におきましては、指宿市望ましい学校づくり推進委員会を設置いたしております。そして、平成29年の9月には、指宿市望ましい学校づくり基本方針の素案を策定してございます。具体的には、その中で、山川地域においては4小学校を既存の1校に集約するという素案でございます。そしてまた、30年の3月には、指宿市望ましい学校づくり基本方針を策定してございます。その経過でございますけれども、素案の説明を各地域、小学校区ごとに説明をしてございます。そしてまた、素案につきましては、平成29年9月の15日に、まず、市内のPTAの役員等に、88名の方に対して説明を、山川図書館で行っております。また、29年の10月6日から11月の9日にかけて、素案の説明ということで徳光公民館、山川文化ホール、山川図書館、利永集落センター、そしてまた、山川図書館ということで、素案の説明をいたしているところでございます。ま

た、平成30年2月19日から3月20日にかけて、この素案についてのパブリックコメントをいたしております。そして、基本方針の周知ということでございまして、平成30年8月7日から保護者説明会ということで、山川小学校区、大成小学校区、利永小学校区、徳光小学校区、出前説明会ということで、利永小学校、徳光小学校、大成、利永、山川と、そういったことで、保護者説明会、そしてまた、出前説明会も行っております。住民説明会におきましては、本年の2月26日から徳光小をスタートいたしまして、2月28日に大成、3月5日に利永、3月6日に山川小学校ということでいたしております。広報紙の5月号にも、この基本方針の概要について掲載をしております。また、先ほど保護者説明会をということでございましたが、保護者説明会に臨むに当たって、事前に、どういったことが不安なのか、どういったことが懸念されるか、そういったもののアンケートを採りまして、そのアンケートの回答をいただいて、そのことについて、保護者説明会では回答するという、そういったスタンスもとっております。また、保護者アンケートを採るときには、望ましい学校づくり基本方針の分厚い1冊を、各保護者には送付をしております。そしてまた、事後のアンケートについても採りまして、説明会を行った後の不安が解消されましたかとか、また、どういったところが不安ですかと、そういったところをアンケートでいたしまして、そのことについては、また、いろいろ出前講座であったり、そういうことで説明をしていると、そういった状況でございます。それと、平成30年の6月に、指宿市望ましい学校づくり調整会議というものを設置しております。各中学校区ごとに地域代表、小学校保護者、中学校保護者、幼児保護者、校長、その他教育委員会が必要と認める者といったメンバーで、スタートが90人程度でスタートしております。山川地域につきましては、30名のメンバーになります。山川小学校区が7人、徳光が7人、大成が8人、利永が7人、校長ということで、30名の望ましい学校づくり調整会議ということで、学校再編に当たってのいろんな解決すべき項目が21項目ございましたので、その21項目を事務局が提案をして、各委員さん方に御意見をいただいて、それを集約していくと。そういう作業をずっとしてきております。スタートが、今、申し上げましたように6月でございますけれども、8月の22日でしたか、11回の調整会議を行っております。調整会議の中には専門部会ということで、部会も設け、行政側においては、各課を跨る案件については分科会ということで、そういった分科会も開いております。この調整会議の内容につきましてはホームページにも掲載しておりますし、また、山川地域においては、今まで3号ということで、1号から3号、この調整会議で議論された内容、決まった内容、そういったものを詳しく各世帯に全て配布をしております。ホームページの関係でございますけれども、教育の中に、それぞれ1回から11回までの資料の内容、議論された内容、各小学校から出された意見、質問、全て会議録も載せて公表をしております。もう、これまでの動きが全て分かるような形で、ホームページも載せておりますし、また、先ほど申し上げましたように、再編だよりということで、今まで3号出しております。この3号から

少し紹介をさせていただきますが、学校再編に向けてのこれまでの協議内容、教育関係について、スクールバスについて、標準服、体操服について、学校施設について、校歌、校章について、学校跡地について、学校備品、学校図書について、PTA組織について、式典について、放課後児童クラブについて、校区公民館、スポーツ少年団について、郷土芸能についてということで、これまでの調整会議で協議された内容を詳しく山川地域の方々にはお知らせをいたしております。

次に入りますけれども、理解が得られているのかということにつきましては、私どもは、全般的には理解が得られているというふうに思っております。8月19日に市P連との市長と語る会がございました。その中でのごとでございますが、徳光のPTAの方から、ちょっと早いと、不安があると、延ばせることはできないかという御質問もございました。それに対して、山川小学校のPTAの関係者でございますが、自分たちの所では反対する人もおらず、統廃合に賛成であると。ただ、2年後にするという最終決断がほしい状態であると、そういったこととございました。また、利永小学校においても、利永小学校も山川小学校と同意見で、皆さん統合に賛成です。不安に思っている方もいるので、2年後にするとはっきり決めていただきたいということとございました。また、大成小学校の方からは、現在、5年生、3年生、それから、2年生が、来年は1学級ということで、再編によりまして2学級になりますので、学力の向上も見込まれると、そういった意見も出されたところでございます。これまでの保護者説明会、それと住民説明会、出前説明会等々、たくさんのできる限りの周知の方法も図ってまいりましたけれども、私どもといたしましては、山川地域全般においては理解がされていると。しかしながら、一部においては、地域から学校がなくなることの寂しさ、また、再編によって子供たちの教育環境も変わって来ると、そこに不安を覚えて、もう少し延ばすことはできないのかなと、そういった御意見も実際ございます。また、今、そういった意見もございますけれども、冒頭延ばしてくれないかということとありますけれども、再編には反対ではないと、そういうこととございます。再編には反対ではないけれども、そういった不安等があるので延ばしていただけないだろうか、そういう意見を伺っております。そういう認識を私どもはしているところでございます。

それと、土地購入の関係でございますが、大成小学校の方に集約するというので、今回、設置条例の改正案を上程してございますが、場所につきましては、大成小学校の敷地の西側の水路を挟んだ隣接地でございます。以上でございます。

**○13番議員（前之園正和）** まず、72号についてであります。答弁をいただきましたが、フルタイム、パートタイムあるうち、フルタイムについては正職並みという理解でいいのかどうか。それから、パートタイムについては、いろいろ何をする、何をするという形での答弁でしたが、私の質疑としては、することができるという部分が全てすることになっているのかどうか、何と何かということをお求めているのではなくて、することができるという部分

について、全てするという事になっているのか、それとも、することができるから、した部分としない部分があるのかと、そういう形で質疑をしておりますので、その質疑の求める方向で答えていただきたいと思います。

それから、パートタイムではなく、積極的にフルタイムにする考えはあるのかどうか、ということも併せて伺いたいと思うんですね。フルタイムについては、基本的に正職並みだとします。ところが、15分でも短くなれば、パートタイムになるわけですので、フルタイムと比べて条件というか、待遇が低くなるということに恐らくなっているんだと思うんですが、例えば、フルタイムから15分だけ短くしてですね、形としてはパートにするということをして、作為的にフルタイムでないようにするというふうなことは、私はないと思うんですが、その辺はどのような立場を基本的に持っていらっしゃるのでしょうか。

それから、学校の統合の問題ですが、審議会なり調整会議での一定の話は進めてきたと。全体としては理解が得られたのではないかと。しかし、一部において学校がなくなることについての寂しさとか、いろいろあるということでした。各小学校のPTAや保護者との説明会、協議をやってはいるが、基本的には理解を得たという考えのようです。しかし、住民の懸念について、どのようなものを把握しているかというふうに伺いたかったわけですが、アンケートなどを採って行って把握しているということでした。しかし、その後、そのアンケートの中身について、今後、フォローしていく、再度、そこを解決をしていくという方向だということですので、その住民の懸念については把握はしていても、それが解決には至っていないということなのではないか。先ほど言った、一部において学校がなくなることについての寂しさもあると。ただ、行政としては、全体としては理解を得ているということですが、そういう細部にわたっての懸念というのは、今なおあるというふうに私は感じているんですが、そういうことでよろしいのでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 今回の改正法の中で、できる規定ということで手当が列举されているところがございますが、その中で一つ例をあげますと、地域手当とか、特殊勤務手当等については、今回は条例の中で制定はしていないというところがございますので、地域の実情を踏まえて中身を検討し、それぞれ設定をいたしているところがございます。

それから、作為的に時間を削減というふうなことがございましたけれども、地方公共団体が行政改革を推進する、効率的な行政サービスの提供を実現するというふうなためには、民間でできる業務については、民営化や民間委託等の方策もしていますが、それと併せて、引き続き行政が担うサービスの提供というものについては、多様な任用、それから、勤務形態の職員を活用することが有効な選択肢の一つだというふうに考えているところがございます。そのようにして、多様な勤務形態を活用して住民サービスへの向上を図っていくというふうなものが、地方自治体には求められているというふうに考えておりますし、また、今回の意向に伴っては、現在、市の方で臨時非常勤勤務をされている職員の方々については、作

為的に時間を短くするというふうなことは考えていないところでございます。

**○教育部長（下吉一宏）** 解決に至っていない部分があるのではないかと、そういった御質疑でございました。もちろん解決に至っていない部分というのはあるわけでございます。というのが、先ほど21項目についての協議課題があるということで申し上げましたけれども、それは議会の議決を得て、具体的に調整をできる部分がございます。そういったものについては、議会議決後のこうするんだという方向性については、全て方向性的なものについては協議してございますが、この議決をいただかないと、その前に行けない部分が結構ございます。その部分については、議会の議決において解決をされるということになるところでございます。

それと、現在、市長の方に要望書が出てきておりますが、総じて申し上げれば、先ほど申し上げましたように、地域に対する郷土愛、学校があってほしいというのが一つ。それと、子供たちの環境が変わることに対しての不安。大きく言えばこの2点であろうかというふうに分析を、私どもはいたしております。そのことにつきましては、解決できるものであるというふうに思っております。ここ、具体的に申し上げますと、例えば、教育課程がどうと、また、学校の校訓がとか、そういったものがございます。教育課程につきましては、教育長がいらっしゃいますけれども、今の時点で教育課程ができるものではございませんで、通常、年度が始まる前までに固まると、そういったものでございますので、今、この要望書を見ますと、今、できないことに対しての不安もあるようでございますので、それにつきましては、議会の議決が得られれば、その後具体的に進められることが結構多いでございますので、令和3年の4月1日再編という形で考えておりますが、それまでには、ほとんど解決できない部分というのはないというふうに私どもは考えているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 72号です。正規職員、それから、会計年度の中にはフルタイムとパートタイムがあると。先ほど伺ったので、一つ答弁ないんですが、フルタイムは基本的に正職と同じという概念でよろしいのでしょうか。それを一つ、答えていただきたい。パートタイムについては、できる規定の下で、全てできるをすとなっているわけではないということでした。これについては、委員会審査もありますので、それまでには正職、フルタイム、パートタイム、そして、できる規定の範疇にあるもの、そのうちしたもの、しないもの、整理をしていただければというふうに希望するわけですが、あと、作為的にパートにすることはないというふうにおっしゃいましたが、例えば、一定の仕事があって、1日分の仕事があって、フルタイムで1人、単純に数学的に言えば半日、パートを2人ということも選択肢としてあるわけですが、そういう場合にはどうされるんですか。意識的に、作為的にパートにすることはないということでしたが、可能であれば、フルタイムで1人、パートで2人ということにはしないと。極力フルタイムにするようにするというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○総務部長（有留茂人） フルタイム会計年度任用職員については、常勤の職員と同等と考えてよろしいかと思えます。

それから、今、例でフルタイムを半分に分けてするというところでございますけれども、現在の臨時職員等の職を確保するというふうな観点もございまして、そのようなことは考えていないところであります。また、新たに新規事業等が発生した場合については、新たな職について、それぞれの場合の職務について考えていくというふうなことになるかと思えます。

○議長（福永徳郎） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第90号を除く26議案については、お手元に配布しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第90号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。いずれも休会中に審査を終了されますよう、お願いいたします。

#### △ 新たに受理した陳情上程（委員会付託）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第42、新たに受理した陳情を議題といたします。

新たに受理した陳情1件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、文教厚生委員会に付託いたします。休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 散 会

○議長（福永徳郎） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時26分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 坂 元 茂 教



議 員 東 勝 義

# 第 3 回 定 例 会

令和元年 9 月 20 日

(第 2 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

令和元年9月20日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 陳情の取下げについて
- 日程第3 議案第98号 令和元年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第4 新たに受理した陳情上程
- 日程第5 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

1 番 議 員	坂 元 茂 教	2 番 議 員	東 勝 義
3 番 議 員	西 田 義 哲	4 番 議 員	新宮領 實
5 番 議 員	前 原 五 男	6 番 議 員	山 本 敏 勝
7 番 議 員	齋 藤 佳 代	8 番 議 員	恒 吉 太 吾
9 番 議 員	東 伸 行	10 番 議 員	井 元 伸 明
11 番 議 員	西 森 三 義	12 番 議 員	吉 村 重 則
13 番 議 員	前之園 正 和	14 番 議 員	松 下 喜久雄
15 番 議 員	高 橋 三 樹	16 番 議 員	高 田 ちよ子
17 番 議 員	木 原 繁 昭	18 番 議 員	下川床 泉
19 番 議 員	新川床 金 春	21 番 議 員	福 永 徳 郎

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	佐 藤 寛
教 育 長	西 森 廣 幸	総 務 部 長	有 留 茂 人

市民生活部長	鶴 本 八 郎	健康福祉部長	西 浩 孝
産業振興部長	川 路 潔	農 政 部 長	田之上 辰 浩
建 設 部 長	山 崎 一 磨	教 育 部 長	下 吉 一 宏
水道事業部長	井 手 久 成	山 川 支 所 長	前 藺 佳 生
開 闢 支 所 長	今 村 将 吾	総 務 部 参 与	中 村 孝
総 務 部 参 与	谷 口 澄 子	建 設 部 参 与	荻 定 治
市長公室長	山 下 浩 二	総 務 課 長	鶴 窪 誠 作
危機管理課長	山 下 秀 一	財 政 課 長	坂 元 一 博
市 民 課 長	上高原 明 美	国保介護課長	寺 田 昭 宏
地域福祉課長	出 島 雅 彦	商工水産課長	上 田 和 成
観 光 課 長	山 元 成 之	農 政 課 長	鴨 崎 一 郎
耕地林務課長	湯ノ口 孝	土 木 課 長	下馬場 健 一
建 築 課 長	山 田 昭 浩	学校整備室長	中 島 裕 一
学校教育課長	常 深 章	農業委員会事務局長	富 永 敏 尚

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	上 田 薫	次長兼議事係長	木 下 英 城
主幹兼調査管理係長	平 畑 卓 哉	議 事 係 主 査	上玉利 享

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、西田義哲議員及び新宮領實議員を指名いたします。

## △ 陳情第3号の取下げの件

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、陳情の取下げについて、を議題といたします。

陳情第3号は、お手元に配布してあります写しのとおり、陳情者からこれを取り下げる旨の文書が提出されております。

お諮りいたします。

本件については、取り下げを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第3号の取下げについては、承認することに決定いたしました。

## △ 議案第98号上程

○議長（福永徳郎） 次は、日程第3、議案第98号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

## △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回、追加して提出いたしました案件は、補正予算に関する案件1件であります。

議案第98号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ1,000万円を追加し、予算の総額を266億5,410万4千円にしようとするものであります。

なお、議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（有留茂人） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

議案第98号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、であります。別冊の令和元年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を266億5,410万4千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明をさせていただきますので、12ページを御覧ください。款6商工費、項1商工費、目3観光費、節19負担金補助及び交付金1,000万円の補正につきましては、大河ドラマ西郷どん放映終了後の反動減や最近のアジア情勢に加え、台風の影響などにより、ホテル、旅館等の宿泊者数の減少が著しいことから、宿泊減緊急対策事業として、宿泊客誘致のためのプロモーション等を実施する指宿広域観光推進プロジェクトへの負担金を計上するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、11ページを御覧ください。款18繰入金、項2基金繰入金、目5財政調整基金繰入金の1,000万円の補正につきましては、今回補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時04分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第98号（質疑、委員会付託）

○議長（福永徳郎） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第98号については、産業建設委員会に付託いたします。

休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 新たに受理した陳情上程（委員会付託）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第4、新たに受理した陳情、を議題といたします。

新たに受理した陳情1件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、文教厚生委員会に付託いたします。

休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時09分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### △ 一般質問

○議長（福永徳郎） 次は、日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） おはようございます。私は、日本共産党の議員の1人として、平和憲法の改憲に反対し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づいて質問いたします。

2018年の食料自給率カロリーベースが37.33%と、これまで最低だった1993年度の37.37%を下回り、1960年、79%あったものが統計開始以来史上最低となりました。にも関わらず、2020年度の農林水産関係の概算要求は、食料自給率の向上に焦点を当てた抜本的な施策は見られません。農業者の減少と高齢化の中で、今、緊急に求められるのは、次世代農業者の育成、就農、経営への支援です。しかし、19年度には、20億円も減額されており、差し引きすると、2年前に比べて10億円の減額になっております。また、19年度に開始された収入保険制度は、20年度は、19年度当初に対して27.7%減の要求になっており、減額は保険加入者が予想ほど増えていないからです。農家が安心して再生産ができる農業政策に切替えてほしいものです。

農業問題について、質問いたします。農業次世代事業受給者は、これまでに受給を終了している方も含めて、何人の方がこの事業を受給し、受給を終了している方は、今でも農業を何人の方が続けているのか。また、農業次世代事業の対象外の就農者もいると思うが、どのような支援がされているのか、質問いたします。

次に、障害者問題について、質問いたします。8月26日に就学を考える会がさつき園で開催され、指宿市教育委員会の資料では、県内の特別支援学級は、この10年間で546学級から1,351学級の2.5倍に、特別支援学級人数の推移は、指宿市で平成22年24名が、令和元年には110名、約5倍になっております。年齢が低いほど早期の支援が必要であります。乳幼児について、現状と支援はどのようになっているのか、質問いたします。また、就学前の幼稚園、保育園、小学校連携についての取組はどうなっているのか、伺います。

次に、山川地域の小学校の再編について。8月30日の山川図書館での住民説明会の中で、大成小の元保護者からの荒廃状況や不登校者についての質問に対して、教育委員会からの答弁がなく、教育長が適正規模の丹波小の不登校者はいないと答弁したことが、会場に参加し

た多くの皆さんが、大成小は荒廃し不登校者がいると捉えて、大成小に子供を通わせたくないという捉え方をしております。現に、陳情3号を審議するとき、陳情者は、8月30日の説明会に参加して、子供が最後の1人まで再編に反対であると答弁しております。なぜ大成小の現状を答弁しなかったのか。この説明会のときに、保護者からの要望も渡されているが、どのように捉えているのか、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 指宿市では、新たに農業を始めようという熱心な、そして、若き後継者が比較的多い、そう思っております。大変嬉しく思うとともに、期待もしているところでございます。

さて、農業次世代人材投資資金交付対象者への支援についてでございますが、現在のところ、今年度前期交付分で39名の方が交付対象となる見込みになっており、平成24年度からの累計では、交付対象者は96組99名となる見込みでございます。なお、平成24年度から現在までの就農相談件数は313件ございます。うち、農業次世代人材投資基金、元の青年就農給付金にかかる相談件数は209件となっております。交付が終了した方は60名おりますが、このうち、交付期間中に離農等で交付中止となった方が8名おり、交付期間終了後に離農された方が9名いるため、農業を継続されている方は43名となっているようでございます。

次に、市で行っている乳幼児健診、障害者問題についてでございますが、市で行っている乳幼児健診は、乳児・産婦健康診査から、3歳児健康診査まで5回ございます。その中で、発育・発達面が気になり、経過観察が必要な場合は、健診時に保護者と話し合いを持ち、市が行います発達相談会・親子教室等を紹介し、現在、支援を行っているところでございます。発達相談会では、心理相談員・言語・聴覚士・理学療法士が相談に当たり、保護者の意向を尊重しながら、必要に応じて療育の紹介や、医療機関への受診勧奨を行っております。また、親子教室では、保育士とともに親子遊びや親の交流会・学習会を通して、子供の発達を促す支援も行っております。なお、健診で発達のフォローが必要と判断された子供で、保育所・幼稚園に通園している場合は、保育士等から園生活での様子を聞き取り、発達面の確認をしているところでございます。その他に、園や保護者から相談等があった場合にも、発達相談会等を紹介しているところでございます。今後も関係機関と連携を図りながら、適切な支援が行われるよう努めてまいりたいと考えております。

以下、いただきました質問等については、教育長・関係部長等が答弁いたします。

**○教育長（西森廣幸）** 幼保小連携についてでございますが、市内の全ての学校では、入学前の1月から3月までの間に、療育施設や保育園・幼稚園等の関係者に学校に集まいただき、特別支援学級担任や低学年担任、管理職等との連絡会又は情報交換会を実施しているところでございます。その際は、保育園・幼稚園等が準備した資料又は小学校がお示した様式による資料、移行支援シート等で説明をしていただき、情報の共有化を図っているところでございます。また、学校は、保護者へ入学説明会を実施し、入学の準備や学校生活についての



説明も行っております。同時に、園児の体験入学も実施しており、小学生が学校内の案内や小学校クイズを出したりして、小学校入学への期待を膨らませるような取組もしております。さらに、学校によっては、夏休み等を利用して、保育園・幼稚園を訪問し、新1年生がスムーズに小学校生活を送れるような、事前の取組もしているところでございます。

次に、山川地域の説明会の御質問もございました。その中で、大成小学校が荒れているという言葉が出てきたように思いますが、大成小学校には、大成小学校大好きな子供たちが一生懸命頑張っています。また、安心して子供さんを預けている保護者の皆さんもおられます。愛校心に燃えた卒業生や地域の方々もおられます。そのようなことを考えたときに、大成小学校の名誉を守るために、しっかりと答弁しなきゃいけないと思っております。現在、大成小学校においては、学校長の強いリーダーシップのもと、昨年度は、市教委の研究指定校として、また、今年度は、南薩教育事務所の研究指定校として、先生方が一丸となって研究公開に向けて、道德教育を中心とした教育活動を展開しています。大成小学校は素晴らしい学校であると思っております。決して荒れている状況はないところであると思っております。

次に、説明会のときに答弁をしなかったという御指摘もございました。あのような場所で、人数の少ない学校の事情を説明するのは、特定の子供さんが特定される、そういう状況も考えられましたし、プライバシーの問題も考えました。会場の中には該当する関係者もおったように思います。そういうことを考えたときに、私は、あのような場所で個人的なプライバシーに関わるような説明、答弁はしてはいけないと思いましたが、但し、閉会の挨拶をいただいていたので、その中で、もし細かいことをお聞きになりたいんだったら、是非学校の方に出向いて、直接お尋ねくださいというような趣旨の挨拶をしたところでございます。どうぞ、学校再編の問題については、いろいろあろうかと思いますが、各面から検討、審議をしていただきたいと思います。

**○農政部長（田之上辰浩）** 農業次世代人材投資基金の対象にならない就農者への支援についてでございます。新たに就農する農業者に対しましては、いぶすき農業支援センターで各種相談をワンストップ体制で実施しているほか、今年度より、農政課に営農指導活動員を配置し、新規就農者に対する指導に対して力を入れているところでございます。また、有利な制度資金や補助事業等の導入ができるよう、認定農業者や認定新規就農者への誘導を図り、その計画の作成について支援・指導を行っております。なお、県・国に対しましては、農業次世代人材投資資金の年齢要件・後継者要件・交付金返還要件の緩和について要望を行っており、併せて、資金の対象とならない方についても、有利な融資制度や助成制度が利用できるよう、各種制度の充実を図ることについて要望をしているところでございます。さらに、市といたしましては、現在、若い農業者の経営感覚を養うための人材育成に力を入れており、儲かる農業を見据えた経営方法や販売方法、大消費地の現状分析等に関する勉強会等を実施しているところでございます。こうした人材育成を行うことで、若い農業者自らが指宿市と

農業や食の魅力を発信していただき、そして、この発信された指宿の魅力に共感した若者たちが、新たに新規就農者になっていくというような流れを作っていくことで、農業を核とした若者の定住促進・人口増加につなげていきたいと考えているところでございます。

**○教育部長（下吉一宏）** 先程、質問者が山川地域における小学校再編への対応に関する陳情書に触れられての質問がございました。また、通告におきまして、保護者からの要望書をどのように捉えているかという明確な通告がございましたので、答弁をさせていただきますが、8月30日付で、徳光小学校を考える会から市長宛てに、山川地域における小学校再編への対応に関する要望書が提出されました。内容は、概ね、学校再編によって、地域から学校がなくなることへの不安や、子供たちの教育環境が変わることに対する不安があるといったものであると捉えております。また、教育方針や教育課程、行事内容等の詳細を公表してほしいといった専門的な要望もなされているところであります。教育課程につきましては、学校再編に関わらず、全ての学校が、毎年作成するものであり、山川地域の学校再編の目標とする、令和3年度の教育課程は、現時点では作成するものではありません。行事内容につきましても、県や市の行事との関連もありますので、現時点で作成はできないところであります。なぜこのような、現時点では公表できないものを要望されるのか、理解できない部分もあるところでございます。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 療育の取組についてでございます。発達の遅れのある子供たちをさつき園やわかばの療育施設へつなげるためには、保育所・幼稚園との連携が不可欠であります。現在、養育支援を受ける際には、相談支援事業所が利用計画を作成し、それに沿って、さつき園やわかばにおきまして、子供に対する療育支援を行っているところでございます。早期療育の必要性や地域の保育機関との連携強化が必要なことから、指宿市地域自立支援協議会のこども支援部会において、保育所・幼稚園・相談支援事業所・さつき園・わかばの職員及び保健師等の参集により、毎年2回の療育学習会を開催しております。この療育学習会では、保育所・幼稚園の職員が園児の発達の遅れに気付いた場合の保護者への伝え方や療育施設等への連携方法についての技術支援に加えて、各関係機関との連携、意見交換会が図られているところです。したがって、今後も、この療育学習会等の研修会を通して、発達の遅れのある子供たちが早期に療育へつながるよう支援を行っていきたいと考えているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** まず、農業問題について伺っていきますが、これまで農業後継者等、次世代含めて60名の方が終了していると。その中で、8名の方、途中で辞めて、9名の方が終了してから辞めていると。この理由は何が大きな原因になっているのですか。

**○農政部長（田之上辰浩）** 現在のところ、給付金の交付期間終了時に離農された方が9名おります。離農の理由としましては、収入不安定による方が5名、疾病等に伴う方が2名、自己破産による方が1名、家庭の事情による方が1名となっております。また、交付期間中に交付中

止となった方が8名いらっしゃいますが、理由としましては、収入不安定による方が2名、病  
気療養が1名、兼業農家希望が4名。この兼業農家希望の方は途中で辞めておられます。家庭  
の事情による方が1名となっております。

○12番議員（吉村重則） 9名の中の5名の方が収入不安定ということで離農されているわけ  
ですけれども、指宿の農業に対して、条件的にも恵まれているということで、鹿児島県内の中  
でも指宿の方で農業したいという若い青年が新規で入って来るという面では、大事な部分。  
人口増やす、子供を増やすという面から考えれば、本当に育成していかなきゃならない部分  
だとは思うんですよ。指宿は気候的には恵まれているという中でも、この異常気象の中でな  
かなか作物が作れない条件なんかもあると思うんですよね。その辺で、定着させるための努  
力は、どのような方向で取り組んでいるのか。

○農政部長（田之上辰浩） 確かに、農業は自然との闘いであり、また、販売においても市場価  
格に左右され、経営の不安定な面があることも承知しております。その中で、市の独自の経  
済的支援等行う考えはないかというのが御質問だろうと思えますけれども、独自で経営支援  
を行っている近隣市の近年の状況としましては、新規就農者が少ないこともありますが、農  
業次世代人材投資資金の対象者である場合、この資金を活用することから、独自の制度の活  
用者が減少しており、制度そのものを廃止又は縮小している事例などなっているようです。  
また、市単独での経済支援につきましては、担い手の確保、育成は農業分野だけの問題では  
ないことから、漁業、商工業組合と歩調を合わせた支援策の調査、研究を行っていく必要が  
あると考えております。新規就農者に対する支援は、経済的な支援に限らず、経営面での支  
援、技術的な支援、事業導入に関する支援、土地の確保に対する支援など、様々な支援の形  
があろうかと思っておりますので、総合的な支援を行っているところでございます。

○12番議員（吉村重則） この制度資金を利用されていない、次世代の相談件数が289件と、  
それ以外は313件もあると。つまり、制度資金を利用できない方々もいると。次世代のこの  
制度については、親の作物と併用したら対象にならないとか、厳しくなっているんですよ  
ね。そういう中で、後継者とか、40代、45歳以上の方々、子供を抱えて大変な農業をしてい  
るんですよ。ですから、こういう制度資金を貰っていない方々に対して、市の方で月5万の1  
年間ぐらい、支援をするような制度を作って、どんどん若者を定着させるという方向での検  
討なんかはされていないのかどうか。

○農政部長（田之上辰浩） 独自で経済支援を行っている近隣市もありますけれども、その状  
況を訪ねてみますと、先程も申しましたように、制度活用者の減少もあり、制度そのものを  
廃止したり、縮小するなどしてきているようです。このように、他市においては、独自の経  
済支援制度がありながらも、新規就農者の確保に大変苦慮している状況であります。一方、  
本市の場合は、認定新規就農者数は県内トップであり、毎年10人を超える若者たちが就農し  
ている状況であります。その理由としましては、本市では、夏作にオクラ、冬作に豆類な

ど、年間を通じて露地栽培が可能といった有利な作型があることのほか、本市がこれまで人材育成に力点を置きながら、国や県の制度を効率的に活用してきた成果でもあると考えております。特に、平成22年度に開設した農業支援センターを核とし、関係機関が密に連携して、技術的支援はもちろんのこと、経営計画・改善についてきめ細やかなフォローアップをしてきたことなど、本市ならではの取組の成果であると思っております。最近では、県内外から、指宿市はなぜ新規就農が多いのかというようなことから、他自治体の議会や農政関係者が視察に来られるような状況にもなっているところです。また今後は、若き先人に学ぶといったように、同世代同士の視点からの新規就農へのアプローチ、消費者志向に直接触れる視点、いわゆるマーケットインの考え方を組み込んでいくスキルアップ研修などを推進していこうと考えておりますが、こういった人材育成を粘り強く行っていくことで、人と人とのつながりから創り出す、指宿ならではの魅力のある農業の実現を図り、そして、その魅力に共感する多くの若者たちを招き入れるといったようなことを戦略的に実施していこうとしているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 若い農業青年が指宿で農業をやりたいと来ながら、離農している実態なんかがあるわけですよ。この17名、資金を貰いながら途中で辞めたり、終了してから辞めている方を含めて、7の方が経済的な理由なんです。そのぐらい、確かに恵まれているんですけども、農業そのものは非常に厳しいんだという面では、後継者など、この制度を利用できない方々への経済的なそういう制度も、今後、是非検討していただきたい。

それと、若い青年、新しく農業をやる方々が農地がないということは言われるわけですよ。これまでは国の施策だったと思うんですけども、荒廃事業としてかなりの、半額の補助金の中でされてきた。この制度はもうなくなっているわけですよ。そういう中で、若い新規就農する方々が、そういう荒廃地をちゃんと農地に返していくということへの支援制度なども検討すべきではないのか。その辺はどうなっているのか。

**○農政部長（田之上辰浩）** 新規就農者の農地の確保への取組についてでございます。近年、農業者の高齢化等により条件の悪い農地の遊休化が進み、担い手への集積が困難な農地が増えてきております。一方、新規就農者にとっては、農地の確保は重要な問題と認識しております。本市では、温暖な気候や豊富な水資源を活用した多種多様な農業生産が展開されており、担い手農家を中心に、全国有数の食料安定供給基地として、更に高収益、高付加価値作物への転換も進められております。このような生産体制の基礎となる優良農地の確保を図るためには、地域の実情に応じた取組を推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められており、担い手への農地利用の集積・集約化においては、人・農地プランの実質化をはじめとして、農地中間管理事業等を活用しながら取り組んでいく必要があると思っております。荒廃農地対策につきましては、農地中間管理事業のほか、中山間地域直接支払交付金などを通じて、関係機関・団体と連携して、荒廃農地の発生防止・解消に取り組

んでいるところでございます。

**○農業委員会事務局長（富永敏尚）** 農業委員会会長から委任を受けましたので、答弁させていただきます。農業者等が自己所有でない荒廃農地を再生し、その再生した農地を借り受けて作物生産をしようとする場合、これまで本市では、国の補助事業を積極的に導入いたしまして、荒廃農地解消と農業者支援につなげてきたところでございますが、平成30年度をもって補助事業は廃止されたところでございます。このため、継続的に農業者を支援することを目的に、これは新規就農者に限った対策ではございませんけれども、本年度、市単独での荒廃農地再生支援策を創設いたしております。支援の内容は、農業者が自己所有でない荒廃農地を借受け又は取得して再生する場合に、10 a 当たり3万円を上限に助成するものでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 新しく農業を始める方は、次世代の事業を使えない場合は、非常に厳しい状況の中で続けるわけですので、本当に新規就農者が使いやすい制度として、是非改革していただきたいと思っております。

次に、乳幼児問題について、障害問題について、質問しますけれども、3歳児検診までの間に5回ほど健診などをして、子供さんの異常についても、大体その中で分かってくるような答弁だったと思うんですけれども、南九州市で保育園・幼稚園・小学校の連携について、すばらしい連携がされているということなんですけれども、この南九州市との交流なんかもあると思うんです。その実態について、どのように認識しているのか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 南九州市では、市から複数の子育て支援事業を受託している事業者が運営会議の中で、福祉・教育・保育・学校関係者等で構成されたメンバーで意見交換会を行っているということは承知をしております。その中に、さつき園の先生方も南九州市の方がいらっしゃいますので、そういう運営会議に出席をしているというところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 南九州市の場合は、事業者が多いと。指宿の場合は事業者が少ないという部分での差が出てきているということなんですか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 事業者の数ということではなく、指宿市でも、事業者それぞれ全体会議ということは行ってはいないようなんですけれども、それぞれの子供のケースに沿って、保健師・さつき園の先生あるいは保育所の先生等がケースを県と協議し、情報を共有を図っているということでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 南九州市の方では、子供さんにちょっと異常があるよねというのを、例えば、保育園で認知って言ったらいいんでしょうか、した場合に、そこに事業者の方、保母さん、それに行政の方を含めて、家庭訪問をして、いろいろ話をすると。その中で、どういうサービスがありますよとか、親に対する支援がされているわけですよね。指宿の場合は、いろんなところでの、何て言うの、連絡は取っているかもしれないんだけど、親への支援がされていないんじゃないんですか。親自身が知らないんじゃないんですか。

○**健康福祉部長（西浩孝）** 乳幼児健診等で発達に気がかりということで、うちの保健師が気づいた場合、そういうときには保護者の方に、先ほど申しました発達相談会、あるいは家庭教室等を御案内をさせていただいておりますので、保護者の方が知らないということは、そういうことは想定はしていないところであります。皆様、うちの保健師が気づいたことについては、保護者の方にはアドバイスなりはしているところでございます。

○**12番議員（吉村重則）** さつき園とかわかばに療育として通わせている方については、その中で親の交流とか、先生との交流とかいろいろやって、安心して子育てができる。この実績はあると思うんですけども、そこについてはどう認識していますか。

○**健康福祉部長（西浩孝）** さつき園等で療育を受けていらっしゃる保護者の皆様方には、療育を受けられて非常に良かったというような御意見もあるようですので、さつき園等での療育については、保護者の方々に満足をいただいている療育ができているものと思っております。

○**12番議員（吉村重則）** 私が一番問題にしているのが、療育を受けられない定数から言ったときに、わかばにしてもさつき園にしても、めいっぱい。漏れている方々ですよ、子供たちですよ。早い支援をすることによって、大人になって社会性の中でちゃんと対応ができるようになる。これが、支援がどんどん遅れてくれば、大人になってからその子が苦しんでいく。ここが一番の原点だと思うんですよ。南九州市の場合は、療育を受けていない子であっても、そういう家庭訪問し、親の理解、爺ちゃん、婆ちゃんの理解得ながら、小学校にちゃんとつなげているんですよ。さつき答弁の中で、1月から3月の間に連携はちゃんと各学校、保育園も含めて連絡はちゃんとしていますよという答弁だったんですけども、旧穎娃町の方では、来年4月からだったら、今年の5月にはどういう児童がいますと、それが全部把握されているということが言われているんですよ。だけど、指宿市では、学校に上がってから初めて自閉症とかそういうことが分かるという状態なんですよ。だから、ここを解決するために、何らかの方向が必要じゃないのかっていうことを私は質問しているんです。

○**教育長（西森廣幸）** 教育委員会においては、就学児健診とか相談会とか、様々な機会を通して、小学校に入学してくる新一年生の情報等の収集には努めているところでございます。

○**12番議員（吉村重則）** 何で南九州市の中で、ここまで充実しているかという部分で言えば、民間の事業者がいっぱいあって、そういう事業をやるとなれば自分たちの経営にも関わってくると。それと、子供たちを早い時期に支援をしていく。指宿の場合は、療育を受けている保護者の皆さんは理解があるんですけども、私であってもそうだと思うんですけども、自分の子供が障害だということを認めたくない。だから、このままもう自然に育てるといような、その子供にとっては人生を決める大事な部分なんですよ。だから、行政が、指宿市の場合は民間がそんなにないんだったら、行政が音頭を取って、ちゃんと担当の職員を作って、訪問活動しながらやっていくことも、今後、検討すべきではないかと思うんですけ

れども、その辺はどのように考えますか。

○健康福祉部長（西浩孝） 先ほど地域自立支援協議会というところを申し上げましたけれども、その中に部会が、こども支援部会というところがございます。その中でも幼保小連絡会議については、協議がなされた経緯があるようですので、そういうことについても、教育委員会の方にも通じまして、連携が図られるようにしていきたいというふうに思います。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時59分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

○学校教育課長（常深章） 幼稚園、保育園、小学校との連携についてお答えいたします。全園児、保護者を対象にした交流会を1月から3月に行っているという答弁もありましたが、学校によりましては、5月や6月から保育園、幼稚園に行つて交流をしている学校もございます。中には、小学校から幼稚園へ10回ほど訪問している学校もございます。できるだけいろいろな関係機関と学校は連携を取りながら、早期の情報収集に努めているところでございます。

○12番議員（吉村重則） 観点を変えて質問しますが、そういう異常って言ったらいいんでしょうか、問題があるというお子さんがいた場合に、その子供さんが保護者も含めてサービスを、どのようなサービスを受ける、サービス内容はどのようなものがあるんですか。

○健康福祉部長（西浩孝） 療育機関としてさつき園、わかばがございますが、そこに通われていない場合がございますけれども、そういう場合は、保健センターで親子教室というのを開催しております。そういうお子様がいらっしゃる保護者の方につきましては、この親子教室を案内させていただいているところでございます。

○12番議員（吉村重則） 南九州市の資料なんですけれども、南九州市では、ファミリーサポートセンターとか、子育ての利用者の支援センターとか、地域の子育て支援センターとして民間が取り組んでいるわけですね。これに対して、利用者は、平成30年度で言えば、200件ぐらいの方が、子供にすりゃ2,117名の方が利用されているんですよ。そのセンターの取組の中で、例えば、概ね1歳前後のお子さんを連れた方が集う日とか、1人目のママのためのサークルとか、それとか、爺ちゃん、婆ちゃん対象にした、そういうことも月に1回、取り組まれているんですよ。ですから、指宿でいろいろ話を聞けば、親がとか、爺ちゃん、婆ちゃんがついていう話が出るわけですね。そこが、こういう取組をすることによって、親の理解を得たり、爺ちゃん、婆ちゃん理解を得ているんですよ。指宿では保健センターの方でする方向でしか答弁はされないんですよ。だから、専門家も含めて、保育、保母さん、それに、保健婦さんも含めてだと思えるんですけども、家庭訪問の中で親の理解得ながら、そういうサービスを提供していると、南九州市の方では。指宿市でもそういう体制を作るべきじゃないのかと。旧穎娃町の場合は民間があるから、民間がそれを中心にやっている。指宿

市の場合それはないということで、行政が音頭を作って、今後、検討することは考えられないのかどうか。

**○市長（豊留悦男）** 議員のおっしゃる、障害のある子供、乳幼児への支援というのは大変大切であろうと思っているところであります。つまり、乳幼児へ、そして、療育の場の確保、幼小連携の場で早くその障害を見つけて、その子に合った指導するというのも極めて大切であります。但し、行政でやる取組については、南九州市であろうが指宿市であろうが、そう大差はないと思っております。民間との連携で、どのような形でその子に接して、特別な支援を要するその方策を考えるかというのは、極めて大切であります。例えば、学校においては就学前の就学相談があります。そのときに、その相談に来てほしいという子供がなかなか来ない。その一つの理由として、親の、そして、祖父母のいろんな思いもあるかと思えますけれども、そこをどのような形で、その子に応じた相談体制を構築するかというのは、大変大切であります。南九州市の例というのをいろいろ議員から紹介をいただきましたので、今後、どのような形で指宿市で取り入れることができるのか、検討させていただきたいと思っております。学校においては、やはり、次年度の入学する子供たちの心身の状況というのは、1年を通じて把握をしております。地域の民生委員であり、そして、様々な形で、行政からの情報提供であり、そうしないと来年度の学級の編成とか教育課程が組めないわけでありまして。子供に応じた学校経営をするというのは、学校経営、校長の一つの経営の柱になっておりますので、そういう幼小保連携、その他、今日いただいたことについては、関係部課とも連絡をしながら対応してまいりたいと思っております。決して指宿市がその取組が遅れているとか、そういうことではないということだけは、ここで申し添えたいと思っております。

**○12番議員（吉村重則）** 指宿市が遅れているとか、そういうことを言っているわけじゃないんですよ。現場の職員の皆さん、一生懸命取り組んでいますよ。ですけど、子供の療育について、親の理解がなければできないんですよ。爺ちゃん、婆ちゃんの理解がなければできない。だから、そのために南九州市の方では、分かった時点で保育園、だから、就学前じゃなくして、2歳児、3歳児から家庭訪問を、保母さんだけでなくして、3人ぐらいで訪問して、親に理解求めながら、こういうサービスなんかも提供しているわけですよ。是非、南九州市の方を、もうちょっと活用っていうか、できるような方向で、是非、検討していただきたいと思っております。

次に、学校再編の問題について質問いたします。教育長は大成小のことについて、議会ではちゃんと答弁しているんですけども、何で会場でそういう答弁しなかったんですか。私も大成小に行っているいろいろ聞きました。住民説明会は来た保護者が納得できて、再編の方法で進んで、もう安心ですよというのが住民説明会じゃないんですか。教育長、どのように考えていますか。



**○教育長（西森廣幸）** 先ほども答弁させていただきましたが、説明会は様々あるかと思いません。しかし、個々の、個人に関する、プライバシーに関する、そういう情報等をああいうような場で説明していいのか。そのためには関係者の許可もいただいております。事例もあろうかと思えます。会場を見回したときに、それらしき、または、一生懸命不登校に関わってくださった先生もおられます。そういうことを考えたときに、何でもかんでもああいう場で教育長として答弁した方がいいのか、そこは私としてはできなかったということで御理解をいただきたいと思えます。

**○教育部長（下吉一宏）** 今、教育長が答弁がございましたが、私もその場におりましたので、答弁をさせていただきます。当日のその質問の内容というのが、当初、過去のことでございましたので、その過去のことについては、なかなか手元に資料もございませんし、過去、高校生になった子供が小学校のときの話とか、ということで、現状においての質問ではなかったという認識の下で、なかなかそこでは答弁できなかったという要素もございましたので、そこは御承知おきいただきたいと思えます。

**○12番議員（吉村重則）** 私も参加した中で、教育委員会の対応、教育長の対応を見て、本当に大成小は荒れているなど、私も感じました。来ている関係者の皆さん分かっていますよ。分かっているんだけど、関係のない保護者の皆さんも来ているわけですよ。だから、個人的なプライバシーとか、そういう問題じゃなくて、現在の状況をちゃんと話をすれば、それぞれ理解はすると思うんです。だけど、プライバシーがどうのこうのじゃないですよ。何で丹波小については、不登校の方は1人もいませんって、そういう発言をするということ、大成小には不登校の子供さんがいますよということを認めているような答弁なるんですよ。だから、その辺はどのように考えているのか。

**○教育部長（下吉一宏）** 今、議員の方から、荒れているとか、不登校とか、非常にこの、何て言うか、残念な言葉が出てまいりますけれども、先ほど私から申し上げましたように、過去の話ということの捉え方で、なかなか答弁ができなかったと、それを再三申し上げますけれども、現状においてどうですかという質問はなかったと私は思っております。

**○12番議員（吉村重則）** 来た保護者の皆さんは、大事な子供さんを合併したら、再編したら大成小に送るんですよ。だから、現状のことは質問がなかったから答えないという答弁をするんですか。現状について、ちゃんと答弁していたら、保護者はちゃんと理解しますよ。いかにも今がそういう実態だという捉え方しかできないんですよ。だから、住民説明会というのは、本当の参加した保護者の理解を得るために、住民説明会をするわけですから、本当に一つ一つの住民説明会を大事にしなければ、とんでもない方向に進むと思うんですよ。これまでいろんな人と話をする中で、教育長はこれまで住民説明会をする中で、合併はしなくてもいいですよ。だけど、複式でいいんですかというような発言も今までできてくると、保護者はちゃんと教育長が言ったことに対して、ちゃんと覚えていますよ。教育長、本当、ど

うなんですか。複式だからどうのこうのっていうのがあるんですか。

**○教育部長（下吉一宏）** まず、私の方は住民説明会で回答できなかったという点についての回答をさせていただきます。なかなか個人情報とかそういった部分があったりして、そこで説明できなかったという部分もありますし、また、再編の説明会でもございましたので、再編とはなかなかそこはマッチしない議題でもあるのかなと私は思っています。そこで、当日回答できなかった分につきましては、山川地域学校再編だより第4号、これを17日で発送してございますので、そこで当日不登校の数が何名いるかと、そういったことの質問がございました。それにつきましては、手元に数字がないもんですから答えられなかったと。また、不確定な回答をしてしまいますと、その数字が独り歩きをしますんで、それは回答すべきではないと。そういったことで、私は座長をしておりましたが、そういう答弁をさせていただきました。相対的な不登校の数につきましては申し上げられますが、個々の学校の不登校というのは、それはいろんな詮索が入ったりしますので、それはすべきじゃないということで、この山川地域学校再編だより、これにつきましては、山川地域の全世帯に配布をしてございます。その中に、過去の本市の学校の不登校の状況につきましては、総体的な数字は回答をさせていただきます。また、当日なかなか即答ができなかった分についても、この再編だよりにしっかりと載せておりますので、御覧をいただきたいと思っております。以上でございます。

**○教育長（西森廣幸）** 説明会のときに、なぜ言わなかったかっていうのは、教育長なりに全体的なことも考え、また、あの場で大成小学校のマイナスイメージを誇張するような答弁はしてはいけないと思いました。参加者の中には、荒れた大成小学校を広く知ってほしいという思いのある人もいたかもしれませんが、私の子供のことを言ってくれなくて良かったと安心している保護者もおったかもしれません。そういうことを総合的に考えたときに、教育的な立場から、私は、そのことについて具体的に個々に答弁はしませんでした。閉会の挨拶の中で、もし必要があれば学校に、個々にお尋ねくださいというお願いをしたところであります。

先ほどの質問で、教育長は複式で良いのですかという発言をしたということでございますが、徳光小学校区の校区で本当に複式で良いのですかと発言したことは事実でございます。質疑にはやり取りの流れがありますので、説明をさせていただきますが、会場から今のままで良いという趣旨の発言が幾つか出されました。その発言に対して、今のままで良いということは、複式学級のままで良いと言っていることと同じになりますが、複式学級でいいんですかということ言った流れのときの流れでございます。議員も複式学級が良いのではという趣旨で質問をされたのかと思っておりますが、私どもが今回、学校再編基本方針を定めた中には、過少規模校の解消ということが中心になります。複式学級を解消して、教育の機会均等を図り、教育水準の維持、向上を図るためには、この複式学級は早く解消していかなければならない。これが、基本方針に示された教育委員会の考え方でございます。

**○12番議員（吉村重則）** 先ほど部長の答弁の中で、学校再編とこの問題はちょっと違うからってというような答弁があったんですけども、学校再編は子供の教育環境を整えていくと。学びやすい環境を作っていくというのが原点にあるんじゃないですか。

**○教育長（西森廣幸）** 今、議員がおっしゃいましたように、学校再編は子供たちの教育環境を充実するために行うものであります。ただ、学校再編をして子供の数が多くなれば、不登校やいじめが増えるのではないかという話が出されたところでございます。そういう意味で、学校規模が大きかったり、児童数が多ければ、不登校、いじめがたくさん起きているのかという質問もあったわけですので、そういう面では、学校が大きくなっても、丹波小学校においては不登校はございませんよ、そういう中での答弁でしたので、学校再編と不登校、いじめの数とは直接関連するものではないだろうと思っています。少人数の学校でもいじめや不登校は起こる。そういうことを私どもは考えながら、子供たちの教育活動に取り組んでいるところでございます。

**○教育部長（下吉一宏）** ただいま、教育長が不登校、いじめということで答弁をいたしました。国におきましては、過去3年間に統合した学校の実例を調査をしております。過去3年の782校に対する調査でございますが、その中で、学校統合に際して生じる課題というのがございます。不登校が増加したというのを課題としてあげているところが3%でございます。また、いじめが増加したというのが1%でございます。そういったことで、過去3年間の782校に対する調査の中ではそういったこともありますので、この学校再編とこの不登校、いじめが関連するといったことは、この調査でも裏付けがされている、そういった状況でございます。

**○12番議員（吉村重則）** 適正規模になることによって、子供たちが切磋琢磨して成長していくという面から、適正規模がいいということで進められていると思うんですけども、例えば、今、利永小の複式学校の中で、子供たちの成績が上がっていますよね。何が、どこにあるかあると思いますか。

**○教育長（西森廣幸）** 利永小学校という固有の学校が出されましたけれども、少人数の学校では、先生方が一生懸命御指導いただいた、その成果も一つであろうかと思いますが、学力テスト等に現れた数値的なものは、その受験者の個々の力も大きく影響があるかと思えます。小規模学校での平均を出すときには、母数が小さいですので、平均は高くなりがちです。大規模校の受験者数が多ければ、母数が大きくなるので、なかなか平均点を上げるというのは難しい、そういう統計上のこともあります。少人数の学校が学力が高いということは、一概には言えないと思えます。その年その年の子供たちの力や指導のあり方も左右されますので、人数の少ない学校がいいとか、多い学校は学力が低いとか、そういうことを比べる、そのこともいかなものかと私は考えております。

**○学校教育課長（常深章）** 今、教育長の答弁に付け加えさせていただきます。利永小学校と固

有の名詞が出ましたけれども、受験者数の少ない学校では、今年は2名でしたので、その2名の平均で出したときに、もし片方が良くなければ大きく平均が傾いてくることも考えられます。そういった意味です、母数が少ないと平均が変わるということで、大きな母数の学校と比較するのは難しい。年度年度によって変わってくるので難しいということになります。どうぞ、御理解いただければと思います。

**○12番議員（吉村重則）** 学力だけの問題ではないと思うんですね。複式の中で、補習、自習中は子供が先生役っていうか、そういうリードを取りながらやっていく、自主性をこう育てていっている。そういう面ではすごい教育がなされているんだと思うんですね。だから、本当にそういう教育がなされていることが、やっぱり適正規模になったとしても引き継がれていかなきゃならないと思うんですね。

あと、特別支援学級の数が、この10年間で2.5倍、県で言えば1,351学級に増えているわけですね。この特別支援学級の定数、児童の定数は何人から何人で、1学級が構成されるものなんですか。

**○学校教育課長（常深章）** まず、特別支援学級の人数ですが、8人までが1学級ということになります。級に8名です。

（発言する者あり）

**○学校教育課長（常深章）** 下は1名からです。以上です。

**○12番議員（吉村重則）** 指宿市においても、平成22年度、24名、小中学校合わせて24名だったものが、令和元年には110名に特別支援学級の数が増えているわけですね。そうなった場合に、大成・山川小が再編されていった場合に、今、1人であっても特別支援学級ができていると。それが、人数が多くなれば8名までは1学級になるわけですね。子供にとって、本当にそういう恵まれた環境なと思っていますか。

**○市長（豊留悦男）** 学校再編の問題では、特に山川地区の方々を含めて、大変いろいろな問題を醸しているところであります。私たちが考えるべきこと、それは、この子どもたちが将来にわたってどんな子供たちに育ててほしいかというのを見つめて、再編というのはやらなければなりません。県内においては、ある町が、区長さん方をはじめ、みんなで早く再編をしてほしいと言って1校になった地区があります。なぜそういうことが起こったのか、それは教育内容を含めて、今の子供たちが生きる10年、20年後は大きく社会が変わってくるであろうという、その前提の下で、やはり、子供たちは適正規模な学校で、みんなに仲間に揉まれて社会の疑似体験をする貴重な場として学校を考えたいという思いがあったからであります。先日、ある学校の参観にまいりました。私たちの頃と比べるとその内容は大きく学習のあり方が変わっております。プログラミング教育というのをやっておりました。そのプログラミングの子供たち、勉強している子供に聞きました。楽しいと。友達が教えてくれる、これはきっと将来にわたって、情報教育、国際理解のために役立つだろうというような趣旨の

言葉を言ってくださいました。一人一人の子供たちにも話を聞きました。英語教育も入ってまいります。つまり、これからの教育のあり方というのは、小中一貫となって、時代を担う子供たちを育てるという大きな目標があります。英語教育もそうでしょう。だから、文科省は教科担任制を小学校でもやるというような方針を出しました。複式学級、その良さというのは私どもも十分理解をしております。しかし、その理解を超える教育内容が入ってくるということは事実であります。つまり、そのために適正規模の学級数がいいだろうということ、教育総合会議、私が議長をしておりましたので、今、答弁をさせていただきました。極めて大事なことで、それは適正規模な学校で、集団に揉まれて、社会に出てもめげない耐性のある子供たちを育てたいというのが、教育委員会、教育委員の思いでありましたので、私もその意見を取り入れて、やはり、適正規模の学校を目指した学校の再編というのは必要であると。それも教育課程が変わる、指導要領が変わる、その時期に合わせてやるのが一番大切であろうという、そういう判断をしたわけでありまして。不登校の問題、いじめの問題、それは努力すれば解決できることであります。努力しても解決できないこと。それが子供たちの将来にわたる生き方や夢を持った未来に生きる子供たちにとって何が大切か、それは大切にしなければならないし、学校のあり方というのは考えていかなければならない。そう思っ、教育総合会議でも学校の再編というのは喫緊の課題であるという結論を出したわけでございます。決して、各学校の実態、または、良さというのを否定するわけではありません。10年後、20年後、果たして徳光小の子供たちは何人になりましょうか。利永小の子供たちは何人になるのでしょうか。それは皆さんが月ごとの広報紙の産声欄を見たらお分かりのとおりであります。月に1人も子供たちが誕生していない地域もあるわけでありまして。そういう意味で、今がその学校再編には最も適切な、適時、つまり今であろうという判断に達したから、今回、このような学校再編という方針を打ち出したわけでございます。是非理解をさせていただきたいと思っております。

**○12番議員（吉村重則）** 学校再編に対して、絶対反対とかそういうことは思っていないんです。例えば、この前大成小に行ったときに、今の2年生が来年3年生になった場合には40人学級になると。そうなった場合に、特別支援学級の子供さんも3名ほどいるんだと。5時間目、6時間目の授業はどうなるんだらうと、心配をしているんですよ。この辺の実態はちゃんと掴んでいるんですか。

**○教育長（西森廣幸）** 2年生から3年生になるときは、40人学級になります。現在、1年生と2年生は県の特別な計らいで30人学級になっているわけですから、40人学級で考えたときに、2クラスになるところを3クラスに、1・2年生はしているところです。2年生から3年生になるときは40人学級でいきますので、そのようなクラス編成になろうかと思っております。支援学級の子供さんたちについては、学校で支援計画を綿密に立て、手の行き届く支援をしていきます。再編があったから支援が疎かになるという心配はいらぬのではないかなと思っております。

ます。そういう面で、私どもも学校と十分連携を取りながら、取り残される子供さんが出ないように、一生懸命取組をしていきたいと思えます。

**○12番議員（吉村重則）** 大成小の実態について、現場の実態っていうのを全然掴んでないですよ。

特別支援員26名いますよね。労働形態って言ったらいいんでしょうか、勤務形態はどうなっていますか。

**○学校教育課長（常深章）** 大成小学校においては、3名の特別支援員を配置しております。5.5時間の勤務となっております。学校から要請のあった支援が必要と思われる子供たちを中心に支援しております。これについては、特別支援学級じゃない、通常学級に入っている子供たちを中心に支援が必要な子供たちへの対応をしているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 5.5時間ということは、朝何時からの勤務になるんですか。

**○学校教育課長（常深章）** 学校の実態に応じて変わってくると思います。8時15分から勤務の場合もありますし、1時間目が始まる9時ぐらいからの勤務の場合もございます。

**○12番議員（吉村重則）** 特別支援学級の児童の皆さんは、算数とか国語については、支援学級の方になると思うんですけども、音楽とか図工とか、他の教科については、普通クラスで授業を受けるんじゃないですか。

**○学校教育課長（常深章）** 議員の言われるように、そのような交流学級というところで授業を受けることがほとんどです。それはなぜかと申しますと、いろいろな子供たちとの交流を通して自分の作品を仕上げたり、あるいは体育面で自分の体力を伸ばしたりっていうのが目的であるからでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 特別支援の皆さんは、5時間目、作業までがほとんどの勤務になっていると聞くんですが、それはそういう実態になっていますか。

**○教育長（西森廣幸）** 特別支援員の役割等については、学校で特別支援計画を立てて、この時間のときにこの子供さんを支援してくださいという計画があるわけでございます。1日中、ずっとその子供さんに付いて支援するという考え方ではないところで、教科によって校外学習があつたりするときには、早く勤務をして帰る。または、午後からそういう教育活動がある場合には、そのための支援が必要ですので、その時間までに勤務をされる、そういうことで、学校の勤務については、学校の計画によって勤務がなされているところであります。

**○12番議員（吉村重則）** 実態として、支援員の皆さんも個人的な問題なんかもあるということで、5時間目、6時間目、ほとんど参加できない実態だということが聞きました。それと、校長の方から、学校の方からは、特別支援員については5名要請しているんだと。そういう中で、2人ないし3人しか支援員を派遣してもらっていないんだと。そうなったときに、3年生に40人学級になったときに、特別支援学級の子供さんが40人学級に入ってきたときに、特別支援員がいないと。担任の先生は、その3人を中心に授業をせざるを得ないんだと、こう

いう実態なんですよ。だから、本当に再編をするんだったら、今のそういう教育環境をちゃんと十分整えていくべきじゃないんですか。

**○教育長（西森廣幸）** 特別支援員の活動については、市の財政当局等の御理解もいただいて、学校のニーズに合わせて増員をしてきているところでございます。基本的には、学校でこの子供たちに支援がほしいという計画を立てて、その計画書をもって私どもの方に相談があります。その相談を受けて、市全体のバランス等も考えながら、今年配置できる支援員はこの学校には何名、そういうような検討をして、現実的な配置があるわけですので、全ての子供さんに対応する、どこまで対応する、そういうことは大変難しいことであろうと思います。そういう細かなところは、私どもと学校と校長ときめ細かに相談をして、来年度に向けて準備を進めたいと思います。

**○12番議員（吉村重則）** 学校現場の中では、与えられた人数で対応していくしかないんですよ。子供さんの授業、一生懸命取り組んでいますよ。そういう中でも、5名が必要だという要請があった中で、そういうことがなされないと。今の状態の中で再編をされるっていうことは、本当に子供の教育環境が整っていかないんじゃないかと、親の皆さん、一番そこを心配しているんですよ、保護者の皆さんは。だから、教育環境を整えていくんだという面で、今後、検討していただきたいし、連絡会とか審議会の中でも・・・。

**○議長（福永徳郎）** 質問は簡潔にお願いいたします。

**○12番議員（吉村重則）** はい、そういう教育環境について審議をする方向はないのかどうか、最後に質問します。

**○教育長（西森廣幸）** 学校再編があったから、支援教育が疎かになるということでは決してございません。そういう支援を要する子供さんたちへの教育を充実させるためにも、ある程度の人数が確保されなければならないと思っております。支援員を募集するわけですけども、支援員を集めるのに人がいないというのも現実でございます。その中には、フルタイムで1日働きたいという方もおられますし、家庭の事情でこの時間しか働けません、この時間であれば協力できますよという実態もございます。そういうことも考えながら、大切なことは、子供たちの支援をどう充実していくか、このことは私どもも、皆さんが、市民の皆さんも共通するところであろうかと思っております。そのことも踏まえて、学校再編とは真摯に取り組んでまいりたいと思います。

（発言する者あり）

**○市長（豊留悦男）** 学校の設置者は私でございますので、責任を持ってお答えいたします。合併したあかつきには、確実に授業を充実するための環境整備であれ、人的な整備もやっております。先ほど特別支援教育の人数がたくさん増えたと、対象者が増えたということもございましたけれども、それは就学指導の成果だろうと思います。親へのPR、理解を深めたから、親も祖父母も理解をしていただきたらろうと思います。やはり、特別支援員というの

は障害のある子供への対象だけではないということはお考えいただきたい。つまり、あるクラスに1人障害のある多動性の子供がいたとすれば、授業中に飛び出して水を出して回ったり、遊びに行ったり、いままで支援員がいなかったらそれを担任が連れ戻したり、対応しないといけないわけです。そのための時間というのは、他の子供の学習時間を奪うこととなります。つまり、支援員というのは、学習を効率的に進め、子供たちの学習時間、学習の成果を保証するためにあるのだと。それが、支援員制度であります。18年、19年、これは国庫補助でやりました。指宿は当時1名、次の年が2名、しかし、それでも対応できないからということで、市の単独として年間何人かずつ増やしてまいりました。今、相当増えておりますけれども、当時のことを考えますと驚くほどの人数になりました。つまり、それほど特別な、教育的な支援をする子供たちが増えてきているということです。とあらば、新たに再編してなった学校においては、手厚く、もっと教育の支援ができるような体制というのは取れるだろうと思っているところであります。それは、新しくなった学校での、校長や学校の教員の考え方を取り入れながら、合併して良かった、再編して良かったという、そういう学校を作りたいというのが、私の強い思いでもございます。私たちは、先ほど申し上げましたように、地域に様々な課題があるということを解決しながら、この再編というのは続けていかなければならない。そして、5年後、10年後の学校の姿を描きながら、どうした方がいいのかという結論を出さなければならない。それが、現段階における教育委員会の苦渋の選択だったのかもしれない。しかし、今やらなければいつできるの、それは新しい指導要領が実施される、この年度が一番、再編にとっては一番いいときであろうと思っております。反対の方々がたくさんいらっしゃると思えば、いつでも市長室のドアは開いておりますので、私が説得をいたします。協力をしていただくように頭も下げたいと思います。学校の在り方というのは、地域の在り方と一緒に考えていかなければなりません。教育というのは極めて大切であります。そういう意味で、学校の再編というのは、ぶれずにやっていきたいというのが、私の考え方であります。以上です。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 0時58分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新宮領實議員。

○4番議員（新宮領實） 皆さん、こんにちは。4番、新宮領實です。どうぞよろしくお願いをいたします。

本日の一般質問は、1番目に防災についてであります。地球温暖化等により、スーパー台風や、今までに聞かれない線状降水帯という大雨など、異常気象が続く日本であります。また、南海トラフ地震については、日本地震学会会長山岡氏によれば、この30年以内に起きる



であろう確率は70から80%と高い数値で指摘されております。その規模たるや、東日本大震災と比べ、死者、行方不明者32万人、17倍、避難者950万人、20倍、被害額213兆円、13倍と試算されております。防災は市民の生命と財産を守る最重要事項であると考えます。この数年、大きな災害とは無縁の指宿市にあっては、その危機感はないかもしれませんが、指宿市の防災についてどう考えているか、お尋ねします。

2番目に、過疎対策についてであります。これから数年もしないうちに、多くの集落において空き家の増加、住宅の荒廃、商店・スーパーの閉鎖、耕作放棄地の増大、働き口の減少、獣害・病害虫発生の問題が生じてまいります。人口減少が続く中、その対策と取組をどう考えているかお尋ねし、1回目とします。

その他、残余の質問や関連質問は質問席にてお尋ねをいたします。

**○市長（豊留悦男）** 自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという、自助・共助の精神のもと、本市においては、実際に動ける自主防災組織作りと題したマニュアルを作成し、自治公民館連絡協議会のほか、消防組合等の協力のもと、各地域での説明を行ってきたところであります。本市の自主防災組織の結成率等もありますので、ここで紹介させていただきますが、指宿地域においては、87地域のうち74地区。開聞・山川地域においては、主に区単位で組織され、全ての区で結成されております。なお、活動例としましても、避難訓練、消火訓練、炊き出し訓練等を行っている組織もあるようでございます。今後、予想されるであろう大きな災害に向けて、市では、今後も引き続き組織活性化に向け、指導・助言をしてまいりたいと思っております。

以下、いただきました質問等については、関係部長が答弁いたします。

**○総務部参与（中村孝）** 過疎対策における人口減少が続く中で、その対策と取組はどう考えているのかということで、空き家対策ということであろうかと思っております。本市におきましては、活用可能な空き家については、これまで実態調査を行ったことはないところでございますけれども、空き家の調査につきましては、3年ごとに消防団に依頼をし、調査をしているところでございます。平成28年12月1日で調査した空き家数につきましては、1,994棟、指宿地域が1,219棟、山川地域が446棟、開聞地域が329棟でありました。

**○4番議員（新宮領實）** 今、74の地区と14の区に自主防災組織があるとのことですが、組織として実際に活動できているのでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 自主防災組織の活動ですけれども、防災訓練等へ参加をしていただいているところであります。そのような中において、自主防災組織の活動というふうなものを、訓練によって活性化していくというふうなことでもありますし、もう一つは、その他の組織には自主的に訓練等を行っていただくよう、その自主防災組織を組織化する説明会等で繰り返しお願いをしているところであります。

**○4番議員（新宮領實）** 自主防災組織というのは、やはり、自助・共助の立場から見ますと、

一番大事な組織ではないかなと思いますので、これからもしっかりと対応していただきたいと思います。

次に、自主防災づくりに行政はどう携わっていくのか。まだ、自主防災組織のできていない地域もあるようでございます。防災資機材の購入助成や防災セットを販売している店が分からないという方々もいらっしゃるのではないかなと思いますけれども、そういう方々への斡旋やら、それに対する補助はお考えになってはいないのでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 市としましては、市総合防災訓練において、関係機関のほか、自主防災組織にも参加を要請しております。また、各地域での防災訓練等につきましては、要請がありましたら、一緒に行政も参加をし、助言・指導等を行っているところであります。防災資機材の購入助成ですけれども、これにつきましては、宝くじの社会貢献広報事業としてコミュニティ助成事業があり、これまでも同事業により消防ホース・救助用の資機材等、自主防災組織が導入をしているところであります。

それから、防災セットについての考え方ということですが、防災セットにつきましては、それぞれの家族の家族数、その構成によりまして、必要なもの、数量もそれぞれ違ってくるかと考えております。そのようなことから、補助については、現在、考えていないところでございますけれども、防災セットの中身につきましては、市内の量販店等で購入ができますので、訓練や研修会の際に家庭において必要な物を確認し、備えるよう助言・指導を行っているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 今の答弁に対して質問させていただきます。防災リーダーというのがございます。その研修はこれまで指宿市で何名受講されて、実際に活動できる方は何人いらっしゃるのでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 鹿児島県地域防災リーダー研修というのがございます。この受講生の実績は、平成21年度から令和元年度、本年度までに22名が受講をされております。地域での防災活動に中心となって活動される自主防災組織の会長・自治公民館長等が受講をされております。この22名のうち、今、その会長とかその組織に入っている方々、受講された約半数以上の方々が、現在も自主防災組織の中心的役割を担っているところでございます。なお、今後も地域防災力の強化を図るため、積極的に受講していただき、地域防災リーダーの育成を市として図っていきたいと考えております。

**○4番議員（新宮領實）** 今、中心的役割と申されました。この防災リーダーは2日間の研修と聞いておりますけれども、これに対しての助成はあるのでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 地域防災リーダー研修への支援につきましては、各地区での自主防災組織の中心的役割に、ボランティアで従事をしていただいているということもございます。そのようなことから、研修に係る旅費の相当額を支援しているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 2日間もですね、費やして行くわけですので、なかなかそれぐらいで

行きましようという方が、果たしているのか、ちょっと私は疑問に思うのですけれども。ボランティア、ボランティアだけでですね、済まされるものではないと思います。先ほど部長もおっしゃいましたように、防災リーダーというのはですね、本当に有事の際に中心的な役割を果たすと思いますので、このリーダー要請にこれからどうして、どういう形で取り組んでいかれるか、お尋ねします。

**○総務部長（有留茂人）** このリーダー研修も、今後も続けてお願いをしていきたいというふうに考えております。それから、自主防災組織の訓練への支援等を通じまして、各集落、区ごとに結成をしております自主防災組織の訓練等の中で、こういうふうな動きをすればとか、そういうことで、市の危機管理課、それから、消防署職員等を通じて、リーダーの育成を図っていきたくて考えております。

**○4番議員（新宮領實）** そういう形で取り組んでいただきたいと思います。

少し私乱暴な言い方かもしれませんが、防災リーダー研修というのをですね、指宿市の全職員に受けさすべきと考えているんですが、土・日で職員も休みであろうと。職員が範を示すべきではなかろうかと。指宿市民の方々だけにですね、その分を押し付けるのもどうか。防災に対する意識も上がるのではなかろうかなと思いますけれども、そここのところはいかがでございますでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 県が実施します地域防災リーダー研修につきましては、地域の防災リーダーを養成するというのを目的に開催をされているところであります。そのようなことから、地域の方に研修をお願いを、今後もしていきたいと思っているところです。職員の防災意識の向上と言いますか、それにつきましては、防災訓練を毎年行っておりますし、また、市役所をあげて全職員で火災訓練等も行っております。それから、県が主催をします研修会、これは実際に災害が遭った所の方を講師に招いて研修会等もありますので、そういう研修会に職員を参加させて、防災意識の向上を図っていきたくて考えております。

**○4番議員（新宮領實）** 地区内の防災マップ作りに支援は考えているのでしょうか。また、地区ごとの防災マップの存在は確認できているのでしょうか、お尋ねをします。

**○総務部長（有留茂人）** 地区内の防災マップにつきましては、これまでも地区から要請をいただいた場合、職員が出向いて説明・助言等を行っております。今後も継続し、このような同様の支援を行っていきたくて考えているところです。地区ごとのマップの存在の確認につきましては、温湯地区、それから、町区等が作成をしているということは把握をしているところです。

**○4番議員（新宮領實）** 防災マップに対する重要性というのを、行政側としてはどれだけ認識をしているのでしょうか。また、2地区のみの把握のことですけれども、早急に確認できますでしょうか。また、マップ作りにしっかりした支援も考えていただいて、お答えをいただきたいと思えます。

○総務部長（有留茂人） 防災マップにつきましては、各地域のそれぞれの危険箇所、避難路の確認というふうなもの等が掲載をされていますので、非常に重要なものと考えております。地域の状況を把握して行動するというものは非常に大事であろうと考えているところであります。また、このマップ作りの支援についても、今後、先ほど答弁させていただきましたけれども、職員が出向いて助言等を行っていきたいと思っておりますし、今現在、マップを作っている地区等の存在については、各自主防災組織等を通じて確認をしていきたいと考えております。

○4番議員（新宮領實） 次に、避難所についてお尋ねをしております。南海トラフ地震の想定はどのようになっていますでしょうか。指宿・山川・開聞、それぞれの避難場所はどこが指定され、市民はその場所を知っているのか。また、災害の種類によって避難場所は変わるのか、お尋ねをします。

○総務部長（有留茂人） 南海トラフ地震につきましては、平成25年3月に県が公表をいたしております。鹿児島県地震等災害被害状況予測調査というものがなされておまして、南海トラフを震源とするマグニチュード9.1の地震が発生をした場合、本市においては最大震度5強。発生後、約1時間後に津波の第一波が到達をし、約3時間後に最大高約4.5mの津波が到達するとされているところです。建物被害につきましては、全半壊含め約1千棟、死者・負傷者は約110名と想定をされているところであります。

それから、指宿・山川・開聞地域の避難所の指定状況でございますが、指宿地域が41か所、山川地域が23か所、開聞地域が14か所の計78か所となっております。避難所の周知につきましては、避難所を掲載いたしました指宿市防災マップを各世帯に配布をしております。転入者につきましても、手続きの際、窓口で配布をしているところです。また、市ホームページでも掲載をし、周知を図っております。

それから、避難所につきましては、災害の種類によりまして避難所を選定していくというふうなことにしております。

○4番議員（新宮領實） 今、防災ハザードマップということございましたので、これで間違いないですね、部長。ハザードマップというのはですね。25年県が発表されたということでございますけれども、津波においては太平洋沿いで17mとお聞きしているところでございます。指宿市の4.5mはあまりにも過少ではないかなって、素人目にも思うんですけれども、6mぐらいで想定することはできないのでしょうか。

○総務部長（有留茂人） この情報は鹿児島県地震等災害被害状況予測調査において、専門的な観点から4.5mと推定をされているところであります。市が津波の際に避難所として指定している28か所の避難所につきましては、いずれも最大の津波高、この4.5mを踏まえて、2倍の9m以上の避難所を指定しているところであります。そのようなことから、この専門的な観点で推定をされた4.5mというふうなものを基本に、避難所とすればその2倍の9m以上の

避難所を、今現在は指定をしているというふうなことでございます。

**○4番議員（新宮領實）** はい、分かりました。次に行きます。

それぞれの地区、または、2・3地区で集まれるようなコンパクトな避難所開設はできないのか。また、住んでいる地区以外の場所でも避難を受け入れてくれるのか、お尋ねをします。

**○総務部長（有留茂人）** 避難所の指定につきましては、各校区内に複数箇所を指定しております。避難所開設につきましては、災害の状況・種類・過去の避難者数等を考慮しまして開設をしているところです。地区によりましては、自治公民館長が自主的に公民館等を開放するなど、対応をさせていただいております。受け入れにつきましては、災害にはいつどこで遭遇するか分かりません。命を守るためには、早めに安全な場所へ避難することが大切であろうと思っております。そのようなことから、地区以外であっても、近い、最寄りの避難所へ早急に避難するということが大事だろうと考えております。

**○4番議員（新宮領實）** 次にまいります。トイレの問題は、いろんな研修とか講演会に行くたびにですね、このことは取り上げられておりますので、お尋ねをします。トイレの問題は解決できるのか。また、各公民館へダンボールトイレ、身障者用も含めてですが、ストックしておくことはできないのか、お尋ねします。

**○総務部長（有留茂人）** 避難所のトイレが災害により断水したり、使用できなくなった場合には、学校のプールや河川等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図るなど、便槽付の仮設トイレを準備する計画でございます。対応に時間を要しますので、早急なトイレ対策としましては、ダンボールトイレの活用も想定をしているところです。実は、今年の9月1日に指宿市総合防災訓練の日に、同日にあったんですが、市民会館で救急医療市民講座というふうなものが開催をされました。その中で、鹿児島大学の先生の講師が言われていたことは、まず災害が起きた場合については、公共のトイレをすぐ使用禁止にするということが大事であるというふうな講話をされておりました。それはなぜかと言いますと、汚してしまうとそれ以降、使えないというふうなことでございます。ですので、まず使用禁止にして、きれいなまま断水したりとか、電気がつかなくなったりしても、その便器自体は使えるということになります。ですので、その後、使用のルール等を決めて使うと、きれいに清潔に使うということ徹底していけば、既設のトイレを使えるというふうなことになろうかと思えます。ただ、配管等が被災をして使えないというふうなことになった場合については、このダンボールトイレとか、そのようなものを仮設として使用するというふうなことになろうかと思えます。

**○4番議員（新宮領實）** このトイレの件に関しましてはですね、多分そのときの講師の先生というのが鹿大の特任教授の岩船氏が講演されたんじゃないかなと私は思うんですが、トイレの問題は一番最悪をですね、一番最悪をお考えになられて対応しておくべきじゃないのかな

と思います。食べるものは1日ぐらい我慢してもできるんですけども、下から出てくるものはなかなかできません。そうした場合に、その中で病気が併発される方もいらっしゃるでしょうから、是非、今言っているのは、その簡易トイレがすぐできますよ云々じゃなくてね、公民館に事前に、ダンボールですんでね、それを何セットかストックできないかということでございます。そんなに私は難しいわけでもないと思うし、かさばるものでもございません。部長、そここのところはどうなんでしょう。

**○総務部長（有留茂人）** ダンボールトイレにつきましては、先日行われました総合防災訓練でも実際に製作実演をしておりました。一般的なダンボールで女性でも容易に製作可能ということであります。災害発生時には災害時応援協定というふうなものを県のダンボール協会、その他、民間の企業と協定を結んでおります。その協定を結んだ、それによりまして、そのダンボール等の材料等を調達して、避難所における使用を想定しているところであります。ただ、公民館にストックをしておくというふうなことにつきましては、その公民館の管理者の御意見等も、今後、聞きながらですね、検討はしていきたいと考えております。

**○4番議員（新宮領實）** それはですね、本当にしっかりお考えになって対応していただくようお願いをいたします。

次にまいります。備蓄についてお尋ねをしてみたいです。どういうものをどこに備蓄しているのか。何人分で何日分に相当するのか、お尋ねをいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 本市の備蓄状況としましては、長期保存ができ、大勢の方に対応ができるものを優先的に、現在、備蓄を進めております。8月末現在で、主食品、米等ですけれども、4,600食。非常用のパン450食。副食品のサバの味噌煮等440食。栄養補助食品として420箱のほか、クラッカー3千個、ミネラルウォーター約2千本を、指宿庁舎、山川庁舎、開聞老人福祉センターの3か所に分けて備蓄をしております。県は南海トラフ地震の本市における避難所への避難者を1千名程度と試算をしております。ですので、この主食品の米・パンの備蓄品で考えますと、約2日分となるところです。そのほか、副食品もあるところであります。

**○4番議員（新宮領實）** 県の試算で1千名前後と、避難所にということでございますけれども、指宿市として独自に試算はしていないのでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** この県の1千名程度という試算につきましては、先ほど出ました鹿児島県地震等災害被害状況予測調査において、専門的な観点から推定をされた数値ですので、この試算を基に災害対応に当たっていききたいと考えております。

**○4番議員（新宮領實）** であればですね、今、海岸線沿いに指宿市の場合は瀬崎から開聞の物袋まで住宅も点在されていると思うんですけども、その海岸沿いの住宅で、津波被害に遭う家屋は一体何戸数とお考えで、被災者は何人って試算しているのでしょうか、お願いします。

**○総務部長（有留茂人）** 海岸沿いでいうことでございますけれども、この南海トラフというふうなものが起きた場合については、指宿市全体で被災を同時に受けるわけでございますので、海岸沿いに限った推定というふうなものはなされていないところです。海岸沿いと内陸部を含めた、指宿市全域で建物被害が約1千棟、人的被害が約110名と予測をしているところでありまして、その全体を含めた状況というふうなもので推計をしているというふうなことです。

**○4番議員（新宮領實）** 今ね、その海岸線沿いのことで数字を出してくれば、必然、内陸部についてもお尋ねをしようと思ったんですけれども、内陸部も含めて1千名って、今、部長、先ほども津波高9mで想定をしているとお話もありました。そうしたときに、1千名当たりで、たった1千名で済むんですか、実際言ってみても、もし僕が素人の素人だと思っただけけれども、それでも、その数字にはちょっと合点がいかないところなんですけれども。本当にその1千名で、実際言ってみて済むんでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** この調査によりますシナリオの中で、建物被害というふうなものは、液状化によるもの、それから、津波によるもので、合計で建物被害として約1千棟ということになっておりますし、また、人的被害の推計につきましては、津波による人的被害が約110名というふうなことで推計をされているというふうなことでございます。

**○4番議員（新宮領實）** この分に対しての議論というのは、なんか平行線になりそうでございますので、次にまいりたいと思います。

私としては、全く足りないという思いの中です、やはり予算化して、1万人分ぐらいの備蓄をしておくべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 備蓄につきましては、毎年その量等を増やして備蓄をしているところであります。今後の備蓄を続けながら、不足が予想された場合につきましては、先ほど言いました災害時応援協定の活用をしてみたいと考えているところです。また、災害対応には自助、共助、公助というものがよく言われます。特に、大規模な災害発生の初期においては、この自助と、それから、隣近所の方々で助け合う共助というのが大切であろうと思います。これらのことから、避難所に持って行く物を防災ハザードマップ、先ほど議員が示していただきました防災ハザードマップにも記載をしております。3日分程度の準備をしていたことを推奨をしているところでございます。また、大規模災害に備えて、各家庭において1週間分の非常の備蓄品の準備もお願いをしているというふうなことでございます。ですので、市の方も備蓄を更に進めてまいりますけれども、それぞれの御家庭・近所等で対応をするというふうなものも大事であろうと考えております。

**○4番議員（新宮領實）** 是非、備蓄だけはですね、やはりひもじい思いをさせるわけにはいきませんのでね、そのところはしっかりと対応していただきたいなと思っております。

次に、その他防災に関する全般で、ちょっとお尋ねをさせていただきます。地震、津波、

大雨，台風，竜巻，火山災害における対策マニュアルはできているのでしょうか。

**○危機管理課長（山下秀一）** 防災対策につきましては，災害対策基本法に基づき，指宿市地域防災計画を策定し，災害の種別に応じて，風水害・地震・津波等の自然災害や大規模事故等に係る一般災害対策編，火山災害に係る火山災害対策編，また，南海トラフ地震を想定した南海トラフ地震防災対策推進計画編を策定しております。

**○4番議員（新宮領實）** 分かりました。

防災訓練は年何回行われているのでしょうか。また，対象職員数は何名か。全職員参加の防災訓練は考えていないか，お尋ねをいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 本市におきましては，毎年9月の防災月間に合わせて，総合防災訓練を実施しております。今年9月1日に実施しました訓練におきましては，南海トラフ地震を想定し，午前中に職員を含めた災害対策本部員約30名による机上訓練を行っております。また，午後からは，防災関係機関・医療機関及び自主防災組織等のほか，市健康福祉部等の職員も大勢加わりまして，約400名による，災害応急対策訓練を実施し，管理職員は訓練を逐次視察をし，また，参加をしたところでございます。市の全職員参加の訓練につきましては，毎年，火災避難訓練等を実施しております。現在の訓練の充実を図りながら，他災害を想定しました訓練も実施をして，また，大規模災害に備え，各対策部というふうなものを計画の中に据えております。この各対策部による対策部・対策班ごとの訓練も，今後，実施をしていかなければならないと考えているところです。

**○4番議員（新宮領實）** 次に，観光客の避難はどうするのか，お答えいただきたい。

**○総務部長（有留茂人）** 観光客の避難ですけれども，市ではホームページでハザードマップを公開しております。また，要望のあったホテル等の宿泊施設にはハザードマップの配布を行っているところです。観光客の避難については，その他観光施設も含めてハザードマップの配布や，国土地理院やJ I S規格により定められているイラストによる，分かりやすい防災マップや標識等の設置について，今後，調査・検討してまいりたいと考えております。

**○4番議員（新宮領實）** それでは，ずっとこうお尋ねをしてまいります。瀬崎から開聞物袋までの海岸沿いの世帯数，人口は把握しているのか。日頃から危険の喚起はできているのか。要支援者等の対策は考えているのでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 市内の海岸沿いの集落ごとの世帯数，人口は把握をしております。これらの地域につきましては，自主防災組織に対する説明会や，今回の9月の指宿市総合防災訓練においては，迫中・湊北・湊中・湊南自主防災組織が訓練へ参加をしております。また，山川地区の福元区・町区・岡兒ヶ水区自主防災組織がこの日に合わせまして津波避難訓練を実施しているところです。なお，昨年，本市において開催をされました，鹿児島県主催の総合防災訓練へ海岸沿いの30の地域の自主防災組織が訓練へ参加をしていただいたところでございます。



自力での避難が困難な要支援者等につきましては、まずは、自助・共助による対応が重要であろうと考えております。自主防災組織への説明会等において、自主防災組織による要支援者の把握や支援体制を検討していただくとともに、各消防分団によりまして、独居老人等の調査も実施をしているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 摺ヶ浜近辺に津波が襲来するとしたときに、高齢者等は高台、避難所までの避難は困難と思われます。高い所とすると、近隣のホテルしかないわけでございますけれども、災害時にホテルとの連携はできているのか。また、ホテルは耐震化されていらっしゃるのでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 市では、大きな災害が発生した場合の高齢者等の避難所対策としまして、県と鹿児島県ホテル・旅館生活衛生同業組合とで締結をしております、災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書、これに基づきまして、県を通じて福祉避難所としてホテル等の一部開放を要請をする予定にしているところでございます。

それから、ホテルの耐震化につきましては、今後、協議をしていかなければならないと考えているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 指宿市として、ホテル業界さんとは協定は結んでいないのでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 県と鹿児島県ホテル・旅館生活衛生同業者組合と締結をしている協定書の中に、指宿市内にあります18のホテル・旅館等も含まれておりますので、この協定を活用していきたいと考えております。

**○4番議員（新宮領實）** もし津波が来るとしたときに、ホテルの所にダーっと逃げ込んでいいということに私は理解していいのでしょうか。住民の方々はね。県の方から、今、おっしゃっているのは、県を通じて福祉避難所としてという、県を通じてとこう書いていらっしゃるし、私、別に揚げ足を取ろうと思って言っているわけじゃないんですけれども、来たときに、それこそおばあちゃんたちがですね、どけにぐっかいと。子供もいない、自分にね。もう、お隣は逃げていなくなったとしたときに、どこに逃げようかとしたときに、ホテルしかないと思うんですね。そうしたときに、いつでも何かこういうときがあつて、津波、警報みたいなのが来たときにはですね、ホテル側でいつ何時でも受けてくれる、そういう体制を作っておくべきじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょう。

**○総務部長（有留茂人）** 指宿市内のホテルにつきましては、ほとんどが海岸沿いというふうなことに立地をしているところでございます。ですので、まずは市が指定をした高台の避難所に避難をしていただくと。それから、要支援者等につきましては、隣近所の方々に、日頃から自主防災組織を通じて協力をお願いをするというふうなことが大事であろうと考えております。ですので、ホテルの利用につきましては、その災害が起きたときではなく、災害が起きた後、そのホテルの使用状況、使用ができるかどうかというふうなものも非常に大事なな

ってまいりますので、ホテルの状況等を確認した後、要請をしていくというふうを考えているところです。

**○4番議員（新宮領實）** ちょっと納得しがたいところなんですけれども、時間がございませんので、次に行きます。

各避難所は耐震化されていらっしゃるのでしょうか。また、高齢者・障害者等の災害弱者は誰が担当するのでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 避難所の耐震化の状況ですけれども、小・中学校につきましては、全て耐震化が済んでおります。また、校区公民館等につきましては、今後の校区公民館のあり方等も検討しながら、耐震化されていない公民館につきましては、耐震化について、今後、考えていきたいというふうに考えます。

それから、災害弱者の避難につきましては、災害発生時、公的機関等においては、人員の確保、災害情報の入手等の初期対応のために、一人一人の支援が困難な状況が想定をされるところです。市としましては、要支援者名簿を作成はしておりますけれども、災害発生時は第一に自助、それから、隣近所の共助が大切であろうと考えます。そのため、各地域において、かねてより災害弱者の情報を住民で情報を共有し、隣同士で避難の支援ができる体制を確立できるよう、自主防災組織に働きかけているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 今、校区公民館のあり方という御答弁でございました。どういうことなんでしょう。どの校区がどう変わっていくのかということ、お尋ねをしてもよろしいのでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 今後の校区公民館のあり方ということですが、これにつきましては、学校再編、それから、それに伴う地域の今後のあり方等も議論されるというふうなことになっております。校区公民館の設置のあり方も、今後、変わってくるのが予想されますことから、校区公民館のあり方も検討しながらというふうなことで答弁させていただいたところです。ただ、耐震化されていない公民館もございますので、計画的に耐震化については考えていきたいと考えております。

**○4番議員（新宮領實）** 次にまいります。非常用電源は何台用意されているのでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 指宿庁舎においては、燃料による非常用の発電設備があります。それから、太陽光発電設備を備えております。それと、COCOはしむれ、山川の文化ホールについても、太陽光発電の設備を備えております。また、開聞総合体育館においては、太陽光及び風力発電設備を整備しているところでございます。それから、各消防分団においても発電機を配備しているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 今後の配備計画はあるのでしょうか。また、避難所に指定されているところに発電機は配備されないのでしょうか。

○**総務部長（有留茂人）** 今後の計画ですけれども、今配備をしております発電機の更新を行っていきたくて考えておまして、現在、その増設というふうなものは計画をしていないところであります。

それから、避難所に指定された所の発電機ですけれども、各消防分団等の発電機を活用するなどして対応をしたり、災害協定を結んでいることから、その発電機を含む資材等を調達したりして、対応をしていきたくてというふうに考えております。

○**4番議員（新宮領實）** 消防署1台で、対応はできないと思うんですけれどもね。それと、その他自治体との提携という話もありましたけれども、交通インフラがほとんど壊滅状態の中で、私は、他県、鹿児島県からもですね、支援もおぼつかないんじゃないかなと思うんですね。であれば、せめて避難所に指定されている所にはですね、各自1台ぐらいのね、発電機は常備、置いておくべきじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょう。

○**総務部長（有留茂人）** 全部で約80か所ぐらいの避難所を指定をしているところがございますけれども、さっき答弁させていただいたようにですね、その各施設に発電機というふうなものは、非常に難しいのではないかなと思っております。その協定もですね、数件の民間の企業等々も協定を結んでおりますし、また、市町村間、姉妹都市等も協定を結んでおります。それと、県内での被災につきましては、県内の市町村、県とその支援を相互にやっていくんだというふうな協定もございますので、そのような協定を活用しながら、避難所の対応はしていきたいというふうに考えております。

○**4番議員（新宮領實）** はい、分かりました。できる限り避難所には発電機1台は、是非計画をしていただきたいと思います。

次にまいります。給水車はあるのでしょうか。

○**水道事業部長（井手久成）** 指宿市においては、給水車は保有しておりませんが、水道課にダンプトラックに掲載可能な給水タンク1.5 t型を2基、1.8 t型を1基保有しておりますので、これらにより対応することと考えております。また、大規模災害等で本市だけの対応が困難な場合は、鹿児島県・日本水道協会・管工事組合等、関係機関へ応援を要請して速やかに給水活動ができるようにしたいと考えております。

○**4番議員（新宮領實）** 大地震が来てですね、多分交通インフラというのは、先ほどから再三言うように、交通インフラはもう遮断されているんじゃないかなと思います。そうした場合に、今のこの1.5 t型が2基と1.8 t型が1基ですね、果たして足りるのでしょうか、部長、いかがですか。

○**水道事業部長（井手久成）** 議員の御指摘のとおりだと思います。先ほど答弁いたしましたように、鹿児島県等、そういった関係機関へ応援を要請するなどしながら対応していきたいというふうに考えております。

○**総務部長（有留茂人）** 昨年、県が主催の防災訓練があったわけですけれども、それにつつま

しては、開聞の総合グラウンドの方であったわけですが、これには空路を活用したり、それから、海岸の海路を活用したりというふうなことで、陸上が駄目な場合については、自衛隊等へ要請をして、ヘリ、それから船による支援物資の調達というふうなものも考えられますので、昨年しました訓練等を参考にですね、考えていきたいというふうに思っております。

**○4番議員（新宮領實）** はい、分かりました。次にまいります。

指宿・山川・開聞の水源は何か所あるんでしょう。

**○水道事業部長（井手久成）** 市内の水道水源につきましては、指宿地域は池田・新永吉、山川地域は鰻池・東之浜、開聞地域は岡元平・京田の6か所ございます。

**○4番議員（新宮領實）** それで、その水源地の所には、全て耐震化されているんでしょうか。また、非常用電源はあるんでしょうか。有事の際、ある程度の地震が来ても、この水源地は間違いございませんと言えますでしょうか。

**○水道事業部長（井手久成）** 現在、耐震機能を備えた施設は、山川の小雁渡浄水場と、新しくできました池田配水池となっております。また、非常用電源につきましては、市内にある水源地と配水池のほとんどに自家用発電機を設置しております。停電が発生した際にも給水が行えるように、定期点検、整備を行っている状況でございます。また、今現在、耐震診断の業務委託等を行っており、開聞地域の川尻配水池・上野配水池は診断が済んでおりますが、今後、他の配水池等について、随時耐震診断を行って、その結果に基づいて計画的に整備する予定としております。

**○4番議員（新宮領實）** この防災については、最後になりますけれども、市長にお尋ねをいたしたいと思います。私、国主導か県主導によるかは分かりませんが、市長・村長の首長を対象とした防災セミナーはないのでしょうか。今まで御出席されてきたことはあるんでしょうか、お尋ねをさせていただきます。

**○総務部長（有留茂人）** 毎年、県が主催をしておりますセミナーが、防災のセミナーがございます。先ほど回答をさせていただいておりますけれども、本年度は、熊本の益城町の町長の講話がございました。昨年は、九州北部豪雨を被災をした熊本県の朝倉郡の東峰村という村長が来て講演をしております。それにつきましては、危機管理課職員と、それから、市長、副市長の公務の状況を見ながらですね、出席をさせていただいているところです。

**○4番議員（新宮領實）** 今、市長にこういう形の中でお尋ねをしましたのはですね、やはり、防災はトップダウンが一番であると思います。リーダーシップのもと、防災に取り組む御決意を、市長には是非お聞かせをいただきたいと思います。

**○市長（豊留悦男）** 防災に対する種々の報告、研修というのは、全国首長会等でもございます。会報にもございます。防災というものの大切さは、トップダウンというお言葉をいただきましたけれども、ボトムアップということが一番大切にされております。つまり、地域における防災は地域が責任をもってやっていくと。その中で、市全体としてどのような形で統

率をしていくかということだろうと思います。言われた種々の御質問については、今後の防災意識の向上、そして、防災の取組に生かさなければならないと思っているところでありませ

○4番議員（新宮領實） ありがとうございます。防災には終わりはありませんので、備えあれば憂いがないと申します。これからも備えだけは万全をお願いをいたします。

次にまいります。過疎対策について。人口減少が続く中、その対策と取組の中から、先ほど空き家対策について、部長からお答えをいただきましたけれども、活用可能な空き家調査を、今、消防団に云々ということでもございましたけれども、公民館長をお願いをしたら一番早いんじゃないでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 調査に関しまして、空き家の把握のあり方や調査後の空き家の活用など考えますと、空き家の所有者や事情を一番把握している地域の皆様にお手伝いいただけることが最も効果的であろうかと思われま

す。現在、市では地域が主体となっていくまちづくり活動、または、地域コミュニティの形成、移住、定住の促進を図ることを目的に、地域提案型空き家活用事業を平成30年度から実施しております。昨年度は、川尻元気プロジェクトと池田校区公民館の2団体が採択をされ、地域内の空き家の調査、マップの作成、啓発用のぼり旗、懸垂幕の作成、ワークショップの実施など活動を支援させていただきました。令和元年度は引き続き、川尻元気プロジェクトと前年の取組を受け、自主組織として立ち上がった池田を楽しむ会の2団体を採択させていただき、引き続き支援を行っていく予定でございます。市としましては、この2団体の取組を契機として、市内の他地区にも波及をし、地域主体の空き家活用の取組が広がっていくことを期待しているところでございます。

○4番議員（新宮領實） 空き家の対策に心砕いていらっしゃるようですけれども、これまで空き家の契約実績というものはあるんでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 空き家の相談とかマッチングについてでございますけれども、空き家活用の対策等につきましては、現在、地域おこし協力隊の制度を活用しまして、平成30年度から2人を配置して実施しているところでございます。平成30年4月から令和元年8月までの実績となりますけれども、空き家の相談件数としては空き家の貸し手が17件、借り手が29件の計46件あったところでございます。貸し手として登録した空き家件数17件のうち、5件のマッチングが成立し、空き家の解消につながったところでございます。

○4番議員（新宮領實） 次にまいります。若者の定住促進対策はどうしているか、お尋ねをいたします。

○総務部参与（中村孝） 指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地元の高校生の市内就職の向上を目指した、市内高校生向けの地元企業ガイダンス等の創設、雇用の受け皿確保となる創業支援事業・各種企業活動支援、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶えるための出愛のキューピット支援事業、不妊治療費助成事業、産後ケア事業、ファミリー・

サポート・センター創設・運営など展開しているところでございます。

○4番議員（新宮領實） これは把握されていらっしゃるんでしょうか。今、地元高校生の市内就職率の向上を目指してと申されましたけれども、高卒で指宿市で卒業されて、指宿に残るのはこのうち何名ぐらいが残るもんなんでしょうか。お答えできますか。

○産業振興部長（川路潔） 専門家系であります、指宿商業高校と山川高校の卒業生の就職状況につきまして、平成29年度が233名中、うち93名。平成30年度が183人中84人。平成31年度が205人のうち101人と、就職の状況はなっております。このうち、指宿市への就職状況につきましては、平成29年度が25人の27%、平成30年度が16人の19%、平成31年度が32人の32%となっております。

○4番議員（新宮領實） 就職先っていうのはわかりますか。それぞれ。

○産業振興部長（川路潔） 就職先までは把握しておりません。

○4番議員（新宮領實） はい、分かりました。それはそれで結構でございます。

次に、女性が安心して生活できる環境づくりはできているか。市ではどのような子育て支援策を講じているかをお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（西浩孝） 本市では子育て支援対策事業といたしまして、不妊治療助成、あるいは産後ケア事業、ファミリー・サポート・センター事業等を実施し、子育て支援を行っているところでございます。

○4番議員（新宮領實） 子育て支援の一環としましてですね、休日保育に取り組むお考えはないんでしょうか。

○健康福祉部長（西浩孝） 本市では、休日保育を実施している保育園は、山川保育園が1園実施をしているようでございます。利用者は年々減少傾向にあるようでございまして、なかなか職員を配置したり、あるいは保育士の確保、勤務状況が厳しい状況にあるようでございます。このため、休日保育につきましては、利用希望の実態等を見極めながら、必要に応じまして各施設へも働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

○4番議員（新宮領實） 私は今、部長のお話にちょっと合点がいかないところがあるんですけども。子育てされていらっしゃる方がですね、指宿でそういう女性に対する求人っていうんですか、そうしたときにですね、土日に働けるかと、土日に出勤できますか。言えば、ゴールデンウィークにも出勤できますか、そういう中で、ハローワークとか会社の人事担当の方々はですね、申されるそうでございます。そうしたときに、ほとんど、いや、子供の関係があるもんですからっていうことでね、採用にのぼらない。そういうのがあれば、仕事ができるんだけれどもっていう方がかなり多いっていうことをお聞きしましたので、敢えてこの件を申し上げたんですけども。山川だからっていう言い方は、山川の方々には誠に申し訳ございませんけれども、失礼かと思うんですけども、指宿の方がそういうサービス業にお働きになられる方が多いから、休日保育していただくところはないだろうかということまで

すね、切望されているということでございますけれども、言えば旧指宿ですね、園に対しての働きかけというのは、休日保育への推奨というのは、部長、されないですか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 先ほども申し上げましたけれども、山川保育園での利用者は年々減少傾向にあるというふうに向っているところでございます。日曜、祝日の開園に合わせまして、保育園の方でも職員を配置すること、保育士の確保、先ほども申し上げましたが、勤務形態等が厳しい状況にあるということに向っているところでもございます。このため、休日保育につきましては、利用実態を見極めながら各施設へも働きかけてまいりたいというふうに向っております。また、日曜・休日等で子供を預けたいという場合には、ファミリー・サポート・センター事業というのも行っておりますので、そちらの方も利用していただければというふうに向っております。

**○4番議員（新宮領實）** もしね、旧指宿市の園の中でですよ、休日出勤、休日保育やりますよとしたときに、そうしたときに、行政としてね、財政支援をするお考えはないか、お尋ねしたい。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 現在、休日保育に対する、実施に係る経費としまして国・県・市から措置がされております。負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1というふうになっております。

**○4番議員（新宮領實）** 次に行きます。待機児童はどの程度いるんでしょう。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 本市におきましては、国の定義に基づく待機児童はおりません。但し、入所できる保育所があっても、希望する保育所に入所するために待機をしている児童や、認可外保育施設等を利用しながら待機をしている潜在的待機児童は、8月末時点で22名おります。

**○4番議員（新宮領實）** 複数の子を療育している場合、同じ保育施設へ入所させたい。そうすると、親の移動時間が少なくなるから、そういうふうな形が取りたいなという方もおられると思うんです。遠くの施設を案内され、結果として就労できないという方も聞かすが、これをどう解消するのか、お尋ねをいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 複数の子供の入所を希望される場合、保護者の負担等も考慮しまして、できるだけ同じ施設への入所が好ましいと考えておりますが、施設によって、年齢ごとの受け入れ数が決まっていることから、特に、年度途中からの入所につきましては、やむなく他の施設を御案内することがございます。認可保育施設は、子供の数に応じた施設の面積や職員数、設備、衛生管理などが児童福祉法に基づき設置基準を満たした施設であり、定員を増やすためには、施設の増築や職員数の増員などの手続きが必要となります。このため、入所希望の申請時には、施設の空き状況をお伝えするとともに、それぞれの御家庭の状況をお聞きし、認可外保育施設や子ども・子育て支援の各種事業などを御案内しながら、少しでも働きやすい環境が整えられるよう、支援をさせていただいているところでございます。

- 4番議員（新宮領實） 次にまいります。企業誘致の展望はいかがでございますでしょうか。
- 総務部参与（中村孝） 企業誘致の展望でございますけれども、本市は、薩摩半島の最南端に位置し、企業誘致においては、立地的に厳しい環境にありますが、温暖な気候や温泉資源など豊富な地域資源に恵まれたまちであります。企業誘致に関しましても、まちの強みを積極的にPRするとともに、本市の強みを存分に生かすことができる企業を誘致すべきと考えております。
- 4番議員（新宮領實） それでは、その企業誘致に対して、どういうふうな形で取り組んでいらっしゃるのでしょうか。
- 総務部参与（中村孝） 企業誘致の市の取組でございますけれども、関東や関西、中京地域における郷土会、ふるさと会等を訪問した際に、会員の方々に企業誘致について働きかけたり、情報提供をお願いしたりするなど、企業誘致につながるよう、働きかけを積極的に行っているところでございます。また、鹿児島県主催の企業立地懇話会や工業団地ツアーに参加するほか、県の東京事務所や大阪事務所を通じて優遇制度の説明や物件情報などのお知らせをするなど、本市への進出を積極的にPRしております。さらに、個々に企業が問い合わせや相談に来庁された際には、本市の状況を説明し、現場を案内するなど、進出を希望する企業においていただけるよう誘致活動に取り組んでいるところでございます。
- 4番議員（新宮領實） 現時点での引き合いはありますか。
- 総務部参与（中村孝） 現時点につきましては、ここ5年間の企業誘致の実績につきましては、平成27年8月28日に本市との立地協定を締結いたしました、カツオのタタキやロイン等の製造を行う指宿食品株式会社の1件となっているところでございます。
- 4番議員（新宮領實） 次にまいります。これから奨励、または、進めていきたい産業はどんなものがありますか。基幹産業のオクラ、ソラマメ、スナック、畜産、牛、豚、ブロイラー、観葉等以外で何かございますでしょうか。
- 産業振興部長（川路潔） 新たな産業施策といたしまして、地域資源を活用した健康食品の開発等の取組を推進しており、その中でもオクラについて重点的に進めているところでございます。オクラにつきましては、乾燥粉末による機能性効果の検証を実施し、その結果を活用した商品開発を推進するとともに、健康食品業界へ機能性の周知、浸透を図ることで、オクラ全体の価値を高める展開を進めているところであります。また、この他にも、農畜水産業及び食品製造業を対象とした販売力の強化事業に取り組んでおり、経営セミナーや商談機会の拡充、本市主要製品のブランド化等の展開により、確実に販売力の強化が図られているところでございます。
- 4番議員（新宮領實） プランに関して、売り上げはどうなんでしょうか。
- 産業振興部長（川路潔） これまでのこの儲かるクラスター事業を中心とした、基軸とした事業によりまして、事業開始後5年間で、雇用にしてみれば65名の新規雇用につながっており



まして、昨年の販売につきまして、227社と取引が継続され、約1億280万円の売り上げとなっているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 次にまいります。耕作放棄地は把握しているのでしょうか。荒廃地という表現でも構いませんが、その対策をお聞かせください。

**○農業委員会事務局長（富永敏尚）** 農業委員会会長から委任を受けましたので、答弁させていただきます。農地の荒廃化は全国的な問題になっておりまして、特に鹿児島県は全国でも荒廃農地面積が最も多い状況にございます。こういった中で、本市におきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員の積極的な活動等によりまして、比較的農地の荒廃化を抑制できているところであります。しかしながら、やはり、山林周辺の日照の悪い農地をはじめ、主に耕作条件の悪い農地での荒廃化が進み、その面積は年々増加傾向にございます。対策としましては、農業委員、農地利用最適化推進委員が農地パトロール等の活動を実施し、荒廃化の未然防止、荒廃化してしまった農地の再生につなげるための斡旋活動、これらの活動などに取り組む一方、本年2月からは、農地の貸したい、借りたい総点検活動というふうな位置づけまして、毎月、各委員が農家であったり、農地を所有しておられる非農家の方であったり、こういったところを訪問して、農地の所有状況、借受けの状況、それから、今後の農地の利活用の計画、こういったことを実態把握に努めているところでございます。また、荒廃農地を再生しようとする農業者への国の補助事業が平成30年度で終了したことから、本年度、助成の規模は小さくなりましたけれども、荒廃農地を借受け又は取得して再生する場合には、市単独で10a当たり3万円を上限に助成する事業を創設いたしているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** もう一つ、お尋ねをします。荒廃地は確実に増えてきているという理解でよろしいのでしょうか。

**○農業委員会事務局長（富永敏尚）** はい、増加傾向にございます。

**○4番議員（新宮領實）** 次に行きます。獣害被害は把握しているか、その対策はどうしているか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** 有害鳥獣の被害とその対策についての御質問でございます。今年度、8月末現在の有害鳥獣による被害の報告、相談の件数は、農作物被害で17件、その他の相談等6件、合計23件であります。その都度、捕獲指示や対策の指導等を行っているところでございます。また、大型の有害鳥獣であるイノシシとシカにつきましては、8月末現在で、イノシシ200頭、シカ71頭が捕獲されております。過去5年間の実績を平成26年度から順に申し上げますと、イノシシにつきましては、229頭、307頭、286頭、181頭、204頭と推移しております。また、シカにつきましては、0頭、10頭、6頭、15頭、9頭となっているところでございます。対策の一環ですけれども、畏につきましては、指宿市鳥獣被害防止対策協議会が23基のイノシシ用箱罠を猟友会に貸し出しておりまして、今年度も鳥獣被害対策実践

事業を活用し、イノシシ用箱罾10基を購入予定であります。また、猟友会員が個人で所有する箱罾やククリ罾の数量を把握しておりませんが、猟銃に関しましては、猟友会員60名のうち、47名が76丁の猟銃を登録しているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** ここまで過疎対策についての質問に縷々御答弁をいただきました。オクラを除いて、ほとんど手詰まり感はいないんじゃないかなと、市長、思いますけれども、このような状況では、働く場がないという形の中でいけば、指宿市から子育て世代が出ていくかもしれません。これほど辛いものはないのではないのでしょうか。働く場の提供、そして、働ける環境づくりなくして定住はできないし、定住なくして家族対策と言えるのでしょうか。産業育成は指宿市喫緊の課題と思いませんかでしょうか。市長、御答弁をいただけますでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 定住対策というのは多岐にわたります。今回、質問をたくさんいただきました。答弁とすれば50ページを超える答弁であります。つまり、私どもはこの過疎対策、地域活性化のための過疎対策、それも行政の重要課題の一つとして捉えて取り組んでおります。企業誘致、働ける場の確保、それも努力をしているところでございます。企業誘致、それについては、いろんなところに働きかけておりますけれども、なかなか私どもの思うようには進んでいないのも現状でございます。一方、新卒者、高校生等については、働く場を都会に求め、新しい生活の場に希望を抱くという、そういう実態もでございます。高校の進路指導、就職指導等にもお願いをしながら、指宿市に定住していただくような、そういう取組もしてまいりますけれども、現状としては非常に難しい課題でもございます。しかし、その難しいからこそ、この過疎対策は、私どもは全ての課で、横串を通しながら、過疎対策に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 市長、突然なんですけれども、エミューっていう鳥がおりますけれども、御存知でしょうか。

**○農政部長（田之上辰浩）** エミューという動物についての御質問でございます。エミューというものは、オーストラリア原産の体高2m、体重で60kg程度まで成長するダチョウに継ぐ世界で2番目に大きな鳥類となります。飛べない鳥でありまして、胴体をゆっくり地面に押しあげると座るなど、温厚で人懐っこい性格でもあると言われております。また、産業鳥とも言われており、肉のほか、脂や羽毛、皮なども活用できる可能性があるということです。ニワトリなどに比べて餌を消化する力が強いため、牧場の雑草も食べつくすほど食欲旺盛で、糞などの臭いは少なく、歯がないため噛まれてもいたくないなど非常に飼育しやすいとのことでありまして。繁殖力が強く、丈夫で、食味も良いことから、牛、豚、鶏に続く新たな畜種として期待されており、北海道、九州を中心に、荒廃農地などを牧場として飼育が始まり、徐々に飼育頭数が増加していると聞いております。ただ、原産国のオーストラリアでは駆除の対象となっており、過去においては、農作物被害の大きさから、エミュー戦争と呼ば

れる大規模な駆除が行われたようでございます。

**○4 番議員（新宮領實）** 昔はですね、それ一つの害獣だったのかもしれませんが、その利用の仕方によってはですね、二皮も三皮も化けるんじゃないかなと思います。これはですね、7月末に所管事務調査で佐賀県に行ってまいりました。それを見て、これ非常に面白いなと思いましたので、この過疎対策の中の一環の一助にもなればいいかなと思ひまして、この件に触れたわけです。まだまだですね、利用価値が多くて、今の中に補足すればですね、エミューオイルはスキンケア商品や医薬部外品として大きな産業になり得るだろうと。また、その活用法は無限大であると。そういうところまで来ているようでございます。今、東京農業大学がこのエミューに関しては非常に研究が進んでいるようでございますので、そういうところに伺いをたてればいいんじゃないかなと思います。荒廢地に放牧すれば草から虫まで食べてくれる。放牧後は耕作し、そこにクイモ等植えれば循環型の農業ができる。よって、荒廢地の回収は減っていくとかですね、また、そのエミューの解体処理施設を完備すれば、今まで個人消費でしかなかったイノシシ・シカ・アナグマ等もですね、管理された処理が可能になり、そこに付加価値が生まれ、獣害駆除のボランティアからビジネスモデルへ移行できるのではなからうかなと思います。それによって、捕獲頭数も増え、必然的に農林被害も減少するのは明らかではないでしょうか。市長、是非ですね、今、一笑に付されることかもしれませんが、まち・ひと・しごと創生総合戦略に組み込んでいただきましてですね、是非、調査、研究からして、指宿でどんなふうに見えるものであるかということをして是非お考えになっていただきたい。これからの指宿を代表する産業として、言えば、尾下牧場もまだ手付かず、ああいう状態です。知林ヶ島も然りでございます。ああいう所にエミューランドなんて造ってみませんか。今は、本当に一笑に付されるかもしれませんが、指宿の人口より遥かに多い飼育ができ、温泉とエミューのいるまち、指宿というのはいかがでしょう。市長、いかがでございますでしょうかね。検討に値しませんでしょうか。

**○農政部長（田之上辰浩）** エミューの放牧、ジビエなどへの活用について、市で取り組む考えはないかとの御質問であろうかと思ひます。エミューの飼育は、荒廢農地や有害鳥獣など幾つかの問題を解決できる有効な手段であります。同時に、解決すべき課題もあると考えているところでございます。また、全国的には先進的ではありますが、まだ未熟な市場であり、自治体、民間ともに事例が少なく、長期的な事業としては未知数な部分が多いため、現在のところ、市として取り組む考えは持っていないところですが、佐賀県の基山町では、エミュー牧場として基山ファームと、節電機器レンタル会社の日本エコシステムの2か所があるようございます。どちらも耕作放棄地をエミュー牧場にして、食肉用として生産しているようございます。民間の方でそのような放牧等のしたいというような相談があった場合は、関係機関と協議して調査・研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○4番議員（新宮領實） 市長，一言お願いできませんか。

○市長（豊留悦男） 政務調査の成果というのを，今，教えていただきました。先ほど農政部長が答えましたように，今後，調査・研究する価値があるのかもしれない。貴重な提言，ありがとうございます。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続行いたします。

次は，恒吉太吾議員。

○8番議員（恒吉太吾） 皆さん，こんにちは。議員番号8番，恒吉です。9月になり，小・中学校，高校などでは新学期がスタートしました。登下校時に子供たちの元気な声や笑顔を見る機会も町中に戻ってきました。しかし，ニュースを見ますと，その子供たちが巻き込まれる事件や事故も起こっています。先日，9月15日にも名古屋市で，青信号の横断歩道を渡ろうとしていた8歳の児童が車にはねられるという痛ましい事故が起きました。児童や生徒，子供たち，そして，市民の皆さんが事件や事故に巻き込まれないよう未然に防ぐ手立てを考えていかなければなりません。今回は，中・長期的な視点に立った観光振興策についてと，児童・生徒の通学路の安全確保についてお聞きしたいと思います。

1点目に，2018年，本市の観光入込客数及び宿泊者数。同様に2019年の観光入込客数及び宿泊者数を，速報値，2018年と2019年の速報値が出ている期間までの前年比比較をお示しくください。

2点目に，鹿児島縁の大河ドラマも放映も終了し，観光客の反動減が考えられる中で，今年度，これまでどのような取組や対策を行っているのか，お示しくください。

3点目に，児童・生徒の通学路の安全確保について。学校やPTA，地域などから通学路の危険箇所の指摘や問題点，要望は上がっているのでしょうか。また，その内容について，教育委員会をはじめ，関係部署も把握しているのか。

以上，3点をお聞きし，1回目の質問とさせていただきます。

○市長（豊留悦男） 2018年における本市への観光入込客数及び宿泊者数についてでございます。本市の統計調査の結果によりますと，観光入込客数397万9,487人のうち，宿泊者数が68万4,893人となっているようであります。2019年においては，1月から6月までの速報値となりますが，観光入込客数200万8,482人のうち，宿泊者数は31万5,821人でございます。2018年と2019年の1月から6月の期間において比較しますと，観光入込客数は3.9%減少し，宿泊者数は8.2%減少している状況でございます。これらの主な要因としては，御指摘のように，2018年NHK大河ドラマ西郷どんの放映終了に伴い，日帰り観光客を含めた観光入込客数は減少しているものと思われま。それと国際関係において，日本との関係において，観

光客が減少しているという、そういう報道も新聞等でされているようでございます。

以下、いただきました質問については、担当部長等が答弁をいたします。

**○教育長（西森廣幸）** 通学路の安全確保について、学校やPTA、地域等からどのような要望があるのかとの御質問でございました。通学路の安全、危険箇所等については、安全マップ等で把握しておりますが、そのほか、教育委員会として学校が定期的を実施する安全点検等の結果の報告は、特に求めていないところでございます。但し、学校から緊急性や早急に対応してほしいという危険箇所等の要望があった場合は、関係課との連絡を取り合っただけで対応しているところでございます。また、各学校で開催されるスクールゾーン委員会等に担当が出席しますので、その中で、ガードレールの設置や看板設置等の要望があったとの報告は受けているところでございます。

**○産業振興部長（川路潔）** 大河ドラマ終了後の反動減対策につきまして、国内外でのプロモーション事業やSNS、雑誌等を活用した情報発信事業、セールス活動等を実施、計画しているところでございますが、事前対策といたしまして、2018年12月から2019年2月までの3か月間、名古屋など中部地域からの誘客を目的とした、中部国際空港セントレア利用者限定・いぶスキ湯ったりキャンペーンを初めて実施をいたしました。当初、1,800人の利用者を見込んでおりましたが、実績は2,106人と、予想を大きく上回る結果となり、中部地区への大きなPRが行えたものと思っております。本年度も県や鹿児島市と連携をし、本年度10月から2020年3月の半年間にわたり、セントレアとの連携キャンペーンを計画しております。また、2019年2月に設置が完了したイーブイ・マンホールは、国内はもとより、台湾など海外のポケモンファンや、マンホール愛好家が数多く訪れております。今後は、さらに、SNS等での情報発信を積極的に行いまして、国内外からの誘客に努めたいと考えているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** では、2回目以降に入りたいと思います。観光振興策の中で、今、縷々産業振興部長より取組についてお伺いいたしました。これはですね、私、関連した質問は、平成29年第2回6月定例会においてもさせていただいております。先ほどから言いますように、大河ドラマが終わった後、反動減、必ず起こっております。新しい場所を目指して、観光客の皆さんは、また、別の場所に行かれております。テレビをはじめとしたマスメディアへの指宿の露出も大分減っているんじゃないかというふうに思っております。と言いますのも、このドラマ放映に伴う観光需要の喚起というのは、あくまでも一過性に過ぎず、放映年度単体だけで終わってしまう傾向、これは鹿児島に限ったことではありませんが、見受けられます。本市もですね、1度、2008年に篤姫のときに苦い経験をされているからこそ、私、くどくどと何度もこの反動減については、2年にわたって提案してきたつもりであります。この放映後の大幅な観光客の減、相当な反動減が出ております。そしてですね、この反動減だけじゃなく、日本を取り巻く状況というのは、大変厳しい状況になっておりまして、観

光庁によりますと、2018年の延べ旅行者数は前年比13%減。うち、宿泊旅行が9.7%減、日帰り旅行が16.3%減とですね、前四半期で宿泊、日帰りとも述べ旅行者数が前年度比に比べて減少しております。今後も少子高齢化による人口減、旅行離れが進む中で、国内旅行者に対して旅行需要の拡大が、これから大きな課題になってくるのではないかというふうに思っております。今、これまでの取組み、様々、セントレアに対する名古屋地区の誘客であったりとかお聞きしましたが、全体で見た場合に、観光客の増加にはつながっていないというのが、この半期の入込客、宿泊者を見てもですね、如実に表れております。反動減、国内旅行自体の落ち込みは急に始まったことではありません。もう2年前から、3年前から予想ができていたことではないんですかね。だからこそ、私は前々からじつとこの指宿でお客様を来るのを待っているだけじゃなく、こちらから攻めていく、そういった戦略を提案してまいりました。例としましては、東京事務所の開設、東京、大阪、福岡などには県事務所もあります。そういった所への職員の派遣、提案してまいりました。その際にはですね、とても前向きな答弁いただいていたと思うんですが、とても期待しておりました。この反動減に対応できるのではないかと、そういった思いでおりましたが、この2年間、誰か各事務所に派遣されてますかね。本職員がこの観光分野、どっか行かれていますのであれば、教えていただきたいと思います。そもそも、県とこの相互派遣、研修派遣、業務支援派遣について、どのような交渉や協議を行ったのか。県や県事務所に、実際派遣できていないわけですので、その理由、県と市、どちらにあるのか、お示してください。

**○総務部長（有留茂人）** 県への派遣につきましては、人事交流で2名、派遣をいたしているところであります。観光部署につきましては、派遣の実績はないところであります。

（発言する者あり）

**○総務部長（有留茂人）** こちらの方も、それぞれ県に派遣をする場合、どこの部署というふうなことで希望は出しているところでもありますけれども、なかなかその希望どおりにいかないというふうな事情もございまして、今のところ観光部署への派遣は叶っていないというところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 確認になりますが、観光分野に派遣の依頼をしたんですかね。観光分野で。

**○総務部長（有留茂人）** 派遣を、今、しておりますけれども、その派遣をする段階で、県とは事前に協議をしまして、その観光分野のところも提案をさせていただいたところです。

**○8番議員（恒吉太吾）** 他の市であれば、かなりその派遣に対して言っているような気がするんですが、指宿に関しては、一番この観光、大事な町であると思いますが、県は受け入れてくれないという認識でよろしいのでしょうか。昨年、一昨年からですね、一昨年、昨年とも県から却下された。県に理由があるという、県の方の意向でという形でよろしかったでしょうか。

○総務部長（有留茂人） 私どもとしましては、その県の観光部署への派遣というふうなものも強くお願いをしたところだったんですけども、今、その派遣をしている職員につきましては、別な部署というふうなことになっております。それぞれ県の事情もあろうかと思っておりますけれども、今年度はそれが叶わなかったというふうなところでは。

○8番議員（恒吉太吾） 私、2年前にしていますので、今年度だけじゃなくて、その前もだと思うんですが、2年連続叶ってないということで、なぜこの話しますかと言いますと、本当に皆さんがこの観光に対して危機感持ってらっしゃるのかなという思いがありまして、後ほど追加議案のところでも詳しくお聞きしたいんですが、何なんですかね、すいません。本当に危機感を感じてらっしゃるのか。大事じゃないんですかね、そういった派遣するってことは。言われたから、強くお願いしたけどできなかった、それで終わりなんですかね。いい町ですね、本当に。早め早めですね、対策をお願いしたい。本当に何度も繰り返し、私、申し上げておりました。お客さんが減るっていうのは、もう2年前から予想がついておったはずなんです。ただただ、昨年は大河ドラマがあって、目の前のお客さんが来ていただくことに浮かれて、その他、年のためだけに多額の予算を投入されております。放映後、何か見越して、長期にわたる何かされてらっしゃるんですかね。そのうちですね、お客さんも回復するだろうとか、見込みが甘く、ただただ時間だけが過ぎ去ってこの半年、9か月経ったっていうのは現状ではないでしょうか。観光客減などですね、これからも更に厳しい状況が続くことが予想されておりますが、この状況に対してどのような対策や取組み、これからされるお考えでしょうか。

○産業振興部長（川路潔） これからの中・長期的な視点に立った観光振興という部分につきましては、現在、進めております、DMOを設立いたしましたので、その中でマーケティングとか、そういうものを進めてまいりたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） とりあえず、マーケティングは多分来年の話なので、これからの半年間は今のままでいいっていう、現状でっていうお考えなんですかね。

○産業振興部長（川路潔） 予想以上に宿泊者数の減少が続いていることに加えまして、今後は、韓国、香港からの宿泊客が大幅に減少することが予想されております。8月の2回の台風で多くの宿泊キャンセルがあったということも伺っております。それで、今議会に追加補正を提案させていただいて、その中で少しでも指宿のPR、そして、宿泊者が増えるような手立てを取っていきたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 対策を打っていただくっていうことで安心したんですが、この追加の一般会計補正予算（第6号）の、今、お話出ましたので、お聞きしたいと思います。まず、なぜこの時期に追加議案として出されたんでしょうか。月別ですね、観光客入込数、今、台風の話されましたが、1月からがが落ちているんですよね、お客さん。手元、県の動向調査結果がありますと、1月でマイナス10.4%、ゴールデンウィークもマイナス8.8%、前

年比ですが、そして、直近の7月、9.1%マイナスです。前年比で言えば、1月から7月までずっとマイナスなんですよね。それを見ていながら、こういったデータは毎月確認されないんですかね。今回、このやっこの9月になって補正予算で、宿泊減緊急対策事業ですか、こういったものを提出されております。緊急なんですかね、これって。もう手遅れ感ありありです。完全にタイミングを見誤ったんじゃないかというふうに思っております。今、台風の話ありました、夏季に落ち込んだから対策をやっと打ってくれたのか。ゴールデン期間中もですね、相当相当厳しい数字、お手元にデータもあると思いますが、それも見ていらっしやいますよね。今回、対策はその台風だけだったんですか。入込客数や宿泊者数、インバウンド数のデータを見て、毎月の状況をどのように考え、把握していったのか、お示してください。

**○産業振興部長（川路潔）** 県の方は毎月初旬に、2か月前の観光動向を発表するところでありまして。7月の動向調査につきましては、9月4日に発表されておまして、2か月前ということもあり、常に県の動向調査を確認しておりますが、1月から4月まで平均10%の落ち込みで推移しておりましたが、7月1日に発表された5月分と8月に発表された6月分では8%台の落ち込みとなって、8月以降、落ち幅は落ち着いてくるものと、その時点では希望的観測ではございましたが、予測していたところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 二桁じゃないから安心したとでも、産業振興部長がされるような、この町の観光を考えた発言とはとても思えないんですが、注意深くですね、データを見ていただければ、もう1月からどんどん減っているわけですよ。そういった時点で反応していただいて、3月、4月でもですね、何か対策が打てたんじゃないでしょうか。未だにデータを軽視しているのが、今の発言からもよく分かります。この危機感のなさ、スピード感のなさ、原因はどこにあるんでしょうか。昨年大河を頑張って、来年になればオリンピックがあります、国体もあります。来年になれば、また、観光客が増えるから、今の話だとですね、その間、今年度は観光課はお休みの年なんですか。そうじゃないですよ。そんな悠長な事態、ないですよ、この町には、観光地にも。このタイミングでですね、1,000万円の対策打っていただいたこと、これはありがたいと思います。まだ、議案は通っておりませんが。しかしですね、その効果はかなりごくごくごく限定的。お金は使うタイミングを間違えると、その価値も大きく変わってくるんですよ。私も経営に携わらせていただいておりますが、このタイミングでのこの金額の投入、資金投入、経営者側からすればですね、まさに遅きに失する。考えられません。1年前、反動減、予想されていますよ。せめて半年前に、この危機的状况にですね、敏感に反応していただいて、スピーディに展開していれば、この同じ1,000万円の持つ価値、意味、効果、全然違ってきたのじゃないかと思っております。大切な1,000万円、もっと良く考えて使っていただきたかったというのが、率直な私の意見でございます。



今、中身について、1,000万円の聞きましたが、前回、熊本地震による落ち込みのときも同じ金額を使って対策を打たれております、1,000万円ですね。今回のものを見ますと、取り敢えずちょっと厳しそうだから投入してみて、様子を見てみようかというのが、もう見えてとれます。何もしなかったと言われるのが嫌だから、後から批判されるのが嫌だから、市の実績づくりのための1,000万円じゃないんですか、これは。熊本地震のときと一緒に、同じことをまたする、前例踏襲、真剣に考えてこの金額、この内容、このタイミングだったのか、甚だ疑問、そして、不信感しかありません。まず、この1,000万円、なぜこのタイミングで1,000万円と投入されたのか、その根拠をお願いします。併せて、どれだけの経済効果、そして、回復が見込まれるのか。入込客数、宿泊者数の目標、その数値、経済効果額の予想値、目標値をお示してください。

**○産業振興部長（川路潔）** なぜ9月、今の時期かという部分ではあります。確かに、そこをもっと早く分析してすべきじゃなかったかということにつきましては、私自身反省をしているところでございます。今回の落ち込みにつきましては、対前々年と比較をしながら見てきたわけですが、今回、特に海外の情勢が非常に厳しいと。香港については6月、韓国については7月、情勢が大きく動き出したと認識しておりまして、特に大きなものとして、8月12日・13日の香港の国際空港、数千人が占拠し、空港機能がマヒしたという部分等もあるところであります。今回の1,000万円、試算をいたしますと、割引クーポン等を交付する予定にしております。それで、2,500人程度の宿泊の数になります。それが経済効果をどのくらいと予想するかということではありますが、1人1泊1万5千円と試算をすると、宿泊代だけで計算いたしますと、3,750万円の宿泊料の効果はあるのかなど。その他、いろんな商品もありますので、今ここでどんだけというのは申し上げられませんが、そういう効果があると思っております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今、2,500人という数字をいただきましたが、これはクーポンがあるから来るお客さんの数として考えてよろしいですか。

**○産業振興部長（川路潔）** クーポンで宿泊をされるお客様ということで考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** この2,500人、1か月ですかね、2か月ですか、その中でのお客さんという形でよろしいでしょうか。

**○産業振興部長（川路潔）** 一応、2か月から3か月を予定はしておりますが、予算の都合もありますので、途中でいっぱいになるとそこで終わりという形になります。今回の事業は、インバウンドが見込めないことから、国内を中心とした旅行意欲を高めるための、あくまでもカンフル剂的なものとして計上させていただいたところでありまして。抜本的には、ある程度の時間をかけて、やはり、本市の魅力ある地域資源を生かした観光素材の開発、磨き上げ、結び付け、受入環境整備、ターゲットを明確にした効果的なプロモーション等の議論が必要となると考えているところです。

○8番議員（恒吉太吾） はい、ありがとうございます。取り敢えずカンフル剤ということがありましたので、ということは、第2弾、第3弾を考えた中で、あくまでも、これが第1弾という捉え方でよろしいでしょうか。

○産業振興部長（川路潔） 取り敢えず、今回、このキャンペーンを打ってみまして、その後、また、いろんな検討をしていかなければならないと思っております。

○8番議員（恒吉太吾） すいません、ちょっとせかせかして早くなってしまって、申し訳ございません。今回のすばらしいすばらしいキャンペーンなんですけど、この他にですね、アイデアとか戦略、出なかったんですかね。これをたくさん出た中から選ばれた理由は、やっぱり前もしたことがあるっていう前例踏襲だけでしょうか。

○産業振興部長（川路潔） やはり、即効性があるのが、こういう宿泊のクーポンであるということで、今回、この事業に至ったわけでございます。

○8番議員（恒吉太吾） ですよ。もっと早い時期に打てば、違う1,000万円の使い方、インバウンドに対しても使えたんじゃないかなというふうに思って、悔しい思いでおりますが、話変えて、インバウンド対策の方についてお聞きします。

日本政府観光客によりますと、2018年は、訪日外国人旅行者は3,119万人と初めて3,000万人を突破し、旅行消費額も大きく伸びています。2019年も順調に推移しており、6月は288万人、7月には299万人と、単月としては過去最高を記録しております。先ほどありましたように、これからの情勢は、日韓の問題、香港の問題あり、まだ前の方が見えない状態ではあります。東京オリンピック・パラリンピック開催の2020年には4,000万人を目標としております。そこで、質問になります。まず、訪日外国人旅行者の宿泊者数と、市場別上位の国、地域別比率を2018年と2019年、速報値、前年比比較をお示しください。併せて、本市の観光消費額についてもお示しください。

○産業振興部長（川路潔） 2018年における本市へのインバウンドに係る宿泊者数についてでございますが、本市の統計調査の結果によりますと、2018年、8万3,660人となっております。2019年においては、1月から6月までの速報値となりますが、宿泊者数が3万9,546人となっております。前年の同時期と比較いたしますと、15.5%の減少となっております。国・地域別の入込状況につきましては、2018年において、香港が28.6%、台湾が23.5%、韓国が21.2%、中国が8.2%の順となっております。上位がアジア地域の近隣諸国等で、81.5%を占めている状況であります。

それから、インバウンドに係る観光消費額についてということでございますが、鹿児島県が作成している鹿児島県観光統計の結果によりますと、訪日外国人観光客の県内における2017年の観光消費額単価は7万2,161円で、2016年の7万6,072円と比べますと、3,911円減少し、5.1%の減少となっております。本市での消費額は計算してありません。ただ、日本人の消費額というのは、県内で2万510円、これは平成29年ですね、平成29年が2万510円、平成

28年が1万9,598円となっているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** はい、ありがとうございます。インバウンド、順調かと思ったんですが、急激に失速している感がありまして、その中でも、今、国別、地域別で言った場合、第3位の韓国、構成比も20%を超えておりますが、今後ですね、更に大きな影響が出てくるのではないかと考えています。観光庁が先日発表した8月の韓国からの訪日観光客数は前年度月比の48%減、約30万8,700人と大幅に減少しております。韓国の影響、この指宿においても多々あるのではないかとこのように思っております。鹿児島県においても、この日韓関係の悪化による、これから冬場にかけてお客さんが増えるシーズンでもありますが、そういったお客さん、減少することを懸念しまして、観光客を増やす取組を強化すると言っております。今後ですね、やっぱり日韓関係、香港の問題などから大幅に減少することが予想される中で、本市はインバウンドに対してどのような取組を行う予定でいるのでしょうか。現在の日韓関係を考慮しますと、韓国に対して戦略を打つというよりは、他の国や地域に対して誘客の強化を図り、インバウンド全体の落ち込みを防ぐ必要があると思います。その点はどうか考えていますでしょうか。

**○産業振興部長（川路潔）** 韓国以外の取組といたしましては、台湾、上海、香港、タイ、シンガポールを中心に誘致活動に取り組んでいるところであります。台湾につきましては、今年度は台北で開催される国際旅行博への出店をはじめ、現地旅行エージェントへはインフルエンサー等を招請する事業を計画しております。また、台湾現地の観光情報のサイトにおいて、WebやSNSを活用した情報発信事業も計画をしております。上海におきましては、鹿児島銀行との包括連携協定事業の一環として、現地旅行エージェントを対象とした、官民合同による現地商談会を実施しております。既にツアー商品の販売が始まっておりまして、本市への誘致が始まっているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 1点、少し気になるんですが、今、エージェントをととても大事にするような言い方だったんですが、指宿に来るお客さんっていうのは団体旅行客が今でも多いのでしょうか。団体と個人、もしその比率が分かれば教えてください。

**○産業振興部長（川路潔）** 約25%が団体で、75%が個人の旅行客でございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** であるならば、この75%の方に積極的にアプローチかけるべきだと思いますが、どうでしょうか。

**○産業振興部長（川路潔）** 個人旅行の方も重要でございます。また、団体客の方も重要でございますので、両方力を入れてまいりたいと思います。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今、お話の中で、インフルエンサーの話が出ましたので、それに関連して質問させていただきます。インフルエンサー、一言に言っても様々な方いらっしゃいますが、その方たちを活用するために、まず、指宿市としてどのような層をターゲットにしているのか。その中でマーケットセグメントをどのように考えているのか。指宿を訪れるイン

バウンド客にはどのような傾向があるのか、市場調査の観点からお答えください。

○産業振興部長（川路潔） 少し答弁に調査が必要ですので、時間をいただきたいと思います。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時19分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

○産業振興部長（川路潔） どういったインフルエンサーを招請するのかということですが、特に台湾の方で有名な方をインフルエンサーとしてお願いをしたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） 指宿に来られるターゲットをどう考えているか。インフルエンサーではないです。

○産業振興部長（川路潔） 香港を中心としたアジア圏域からの誘客戦略の中で、特に台湾につきましては、ターゲットといたしまして、20代から30代の男女ということで、それから、40から50歳代の家族層、それと、教育旅行をターゲットとして考えております。

○8番議員（恒吉太吾） インフルエンサー、ブロガーの話に戻りますが、今回、そのブロガー、インフルエンサーはですね、何人ぐらいを招聘というか、活用するお考えでしょうか。

○産業振興部長（川路潔） 2名から3名の予定でございます。

○8番議員（恒吉太吾） その2名から3名というのは、それぞれのターゲットに合わせて張り付くという形よろしいでしょうか。

○産業振興部長（川路潔） そこにつきましては、どのような方になるのか、また、これから検討という形になります。

○8番議員（恒吉太吾） であるならば、有名ブロガーって一言に言ってもですよ、合計のPVと月間のユーザー数、そういったものもありますし、今、2・3人ということだったので、1人に絞る必要はないと。それぞれの方の特性、得意分野がありますので、そういった方を使っていたきたい。そして、その方たちがどのようなフォロワー、いらっしゃるのかっていうのもですね、しっかりと把握した上で取り組んでいただきたいと思います。今の話を聞くとですね、どうしてもインフルエンサーに情報発信をしてもらってことが、もうゴールになっているような気がしまして、それで満足してしまうような気がしてなりません。情報発信してもらうことはゴールではありませんよ。手段が目的化することだけは、是非避けていただきたいと思いますので、重ねてお願い申し上げます。インフルエンサーの影響力はかなり大きいものがあるというふうに思っておりますので、その影響力を最大限に活用し、それぞれのターゲット、マーケットセグメントを見ていただきながらですね、プロモーションに生かしていただきたいと思います。

インバウンドについて、引き続き質問になります。スマホ決済、クレジット決済といった

キャッシュレス決済の導入についてのお話になります。市でもできないものかと、この話、以前から提案しております。インバウンドの方が指宿を訪れる機会にも、いろいろとですね、物を買う機会にもつながるのではないかと考えております。決済のインフラ整備をしっかりと行うことで、より多くのインバウンドの方を受け入れることができると思っておりますが、前回、このキャッシュレス化、こういったものに取り組んでほしい、キャッシュレス化について、市の施設や指定管理者などの導入へのお願いをしておりますが、進捗状況はどうなっていますか。

**○総務部長（有留茂人）** 市の施設に関連して、電子決済を導入している店舗等でございますけれども、指宿山川港特産市場内で指定管理者が設置をしている、朝市のテナント店舗の一つであります、カワノすり身店がP a y P a yを導入をしているところです。それから、指宿市観光協会が指宿駅構内観光案内所の売店販売において、クレジットカード決済やP a y P a yを導入をしているという状況でございます。市の施設においては、施設の使用料等に、現在のところ、電子決済を導入している施設はないところであります。市の施設においての今後の導入につきましては、現在、初期費用や決済手数料が無料の決済サービス会社もございますが、あくまで期間限定であり、将来的に電子決済サービス会社への手数料が発生をすることから、費用対効果が見込める施設であるか、または、サービス向上のために導入の必要性があるかなどを踏まえ、その導入の検討を進めていくと考えているところであります。

**○8番議員（恒吉太吾）** ということは、現在、市、若しくは市に関連する公共施設では、まだ取り入れていない、今後も予定がないということでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 市の施設については、現在、導入をしていないところですが、今後、今年度、検討をしていくというふうに考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** サービス向上の面から言えば、考えることもなく導入すべきだと思っております。特に唐船峡そうめん流しであったり、砂楽というのは、インバウンドのお客様、大変多くございます。ほかの国の方々もキャッシュレスに慣れ親しんでおりますので、急に日本だけ現金というわけにもいかないと思います。この決済方法もですね、ギャップ、埋めることがとても重要なことであり、決済のインフラ整備をしっかりと行っていかなければならないと思っております。まだ始まってないってことなんですけど、この10月、消費税増税に合わせて、国の方でもキャッシュレス化を支援する国の事業、始まっておりますが、この中で砂楽を管理する指宿温泉まちづくり公社などはですね、これに該当するのではないかと、導入もスムーズにできるのではないかと考えておりますが、その点はどうでしょうか。

**○産業振興部長（川路潔）** 砂楽の使用料については、地方公共団体、指宿市の歳入となるということから、この補助事業の対象にはならないということでございます。このキャッシュレス化は時代の流れでありまして、市としても推進する立場にあると考えております。インバ

ウンドに対しまして、市が所有する観光施設の利便性の向上となると捉えておりますので、費用対効果を検証しながら、導入に向けた取組を行ってまいりたいと思います。

**○8番議員（恒吉太吾）** ありがとうございます。今日、初めて前向きな答弁をいただき、感謝しております。

砂むし温泉に関して、質問になります。砂楽を利用した方々の中で、海岸線まで下りるときに、特に冬場ですが、風が強くて浴衣がはだけるという声も聞いております。インバウンドの方にとっては、浴衣を着るというのも大変難しい、帯の締め方も分からないといったような声もあり、この浴衣の問題については、平成29年第2回の定例会でも一般質問をしております。はだける心配がなく、着衣方法も難しくない作務衣の導入を提案しております。今後、更にインバウンドを誘客し、受け入れていくためにも、今、減っております国内のお客様のためにもですね、入館者を増やすために、今、先ほどサービス向上、総務部長言われておりますが、利用者側に立った作務衣の導入は急務であると思っております。導入できない理由、頑なにしていただけられない理由、どこにあるんでしょうか。以前の一般質問ではですね、まず利用する人の聞き取りを行う、そういったことに言及されておりますが、まずその聞き取りとか調査、実際行われているのか、お示してください。

**○産業振興部長（川路潔）** 砂むし会館砂楽での作務衣の導入につきましては、冬場の寒さ対策や従来の浴衣だと胸元や裾が乱れるため抵抗感があるなどの意見が寄せられたことから、作務衣と浴衣の中に着用するインナーの導入につきましては、天然砂むし温泉施設の指定管理者である指宿温泉まちづくり公社が指宿市観光協会に委託をしまして、魅力度向上対策事業として、平成29年12月から平成30年2月にかけて、作務衣とインナー付浴衣を実際に着用して砂風呂に入浴して比較、検証するモニタリングを行いました。モニタリングの結果、協力していただいた方から、作務衣より浴衣の中に着用するインナーの方が寒さをしのげて歩きやすかった、また、着脱がスムーズである等の理由で、インナーを着用したいとの意見が多かったことから、現在、指定管理者が自主事業としてインナーの導入に向けて準備を進めているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** ありがとうございます。作務衣でなくインナーの方が評判がいいという事で、これから冬を迎えますが、この冬に間に合うんでしょうか、導入が。

**○産業振興部長（川路潔）** 今年度の導入に向けて、現在、インナーの生地等の検証を進めております。検証の進捗状況によっては、多少変更になる場合もございますが、遅くとも令和2年度中には導入できるものと思っております。

**○8番議員（恒吉太吾）** はい、是非、早期の導入をお願いしたいと思います。

次、時間もなくなりました、DMOについてお聞きしたいと思います。DMO、この言葉が独り歩きしておりまして、実際何なんだろうという声もよく聞いております。まず、この指宿市版DMOの目的を教えてください、併せて指宿には、一般の方がおっしゃるには、指

宿市観光協会，こういったものが似てるよね，何が違うんだらうっていう声も聞かれていますので，どのような点が違うのか，答弁をお願いします。

**○産業振興部長（川路潔）** DMOの件ですが，国では最近，DMOを観光地域づくり法人と紹介しているようでございます。多くの観光客を呼び込むためには，様々なニーズや旅行動向をはじめとする多種多様なデータの収集・分析を行い，それに基づく戦略を策定して，戦略に沿ったセールスやプロモーションを行うことが重要となります。このDMOは，これらを実践するため，市民や観光事業者をはじめ，市全体が稼ぐ仕組みづくりを構築する，いわば市の舵取り役となる法人組織のことでございます。こういった目的で作るのかということですが，DMOに最も必要な機能というのは，そのマーケティングによるデータ収集・分析と，あと戦略の策定になるところでございます。観光行政につきましては，市観光課がその業務を行っておりますが，観光課は近隣市との広域連携の事務局や多くの誘致セールス・プロモーションなどに加え，ハードの整備などを抱えております。また，市には民間団体の観光協会がありますが，観光協会は観光案内や宿泊斡旋業務等に加えまして，菜の花マラソンや菜の花マーチ，フラフェスティバルなど，本市を代表するイベントの事務局を抱えており，今後は複数の職員の定年等も控えているところであります。このような状況から，必要とするマーケティングと戦略策定を専門的にを行い，市全体が稼げる仕組みづくりを構築する目的で，指宿市版DMOを新たに設置するものであります。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今，広域の話も出たんですが，今回，この指宿だけでするより広域で行った方が，このDMO，有効に思えるんですが，DMOを指宿だけで行うメリット，今後，広域でするお考えがあるか，教えてください。

**○産業振興部長（川路潔）** このDMOは市民をはじめ，関係者や関係団体の共通理解の下で一体となって取り組んで行くための司令塔の役割を担っております。近隣市町村と連携した地域連携DMOの形成の必要性は大いに感じているところでございますが，そのためには，各市町の住民や関係者，関係団体の合意形成が不可欠となるところであります。いきなり地域連携DMOを立ち上げる市町村もあるようでございますが，関係市町村の合意形成には相当の時間をかけているようであります。本市におきましては，このDMOを早い段階で立ち上げまして，まずは市単独で立ち上げ，その後，稼ぐ仕組みを構築したあと，近隣市町村を巻き込んだ形での地域連携DMOを模索したいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非，今後，よろしく申し上げます。国内の多くのDMO，抱えている課題として，財源と人材，あります。これからですね，DMOを目指すに当たって，この安定した財源確保というのは大前提ですが，この財源について，指宿市版DMOでは稼ぐことをどのように考え，確保していくお考えですか。

**○産業振興部長（川路潔）** 本来のDMOの概念は，DMOが稼ぐということではなく，DMOによって地域が潤って，観光振興によって上がった収益が間接的にDMOに入るという流れ

であります。設立当初は、国や市からの補助金等に依存する部分が多くを占めると思われますが、その他の財源といたしましては、ふるさと納税の返礼品の受発注業務の受託を想定しております。受託内容といたしましては、事業者への発注、運送会社への伝票作成指示、在庫管理、返礼品開発、問い合わせ対応などがあります。併せて、ふるさと納税のPR業務も受託したいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** まずは補助金を財源として、それから、いろいろと稼ぐことを考えて、市全体が稼ぐ力を持って行けるようにですね、是非推し進めていただきたいと思いません。

このDMOのところで、官民一体というところがちょっと出てきましたので、本市にはですね、既にスポーツコミッションが設立されていると思いますが、今年度1,010万円の予算も組まれております。この官民一体、同じようなものに見えるんですが、どのようなことを行っているのか、主な事業内容、取組み、今年度の実績をお示してください。

**○産業振興部長（川路潔）** スポーツコミッションにつきましては、合宿等の総合的な窓口といたしまして、現在、研究会を発足させて設立に向けてやっているところでございます。将来的には、このDMOの中に組み込んで行くのか、その辺も検討しながらやっているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 私、このDMOの話が出たときに、もう既に、今、はじまっているこのスポーツコミッション、官民一体型ですね、こちらが上手くいっているから、次はDMOという流れであるのかなというふうに認識しておりましたが、まだそうではないということ。まずDMOよりですね、先にまずこちら、しっかりと体制づくりを行うべきことではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○産業振興部長（川路潔）** スポーツコミッションにつきましても、現在、国体等が開催されますし、また、サッカー場等も建設をされております。それでスポーツ合宿等の総合的な窓口ということで、こちらの方も大事な部分であると考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 観光振興策、最後の質問になりますが、たくさんこちらもちよっと失礼な言葉を使いながら、提案であったり御指摘させていただきましたが、これから中・長期的にこのまちに何が必要なのか、どういったこと取り組んでいくのか、市長、一言いただけないでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 我々が一番危機感を感じている観光行政についての質問でございました。最後に私も市の考え方というのを明確にしなければならぬと思って、その都度都度の答弁には遠慮をしておりました。まず、観光行政、それを進めるためには、市とホテル関係者が一枚岩にならなければなりません。議員も御存知のように、今回の日本女子ソフトボール選手権大会の、あの大会紙の裏を見て愕然としました。それは、宿泊ホテルとして指宿が一つも載っていないわけでありまして。私は、その観光のエージェントの係のところまにま



た。指宿で大会があるのに、なぜ指宿のホテルが、旅館がその宿泊施設になり得なかったのかということに質したいからでありました。なぜなのでしょう。そう言いましたら、スポーツ大会の宿泊地として、指宿は非常に取りにくい、値段が高い、そして、収容人数が昨年と比べると大変減ってきたということでもあります。例えば、100人収容できるホテルが100人受け切れない現実があるわけでありました。働く人もそうでしょう。しかし、あるホテルでは耐震改修をやっております。つまり、キャパそのものが減ってきたというのも、一つにはあります。西郷どんの放映後の落ち込みというのは、担当課も、もちろん私もですけども、大きく減るだろうというのは、篤姫の経験値がありますので、それは予想しておりました。これほど落ちるとは思いませんでしたけれども、そのための施策を4・5年前からとってきたわけでありました。その一つが、市の職員を民間にやって、そこを中心にして、市の職員が影響力のある人、つまり、インフルエンサーとして活躍していただくという政策であります。民間の放送関係にも今年は出向をさせました。全国に展開する大きな新聞社にも、派遣する予定でありました。東京事務所、名古屋事務所、その事務所等にも派遣をする予定でありました。県にはもちろん、職員を派遣いたしました。県に派遣する条件として、観光行政に携わる部署に職員を配置してほしいというのは、強くお願いをしました。ところが、配置されたところは危機管理課でありました。つまり、なぜ危機管理課だったかということについては、去年、県の大掛かりな防災訓練がありました、開聞で。なるほどと、納得をすることでありました。福岡事務所からも言われました。様々なところに派遣しようとするときには、条件がありました。この分野に、この分野にというのがあるわけでありました。やはり、人材派遣というのは、その人の特性とともに、受入先が十分活用して育ててほしいという、その希望に答えなければならないと思っております。今年は落ち込んで、議員が非常に心配していただいて、質問していただいたことには感謝を申し上げます。私が4年前に考えたことは、来年の東京オリンピック・パラリンピックのときに、スポーツ交流人口を増やそうということで、サッカー場・多目的グラウンドの建設を提案いたしました。あのときの提案がすんなりといったら、今年もうできていたはずであります。そういう意味で、私は台湾のオリンピック委員会にも直接まいりました。それができていたら、指宿で合宿をしたいという、そういう約束も取り付けてきました。それどころではありません。指宿というのは、全国的に、いや世界的に合宿地としてその名を覇しておりましたので、それを期待しておりましたけれども、実はそれは実現できませんでした。タイミングというものがずれたわけでありました。今回の事前の様々なスポーツ大会もあります。バドミントンも間もなく始まりです。ソフトボールもありました。私どもが期待できるような宿泊体制がとれなかった。もちろん、私どもがとるわけにはいきません。ホテル関係と一緒にしなければならなかったけれども、なかなかその機会が得られなかった。オーナー会というすばらしい会がありますけれども、そういうところが危機感を持って、今年の観光どうするのか、入り込みをど

うするのか、そういう話し合う場を持つべきだったとっております。それができなかったことは、非常に残念に思いますし、これからの観光行政をどう進めるかという意味からも、今後、どうしなければならないのか、戦略的な方法を考えなければならない、そう思っております。ある新聞社の方が、我が社に1人やってくれと、指宿のPRをやるからと。実は後期にやろうと思いましたが、下半期に。やはり、そのときには新聞記者も受入としたら、この分野、この分野というのがあるんだそうであります。来年は確実にやろうと思っております。つまり、それはスポーツ合宿を含めて、スポーツ交流による人口、観光客の入込を図るという、そういう前提に立つからであります。大分の杉乃井ホテル、行かれた方はいらっしゃるかもしれませんが。観光の形態がまさしく大きく変わっております。なぜ大分が温泉県として入込客が多いのか、外国人の客が多いのか、それは行ってみるとよく分かると思いません。温泉についても、様々な待遇についても、大きく大きくその形態が変わってきております。やはり、指宿もそういう形で、宿泊、観光という面からも、地域の振興という観点からも、総合産業としての観光行政、観光のあり方を考えるときが今だろうと思えます。遅きに失した感もあるのも事実であります。このままでは来年はもっと減るでありましょう。それはなぜか。指宿に来る、おいでになる方々というのが、指宿に泊まらずに鹿児島に泊まったり、中央駅の前に泊まったりする現実があるという、その原因を探らなければなりません。今回の全日本の女子のソフトボールチーム、なんと鹿児島の第一ホテルとか、そういうところから来ているわけです。枕崎の岩戸ホテルとか、そういうところは満館であるわけです。何が原因なのかというのを一緒になって考えないと、指宿の観光の振興というのは極めて難しいと思えます。セントレア空港に砂むしの、いわゆる指宿に来られた方の優遇措置の手続きに行ってまいりました。私どもはそのことで中部から入込の少ない、指宿にとっては有効な手立てだろうと思ってやったわけであります。それについてさえも、賛同の得られないホテルもあったわけです。それはなぜか。情報交換とか意見交換というのが十分になかったからだろうと思えます。私もまいりました。中部地区の7社の新聞とかテレビ局に出ました。どうしても中部からの入込客を増やさない以上は、国内の客は増えないだろうという思いからでありました。一緒になって、同じような動きをしていかないと、行政と民間がばらばらでは観光行政は成り立たない。それは、今回の落ち込みにも表れております。私どもが観光というものを大切にするのであったら、それを支える農業、農政を含めた、そういうものを含めて、総合産業として確たる地位を築けるような、観光行政を進めたいと思っているところでもあります。今日、中・長期的な観点になった観光振興策、これは議員の皆様からもいろいろ意見をいただきたい。そうすることで、この新たな指宿の観光の目指す方向性というのは明らかになるであろうと思っております。DMO、これも大切にしなければなりません。なぜか。観光協会が全ての環境行政、イベントを請け負う、そういう時代ではないということです。観光協会、観光課は観光的な戦略のビジョンを図るところだと私は言いました。と

ころが、誘客、ホテルの世話、その他を含めて、菜の花マラソン、マーチ、フラフェスティバル、全てのことをやる、そういう時代ではないであろうと。とすれば、新たなDMOとしての観光受入態勢を作る必要があるということで、これは私のたつての思いで、担当課は苦労しておりますけれども、DMOを立ち上げようと、そういうことになったわけでありませう。来年度、野球場が完成し、そして、多目的サッカー場等が完成したあかつきにどうするのか、それも、今目下考え中であります。是非一緒になって、観光行政を進めるために、皆さんの力をいただきたい、意見をいただきたい。それが、今回の中・長期的な展望に立った観光行政に対する私の思いであります。是非理解をしていただきたいと思ひます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 市長から熱いお言葉、ありがとうございました。

終わるような雰囲気になっているんですが、あと1問、安全確保についてありますので、続けさせていただきます。ちょっと飛ばしまして、市道ではですね、白線が消えていたり消えかかっているところが多く見られます。児童・生徒の通学路の安全確保はもちろん、全ての方が安心して歩行するためにも、白線の引き直しが早急に行えないか、御答弁願ひます。

**○建設部長（山崎一麿）** 市道の区画線につきましては、経年劣化により薄くなっているところがあることは認識しているところでございます。これらの区画線の塗り替えなどにつきましては、スクールゾーン委員会や各地区からの要望等を踏まえ、また、道路の点検パトロールの充実を図るなど、早急に対策が図られるよう努力してまいりたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** はい、ありがとうございます。白線がしっかりと引かれてあるというのは、特に通学路などでは車の運転者が注意を惹かれることがありますし、スピードを抑制する効果もあるというふうに認識しております。今後もですね、早め早め、しっかりとした対応をお願いしたいと思ひます。

先ほどから通学路の危険性については、縷々お話ししてまいったんですが、例えば、特定で言って申し訳ないんですが、丹波小学校のスクールゾーンでは信号機もなく、道幅も狭い中で、抜け道として使われる方も多いため、早い速度で走行する車、また、一旦停止があるんですが、あまり守らず、道路標識を遵守しないドライバーも見られ、大変危険な状態になっております。モニターを切り替えていただひてよろしいですか。そこでですね、横断歩道のカラー舗装化について提案させていただきたいと思ひます。今後の考えについて、お聞きします。今、画面の方に出ておりますのは、丹波小の下のところなんですが、下の交差点になります。白線も消えかけて、一旦停止の標識があるにも関わらず、見えにくいためですね、皆さん横断歩道の先まで出て来られることが多く、一旦停止無視、白線を越えての停止、出会い頭の衝突になりそうな危険な場面というのも見られております。登下校中の児童が巻き込まれる危険性も考えられます。今、この違う場所なんですが、これ、私、これから提案したい横断歩道のカラーです。この横断歩道のカラー舗装化、ドライバーの視覚効果を高め、交差点部の存在を事前に認識させるなど、注意喚起にも大変効果があると言われております。

先ほどのものとですね、見比べてもらおうと、どうでしょうか。とても注意を惹く、視覚的に注意を惹く。この横断歩道のカラー舗装化は、通過時の注意意識が向上し、速度抑制意識が向上するといった効果も期待できます。また、車道部事故対策としても、通行車両に周知できます。今、示しているのは、これ、牧園の方の県道になるんですが、こういった横断歩道のカラー舗装化ですね、是非1か所でも構いません。試験的にでも、実証実験としてですね、まずは先ほど出しました、ここの、丹波小のここでも構いません。今、消えていますので、これに合わせてカラー舗装化ができないでしょうか。

**○建設部長（山崎一麿）** 議員お示しの横断歩道のカラー舗装につきましては、視認性の向上、有効な手法の一つであると思われまます。実際、市内において実施した事例はございませんが、設置におきましては、横断歩道の設置者である公安委員会と協議の上、設置について協議してまいりたいというふうな形で考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** はい、ありがとうございます。すいません、念押しになります。是非していただけないでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 子供の安全のためには、万全を尽くすべきだろうと思います。やる方向で、私も様々な機関に働きかけてまいります。

**○議長（福永徳郎）** 暫時休憩いたします。

休憩	午後	3時54分
再開	午後	4時04分

**○議長（福永徳郎）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前原五男議員。

**○5番議員（前原五男）** 5番、前原五男です。私は、先般の選挙で見事に最下位当選を果たしました。これを励みに私は頑張ってまいりたいと思っております。今、こうして、皆様先輩議員と一緒に、ふるさと指宿発展のため、また、明るく元気で暮らせるような環境づくりを提案する議員生活をできることに、支持者、市民に感謝いたします。

さて、指宿においても差し迫った課題として、皆様の言葉、少子高齢化社会に早急に対処しなければ、あらゆる産業が立ち行かなくなってしまう。観光指宿、生産量日本一のオクラをはじめとする農業、鰹節の水産業など、これらの産業での働き手が不足をするということはままならないと思います。その政策などの現状と、これからの手立てを質問したいと思います。

まず、一つ目。外国人受入の現状について、質問いたします。指宿における外国籍の人の住民登録総数は何人でしょうか。これについて、平成28年から30年までの実数を伺います。

温故知新という言葉があります。外国人が指宿のまちを歩いている光景は珍しく、昔の話となってまいりました。指宿のこの南の果てにも外国人が来るんだなと驚いたことを思い起こします。昨今では、普段の日常の姿になっています。宿泊数でも相当なものです。現在、

たくさん研修生が市内に在住していると思いますが、その同胞との交流や市民との交流、お互いのその交流の機会があれば、ホームシック、心的負担なども払拭され、軽減され、研修に集中できる環境もできると思うのですが、その政策はどのようになっていますか、お答えください。

これで、まず、1回目の質問といたします

**○市長（豊留悦男）** 様々な産業の中で、働き手の確保というのは大きな課題の一つであります。本市の住民基本台帳に登録されております外国人住民の国籍・地域別の人数につきましては、中国が平成28年度73人、29年度56人、30年度45人、段々減っております。台湾が平成28年度19人、29年度32人、30年度34人。韓国が平成28年度13人、29年度13人、30年度20人。フィリピンが平成28年度64人、29年度78人、30年度91人。ベトナムが平成28年度62人、29年度が117人、30年度が137人となっております。中国以外の国においては、年度ごとに働く人が増えているようでございます。いずれも各年度、3月31日現在の人数でございます。

**○総務部参与（中村孝）** 在留外国人と市民との交流の取組について、答弁をしたいと思います。外国人と市民との交流の取組の一環としまして、市や市内関係団体で構成する観光特急がつなぐ国際交流推進実行委員会におきまして、指宿市内に在留する外国人で最も人数の多いベトナムの方々にお声掛けし、平成29年度、平成30年度の過去2回にわたり、鹿児島県日越友好協会の協力を得ながら、指宿市民とのベトナム交流会を実施しております。交流会では、ベトナム、指宿の両方の文化などを紹介し合うなど、有意義な交流ができたと感じているところでございます。また、春節フェスティバルに協力をしてはいますが、この中で、市内に住む中国人の方々に水餃子を調理していただき、イベントに参加した外国人観光客や市民に提供し、交流を深めております。このほか、山川地域では、公民館の自主講座として、ベトナム人技能実習生とベトナム料理と一緒に作る活動も開催したと聞いております。今後とも在留する外国人の方々と市民が交流し、相互理解が深まる機会を設けてまいりたいと考えております。なお、今年度から、新たに、技能実習の3年間を満了する研修生を表彰する制度を創設することといたしました。本市の産業振興に携わっていただいたことを労い、本国に帰ってからも、指宿を思い出し、再度、来ていただくことを期待しての取組でございます。

**○5番議員（前原五男）** いろいろな施策も披露していただきました。私の考えるところでは、昔は中国が一番多かったというふうに思っておりますけれども、段々減ってきていると。フィリピンが次だったと思うんですが、現在ではベトナム人が相当増えてきているというような傾向になっていまして、最近ではですね、ネパール人とかいろんな所から入ってきているというようなことを現実的に話も聞いております。そういう中で、いろんなそういう交流を進めるといふこと、これはですね、後段に置くとして、取り敢えずですね、この外国人の累計を教えてくださいたいと思います。いわゆる職種別ですね。

**○産業振興部長（川路潔）** 外国人の職種別ということで、鹿児島労働局の統計では、平成30年10月時点での市内事業所における外国人労働者の届け出は264人でございます。産業別での内訳ですが、農業分野において78人、鯉節製造を中心とした製造業分野で148人、宿泊・飲食業分野で15人、医療・福祉分野で3人などとなっております。

**○5番議員（前原五男）** 類型別でいきますと、ある水産会社が多く、技術を習得するために来ておりますけれども、その人たちのところで大体148名、150名近くですね。次が農業分野の80名近く、そして、段々ですね、今度、宿泊施設なんか15名ぐらいと言っておりますけれども、ここはですね、留学生、特に台湾留学生がアルバイトをするということですね。その許可を取って来ている人たちが多分多いんじゃないかと思えます。いわゆるこの数字に表れないものもあるというふうに見えているわけです。だから、今後ですね、皆さんこの人たちとの交流が、今、ベトナムに限定されていたということですが、このベトナムに限定することなく、全ての外国人に、いろんな交流の機会を与えていただきたいと思えます。一つですね、披露しておきたいんですが、私どもの地域にも、集荷場なんですけれども、20名近くの、あれはフィリピンの方ですかね、来ていまして、地域の夏祭りには民族踊りをしてくれたり、音楽を披露してくれたりして交流が広がっているわけです。こういうのをですね、市としてのその手立てをしていただきたいと。それには協議会なるものをですね、受入協議会なるものを音頭していただいて、市がリーダー的な立場になってやっていただきたいなと思うんですが、その考えはどうなんですかね、お聞きします。

**○産業振興部長（川路潔）** 協議会的な部分でございますが、本市は、平成28年にハローワークいぶすき及び鹿児島労働局と雇用対策協定を締結しました。協定に基づきまして、市内の労働環境や雇用情勢等について、状況把握を行っております。指宿市内の有効求人倍率は1.27倍と高く、雇用不足が常態化していることから、今後も外国人の雇用を求めていく傾向にあります。また、本市は昨年、鹿児島銀行と地方創生に係る相互協力及び連携に関する協定を締結し、その中で雇用創出につながる取組も行うこととしました。今年度はその一環として、6月に外国人材の雇用に関するセミナーを開催したところ、100人近くの関係者が参加し、多くの意見をいただいたところです。今後は、鹿児島銀行出資の外国人研修監理団体の協力を得て、外国人を抱えている市内の事業所や関係機関等とネットワークを組織し、外国人受入態勢の整備を図ってまいりたいと考えております。

**○5番議員（前原五男）** いろんな意味で、金融機関の開くセミナーとか、いろんな所に出させていただいて、研修なんか出させていただいて、相当勉強しているなど。ここでやっぱり市の職員もですね、厳しい顔だけしている私ではございませんので、そういうのも披露していただければ、おおやってるなど。だから、縦じわの多い前原も横の方に広がっていくんじゃないかと、こう考えます。したがってですね、ひと昔の話、また、しますけれども、ここ30年来、企業の最初の頃です、30年前は、海外進出で労働者を求めました。私、労働者ってあまり言

業を使いたくないんです、働き手を求めて、安価って言葉も使いたくなかったんですが、そういうのを狙って海外へ進出していきましたが、そういうことで、経済の方も産業の空洞化が広がって大変な時代を目の当たりにしております。そういうことですね、このような時流は先々先細っていくだろうという予測は立てておりました。それはなぜかと言うと、ネット関係とか情報化社会によって、この口はどういうことになっている、ここはどういうふうになっているというですね、そういう交換って言うかな、すぐに目の当たりにして、どこが一番いいんだと。先ほどの話ではないけれども、観光でも指宿はごたごたしておいたらまずいよなっていうようなことではいけないと思うんで、やっぱりいいところに人は集まるわけです。外国人であってもそうなんですね。だから、楽しいそういう職場ができれば、外国人もたくさん、外国の市場さんたちも集まるわけで、そこでですね、もう今は国際結婚というのはたくさんできておりますし、だから、今後ですね、しつこいようですけども、そのような協議会の発足というのに音頭取るという気持ちをですね、一つ、覚悟を決めて話をしていただけませんか、誰か。どんなふうに考えていますか、お答えいただきたいと思います。

**○産業振興部長（川路潔）** 協議会の組織するという関係でお話でしたけれども、やはり大事なことでと思います。まずは、この関係機関とのネットワークを、まず、組織いたしまして、進めてまいりたいと考えております。

**○5番議員（前原五男）** はい、ありがとうございます。そうすることによって研修生は指宿が第2のふるさとだと、あるいはその将来的には、この研修生制度も変わってきます。4年後にはですね、5年以上勤められる、そこには家族も連れて来れる、そういう機会も出てきます。そういうことによって、少子高齢化が少しでも指宿には貢献できていくものじゃないかと。そのためにはですね、先ほど市長が言うておりました、やっぱり、一枚岩にならないといけないよと。だから、こういうことで、私たちもですね、この外国人の受け入れについても、一緒になって、楽しい指宿を作っていただければですね、いいあれになっていくと思います。積極的に皆さんも取り組んでいるという、あるいは取り組んでいくということも分かりました。

それを発展させて、いわゆる協議会発足、協議会の設置から次に発展させて、語学がやっぱり大事です。市長もなんか中国の方の日本人学校に行ったりして、中国語は堪能ですけども、言葉が通じないと、いわゆる自分の意志を発揮できないし、伝えられないというのがあるわけです。そこでですね、これだけの、400人近い外国人が来ているということであれば、公設・民営でも構わないと思いますので、日本人学校の設置についての気持ちはないか、お聞きしたいと思います。

**○市長（豊留悦男）** 先日、ホーチミン市を訪問させていただきました。そこで、日本語学校を訪問させていただき、そこでベトナムの生徒と情報交換もしました。どういうところだった

ら行きたいのと。圧倒的に、東京、名古屋、大阪、京都、福岡、そういうところでした。やはり、若い青年ですので、憧れがあるだろうと思います。鹿児島のことも知っておりました。ちょうどそのときに面接をしておりました。鹿児島の企業であります。志布志と南さつま。その企業に就職する人たちというのは、8月の1日に来ると。私たちが行ったのが7月の30日でしたので。そして、どうしてそこを選んだのということも聞きました。お母さんになってくれる、悩みを聞いたり世話をしてくれたり、本国を若くして離れるわけですので、そういう受け皿というのがあると安心して行けるといような話でした。向こうで日本語学校、日本語の勉強をする、1年間やります。そのときの費用が大体40万ぐらいだそうです。40万というと、1年以上のサラリーになります。それだけのお金を借金してでも日本語学校に行くと、そして、日本の企業、日本で働きたいという若者がおります。すばらしいことだと、何と日本人以上に礼儀が正しいわけであります。そういう人たちを受け皿として指宿でできないだろうかと、つまり、指宿において日本語学校というのを開いて、向こうの研修生を直接日本語を学ぶ場所としてここで受け入れて、その学生を4年か5年か働けるような体制ができれば、農業も水産業も、旅館、宿泊業も、様々な企業で役立つのではないかという思いを抱いてまいりました。指宿は働き手がない、そのためにホテル関係も非常に厳しい、雇用をどうするのかという観点では一つの方法だろうと思いますので、検討させていただきたいと思います。

それと、指宿に来たらいい思い出を持って帰っていただかなくてはなりません。その帰った方々が、先ほどの議員の質問にありますように、指宿の観光のインフルエンサーとして指宿をPRしてくれるわけであります。そういう意味で、観光も農業も、様々な職業、企業で働けるような体制を作るといのは、非常に必要なことだと思っております。今後、その件についても、いろいろと調査・研究をさせていただきたいと思っております。

**〇5番議員（前原五男）** ありがとうございます。今話を聞いてですね、いわゆる前向き、一歩前進、二歩前進、相当前進していくものと思っております。3日ぐらい前ですかね、NHKのクローズアップ現代、ここで紹介がありましたね。岐阜県の可児市、人口10万人、そして、この学校で校長先生たちが日本語を教えてくれているんだと。そのお金に8,000万投資しています、1年間。だけど、私は8,000万出すのは、指宿市にですね、その財政があるだろうかって心配はしておりますけれども、この市長が言うには、8,000万って安いもんですよ。それはなぜか。いわゆるあれが、言葉が分かれば事故もなくなるし、人間関係ができて犯罪が減ったと、そういう話、これ見た人も理解してくれていると思っておりますけれども、そういう内容のものでした。指宿市にすぐですね、そういうことをしていただきたいとは思いませんけれども、そういうところもありましたので、披瀝しておきます。また、南日本新聞でもですね、あれは3か月ぐらい前ですかね、皆さん。連載がありましたね。その中でも、やっぱりコミュニケーション取るためには日本語が必要だよなっていう、それはもう当然の



話です。だから、今後ですね、やっぱりこういうの、今、市長が前向きに検討していただくような話でしたので、安心しました。

一つ、私、なぜ心配しているかって言うと、3日ほど前なんですよ。私の家になんか相談来たんです。フィリピンのうら若きとは言いません、40歳でした。子供がですね、最初の人指宿で、指宿の人と結婚して2人います。20歳ぐらいになっていますよ、聞いたら。そのあとがですね、2人の子供をもうけていますけれども、認知されていないと。なぜ早くしなかったんですかって言ったら、言葉が分からなかったってですね。やっぱりここに出てくるのはキーなんです、キーワードとして言葉が出てくるんです。だから、こういうことも考え合わせながら、一つ施策の中にですね、どっかでかきつけを作っしてほしいなと思います。

先ほどアルバイトの人がっていう話をしたかもしれませんが、これにはですね、目的外許可っていうのを取れば入って来れるそうです。入国管理局、法務省ですね、ここで。だから、そのような手立てをするためにも、協議会を作って、そういう取次者っていうの、許可があるので、なるべく早めに協議会を作って、その中にそういう取次責任者を設ければ、非常にスピーディに事が運ぶんじゃないかと、いろんな意味で。その次は言葉だということになりますけれども、どうですか、市長、もう一度、その辺をですね、心意気を、気持ち良かったのもう一遍話をさせていただきませんかでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** ただいま日本語学校の教育機関の設置というようなものが出ておりましたけれども、日本語学校ですね、設置につきまして、ちょっと調べたところではですね、在留資格、留学に係る日本語教育機関の適格性については、法務省が文部科学省に意見を聞いた上で、日本語教育機関の告示基準及び日本教育機関の告示基準解釈指針に則って判断をするということでございます。その告示基準の中には、名称、学則、設置者、生徒数、校長、教員、事務職員、施設や設備、入学者の募集や選考に係る事項、それと、地方出入国在留管理局への報告など様々な項目が細かく定められており、それぞれにおいて的確性が認められる必要があるところでございます。市立の学校の設立となりますと、そうした基準ももちろんでございますが、その前段で市民の理解や様々な整理事項も必要と思われるので、慎重な見極めをしながら、検討していく必要があるかと思っております。

**○5番議員（前原五男）** 母国で貧しい家計のやりくりしながら、先ほど1年間の、年収1年間をですね、お金を払って、それから日本語を学んでから指宿に来ると、日本に来るとのことよりもですね、この指宿で学びながら日本語を学ぶという方がWinWinって言いますよね、どっちもよかねと、こういう形のシステムができれば、私はすばらしいことだと思います。人的なものも、何人かに当たってみましたけれども、指宿ありゃ加勢してよかどと言ってくれているんです。だから、そういうこともありますのでですね、皆さん、職員の皆さんもいろんな人たちとの付き合いがあって、協力者はたくさん出てくると思います。どうか

ですね、そういうことで、この指宿でいわゆる留学生として頑張っ、そして、学費も自分のアルバイトで補えたということであれば、この上ない宣伝にもなるだろうと思うんですね、母国に帰っても。あるいは、きれいな方とか、頭のいい方とか、相思相愛の方があれば、ここで生活が、家庭を持てるわけですから。この上ないことだと思います。そしてですね、指宿で観光のもてなし、もてなしという言葉がありましたけれども、それを習得していただければ、指宿の存在感は相当高まると思います。どうか、発揮していくと思いますので、今後とも、その方向を作っていただきたいと思います。

ここです、最後の話では、もう大体いい話になってきましたので、私、締めの話としておきますけれども、第2のふるさとではなく、一指宿市民となり、そして、ここでそういういろんなものの対策に寄与していただけるような状態を作っていくと。また、私たち議会人も、車の両輪として、チェック機能とが抜けますけれども、私はまず走らせることからだと思います。チェックってというのはですね、10年間、私も市の職員、35年やりましたけれども、10年前に大体振興計画なるものを作っているわけですね。それをずっと修正しながらでき上って、財政と見比べながら、やる予算を立てていくと。こういう一連の作業をやったものをですね、私たちは、それはチェック機能がなくなるっていうのはよくないですけども、信頼をして行政人にですね、信頼をしながらやっていけばですね、私は行政はのびのびと成長して、市民が高揚感を持って、私ワーカーが好きなんです、馬鹿なことは好きなんです。だから、そういうことで、日常生活が気持ち良く送れるように協力していくことをお誓い申して、前原五男の初めての質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時36分

再開 午後 4時45分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、西森三義議員。

○11番議員（西森三義） お疲れ様です。大変疲れておりますが、我慢して聞いてください。

この頃テレビ報道及び新聞記事に、小学生や幼児殺害のニュースを頻繁に目にします。その犯行に父親や母親が関わっていることに驚くばかりであります。先ほども同僚議員も発言されましたように、子供は国の宝です。住みよい指宿市において、悲惨な事件がないよう、願うばかりです。

それでは、これから通告に基づき、順次質問をいたします。

まず、農業振興策についてであります。近年、異常気象による災害が世界各国で発生している状況を、テレビ等の報道で目にする機会が多くなっているし、日本でも全国各地でゲリラ豪雨等により、田畑が甚大な被害を受けた映像を幾度となく見ている中において、将来、

国民が飢えに苦しむのではと考えたときに、国・県・市の食料自給率はどうなっているか、お伺いいたします。

指宿市は温暖な土地であることから、数多くの作物を栽培しているが、多くの国民はおいしく食べる方法を知らないのではないかと。そこで、地元産の作物のレシピ集を作成し、市場や量販店に配布することで、PRにもなると考えるが、作成する考えはないか、お伺いいたします。

昨年からよくオクラ水について、いろいろな市民から話を聞くことが多く、血糖値が下がったとか、血圧も下がるし、通じもいいということで、私も今年の8月から飲んでいますが、どの程度の効果があるのか、オクラ等の効能は把握されていないか、お伺いいたします。

今、農家の方々は秋冬野菜の植え付け作業で忙しいが、まだ多くの畑において、オクラの単価がいいことから、収穫を行っている状況であり、そして、虫も多く発生することから、農薬散布もしなければなりません。作物によっては、使用できない農薬もあると思われますが、安心・安全のためにも、また、指宿市の基幹産業でもある産業を、例えば、オクラだけでも何10億の収益が上がる産業を守っていくためにも、農薬散布については適正に管理されるべきと考えるが、農協並びに多くの集荷場をどのように指導されているか、お伺いいたします。

二つ目は、ふるさと納税についてであります。8月号の広報紙に、平成30年度の給付額及び使い道が掲載されておりました。これまで執行部や担当部署において、多くの指宿会等に出向きPRして来られた結果で、5億7,795万円の寄附をいただけたものと理解いたしますが、使い道の裾野を広げていただきたい。一つには、指宿市農村公園条例で17か所の農村公園を設置され、多くの高齢者や市民がグラウンドゴルフ等を使用しているものの、トイレが旧式の汲み取り式である公園が何か所もあるのではないかと。そのトイレを洋式の水洗化に整備できないか。

二つには、これまで何回も質問している側溝についてであります。947路線の市道がある中で、蓋のない側溝の把握は、以前質問したときに難しいとの答弁でしたが、市民からの意見で調査したところ、市街地においても蓋のない側溝がありました。近くには新築の賃貸住宅があり、幼い子供もいることで危険と思ひ、また、市街地から離れた地域においては、高齢者も多く生活していますので、蓋のない側溝は危険だと思ひます。ふるさと納税を活用して、側溝の整備はできないか、お伺いいたします。

先日の台風15号で、千葉県の被害状況がよく報道されますが、その中において、いろんな情報を得るのがラジオが頼りだったと言われる人がいました。指宿市においては、幸いにして大きな災害は発生していませんが、災害はいつ起こるか分かりませんので、防災ラジオ購入に補助金を支給する考えはないか、また、今現在、普及率はどれぐらいか、お伺いいたし

ます。

三つ目は、市営住宅の申し込みについてであります。まず、市営住宅への入居を希望する待機者は、指宿地区、山川地区、開聞地区でどれぐらいいるのか、お伺いいたします。それから、市営住宅申し込みのしおりで、世帯全員の月額所得が示されているが、農業従事者については、単年度で入居判断することに疑問を感じます。農業はいい年もあれば、異常気象によって大幅に収入が減少する年もありますので、農業従事者については、複数年の所得を参考にできないかお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 農業振興策について、私の方からは地元産の作物のレシピ集を作成する考えはないか、という項目と市営住宅の2番目について、答弁をさせていただきます。そのほかの質問事項については、関係部長等が答弁をいたします。

まず、農業振興策についてであります。議員御指摘のとおり、レシピは本市の基幹作物を中心とした地域食材の販売戦略、産地PRを推進していくためには必要であります。重要なツールでもございます。本市では、平成27年度から地域食材を生かした健康食、つまり、健康で幸せな食事の普及に取り組んでいるところでございます。その中で、レシピコンテストを開催し、グランプリ作品等の掲載したレシピのリーフレットを1万部ほど作成しており、これらを市内飲食店や公共施設に配布するほか、消費地でのPR等でも活用しているところでもございます。また、ネット社会での活用促進やPRをしていくため、市のホームページにも、このコンテストで作成したレシピのほか、オクラのレシピや、その他、特産品に関するレシピ等を掲載しているところでもございます。

次に、市営住宅についてでございます。市営住宅の審査における所得計算についての御質問でございます。公営住宅制度における入居資格要件の一つであります、月額所得の計算につきましては、公営住宅法施行令において、入居者及び同居者の過去1年間における、所得税法に準じて算出した所得金額の合計から、扶養親族等の控除を行って、月額に直したものと、明確に定義されているところでもございます。このことから、複数年の所得を参考にした計算方法を用いることは、現状では難しいのではないかと考えているところでございます。しかし、市営住宅入居に対する希望者が多くて、それが農業生産に関することであつたら、今後、その実情等を把握してみたいと思います。できるのかどうかというものについては、法で決められたことでありますので、ここでは明言できませんけれども、議員の意見として頂戴をしておくことにしたいと思います。

以下、いただきました質問等については、関係部長等が答弁をいたします。

**○議長（福永徳郎）** お知らせいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** 近年の食料自給率はどうなっているかとの御質問でございます。国は、食料・農業・農村基本計画の中で、平成25年度のカロリーベースでの食料自給率が39%

あったものを、令和7年度までに45%まで引き上げるという目標を設定しております。なお、これまでの食料自給率の推移についてでございますが、平成27年度が39%、平成28年度が38%、平成29年度も、同じく38%となっているようでございます。ちなみに、昭和35年度、当時79%あった食料自給率は、平成9年度まで長期的に減少傾向でしたが、平成10年度以降の20年間は、40%程度で推移しているようでございます。

次に、鹿児島県のこれまでの食料自給率の推移でございますが、平成27年度が84%、平成28年度が87%、平成29年度概算が82%となっているようです。

次に、指宿市の食料自給率についてでございますが、本市では、これまで正式に試算し公表したことはございませんが、農林水産省が公開している、地域食料自給率計算シートで試算いたしますと、平成30年度の試算値が115%になるようであります。

次に、農薬散布についての指導は適正にされているかということでございます。農薬の適正使用に関しましては、毎年、県の定める農薬適正使用推進期間や、主要品目の作付がスタートする時期など、タイミングを捉えながら、年4回、広報紙への掲載やチラシ回覧を行うとともに、JAや集荷業者を通じたリーフレット配布を行うなど、農家への周知に努めているところであります。また、農家の皆さんが多く集まる栽培講習会や座談会のほか、今年4月からは、市の営農活動指導員の農家巡回等の中で、農家の皆さんに直接、農薬の適正使用の周知・啓発を行っているところです。残留農薬が基準値を超えるなど、農薬散布に関する違反事例が発生しますと、農産物の自主回収や廃棄処分等により、大きな損害・損失をもたらすほか、地域農業全体の信頼を失う可能性があります。市といたしましては、このような事案が発生しないよう、今後もあらゆる機会を捉え、農家の皆さんに、より判りやすく、具体的な対策や事例等を紹介しながら、引き続き農薬の適正使用に関する周知・啓発を行ってまいりたいと考えております。

次に、市内の農村公園のうち、汲み取り式のトイレについてでございますが、農村公園は、農村環境の改善を図るため、地域住民の健康増進と憩いの場として整備されており、市内には17か所あるところでございます。そのうち、トイレが設置されている農村公園は12か所あります。水洗トイレが5か所、汲み取り式トイレが7か所となっております。農村公園については、整備計画を作成しており、平成29年度に各地区にアンケートを実施し、整備計画の見直しを行ったところでございます。大きな費用を伴うことから、トイレの洋式化等については、長期的な整備計画を立てているところであります。

**○総務部参与（谷口澄子）** オクラ等の効能は把握されていないかとの御質問でございます。オクラについては、オクラの健康に及ぼす機能性について、平成27年度にオクラの成分特徴を確認するための動物試験、平成28年度に血糖値抑制に関する人試験、平成30年度に高血圧予防に関する動物試験を実施し、その結果、食後血糖値の上昇抑制、体重の増加抑制、便秘改善、高血圧の発症を予防する可能性等が確認されたところであります。また、本年度は、平

成30年度の動物試験の結果を踏まえ、人を対象とした高血圧発症予防、動脈硬化等に関する効果検証を実施しております。検証結果は、本年度末に報告できる予定であります。

**○総務部長（有留茂人）** ふるさと納税の活用についてでございます。ふるさと納税寄附金につきましては、指宿市ふるさと応援基金条例の規定のとおり、ふるさと応援基金に積み立てて、適切に管理をしているところであります。寄附金につきましては、寄附していただいた方々の気持ちに応えるべく、本市が目指す豊かな資源が織りなす食と健幸のまちを実現するための事業、具体的には、食料供給都市の実現に関する事業。それから、健康産業都市の実現に関する事業。また、保養観光都市の実現に関する事業。それから、生活充実都市の実現に関する事業。さらに、国際共栄都市の実現に関する事業に活用することとしているところでございます。農村公園のトイレ整備や側溝改修を含めた道路維持事業につきましては、生活充実都市の実現に関する事業に該当することから、ふるさと応援基金の活用は可能であるところでございます。

それから、防災ラジオの件でございますが、防災ラジオの普及状況につきましては、防災ラジオは平成29年度から販売を開始しております。8月末現在で、指宿地域が222台、山川地域が524台、開聞地域が161台、合計で907台の販売実績となっているところでございます。これにつきまして、助成はできないかというふうな御質問でございましたが、これまでデジタル防災行政無線施設設置工事に約7億2,000万円の費用を投資しております。また、市では、このデジタル戸別受信機よりも防災ラジオが安価なことから、アナログ波を受信できる、この防災ラジオの送信設備の導入に約5,000万円の費用を投資しているところです。市民の負担が少しでも少なくなるように投資をしていることや、既に、さっき言いました実績の907台、既に防災ラジオを購入された方々がいらっしゃいますけれども、この方々との公平性を担保する上でも、防災ラジオの購入に対し助成することは少し難しいのではないかと考えているところでございます。

**○建設部長（山崎一麿）** 市営住宅の待機者数についての御質問でございますが、本年8月末現在、指宿地域13団地437戸に対しまして232名、山川地域16団地121戸に32名、開聞地域20団地141戸に26名で、合計290名の待機者数となっているところでございます。

**○11番議員（西森三義）** それでは、これから2回目以降の質問に入ります。

まず、8月9日の新聞に、地球温暖化の影響で、2050年に穀物価格が最大23%上がる恐れがあり、食料不足や飢餓のリスクが高まるとの記事を見たときに、海外からの食料輸入に依存せず、日本でも受給率を増加させるべきと考える。以前は、先ほどは部長は45%と言いましたけれども、以前は自給率50%を目標にしていたと思いますが、指宿市として自給率を向上させる取組は計画されていないか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** 平成11年7月に制定された食料・農業農村基本法では、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展及び農村の振興という四つの基本理念が

示されております。これらの基本理念に基づき、食料・農業・農村基本計画の中で、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、食料自給率の目標が定められているところで、この計画の中で、食料自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項として、食料消費と農業生産に関する取組があげられております。食料消費に関する取組につきましては、国内外での国産農産物の需要拡大、食育の推進、食品に対する消費者の信頼確保に関する取組を推進するとしており、農業生産に関する取組につきましては、優良農地の確保と担い手への農地集積・集約化、担い手の育成確保、農業の技術革新や食料産業事業者との連携等による生産・供給体制の構築等の実現の取組を推進していくこととしております。県や市といたしましても、これら国の計画に基づく関係施策を推進しているところであります。

**○11番議員（西森三義）** 今、部長の方で食育の推進や担い手育成に力を入れるということで、食料自給率を上げるというような考えでございますが、実際にですね、先ほどは食料自給率は38%ということをおっしゃいましたが、まだ下がっているんじゃないかなというふうに思っております。なかなかこの食料自給率は増加は大変だろうと思うんですが、そこ辺りについて、まだ、今の担い手だけじゃなくて、どういうふうにいったらカロリーベースで、この食料自給率を上げられる。そういう方策等については、全然検討はされていませんか、どうですか。

**○農政部長（田之上辰浩）** 本市の食料自給率は、先ほど申しましたように115%ということで、100%を超えているところなんですけれども、これで安心ということでもないと考えております。市独自で食料自給率に特化した計画はございませんけれども、本市は日本全体における食料供給基地として、指宿の特性を生かし、日本全体の食料危機に対する備えをしていく責任もあるのではなかろうかと考えております。そのためには、本市の基幹作物等の生産性を更に高めていくことのほか、気候変動や災害等の様々な要因がもたらす食料危機を懸念しつつ、本市農産物の活用方法等について、調査・研究してまいりたいと考えております。

**○11番議員（西森三義）** 失礼しました。指宿市は100%を超えておりました。ごめんなさい。ありがたいことです。さすがに食料供給基地であります。115%ということで、先ほど答弁もいただきました。これを更に伸ばしていけるように、そういうことで期待をしたいと思えます。

それからですね、今、オクラを収穫してから、昼間テレビを見ていたときに、農家めしの放送があります。指宿では、オクラ農家3家族の放映を見させていただきました。それぞれの農家さんがオクラをおいしくいただくために工夫をして、オクラ料理を披露している姿を拝見したときに、まだ他にも多くの料理方法があるのではないかの思いから、今回、質問をしていますが、国内及び県内の自治体でレシピ集を作成しているところはないか、お尋ねをいたします。

○農政部長（田之上辰浩） 国内でレシピ本を作成している自治体の状況でございますが、県外では食生活改善推進員が中心になって冊子を作成しているところや、県が作成しているところなどがございます。また、県内でも食生活改善推進員やNPO法人が作成しているところがあるようです。ちなみに、本市でも過去に食生活改善推進員が郷土料理の本を作成した経緯があるようです。なお、本のような冊子ではありませんが、県内19市のうち、15市がホームページで地元農産物のレシピを公開しているようであります。議員御指摘の地元産のレシピ本の作成についてですが、最近のネット社会の状況や効果的な消費者活用の方法等も考慮しながら、消費者の皆さんに本市の農産物を美味しく召し上がっていただき、楽しんでいただくためにどういった手法が効果的であるか検討してまいりたいと思います。

○11番議員（西森三義） 前向きに検討されるということで期待いたしますが、指宿の方でも、もうホームページで実際、そういうレシピについて流していらっしゃるのでしょうか、どうなんですか。

○農政部長（田之上辰浩） 指宿市の方では、指TABLEレシピ、特産品レシピ、オクラレシピ等をホームページの方で公開をしているところがございます。

○11番議員（西森三義） 先ほどは市長の答弁で、健康の普及に努めて、そして、レシピのリーフレットを1万部作成してPRにも努めているということもございました。本当に指宿市にはおいしい作物がたくさんあります。これをですね、国内外に広く広めてもらって、更に農家の手取りが多くなるように期待をするためにもですね、このことについては前向きに取り組んでいただきたいというふうに思っております。

先ほど、参与の方でオクラの効能については、今度、人の実証実験もされるということでございますが、今朝ほどは、今朝ほどだったかな、産業振興部長の方でもいろいろ健康食品としてのことも言われておりましたが、その健康食品については、どれぐらい、今、そういうことでどれぐらいまでの確証で、健康食品になる、販売できるまであとどのぐらいかかるのか、そこ辺りは把握されていますか、どうですか。

○産業振興部長（川路潔） 健康食品という部分ではなく、機能性を用いた取組を、以前のオクラ加工品はオクラ漬けとか、オクラ漬けを中心に数種類程度で、販売についてももう僅かであったということで、現在、取り組んでいるのが、これまでありましたオクラパウダーを活用して、オクラうどんとか、オクラそうめんなどを作りまして、その取引が急増しております。また、その他にも、新たにポタージュスープやオクラソフトなど、オクラパウダーを活用した商品の開発が市内事業所の手によって進んでいるところであります。また、食品以外にも化粧品として種子エキスを使用したフェイスマスクや、大手化粧品通信サイトと連携したフェイスパック等が開発をされているところがございます。

○11番議員（西森三義） いろいろオクラパウダーとか、ポタージュとか、本当に真剣になって取り組んでおられるということを嬉しく思うところがございます。ただですね、いろんな



商品の宣伝をよく目にするんですが、サプリメント、飲む用にですね、何とかできないのかなど。こんだけ効果があるとすれば、そこ辺りについてもどうにかできればなということなんですが、そういう辺りのところについては、検討はされたことはないのでしょうか。

**○産業振興部長（川路潔）** サプリメントという部分につきましては、いろんな効果であったりとか、そういうものを検証していかなければならないと思っております。この今回のオクラの部分の検証が進んで行けば、そういう形のサプリメント等もできるのではないかと考えております。

**○11番議員（西森三義）** はい、今後に期待したいと思います。

昔、私が勤務していた職場でマメを食べるとがんにならないと聞いたことがあるんですが、指宿産のソラマメ、スナップエンドウ、実エンドウの効果について検証したことはないか、お尋ねをいたします。

**○総務部参与（谷口澄子）** オクラ以外の農産物の効果検証についてでございますが、今のところ、予定するところではございません。しかし、全国的に消費者の関心が高い健康をキーワードに、地域食材の付加価値を高めること、また、市民の健康増進への取組を推進することは必要だと思っております。このことから、今後、生産者や各種団体等から必要性について要望があれば、関連する協議会において協議をしていくことになると思っております。

**○11番議員（西森三義）** 是非ですね、いろんな方々にそういう効果があるようにですね、協議会等でも十分に検討していただいて、広く国民に知っていただきたいなというふうに思っております。

先日、今和泉校区内の館長さんからの電話で、指宿には健康にいいと言われるオクラ等のおいしい作物がたくさんあり、多くの市民もよく食べていると思っているのに、1人当たりの医療費が高いのはなぜかと質問されました。今、国民の関心事は健康に力を入れたいとの記事もありましたように、確か、66%以上が健康に関心があるというような記事が載っておりました。オクラが健康食であると全国に周知されれば、オクラは更に売れていくし、指宿市民もオクラを食べることで医療費の減少になるのではないかと思うんですが、どうか、お尋ねをいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 本市の国民健康保険被保険者の1人当たりの医療費は、平成27年度をピークに、平成28年度、29年度と2年連続で減少しておりましたが、平成30年度は、43万5,107円と、平成27年度を上回る1人当たりの医療費となっております。増加要因としましては、被保険者の医療区分には、入院、外来、歯科、調剤等がございますが、入院に係る保険給付費だけが増加をしており、前年度比5.6%、約1億円の増加となっております。この入院に係る医療費の増加要因としましては、肺がんや白血病に係る医療費が特に増加をしておりまして、医療の高度化などが要因と考えているところでございます。

**○11番議員（西森三義）** 確かにですね、館長さんが持って来てくれた資料では、減少傾向に

あったのが30年度にちょっと上がっていたもんですから心配したと思うんです。今、言われたように、入院だけが突出しているというような感じでございますので、そういうふうな高額医療をね、治療することで上がったというふうに理解いたします。ただですね、この資料を見ますと、特定健診や長寿健診の受診率が低いようでありますよね。医療費の増加の原因ではないんですか、お尋ねをいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 本市の平成30年度の特定健康診査及び長寿健康診査の受信状況につきましては、速報値ではございますが、特定健康審査が45.69%、長寿健康診査が52.95%という状況でございます。特定健康診査につきましては、平成28年度以降、鹿児島県内の43市町村の平均受診率を上回り、長寿健康診査につきましては、平成21年度以降、鹿児島内の43市町村の平均受診率を上回っている状況でございます。特定健康診査は、生活習慣病の予防と改善、早期発見、早期治療につなげるための健診でございます。受診率の低さが直接的に医療費が上昇したとは私どもは考えてはおりませんが、いずれにしましても、市民の健康の保持・増進を図るためには、特定健康診査、長寿健康診査、各種がん検診等、精力的に取り組んでいくとともに、市民の健康意識の醸成につながる啓発や、各種検診等の受診干渉などを継続的に実施し、医療費の適正化に努めてまいりたいというふうに思います。

**○11番議員（西森三義）** 一概に受診率が低くて、それが医療費が上がっている原因ではないと。ただ、市民の安心・安全のためには普及に努めていきたいということでございますので、そこ辺りについては、やっぱり健診、受診を受けてもらうことで、健康、注意してくださいということもありますから、是非そこら辺りについては、前向きに取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

今年は雨が多かったため、オクラの生育も悪いことから、アブラムシ、特に、ヌイと言われておりますが、多く発生し、ソルゴーとI PMの関係でソルゴー等を植えて防除対策もしていたんですけれども、テントウムシ類も少なかったため農薬を散布する回数が増えた。テントウムシ類を増加させる対策を市で取り組む考えはないか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** I PM栽培に欠かせないテントウムシを市で増やせないかとのことでございますが、テントウムシをはじめとするI PM栽培の天敵昆虫は、特定防除資材として商品化され、販売されていますので、JA等の農薬販売窓口で入手可能となっております。I PM栽培では、テントウムシなどの天敵が集まりやすい環境づくりが重要です。最近、I PMに取り組む農家が増え、I PMのほ場が増えている地域では、これまで以上の効果が見られるようになってきたとの声を多く聞きますので、周辺ほ場を巻き込む地域一体の取組が効果的であると考えております。また、天敵を温存する植物として、ソルゴーだけではなく、ソバなど新たな植物と組み合わせることで効果が増すことも判って来ております。市としましては、農林技術協会との連携のもと、引き続きI PM栽培技術の研究を進めながら、地域ぐるみのI PM栽培の普及・推進に努めてまいりたいと考えております。

**○11番議員（西森三義）** IPM栽培はですね、本当に必要だろうと思います。ただですね、こんな雨が多いときには、あんまり効果なかったかと、私の畑では効果ありませんでした。ソルゴーと、そのソバも植えました。ヌイがいっぱい発生しました。何が原因だったかは分かりません。私は雨が多かったからかなと、そういうことであったのかなということだと思います。JA等で購入できるというのを聞きましたので、来年はそこ辺りについても対応していきたいなというふうに考えております。

先日の議員懇談会の席上において、指宿市でもドローンでの農薬散布を検証されると言われましたが、オクラ、ソラマメ、スナップ等にも対応できないのか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** ドローンを活用した薬剤散布についてでございます。国は、高齢化や担い手不足等が急速に進む中、ロボットやAI、IoTなど様々な最新技術を活用したスマート農業を推進しております。そして、その中の一つにドローンを活用した薬剤散布の省力化が進められてきているところです。ドローンの薬剤散布につきましては、これまで、水稲や大豆など、団地化された広範囲のほ場で、平作り栽培をする作物を対象とした実装が進んできております。一方、本市の基幹作物であるオクラやスナップエンドウ、ソラマメなどは立樹栽培であり、比較的作付規模も小さく、水田のように団地化されていない状況から、他の品目より実証等が進んでいないのが実態であります。こうしたことから、本市の基幹作物に対するスマート農業の推進を市農林技術協会の重点活動実施事項として位置付けており、現在、オクラのドローン散布について、県内の民間事業者と連携しながら検討を進めてきており、近く市内のほ場で散布試験を行うこととしているところであります。スマート農業は、労力不足解消や作物の品質向上など、様々な農業分野での課題解決はもとより、成長産業化も期待されていることから、今後も引き続き情報収集や活用方法等について調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

**○11番議員（西森三義）** 本当にありがたいことを聞きました。このドローンをですね、上手く活用できれば、年を取ってくると農薬散布は非常に大変なんです。特にこの暑い中、農薬を散布するとですね、非常に体力が消耗して熱中症も心配されます。ドローンの活躍、その活用を期待したいんですが、先ほど、部長が言いました。オクラでの検証結果も近くすると言われましたけれども、実際検証して、検証期間をどれぐらいというふうに捉えているのか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** 今回の試験はオクラで行うわけですが、ドローン散布時の効果的な飛行高度や干渉地帯の範囲、それから、効率的な散布ルート等について検証する予定になっております。試験自体は1日で終わる予定であります。この検証結果を受けて、さらに、課題等を抽出しながら、独自にデータ等を蓄積していくことが必要になるかと考えております。また、市の農林技術協会とドローンを扱う民間事業者が協力して実施しているものであり、他の基幹作物等についても同様の試験が実施できればと考えていることから、今のと

ころ期間を区切っていつまでということではなく、作物ごとに散布時の課題解決が図られ、実装可能な検証が完了するまでは、引き続き試験を実施していくことになるのかと考えております。

**○11番議員（西森三義）** 是非、早期にドローンの実証ができるように期待いたしますが、ただですね、子どもが農薬を散布するときには飛散防止にも注意していくんですよ。隣が、畑が狭いもんですから、隣には別な作物が植え付けられていると。その飛散防止についてもですね、注意しながらやっていただきたいなというふうに思っております。

先ほど農村公園の汲み取り式が7か所と言われましたが、水洗化への要望はどれぐらい来ていらっしゃるんですか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** 農村公園のトイレの水洗化の要望があるかということの御質問ですが、汲み取り式トイレの農村公園について、どこも水洗化への希望はあるようでございますが、実際に要望をしてくれている公園としては、小牧農村公園だけであります。

**○11番議員（西森三義）** 私の住んでいる小牧地区においては漏れるんですね。そして、すぐ便槽がいっぱいになって、雨が降ればいっぱいになるんです。汲み取り料は市も負担してくれますけれども、区で負担するんですね。そして、区民は使わずに、誰が使うかと言えば、業者の人が使ったり、あるいは、今、農作業の人が多く来ます。使ってもらうことは結構なんですけど、便槽がいっぱいになって非常に大変ですので、もしそこでふるさと納税を活用できればなということがありました。是非、市長、これについては早急に何かできる方法はないのか、お願いいたします。

**○市長（豊留悦男）** ふるさと納税という、ふるさとに対する思いの強い人たちが、指宿を頑張れという納税だろうと思います。その一つとして、農業振興というのは極めて重要であります。農村トイレ、これについても議員から何回か質問をいただいております。農産物の供給基地であれば、そういう整備も必要だろうと思っております。農政課と、今、話しておりますけれども、このトイレのあり方、特に女性にとっては、農作業中の用を足すためにはトイレが必要だろうという、それは重く受け止めておりますので、今後、このトイレの現状を見させていただいて、どういう解決方法があるのか。今、議員の質問、要望のとおりできるかどうかを含めて、検討させていただきたいと思っております。

**○11番議員（西森三義）** 前向きに検討していただきたいというふうに思っております。

また、ふるさと納税なんですけど、今度は道路のことなんです。以前、質問したときの答弁で、市道の総延長は580kmと言われており、蓋のない側溝整備については、有利な事業を活用して、道路拡張と同時に整備するとのことですが、道路幅が広くてですね、イッシーバスが通行する道路にも、蓋のない場所がありますので、前向きに検討できないか、お尋ねをいたします。

**○建設部長（山崎一麿）** 市としましては、維持管理上の道路側溝等の改修につきましては、歩

行者が安全・安心に歩行するために欠かせないものであると認識しております。現時点では、側溝のみの改修工事では有利な起債が使えず、補助事業等もありませんので、緊急を要する箇所につきましては、単独事業等により部分的な側溝改修並びに舗装修繕に努めてまいりたいと考えております。

**○11番議員（西森三義）** 是非、市民の安心・安全のためにもですね、単独事業であってもしなければならぬところは早急に対処していただきたいというふうに思っております。

防災ラジオのことなのですが、先ほど部長の方で防災ラジオを購入するのにはですね、今まで防災無線に7億何千万かかっている。あるいは、防災ラジオは何か聞こえやすくするための費用に5,000万とか言われておりましたけれども、それだけお金もかかっているんですが、実際、聞こえにくい人たちがいるんですね。そういう場合に、全世帯が無理でもですよ、高齢者世帯とか、非課税世帯とか、そこ辺りについて、防災ラジオは確か9,500円と言われておりましたが、その何割かでも補助をしますよという検討はされないんでしょうか、どうなんですか。

**○総務部長（有留茂人）** この防災ラジオの普及というふうなものを考えた経緯ですけれども、当初、防災行政無線につきましてはデジタル化ということで、デジタル防災行政無線の工事をやったわけです。それについて、聞こえにくい所については戸別受信機ということで、その戸別受信機で対応をするというふうなことを考えたところ、その戸別受信機については、本体が約7万ということで、非常に高価だというふうなことがありまして、それではもう少し安くないかというふうなことで、デジタルをアナログ波に変えて、そのアナログ波を受診できる防災ラジオであったら安価であろうということで、投資をして防災ラジオの普及を図ったという経緯がございます。この防災ラジオは、定価にすれば、今、販売価格は9,500円なんですけれども、その台数が多いと安くしていただけるというふうなことで、いろいろ業者と詰めまして、約半額程度の9,500円の販売というふうなものに行き着いたところでもあります。先ほど言いましたように、もう既に1千台に近い、その販売をしていること等もありまして、なかなかこれから9,500円の防災無線について助成をするというふうなものは考えにくいというふうなことで答弁させていただいたところでもありますし、今、説明しましたように、そういう防災ラジオに行き着いた経緯というふうなこと等を考えていただければなと思っているところです。非課税世帯についての補助はできないかというふうなことですけれども、その金額的にもですね、そういう定価よりも半額程度の9,500円に抑えているところでもあります。今後、また、その販売価格よりもですね、単価が上がるとか、個数がだんだん少なくなってくると、その単価も上がってくるというふうなことも心配をされるところです。ですので、今後、その購入価格に変動があった場合については、現在の販売価格との差額分について、市からの補助を検討するというふうなことは考えているところなんですけれども、現在の販売については、非常に難しいのかなと思っているところです。

○11番議員（西森三義） 先ほど防災ラジオの普及について答弁いただきました。もう907台が購入された方がいるということで、これに今から補助を出すとすれば、市民の平等性からも反するから難しいというふうなことも言われました。非常に難しいということは理解いたしますが、何とか前向きに、いい方法があれば対処していただきたいなというふうに思っております。

市営住宅についてですが、市営住宅の入居希望者は何か所の市営住宅を選べるのか、お尋ねをいたします。

○建設部長（山崎一麿） 申し込みで希望できる団地数についての御質問ですが、複数の団地の希望を受理した場合は、特定の団地に集中してしまう傾向があるため、各団地の待機状況を的確に把握することが困難となり、入居相談等の業務に支障がありますことから、申し込みの際に一つの団地を選んでいただいているところです。このことから、入居相談時には相談者の希望を丁寧に聞き取りながら、各団地の待機者数や、立地、設備、家賃等の状況を詳しく説明させていただき、申し込みをしていただいているところでございます。

○11番議員（西森三義） 何箇所も住宅を選んでいただければ、そういう対応が難しいということでございますので、そこについては理解したいなというふうに思います。

農業従事者のことについてですが、複数年にするのは、公営住宅法かなんか、法で決められているから厳しいということで、市長の答弁がございました。そこでですね、近隣市、とりわけ農業従事者が多い南九州市での対応では、複数年の所得を参考にしていることはないのか、そこ辺りについて把握していないか、お尋ねをいたします。

○建設部長（山崎一麿） 南薩3市へ確認しましたところ、月額所得額の算定につきましては、複数年の所得額を参考にするなど、独自の計算方法を行っているところはございませんでした。

○11番議員（西森三義） なかなか難しいんですね。非常にそこ辺りに難しいというのは分かります。

時間も過ぎておりますので、最後の質問にしたいと思います。農業従事者については、台風や灌漑の被害があっても、市で補助金を支給することはないではないかと、先日の議運の中でも同僚議員が発言いたしましたように、これまで葉面散布材を配布したことはあります。なかなか難しいことと理解するものの、せめて市営住宅への入居条件で複数年の所得を参考にできないものか、市長、前向きに取り組む考えはないか、最後にお尋ねをいたします。

○市長（豊留悦男） 農業に従事し、本市の農業を支えてくださる方々の生活というものについては、行政として支援をしなければならない面もあろうかと思えます。市営住宅に入れないとしたら、別の方法はないのかなと考えるところであります。空き家を活用してもらうとか、そのほか、そういう住宅を紹介するとか、住宅を利用する法的なものを除いた形で利用

ができないものかというのを、今後、考えたいと思っております。意欲を持って取り組めるような、そういう生活環境をつくるというのは重要であると認識をしております。

**○11番議員（西森三義）** 今、市長から答弁をいただきました。是非、空き家を活用して、そこに農業従事者等がですね、入れるような、そういう取組の方も、今後、前向きに取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

台風15号で被災した千葉県では3名が死亡し、100名以上の人が重軽傷を負ったとの報道もあります。そのほとんどが屋根からの転落が原因とのこと。亡くなられた方の御冥福と怪我をされた方にはお見舞いを申し上げますが、指宿市で同じような被害が発生した場合の対応策について、千葉県の事例を参考にして前向きに取り組むことを期待し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

### △ 延 会

**○議長（福永徳郎）** お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、9月24日に行いたいと思えます。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 5時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 西 田 義 哲

議 員 新宮領 實

# 第 3 回 定 例 会

令和元年 9 月 24 日

(第 3 日)



第3回指宿市議会定例会会議録

令和元年9月24日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 一般質問
- 

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
- 

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 | 西 森 三 義 | 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 | 前之園 正 和 | 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 | 高 田 ちよ子 |
| 17 番 議 員 | 木 原 繁 昭 | 18 番 議 員 | 下川床 泉   |
| 19 番 議 員 | 新川床 金 春 | 21 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 市 長    | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長  | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長 | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長 | 鶴 本 八 郎 | 健康福祉部長  | 西 浩 孝   |
| 産業振興部長 | 川 路 潔   | 農 政 部 長 | 田之上 辰 浩 |

|        |      |        |      |
|--------|------|--------|------|
| 建設部長   | 山崎一磨 | 教育部長   | 下吉一宏 |
| 水道事業部長 | 井手久成 | 山川支所長  | 前菌佳生 |
| 開聞支所長  | 今村将吾 | 総務部参与  | 中村孝  |
| 総務部参与  | 谷口澄子 | 建設部参与  | 荻定治  |
| 市長公室長  | 山下浩二 | 総務課長   | 鶴窪誠作 |
| 危機管理課長 | 山下秀一 | 財政課長   | 坂元一博 |
| 地域福祉課長 | 出島雅彦 | 建築課長   | 山田昭浩 |
| 教育総務課長 | 鮎川富男 | 学校整備室長 | 中島裕一 |
| 学校教育課長 | 常深章  |        |      |

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |       |         |       |
|-----------|-------|---------|-------|
| 事務局長      | 上田 薫  | 次長兼議事係長 | 木下英城  |
| 主幹兼調査管理係長 | 平畑 卓哉 | 議事係主査   | 上玉利 享 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、前原五男議員及び山本敏勝議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、一般質問を行います。

9月20日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、高田チヨ子議員。

○16番議員（高田チヨ子） 皆さん、おはようございます。公明党の高田チヨ子でございます。最近のニュースを見ると、いろんなところで子供が犠牲になる事件や事故が多発しております。それに関わる加害者が、何と家族の場合がよくあります。このようなあまりにも悲惨な痛ましいニュースに胸を痛めている方も多いのではないかと思います。世の中で何よりも大事なものは何ですかと問われると、皆さん、命と答える方がほとんどではないでしょうか。このような中で、児童を巻き込んだ事件や事故が増えてきていることは、とても残念なことだと思います。今後、このような悲しい出来事が起こらないことを心より願っています。

それでは、通告に従って一般質問を行います。

はじめに、安心・安全な生活のために、防災対策について伺います。令和初の夏は記録的な猛暑や台風による災害が多発しました。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復旧をお祈り申し上げます。9月1日は防災の日であり、9月は防災の月です。台風や大雨などが予想される災害に対し、家族構成や生活環境に合わせて、いつ、誰が、何をするかを時系列で整理した自身の防災計画、マイタイムラインの普及が不可欠だと思います。本市でも9月1日に指宿市総合防災訓練がありました。私もボランティアの一員として参加いたしました。活動する前に、様々な説明を受けたあと、実際に被害を受けた方の手助けをするという活動でした。2人1組でグループを作って活動しましたが、大変有意義な体験をすることができました。来年も、また参加したいなと思いました。防災対策については、20日に行われた一般質問で同僚議員も詳しく質問をしていました。重複するところもあるかもしれませんが、私からも確認の上、お尋ねをいたします。コミュニケーション支援ボードというのがあります。モニターをお願いします。これは、公益財団法人明治安田こころ

の健康財団がホームページで配信しているものです。これを活用しているのが、青森市や福岡県警など、いろんなところで独自に作成されているようです。このコミュニケーション支援ボードとは、知的障害者、自閉症、聴覚障害者のコミュニケーション支援を目的として作成された図版で、指差しして用いることが想定されている外国人に対しても対応できるように、絵に加え、簡易な日本語、英語、韓国語、中国語が記載されています。どうしましたか、から始まり、気分が悪い、迷子になった、はい、いいえ、分からないなどです。このコミュニケーション支援ボードを避難所に設置できないか、お伺いいたします。

2点目に、療育についてお伺いいたします。このことについても、先日の一般質問で同僚議員が質問されたことと重複することもあるようですが、大事なことですので質問させていただきます。8月26日にさつき園で行われた就学を考える会に私も参加いたしました。そこに出席されていた方は、専門家の方やさつき園の保護者の方などでした。1時間のグループ討議の中で、いろんな話が出ました。その中で、是非何とかしていただきたいという要望がありました。その中から、要望の多かったものを質問いたします。療育生の環境整備について、お伺いいたします。

はじめに、中学生の通う通級教室について、お伺いいたします。現在、小学生の間は療育生が通う通級教室がありますが、中学生になると行く場所がありません。このことについて、市としてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** コミュニケーション支援ボードにつきましては、言葉によるコミュニケーションに困難のある障害者の方々とコミュニケーションを取る際、言葉に代わるツールとして、イラストの指差しにより意思疎通が可能となっているようでございます。また、障害のある方だけでなく、言葉の通じにくい外国人の方や高齢者、幼児とのコミュニケーションの手段としても活用されているようであります。避難所へのコミュニケーション支援ボード設置につきましては、避難所を開設した際、不特定多数の方々が避難されることは想定されることから、意思伝達の手段として大変有効と思われるので、受付名簿等の必要な物と合わせて準備し、避難所の運営・管理を行ってまいりたいと思います。

以下、いただきました質問については、担当部長が回答をさせていただきます。

**○教育長（西森廣幸）** 中学生の通う通級指導教室の設置についての御質問をいただきました。通級指導教室は、特別支援学校や特別支援学級に入級しないで、通常学級に在籍しながら、障害の状態に応じた特別な支援を週に1時間から3時間程度指導を受ける教室でございます。本市には、中学生が通う通級指導教室は設置されていないところです。県内には、8中学校に設置され、43名の生徒が通級しているようでございます。中学生が通級指導を希望した場合は、通級指導教室を設置している近隣の中学校に通うこととなりますが、本市の場合で言えば、鹿児島市の甲南中学校に通うことになるかと思えます。本市に設置するためには、ま

ず、希望する生徒、保護者が学校に相談をしていただき、学校内の教育支援委員会で検討し、設置が必要となった場合は、学校長がその旨を市教育委員会に申し出ることになります。市教育委員会では、学校からの申し出を受けて、市の教育支援委員会に諮り、審議をします。支援委員会から通級教室の設置が必要との答申があれば、県教育委員会に設置申請をすることになります。希望する生徒、保護者がおられたら、まずは学校に相談をしていただきたいと思います。

**○16番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。それでは、2回目の質問をいたします。すいません、もう1回、モニターをお願いしていいですか。

今、テレビで出てるこれが、支援ボードなんですけれども、これを指差して、何をしてもらいたいというのをやるわけです。いろんな支援ボードがあるわけですが、支援ボードもそれぞれの地域でいろいろ工夫をして、どういう支援ボードが必要かというのを、それぞれの地域でやっているようでございます。これがあると、言葉の不自由な方とか、お年寄りの方とか、それから、障害のある方とか、外国人の方とか、いろんな方がすぐに自分のやってもらいたいことを伝えることができるので、是非、この支援ボードは作っていただきたい、そういうふうに思いますが、このことについてはどうでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 支援ボードにつきましては、必要であると思っておりますので、今後、準備をして、設置の方向で考えていきたいと思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** よろしく願いいたします。

それでは、本市の災害備蓄品はどのような物がありますか。

**○総務部長（有留茂人）** 本市の備蓄状況ですけれども、8月末時点で主食品アルファ米等が4,600食。それから、非常用のパンが450食。副食品としまして、サバの煮込み等が440食。栄養補助食品が420箱のほか、クラッカー3千個、ミネラルウォーター約2千本を食料として備蓄をしているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 分かりました。米とか、パンとか、ミネラルウォーターとか、いろんなものが準備してあるということが分かりました。20日の日に同僚議員も質問をしましたけれども、そのときに少ないのではないかという意見でございました。私もまだまだ足りないのではないかな、そういうふうに思いますので、こういう備蓄品として置いてても腐らないとか、そういう心配がないものは、十分に準備しておく必要があるんだろうと、そういうふうに思いますので、よろしく願いします。

それと、被災者の中には乳児を連れて避難をして来られる方もいらっしゃると思います。災害により、水とかガス等のライフラインが使えなくなり、ミルクを作ることができなくなった。そういうときに、赤ちゃんにミルクを飲むことができない。そういう方たちのために、液体ミルクというのが、今、あるようになりました。そういう液体ミルクを備蓄品として準備しておくことはできないか、お伺いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 液体ミルクにつきましては、これまでは海外で製造された物しかありませんでしたが、今年3月から国内メーカーが製造・販売を開始しているようでございます。災害時においては、水の確保が困難になったり、湯を沸かすことも難しくなったりしますので、開封後、哺乳瓶へ移し替えるだけで飲ませられる液体ミルクは便利であることは認識をしているところでございます。しかしながら、賞味期限が半年から1年間であり、開封後は早めに使用をし、飲み残しの保存が効かず、価格も粉ミルクと比べて高価であるようでございます。また、県内の液体ミルクの備蓄状況を確認しておりますが、販売されたばかりの事情というふうなこともありまして、8月末時点で備蓄をしている県内の市町村はないとのことでございます。鹿児島市においても、備蓄はせず、物資の供給協定を結ぶ事業者へ災害時に調達を依頼するとの報道も先日あったところでございます。本市としましても、今後の普及状況を見ながら考えていきたいと思っております。防災対策につきましては、公助だけでは限界がありますので、乳児がいらっしゃる家庭におきましては、御自身でも確保をしていただき、今後とも自主防災組織と協力しながら、地区及び家庭での非常食、それから、日用品の確保をしてもらうなど、災害に備えた自助・共助の意識の高揚を、市としましても、更に、今後、図っていきたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 開封をしたら、その賞味期限が短くなるということですがけれども、開封をしなかった場合は、もうちょっと長く保存できるんじゃないでしょうか。そのところはどうかでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 開封をしなかった場合につきましては、半年から1年は保存ができるというふう聞いております。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、他市の状況をよく見ながら、この液体ミルクのことも検討していただきたいと思えます。

次に、避難所マップについて、お伺いいたします。ハザードマップとして、各家庭にも配布されているのはよく知っているところです。現在の指宿市で配布している避難所マップ、ハザードマップはいつ発行されたものでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 指宿市ハザードマップというのは、こういうマップでございまして、2017年度版ということで、平成29年に全家庭へ配布をいたしております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 2017年版ということで、最近発行されたということなんです。そうなんですけれども、実はですね、このハザードマップについて、市民の方からいろいろ聞かれました。見やすくなっているのではないかと思っていたんですけれども、その市民の方が言うには、文字が小さいとか、見にくいとか、ちょっとこう分かりにくいってことを言われたんです。それで、誰が見てもすぐ分かるような、もっと分かりやすいハザードマップってというのは作れないか、お伺いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 今年度、新たに土砂災害等の危険箇所が指定をされる予定となっております。

ります。来年度以降になります。これらの新たな情報を加えたハザードマップを作成する予定としております。その際には、今回の意見を踏まえまして、説明を加え、分かりやすく、見やすい、より良い表示になるよう検討してまいりたいと思います。また、各地域におきましては、避難訓練等を実施していただきますけれども、ハザードマップを見て、広げながらですね、地区内の危険箇所、それから、避難経路や避難所を実際確認することで、また、よりハザードマップの中身というのも理解しやすくなると思いますので、訓練等において、積極的に活用していただきますよう、自主防災組織等にも、また、市からも働きかけてまいりたいと思います。

**○16番議員（高田チヨ子）** より分かりやすいハザードマップの作成をお願いしたいと思います。

それでは次に、簡易トイレについて、お伺いいたします。このことも同僚議員はちょっと言っていたようなんですけども、私もこの簡易トイレ、ダンボールトイレについては、以前、質問をいたしました。災害が発生すると、水洗トイレが使えなくなる可能性があります。市では簡易トイレなどを導入しているのか、お伺いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 現在、市では簡易トイレ等は導入をしていない状況であります。避難所が災害により断水した場合には、学校のプールや河川等で確保した水を使用しまして、下水道機能の活用を図るほか、それから、便槽付の仮設トイレを準備する計画であります。対応に時間を要しますので、早急なトイレ対策としましては、今、議員のありましたダンボールトイレの活用も想定をしているところでございます。ダンボールトイレにつきましては、先日行われました総合防災訓練でも、実際、作成をし、披露をしておりました。一般的な普通のダンボールでも、女性でも容易に作成が可能というふうなことでございます。トイレ対策は、避難所内の感染症の予防など、環境衛生の面で大変重要ですので、災害時における協定等も活用をするほか、市民の方々にも、また、自主防災組織等を通じまして、防災意識の高揚を図るよう努めてまいりたいと思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** トイレの問題は、何よりも大切なことだと思います。皆さん、1日に何回も行くところですので、何とかよろしくお伺いいたします。先日、あさイチというテレビ番組を見ていました。すると、その中で言われていたんですけども、避難者の中には、避難所に行かず、自宅を避難所にする、そういう方もいらっしゃるというお話をされておりました。そうだよなって。逃げるのではなくて、我が家が避難所になる、そういう方も往々にしてあるんじゃないかなって、そういうふうに思いました。その中で、我が家を避難所にしたときに、どういうふうにしてそのトイレを使うのか。我が家も水洗トイレは使えなくなる。そういうことがあります。そうしたときに、どうすればいいのかっていうことで、そのあさイチでやっておりました。その他の手段として、ビニール袋を使う方法とか、皆さんのお家に必ずあるであろう保冷剤、その保冷剤を使う方法。そういうものとか、それから、

新聞紙を使う方法。そういうものをいろいろ試してくださっておりました。それを見て、なるほどって、我が家にいたらそういうことで、簡易トイレはできるんだなっていうのを改めて感じたところなんですけれども、このことについては、どう思われますか。

**○総務部長（有留茂人）** トイレの問題は、避難所の避難だけではなく、在宅避難をされる方にとっても重要な問題であると思っております。近年中に、先ほど言いました防災のハザードマップを改定する予定ですので、その際には、家庭でのトイレ対策も含めた防災対策等を記載し、また、防災訓練や研修等で周知を図っていきたいと思います。今、議員がおっしゃいましたように、まずは家庭でもトイレを汚さないことが大事です。水道とか電気が止まった場合でもですね、便器は使えるようにしておくというのが非常に大事だろうと思います。その便器を使いまして、ビニール袋とか、さっき議員がおっしゃいました新聞紙などを敷いてですね、用を足した後に燃えるゴミで処理をするというような対応も必要ではないかなと思います。そのような対策をですね、また、ハザードマップにも掲載をしてみたいと思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** その掲載をするときには、その使い方というか、そういうのまで詳しく説明をして、載せていただきたい、そういうふうに思います。

今、防災対策について、いろいろとお伺いしましたけれども、市長、市長、この防災対策について、市長のお考えをお聞かせくださいませんか。よろしくお願いいたします。

**○市長（豊留悦男）** 昨今の自然災害を考えると、安心・安全な生活のための防災対策、これは喫緊の課題であり、解決しなければならないと思っております。奇しくも今朝、ある地方紙に、乳幼児用液体ミルクが並ぶ店の様子が写真に載っておりました。そのリード文が、災害時に活躍と書いてあります。どういう意味かということで詳しく読ませていただきました。粉ミルクの場合は、計量、量らなければならない。お湯で溶かす、冷ますといった条件が必要不可欠であると。液体ミルクが世に出た、売り出されたことをきっかけに、今後、災害の時に母子や育児に関する社会全体の知識を上げなければならないと。こういうものがあるので、安心して避難できますよというような、そういうPRもしなければならないというような趣旨であります。つまり、子育てに優しい避難場所の開設というのも、今後、考えてまいりたいと思います。

それと、あと一つは防災マップの件であります。ある愛護会、子ども会ではKYT、危険予知トレーニングの訓練として、市で配布された危険マップを基に、私たちの集落ではどこが危険なのか、雨が降ったときにどのような危険が予知できるのかというのを、子ども会、親子会等と一緒に作って公民館に貼ってあるというようなところもあります。実は、大きな災害を経験したところでない、なかなかそこまで手が届かないかもしれません。私は、出水の大きな災害があった、その校区におりましたので、その地域は、地域ごとに、通学路ご



とに、市の防災マップを基に、自分たちの地域の安全な地図を作ろうということで、公民館に貼ってあるところがあります。つまり、これは子どもたちの自然体験、活動、その他の体験活動、海水浴を含めて、どういう危険が予知できるのかというのを、災害編として作っているところもあります。公民館の子供育成部、その他で作っていただいて、市の災害マップを基に、各地域で応じたようなマップを作っていただければと思います。それが、通学路の安全にも繋がるだろうし、災害時の安全にも繋がる。しかも、子供がお年寄り、雨が降ったらおばあちゃん、ここは危険だよと教えてくれるような、まさしく地域における子供からお年寄りまでの災害マップになるであろうと期待もしているところがございます。

支援ボードにつきましても、早急に準備をしなければならない。いいことは、機を待たずにすぐやらなければならないこと等、いろいろ質問をいただきましたので、今回のこの質問でいただいた事項等については、できるもの、できないもの、自分ですべきもの等を判別しながら、早急に対応してまいりたいと思います。

**○16番議員（高田チヨ子）** はい、ありがとうございます。

それでは次に、療育生の環境整備について、お伺いいたします。療育生の学童、放課後等デイサービスについて、お伺いいたします。現在、療育生の学童を行っているのは、わかばだけの1施設だけだとお聞きしていますが、現状はどのようになっているのか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 放課後等デイサービスとは、主に6歳から18歳の障害のある児童を対象として、放課後や夏休み等、長期休業日に単に預かり、見守りではなく、集団生活の中で遊びや交流を通じて、成長と発達を促していく障害福祉サービスでございます。また、日頃から在宅で障害のあるお子さんを介護している御家族の負担を軽減するといった役割もあります。放課後等デイサービスは、共働きの夫婦が増加し、家庭環境が変化する中、障害のある子供の健全な育成を図るとともに、その家庭の日常生活を支えていくため、必要なサービスであると認識をしております。本市におきましては、総合支援センターわかばにおいて、この放課後等デイサービスを提供しており、本年8月末の登録者数は67人でございます。また、内訳としましては、小学生48名、中学生13名、高校生6名が利用者登録をしております、1日平均27名の児童が利用している状況でございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今、わかばが1か所だけ、その放課後等デイサービスを行っているということで、実はこの前、本当に自分のところだけではとても厳しい状況にあるって。もう多いときは70人ぐらい申し込んで、本当に大変だっというお話をお聞きしました。そこで、今後、わかば1か所での放課後等デイサービスの提供は難しいのではないかと、そういうふうに思いますけれども、新規の放課後等デイサービス事業所を増やす対策については、どのようにお考えか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 総合支援センターわかばでの放課後等デイサービスにつきまして

は、定員30名で実施をしております。また、利用者の年間実績につきましては、平成26年度は248人でありましたが、平成30年度には520人となっており、4年間で2倍以上増加をしている状況です。この要因としましては、さつき園やわかばで児童発達支援を利用していた児童が、進級後も継続して放課後等デイサービスを利用していることが考えられます。現在、わかばにおいては、67名の登録者数で1日の平均利用児童も27名と、先ほど申し上げましたが、今の職員数では、今後、対応ができなくなる可能性があると同っているところでございます。また、仮に定員を増やした場合には、常勤の保育士・児童指導員を更に雇用する必要があり、現状では専門職等の確保が難しい状況のようでございます。しかしながら、発達障害の疑いのある子供たちが、今後も継続して療育支援を受けられるように、まずは指宿市地域自立支援協議会等での協議を行いまして、皆様方の御意見等を伺いながら、今後の方向性については検討をしてみたいというふうに考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今、答弁いただきました。このような施設を増やすっていうことは難しいっていうことですよ。ですが、やっぱり、そういう発達障害の子とか、生涯を持っている子供さんっていうのは、年々増えてきているのではないかな。そういうふうに思います。そういう方たちを受け入れていただける施設っていうのは、どうしても必要になってくるのではないかな。そういうふうに思います。そこで、病院とか、社協とか、そういうところなどと連携をして、そういう施設をもっとどうにか増やしていけるような、そういうお考えはないでしょうか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** この放課後デイサービスを実施するに当たりましては、児童発達管理免許を持った職員等が必要になってきております。こういう免許を持った方の確保ということも重要になってまいりますので、その委託先がこの人材を確保ができるのかどうか、そういうことも含めまして、今後、また、検討をしてみたいというふうに思います。

**○16番議員（高田チヨ子）** 是非、前向きに検討していただきたいと思います。

それでは、支援員についてお伺いいたします。支援員については、私も今まで何回となく質問もさせていただきました。年々、少しではありますけれども、増えてきているように感じます。この支援員の方は、現在、何名いらっしゃるのでしょうか、お伺いいたします。

**○教育長（西森廣幸）** 特別教育支援員の配置状況でございますが、利永小学校を除く市立の16小・中学校に26名の支援員を配置しているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今、支援員は26名配置しているということだったんですけども、教育長、この人数で足りていると思いますか。

**○教育長（西森廣幸）** 学校の要望等について考えると、これ以上の支援を要する子供がおるといふふうに聞いております。これで足りるか足りないかという判断は大変難しいところですけども、教育委員会としては、できるだけ支援員を確保して、子供たちの支援には努めてまいりたいと思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 教育長も困ったふうでしたけれども、本当はまだまだ足りない、そういうふうになっているのではないかと、そういうふうに思います。これは、実際にその現場に携わっている方からの御意見だったんですけれども、支援員の数はまだまだ足りないよねっていう意見でした。この支援員を、今後、増やしていこう、そういうふうに思っ  
ていらっしゃるのでしょうか、よろしくをお願いします。

**○教育長（西森廣幸）** 学校にお願いをする支援員については、まず、通常学級に在籍しており、支援を必要とする児童・生徒が何名いるか、そのことをまず把握しなければならないと思います。その支援を必要とする児童・生徒に対して、何名の支援員が必要かということ  
を、私どもは決定していくことになります。その一方では、学校からの要望に応じて、できるだけ配置していきたいと思っておりますが、支援員として働いてくださる人材を確保する  
ということも、今、課題となってきたところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 人材の確保と言われました。本当にそうだと思います。でも、この市内をずっと見てみたときに、いろんなところで働いていて、現在はもう仕事を辞めている  
という、そういう方たちもたくさんいらっしゃるのではないかと思います。そういう方たちにもお声掛けをして、この支援員を増やしていく、そういうことが必要ではないのかな、  
そういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、幼・保・小の連携について、お伺いいたします。この情報交換会は非常に大事なこ  
とだと思います。本市ではどのようにして行っているのでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 幼・保・小情報交換会についてお尋ねですが、まず、新1年生への就学  
については、また、小学校入学後の生活や学習活動がスムーズに展開できるように、全ての  
小学校が幼稚園、保育園、または、療育施設等との連絡会や情報交換会を行っているところ  
であります。具体的には、小学校入学前に、幼稚園及び保育園等の関係者に学校において  
いただいて、学級編成をするための資料や配慮を要する園児等に関する情報等の交換を行っ  
ています。また、近年は小学校の先生方が幼稚園、保育園等を訪問し、保育参観をさせてい  
たきながら、やがて入学してくる子供さんたちの情報交換なども行っているところです。ま  
た、子供発達支援センターさつき園の親の会すくすくクラブですかね、では、直接小学校を  
訪問し、支援学級の施設参観や特別支援教育コーディネーター、または、支援学級の担任、  
低学年担任、管理職等との情報交換も積極的に行っていると聞いております。

**○16番議員（高田チヨ子）** この情報交換会なんですけれども、学校によっては何回も情報交  
換会を行っているというところもあるようです。でも、全ての学校が何回もやっているか  
という、そうではないということのようだったんですけれども、それで父兄の方は本当に満  
足しているのかな、ということを思います。この質問の中の6番目も大体似たようなところ  
なので、一緒に質問をいたしますが、この情報交換会の連携のあり方を考えたときに、ど  
この学校でも同じように支援が受けられるようにすることが大事ではないかなと、そのように

思います。なぜかと言うと、あるところの学校に行ったらすごく手厚くしてくださった。だけど、別の学校に行ったら、そうですかで終わってしまった。そうしたときに、お母さん方は何でこんなに学校によって対応が違うんだらうって思われているようです。本当に学校によって対応の仕方が違う。そのことについては、どのようにお考えでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 相談会、また、意見交換会等については、何回やりなさいという、特に定めはないところでございますが、それぞれの学校に進学してくる園児さんの数とか、または、学校の状況、そういうことも勘案しながら、できるだけ学校に入って来た子供さんたちが、学校生活をスムーズにスタートできるようにという配慮の下に、連絡会は行われているものと思っております。私ども管理職研修会や特別支援担当者会等において、できるだけ子供の実態を把握し、できるだけ保護者の要望に寄り添った相談や支援を行うように指導をしているところです。各学校においては、幼・保・小連絡会だけでなく、いろいろ機会を捉えて行っているところですが、先ほど申しましたように、小学校に入学してくる園児たちの、または、保護者の不安を解消するためにも、保護者や園児の実態把握には努めていかなければならないと思っております。先ほど議員の指摘にもございましたけれども、学校によってそのような対応が違うということであれば、学校だけで判断せずに、教育委員会とも連携を密にして、指導していくように、学校を指導してまいりたいと思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 是非、どこの学校でも同じように、この情報交換会というのはしてあげてほしいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、就学相談会というのもありますけれども、この就学相談会については、どのように行われているのか、お伺いいたします。

**○教育長（西森廣幸）** 就学相談会の実施についてでございますが、特別な支援を必要とする園児や児童・生徒に対して、特別支援学校に進学した方がいいのか、特別支援学級に進学した方がいいのか、通級指導教室の方に通級して学んだ方がいいか、そういうことに対しての相談をする就学相談会でございます。毎年、9月から10月にかけて、市民会館や山川図書館、または、さつき園等で7回実施する予定にしておりますが、本日が第1回目の就学相談会になっております。この就学相談会には、指宿養護学校の先生方7名を相談員として招聘し、毎年約70名ぐらいの保護者が就学相談においていただいているようでございます。この相談会後に、当該園児が進学する予定の小学校長や、または、担当教諭、指宿養護学校教諭、保健師、小児科医等で構成する市教育支援委員会で審議をしていただき、適当と思われる進学先について、その結果を教育委員会の方に答申していただきます。教育委員会では、その結果を保護者に伝え、保護者の理解を得た上で、次年度就学する小学校が決まっていくこと、そういうような手続きで進めているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** お母さんたちが安心して我が子を小学校に送り出せるようにするのが、この就学相談会だと思えます。本当に子供のために、子供たちのためにこの就学相

談会でもしっかりと話し合いをして、お母さんたちに安心してもらえるようにしていただけたらありがたいな、そういうふうに思います。本市ではしっかりと取り組んでいることだとは思いますが、療育を受けているお子様をお持ちの御父兄の皆様は、毎日毎日が一生懸命、子供に向き合って、今日はこうだった、今日はああだった、本当に1日1日が宝のような毎日を過ごしている、そういうふうに思います。また、療育を受けている御父兄だけではなく、全てのお母様方がそういう1日1日を過ごしているのではないかと、そういうふうに思います。私の孫も一番下の子が来年1年生に上がります。本当にこの子が1年生になれるのだろうか、そういう思いはたくさんしております。そういう心配をなくすようにするのが、この幼・保・小の連携であり、就学相談であり、そういうものが全部、そこに、子供さんのこれからの未来のために繋がっていく、そういうふうに思うんです。市長、元教育者として、このことについて、市長の思いを述べていただきたいと思っております。

**○市長（豊留悦男）** 全く、議員の御指摘のとおりであります。障害者、それを持つ親の立場になって、そういう取組をしなければならないと思っております。特別な教育的支援を要する児童・生徒が増えている現実を見ると、このままではいけないというのは、議員と考えは同じであります。やはり、わかば等の、そういう療育施設、厚労省関係だろうと思っております。特別支援教育、文科省関係だろうと思っております。それぞれの担当する部署が違って、一緒になってどうしたらいいのかという話し合いの場を早急につくらなければなりません。中学生の通級指導、いわゆる療育指導、通級教室と言うんでしょうか、それも必要だろうと思っております。しかし、それをすることによって、今、やっているわかば等に経営的な負担、圧力、または、マイナス面になるようなことは避けなければならないと思っております。全く私的な考えですけども、中学生の通級教室、通級指導というのは、厚労省ではやっております。文科省関係ではどこがやっているか。指宿には特別支援学校があります。その中でできないものだろうか。つまり、これは各省庁の縦割り行政があるので、できるかどうかは分かりませんが、その可能性についても、今後、探ってまいりたいと思っております。

それと、この就学相談、大切にしなければなりません。幼・保・小の連携でございますけれども、これまでやっていることが、今後もこの特別支援教育、市全体でどう考えるかということでも考え直さなければならないと思っております。ある学校によっては、5月に幼・保の子供たち、幼児が来て、1年生の教室で音楽を一緒にしたり、国語の読み聞かせをしたりする学校もあります。そして、9月になったら運動会のプログラムに、2種目ほど加えて、お兄ちゃんたちと一緒に遊戯をしたりするところもあります。正月になったら、また、そういう授業をやっているところもあります。つまり、相談会、連絡会プラス、実際新1年生とそういう活動を通して、子供たちの実態を把握して、新1年になったときに希望を持って学校に行けるような取組をしているところもあるわけでありまして。いろんな可能性を探りながら、

今回、療育を含めた特別支援教育のあり方について検討する時期でもあろうかと思っております。今日いただいた、いろいろな意見がありますけれども、それについては、一つずつ一つずつ解決の方法を探ってまいりたいと思っております。

支援員の数という面もありました。今朝、私は学校教育課長を市長室に呼んで、この新聞の記事を読んでほしいということでコピーを渡しました。実は、非常に、今、確保が難しいわけでありまして。しかし、それとは反対に、特別な支援を要する、必要とする子供が増えていくとすれば、その人材をどう確保していくのかということのも必要だろうと思っております。今回、合併等が、学校の再編等がありますけれども、もし山川地区でそういうことがなった場合には、特別支援の支援員の数というのを確実に確保し、そして、それを教育課程の中で交流の活動として位置付けることができるだろうと思っております。様々な教育的課題を解決する中で、支援員、そして、療育、そういうものについては、解決の方法を探る、プラス実現するという方向で頑張りたいと思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。よろしく願いいたします。

最後に、私たちは毎日のようにいろんな方と話をしたり、話を聞いたりしています。先日読んだ書物に、言葉は人格の表れとありました。言葉はその人の人格の表れである。心の思いが、そのまま言葉に潜んでくる。同じ言葉でも、暖かさが伝わる場合もあるし、嫌な感情を残すこともある。言葉は発信のバネにもなるし、人間関係を断絶させる因ともなる。話す本人に悪意はなくても、聞く側には嫌な思いがする言葉もある。さりげない励ましの一言が悩みを打開し、再起するきっかけとなることもある。長年の友情が、無神経な一言で崩れることさえある。親しいからといっても、あまりにプライベートなことに介入したり、非常識な言動があってはならない。どこまでも1人を徹して大切にすることを語りかけられる人でありたいとありました。

以上で、終わります。

**○議長（福永徳郎）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時08分

**○議長（福永徳郎）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

**○19番議員（新川床金春）** 皆さん、こんにちは。19番、新川床、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、1番目、財政状況について。（1）公債費の現状と10年・20年後の推移等についてですが、総務省は、人口減少・少子高齢化等の社会情勢の変化や、地方分権の担い手となる基礎自治体に相応しい行政基盤の確立を目的として、平成11年以降、全国的に市町村合併が積極的に推進され、指宿市も財政状況が大変厳しいことから、山川町、開聞町と平成

18年に市町合併をしました。既に13年が経過し、市の財政状況は改善されたと思いますので伺いますが、公債費の現状と10年・20年後の推移についてどうなっているのか、答弁を求めます。

起債の現状と、今後の計画等についてですが、6月29日・30日、長崎県平戸市で地方議会改革フォーラムが開催され参加してきました。その時、主催者が公債費を超える起債を借ると借金が増え、自治体財政を圧迫し大変になると話されました。市の起債状況と今後の計画等について、答弁を求めます。

3番目の、指宿市公共施設等管理計画の進捗状況と、10年・20年・30年・40年後の公共施設等管理計画の財政シミュレーションについてですが、公共施設等総合管理計画での対象施設は、平成28年3月時点において144施設と報告を受けています。10か年計画の2か年半が経過しました。耐用年数が経過しているか、直近の施設の整備計画と財政シミュレーションについて答弁を求めます。

(4) 10年・20年・30年後の財政計画についてですが、サッカー場・多目的グラウンド整備事業や市民会館建設計画及び国直轄事業である指宿港海岸整備後の背後地の整備等が大きな事業として続きます。子や孫の代に元気な指宿を引き継ぐため、財政課は昼夜を問わず財政計画の中に取り組んでいると推察します。しかし、ここ数年、公債費を超えた起債の借入が顕著に表れています。市の基準財政規模を約200億円として試算した場合、10年・20年・30年・40年後の財政計画はどのようになっているのか、答弁を求めます。

2の、学校の教育備品整備等についてです。(1) 県内の電子黒板の活用状況と市の現状と、活用方法等はどうなっているのか、答弁を求めます。

2番目の、県内の書画カメラの利用状況と市の書画カメラの設置状況と活用計画等はどうなっているのか、答弁を求めます。

3番目、九州では佐賀県武雄市がITC教育の先進地として有名で、3年前に視察してきました。武雄北小学校では、タブレットと電子黒板を活用することで、児童が積極的に発言していました。市のタブレット型パソコンの整備状況と活用計画はどのようになっているのか、答弁を求めます。

3. 学校再編について。(1) 指宿市の小・中学校の再編計画等についてですが、指宿地域の懸案事項は、柳田小学校の児童が北中と南指宿中学校の二つに分かれて進学していたことでした。8月30日の山川地区の住民説明会で、柳田小の問題については、これまで協議を進めてきているとの答弁を伺いました。中学校の進学について、これまでどのような協議が開催され、また、経過と進捗状況はどのようになっているのか、答弁を求めます。

(2) 開聞地域の小学校再編についてですが、開聞地域の小学校は川尻小学校がまち興しをしながら、学校の存続を希望しています。これまでの経過と進捗状況について、答弁を求めます。

(3) 山川地域の小学校再編についてですが、山川小学校の再編は問題なくスムーズに進んでいると思っていました。8月30日、山川地区住民説明に参加しましたが、住民や保護者から不安を抱いている声が聞こえてきました。昨年まで大成小学校に子供を預けていた保護者が、学級崩壊の問題点を提起し、他校の方が事実について確認の質問をしたが、教育委員会は的確に答弁されなかったことに驚きました。今定例会に山川地区における小学校再編への対応に関する陳情書が提出されましたが、どのような問題点があり、徳光小を考える会から陳情書が提出されたと考えているのか、答弁を求めます。

以上で、1回目を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 今後の公債費の見込み額につきましては、合併特例債の活用期限が延長されたことに伴い、金額等の変更があるものと考えております。なお、20年後の推移につきましては、公債費は年次的に減少するものと考えているところであります。

次に、公共施設の総合整備計画でございます。進捗といたしましては、指宿市公共施設等総合管理計画策定の際に行った施設の簡易評価などを踏まえ、令和2年までに、長寿命化、複合化、集約化、用途廃止、既存の計画又は他の方針による決定の五つに分類し、個別施設計画を策定する計画としているところでございます。

以下、いただきました質問については、関係部長等が答弁いたします。

**○総務部長（有留茂人）** 起債の現状と今後の計画でございます。起債の平成30年度の決算額は約41億7,300万円となっており、財政シミュレーションにおける令和10年度の記載見込み額は約23億円となっております。その後の記載見込み額につきましては、合併特例債の活用期限が終了することから、令和10年度と同程度と考えております。

それから、財政状況についての10年・20年・30年・40年後の財政状況ということでございます。現在、財政シミュレーションは令和10年度まで作成をしております。なお、合併特例債活用終了後の予算規模につきましては、その後、約210億円代で推移をするというふうに考えております。また、令和10年度の公債費は約33億円、人件費は約42億円程度と見込んでおまして、20年から40年後については、社会情勢の変化や制度改正に伴う影響など、不透明なところがありますので、人口減少等踏まえると予算規模も縮小をしていくというふうに考えているところでございます。

**○教育部長（下吉一宏）** 県内の電子黒板の利活用状況を、まず、答弁をさせていただきます。県内自治体の電子黒板、プロジェクタ、デジタルテレビなどの大型提示装置の整備率は、平成31年3月現在で、普通教室では平均62.1%となっております。本市の小・中学校では、現在、94台整備しており、普通教室の整備率は77.0%であります。

続きまして、県内の書画カメラの利用状況と市の現状でございますが、県内自治体の書画カメラの整備率は、国・県の調査項目にないため把握できておりません。本市の小・中学校では、現在、55台整備しており、普通教室の整備率は45.1%であります。



続きまして、タブレット型パソコンの整備状況についてでございます。県内自治体のタブレット型パソコンのみの整備率は把握できておりませんが、ノートパソコンを含む児童・生徒用コンピューターは、平成31年3月現在で、児童・生徒3.3人に1台の割合で整備をされております。本市は、児童・生徒用コンピューターについては、概ね1クラスの最大使用数を上回るよう整備をしております。各学校の整備内訳は、8小学校と4中学校にタブレット型パソコンを整備しており、4小学校と1中学校にノートパソコンを整備しております。整備率としては、児童・生徒数6.2人に1台の割合で整備がされております。使用環境につきましては、授業では支障なく使用ができているものと考えております。

続きまして、学校再編の絡みでございます。指宿地域の小・中学校再編計画等について、その進捗状況でございますが、指宿地域の望ましい学校づくりの協議は、昨年6月に発足した、市望ましい学校づくり調整会議の各中学校区会議で協議を進めているところであります。指宿地域の各中学校区での協議状況は、まず、北指宿中学校区と南指宿中学校区について、教育委員会では、柳田小学校が中学校に進学する際に、2中学校に分かれて進学するという課題と捉え、柳田小学校の中学校区の変更や、小学校の通学区域の変更などについて調査・研究を進めているところであります。このことにつきましては、7月に公民館長会に出向いて、館長方の御意見を伺ったところですが、柳田校区は長い歴史をかけて築き上げてきた小学校区であることから大事にしてほしいという御意見もあったところであります。このことから、まずは、調整会議の柳田小学校区のみでの会議を開催して、委員の御意見を伺いながら、今後の進め方については検討してまいりたいと考えております。西指宿中学校区での会議では、過小規模校の解消を目指した小学校の集約について意見交換を進めるとともに、中学校の集約についても、教育委員会の案を示しながら協議を進めているところであります。協議状況といたしましては、具体的な集約年度は調整が難しいとしたものの、教科担任制の教員配置や部活動の選択の幅などを考慮すると、中学校の再編についても検討が必要ではないかといった御意見もいただいております。今後、西指宿中学校区会議として中間報告をまとめたいと考えているところでございます。

続きまして、開聞地域の件でございますが、開聞小学校区では、学校規模の適正化について、前向きな御意見を出されているところではあります。川尻小学校区では、川尻校区に小学校を残してほしいという要望があり、中学校区としての意見の集約に時間を要しているところでもあります。一方、中学校の再編については、両小学校区から再編を希望する御意見も出されておりますので、今後、開聞中学校区会議をしての御意見をまとめた中間報告の作成を予定をしているところでもあります。

それと、山川地域の件での質問でございました。8月30日の住民説明会で、住民や保護者が不安を持ったと。また、学級崩壊についての答弁がなかったということでございました。それと、陳情書がなぜ提出されたか、この三つの質問ではなかったかと思っておりますが、

学級崩壊につきましては、これはもう、委員会でも先般の一般質問でも答弁をさせていただきましたが、当日のその学級崩壊、不登校、いじめ、そういったものについては、過去のことを、5・6年前を中心にした質問でございましたので、そういったことについては、手持ちの資料もございませんし、過去のことでありますので、答弁ができなかったということになります。いろいろなこの30日の、その時点で答弁できなかったことにつきましては、再編だよりの4号に答弁、回答をしてございますので、そこを御覧いただければよろしいかと思えます。それと、陳情者、これは山川地域における小学校再編に関する陳情書のことだろうと思いますが、徳光小学校を考える会から陳情が上がってきておりましたけれども、これにつきましては、先般の本会議において取り下げがされた陳情でございます。この陳情がなぜ上がってきたかということでございますが、私どもといたしましては、市の方にも要望書が上がってきているわけでございますが、市の方の要望書については取り下げがされておられません。議会にあげられた陳情書については取り下げがされていると、そういった状況でありますけれども、私どもが分析した、今、時点での考え方でございますが、やはり、地域に対する郷土愛と子供たちの再編をすることによっての環境が変わることへの不安というのが1点。それと、徳光地域に学校を残していただきたいと、そういったものが文面からは推察をされております。陳情の内容でありますけれども、山川地域に小学校再編について、集約される学校において、学校名や通学方法に関わらずですね、教育方針や教育課程、行事内容、PTA会則等の詳細を公表すること。これにつきましても、先般の一般質問の答弁でも回答をさせていただきましたが、教育課程、それから、行事内容、こういったものにつきましては、現時点で公表できるものではございませんので、その陳情としてはどうかという疑問があるということで、先般、私の方からも疑問を呈した答弁をさせていただいたところでございます。答弁といたしましては、なぜ提出されたかということにつきましては、やはり、地域に学校を残していただきたい、それと、再編をすることによって子供たちの不安がある、そういったものが、市に提出されている要望書については、そういった内容で要望書が提出された、取り下げはされましたが、そういった内容で陳情書が議会の方にあげられたと、そういうふうに分分析しております。

**○学校教育課長（常深章）** ICT機器の活用状況についてでございます。大型提示装置等を活用し、教科書の資料を拡大表示したり、児童・生徒が調べたことやまとめたことを発表したりするなど、授業の中で生かしております。また、タブレットに関しても、理科や図画工作など野外で静止画を撮影したり、体育の授業で動画を撮影したりして活用しております。

**○19番議員（新川床金春）** ありがとうございます。

2回目の質問に入ります。財政状況について。合併特例債は当初10年間でしたが、国の意向で5年先述べされ、更に5年が延長されました。有利な起債ということで、これまで多くの事業で活用しています。4月1日時点の合併特例債の総借入額と、1年間の公債額と利息につ

いて、答弁を求めます。

○**財政課長（坂元一博）** 平成30年度、合併特例債につきましても、繰越分を含めまして16億5,940万円を借り入れまして、元利償還金につきましても6億1,620万6千円の償還を、合併特例債の年度末の残高は52億4,493万6千円となっております。

○**19番議員（新川床金春）** 総借入額を聞いていましたけれども、お願いします。

○**財政課長（坂元一博）** 平成17年度から平成30年度までの合併特例債の借入総額でございますが、87億1,830万の借入でございます。

○**19番議員（新川床金春）** 合併特例が10年間延期されましたが、今後の借入計画と10年後の公債額と、公債比率について答弁を求めます。

○**総務部長（有留茂人）** 起債の計画でございますけれども、今、財政シミュレーションにおいては、起債の限度額を42億5,000万というふうなことで、財政計画をしております。それから、その合併特例債が終わった後につきましても、借入額を23億円程度に抑えていきたいというふうに考えているところです。

○**19番議員（新川床金春）** 今年度の一般会計当初予算は252億1,100万でしたが、今定例会において14億4,310万4千円増額されました。補正後の一般会計は266億5,410万4千円です。平成29年度6月20日の市の財政状況及びサッカー・多目的グラウンド整備計画の現状等に関する説明会資料で示した内容が、出納財政シミュレーションを参考にするということでした。先ほども部長から答弁がありましたが、約210億円になるということです。合併特例債がなくなる8年後は収入が50億から60億減少します。これまでの合併特例債を支払っていくと大変なことになると思いますが、先ほどから限度額とかいろいろ言っておりますけれども、公債費と公債比率はどのようになっていくのか、答弁を求めます。

○**財政課長（坂元一博）** 平成30年度決算における実質公債比率は9.1%でございます。今後、12から13%台と予想されますが、健全化の基準値であります25%以内と見込んでいるところでございます。

○**19番議員（新川床金春）** 財政状況が大変厳しい時期は、平成20年度から22年度だったと思います。平成2年度と令和元年度の人口を比べると、人口は5,000人減少しています。平成2年度の地方債残高は、決算書を見ると、手元にあります、245億9,493万円でした。令和元年度の地方債現在高について、答弁を求めます。

○**財政課長（坂元一博）** 平成30年度決算における起債の残高でございますが、272億8,012万4千円となっているところでございます。

○**19番議員（新川床金春）** 31年度当初の現在高です。

○**財政課長（坂元一博）** 31年度の起債の残高でございますが、見込みとしまして283億1,772万2千円を見込んでいるところでございます。

○**19番議員（新川床金春）** 平成29年の地方債残高は、28年度より10億6,068万円増えて、258

億5,828円だったと思います。これは、ここに決算書がありますので、過去5年間の公債費の推移について、答弁を求めます。

○**財政課長（坂元一博）** 過去5年間の推移でございますが、平成26年度の公債費でございます。27億2,512万2千円。平成27年度が27億1,393万3千円。平成28年度が28億299万9千円。平成29年度が28億4,546万8千円。平成30年度が28億9,956万1千円となっているところでございます。

○**19番議員（新川床金春）** 先ほど述べましたが、公債費を超えた起債の借入を繰り返すと自治体の財政状況は悪化に進むと言われてました。今、公債費を聞きましたが、起債と公債費の差額について、答弁を求めます。

○**財政課長（坂元一博）** プライマリーバランスのことであると考えておりますが、本市が返済する元利償還金である公債費を除いた歳出と、借入額である市債を除いた歳入のバランスでございますが、平成30年度決算における実質的な交付税であります臨時財政対策債を除いても、借入額と公債費は6億6,393万9千円の赤字となっているところでございます。有利な合併特例債を活用することにより、借り入れに対する償還においては、プライマリーバランスは崩れますが、合併特例債の終了年度以降は市債借入額を償還元金の範囲内に抑制し、プライマリーバランスの黒字化を進めてまいりたいと考えております。なお、平成30年度決算における19市の状況においては、9市が公債費に対して起債が超えている状況となっているようでございます。

○**19番議員（新川床金春）** 隣の南九州市は公債費を起債が超えないように、3町対等合併だったので、南九州市はしているということで、財政規律が保たれているということでした。先ほど答弁もらいましたけれども、5年間の公債費と起債の差額と、総額で幾ら違うのか、答弁を求めます。

○**財政課長（坂元一博）** 平成26年度でございますが、実質的な交付税であります臨時財政対策債を除いた場合、平成26年度におきましては、13億4,400万円の黒字でございます。平成27年度は、5億8,800万円の黒字でございます。平成28年度は、1億7,500万円の黒字でございます。平成29年度におきましては、2億8,000万円の赤字となっております。平成30年度におきましては、6億6,300万円の赤字となっているところでございます。

○**19番議員（新川床金春）** 平成29年度の公債負担率は18%となっておりますが、平成30年度の公債費率負担率は幾らになっているのか、答弁を求めます。

○**財政課長（坂元一博）** 平成30年度の実質公債費比率でございますが、9.1%となっているところでございます。

○**19番議員（新川床金春）** 書類の見方がいろいろあるんですけれども、公債費負担比率ということで、実質じゃなくて、公債費負担比率ということで、以前、指宿市が財政が厳しいというときはここを確認していましたので、答弁を求めます。

○**財政課長（坂元一博）** 平成30年度の公債費負担比率でございますが、19.3%となっております。

○**19番議員（新川床金春）** 今、19.3%ということで答弁をもらいましたが、県内の自治体と比べてどうなのか、答弁を求めます。

○**総務部長（有留茂人）** 事前に県内の状況と、その公債費の状況というふうなものがありましたので、今、私どもが拵んでいるのは、財政の状況を示す4健全化判断比率の4指標について、その状況を確認をするというふうな状況でやっております。実質公債費率で、今、議論をしているというふうな状況でありますので、御理解をいただきたいと思います。

○**19番議員（新川床金春）** 以前、先ほども言いました、20年、22年の財政が厳しいときは、公債費率が20%を超えているからということで財政改革をしたと思います。ですので、実質といえば数値は下がります。なぜかと言うと、合併特例債で基金を借りて、それが貯金として残っている、そういうこともありますので、公債費率っていうのはですね、インターネットで出せば簡単に出てくるんですよ。ですので、後でいいです、また、この問題は後で済ませけれども、担当職員に出してもらってください。よろしく申し上げます。

次に、起債の現状と今後の計画について。先ほど、合併特例債が60億ある中で87億借りているということでした。今後も借りていきますと、限度額まで行くと思います。指宿はどうなっていくのかなという思いもします。6月29日、参加した地方議会改革フォーラム in 平戸では、主催者がですね、大変なことになるんだよということを言っていました。指宿の現状は、合併特例債を満額借りた場合、本当に大丈夫なのか、答弁を求めます。

○**市長（豊留悦男）** 今回の財政状況に対する質問、その意図というものはなかなか図りかねますけれども、安定的な財政運営をするというのは、行政の一つの役割でもあります。なぜこのような状況、そして、破綻をするような状況というのを招く恐れがあるのかということ、そのことについては、私は理解に苦しむところであります。つまり、2008・9・10・11年、財政状況を考えてください。財調は一桁だったわけでございます。例えば、一番苦しいときには、6億か7億だっただろうと思います。正式な数字ではありませんので、後ほど議員が確かめてください。つまり、それ以降、やるべき事業はやるべきときにやる、私はそのように言ってまいりました。なぜ特例債、合併特例債、有利だからこそ環境政策というのはやりたいと。産廃等は都城とか県外に運んでいた時代があります。それだけはやめようと。汚泥処理センター、安定型の処分場、リサイクルセンター、それだけで100億を超えたわけであり。それと、山川地区の上水道、いわゆる、水道管の布設替え、そして、学校環境においては、耐震改修じゃなくて、これは大規模改修をしようと、運動場の土も替えようと、そういうことで、大きな事業をやってきたつもりでもあります。それどころではありません。潟口ポンプ場については、皆さん方のいろいろな意見があつてなかなかできなかった。そのこともやったではありませんか。つまり、この庁舎の大改修もそうです。様々な事業をやっ

た、やるべきときにやることによって、将来的な財政負担を少なくしようという考え方であったわけです。サッカー場に関する問題で、恐らくこの財政状況に対する質問があったのだらうと思いますけれども、やはり、一つの事業を根拠にして、財政が厳しい、これからは大変なことになるという、そういうことだけは言わないでいただきたい。それが、私の今の質問に対する回答であります。

**○財政課長（坂元一博）** 財政状況で確実に大丈夫かということであろうかと思えます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成21年4月から施行されました。地方公共団体は、毎年度、市の財政状況を判断する基準として設けられた四つの指標でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を監査委員に付した上で議会に報告することとなっております。健全化判断比率において、基準値以上の場合は、財政健全化計画等を策定し、議会の議決を経ることとなっております。平成30年度決算においても、いずれも基準値内となっているところでございます。国が定めた基準値内の範囲内であれば大丈夫であると考えているところでございます。

**○19番議員（新川床金春）** 市長、私はサッカー場で言っているわけじゃなくて、これから言う3番目の指宿市公共施設等管理計画の進捗と10年・20年・30年・40年後の公共施設等管理計画でですね、今後、10年間、毎年40億いるっていうことが出ているんですよ。サッカー場はもう決まったことなんで言っていない。今後、毎年40億いる、このような財政の中で大丈夫なんですかと聞いてますから、勘違いしないでください。平成24年の第1回定例会で、今後40年間に1,613億円の施設の更新費用が発生すると発表し、年平均40億の施設整備が必要とのことでした。10年・20年・30年・40年後の公共施設の管理計画の財政シミュレーションは、40年と言ったら長いでしょうけれども、それだけの試算をしたわけですから、シミュレーションあると思えますので、予測でいいですので答弁求めます。

**○総務部長（有留茂人）** 管理計画による財政シミュレーションというふうなことでございます。この指宿市公共施設等管理計画につきましては、現在の全ての建物やインフラ施設を更新、新しく新築したり、新しく造ったりするとした場合について、その費用が必要であるというふうなことを言っているわけでございます。そのようなことから、早急に個別の計画も合わせて作っていくというふうなことでの計画であるわけですので、市の財政シミュレーションにつきましては、この合併特例債活用の終了年度以降の市の予算総額とすれば、約210億円代ということで計画をしております、20年・30年・40年後も、現在のところは、この予算総額210億円代というふうなことで考えているところであります。

**○19番議員（新川床金春）** 指宿市公共施設等管理計画、議員の皆さんのタブレットには入っていますが、56ページに大規模改修を行い、長寿命化を図って、2025年度までに116億円削減する計画ということになっています。もう2年半経ちました。10年間で116億円削減する計画はどのようになっているのか、答弁を求めます。

○**総務部長（有留茂人）** 指宿市公共施設等総合管理計画というふうなものをまとめまして、その後、令和2年度までに長寿命化、それから、複合化、また、集約化、それから、用途廃止、それから、既存の計画又は他の方針による決定というふうなもので、五つに分類をされた個別施設計画を策定するというふうなことにしております。ですので、この個別計画を策定して、その費用というふうなものも縮減を図っていかなければならないというふうに考えているところであります。進捗につきましては、それぞれの施設が廃止をしたりとか、耐用年数が来たときに、それを更新するのか又は廃止をするのか、集約をするのかというふうなことになりますので、個々の施設の耐用年数が来た時点でないと、なかなか進捗状況というふうなものは出てこないというふうに考えております。

○**19番議員（新川床金春）** 私がさっき言った、指宿市公共施設等管理計画の中にはですね、30%削減をすると。今、部長が言ったことで、1,613億円の30%を削減するということで、削減した場合に年30億円いるんですよ。それはどうなるのか、答弁を求めます。

○**総務部長（有留茂人）** 30%削減をするというふうなことで計画をしているところであります。先ほど言いましたように、40年を見据えた中での30%というふうなことでございます。ですので、目標を達成するためにはですね、先ほど言いました五つの分類に分けた、今後、個別施設計画というふうなものを作ってまいります。その中では、複合化、違う施設を一緒の建物にするとか、あとは集約化、同じ目的のものを一つにまとめるとか、あるいは、その目的を達成したものについては用途廃止をするとかいうふうな形でですね、維持管理費、それから、新設の伴う建設費等を抑えていくというふうなことでございます。それにつきましては、緊急度、優先度、それから、市民のニーズに沿った形でですね、それぞれ市民の意見を聞きながら考えていきたいというふうに思います。

○**19番議員（新川床金春）** 指宿地域に6小学校区があり、校区公民館があり、市民の拠り所となっています。以前は市の避難施設と位置付けられていた施設が、現在は避難施設となっていない校区公民館が何施設あるのか、答弁を求めます。

○**総務部長（有留茂人）** 校区公民館につきましては、現在の2017年度版のハザードマップで計78の避難施設を指定しております、校区公民館については、指定を現在しているところでございます。

○**19番議員（新川床金春）** していないところが何か所ありますかと聞いています。

○**総務部長（有留茂人）** 指宿地域の校区公民館につきましては、一時避難所に指定をしているところであります。それから、山川・開聞地域については、それぞれの集落センターの中に入っております、指定をしているというふうなことでございます。

○**19番議員（新川床金春）** それでは、魚見校区公民館は指定に入っていますか。今年の豪雨のときには放送されませんでした、大変だなという地域住民の声がありましたけれども、答弁を求めます。

○**総務部長（有留茂人）** 魚見校区公民館につきましては、一時避難所ということで、風水害、津波の避難所というふうなことで指定をしております。その災害の状況、台風であったり、それから、豪雨があったわけですが、それぞれの状況を見て、また、避難者数、過去の避難者数を見まして、その避難所というふうなものは開設をしているという状況でございます。

○**19番議員（新川床金春）** (4) 10年・20年・30年・40年後の財政計画ですが、先ほども言いました、合併特例債があと8年、そして、公共施設の管理計画が40年間で、シミュレーションでは1,618億円。それをいろいろと調整し、30%削減するということですが、210億円の予算規模で30億とか、そして、これまで借りた合併特例債を償還していきますと、本当にいろいろな事業ができるのか心配しますが、どうなっていくのか答弁を求めます。

○**総務部長（有留茂人）** 今後の財政運営でございますけれども、歳入に見合った歳出構造への転換を図っていかねばならないと思っております。各事業における緊急度、優先度、それから、市民ニーズ等を勘案しながら、市全体の事業の中でのそれぞれの事業のバランスを考慮しながら、総合的に事業の峻別や調整、それから、目的を達成した事業につきましてはスクラップをしていきながら、また、新たな市民ニーズに応えるべく、新たな事業のビルドというふうなことで、スクラップ&ビルドも考え、事業重点化の徹底を更に推進しながら、健全な財政運営を今後もしていきたいと思っております。

○**19番議員（新川床金春）** 今、財政健全化に取り組むチャンスかなと思っております。この前行った平戸市では、シム2030年課、今はシム復興課というのをやっておりました。平成30年10月末で全国30都道府県を巡り、90回の講演を開催し、財政健全に役立っていますが、シム復興課かシム30について、把握しているか答弁を求めます。

○**総務部長（有留茂人）** ただいまの質問の趣旨がよく分かりませんで、もう一度お聞きしたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○**議長（福永徳郎）** ただいまの反問については、これを許可いたします。  
新川床議員、もう1回、質問の方をお願い申し上げます。

○**19番議員（新川床金春）** 地方自治体の財政状況が厳しいということで、まずはじめに、シム2030は熊本県庁の職員が考案し、それを改善したのが福岡市で、福岡市がシム福岡ということで全国展開しています。財政改革に繋がる事業ですが、そういうことを知っていますかと聞いたところです。

○**議長（福永徳郎）** 回答の方は、それでよろしいですか。  
では、答弁を続けてください。

○**財政課長（坂元一博）** シムのことでございますけれども、以前、指宿においても、シム福岡というところで、何年前でございますが、4・5年前だったと思っておりますけれども、研修に行ったところであり、承知しているところでございます。



**○19番議員（新川床金春）** シム福岡は、ある過疎自治体を舞台に、2030年度までの16年間に5年ごとに起こる課題に対し、6人が1チームとなって行う対話型シミュレーションゲームで、今、財政課長は体験したようではありますが、これは市民も含め、職員も含めて体験できるシミュレーションゲームです。財政が厳しいから何を削るか。そして、このシミュレーションの中では、公債費を超える起債はできないということでやっていますが、財政改革するために、指宿市にですね、シム福岡の方々を呼んで、実地体験をする考えはないか。福岡の方はいつでも呼んでくだされば何うということ聞いています。土日ですけれども。財政改革を行う上でやる考えはないか、答弁を求めます。

**○総務部長（有留茂人）** 本市におきましても、その公債費の状況、それから、起債の状況、全体の事業の状況、それから、指宿市の今後の在り方の状況、そういうものを見据えて予算を編成しているところであります。ですので、そこの取組というのは参考にいたしますけれども、指宿市としては、そういう状況等的確に把握をしており、また、財政シミュレーションにおきましては、起債等の限度額も設けて、将来的には有利な合併特例債が終了するわけですけれども、その時点においては、プライマリーバランスも黒字化するというふうなことで見据えておりますので、現在のところ、本市のそういうふうな運営の在り方で進めていきたいというふうに思っております。

**○19番議員（新川床金春）** 今、プライマリーバランスが黒字になるということですが、この公共施設の管理計画をやっていくと、本当に大丈夫なんですか。要するに、他の事業はできなくなる。それか、耐久年数が過ぎた建物を整備もしないで置いていくのか、どうなのか、どのような計画になっているのか、答弁を求めます。

**○総務部長（有留茂人）** この計画につきましては、国の通知にもありますように、個別施設計画については、令和2年度までの策定を目指すことと通知をされているところであります。これらを踏まえ、策定を、今現在、進めております。その策定を行いながらですね、健全な財政運営というふうなものもやっていかなければならないと思っております。

**○19番議員（新川床金春）** 時間の都合上、学校再編等を先にさせていただきます。

指宿地区の小・中学校再編計画についてですが、平成30年12月、北・南・西指宿中学校の合同会議がありました。会議の中で、柳田小学校の通学方法について、早期解決を望んだ方が多かったですが、柳田地域の方にどのような説明をして、先ほどは館長たちの話もありました。どのような意見があったのか、答弁を求めます。

**○学校整備室長（中島裕一）** 柳田小学校区の通学区域の変更につきましては、校区の変更にも繋がることから、地域の方々の御意見を伺いながら慎重に進めているところでございます。その館長さんのところで御意見を伺ったのはですね、今、申し上げましたとおり、小学校の再編に伴います、小学校区の通学区域の変更をいたしますと校区の変更にも繋がる、そのことについて、校区の方としてはどのような御意見があるか、そういったことをちょっと伺っ

たところでございますが、先ほど部長の方から答弁がありましたとおり、長い歴史があるから大事に取り扱ってほしいというような御意見があったところでございます。

**○19番議員（新川床金春）** 平成30年12月6日のときも、柳田校区は触らない方がいいんじゃないかなという声も出ました。今のままでいって、西指宿中学校、池田小学校、今和泉小学校をどこに持っていくのかというのを先に、柳田小学校がどっちに行くか決まれば、そういう学校再編が進むと思いますが、しっかりと柳田小学校区の合意形成を、残すのかどうするのか、いつまでにする考えがあるか、答弁を求めます。

**○学校整備室長（中島裕一）** 指宿地域の中学校区再編調整会議につきましては、西指宿中学校会議、南指宿中学校会議、北指宿中学校会議と三つの会議に分かれております。それぞれ分かれて御意見を伺っているところもございますが、指宿地域につきましては、広域的な御意見、つまり、各中学校区の範囲だけでなく、指宿地域全体での再編に関する御意見があるところでございます。このことから、協議を先に進めております西指宿中学校区での中間報告の作成、それから、今、申し上げました柳田小学校区の調整会議を開催いたしまして、今後の進め方についての教育委員会としての素案を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

**○19番議員（新川床金春）** 次に、開聞地区の小学校再編について伺います。川尻地区は、地域でまち興しを行い、学校の存続のために活動しています。開聞地区の小学校再編、中学校を交えた協議はどのようなことがあり、どのような意見が出されたのか、答弁を求めます。

**○学校整備室長（中島裕一）** 開聞地域におきましては、開聞中学校区の調整会議を設置してございます。その調整会議の中で、基本方針に基づく進め方について、反対的な御意見が多くございます。7月でしたけれども、それぞれの、今度は小学校区の会議に分かれてですね、御意見をいただいております。これらの御意見をまとめまして、今後、また、開聞中学校区会議での中間報告書を作成することとしております。そして、これらの報告を受けて、教育委員会としましては、今後の方向性を示して、中学校会議での改めて御意見を伺うこととしてございます。そこでのそれぞれの小学校区での御意見としましては、やはり、開聞小学校区の方からですけれども、現実的に川尻小学校区との再編については、今現在の状況を見るとなかなか難しいんじゃないかとかあります。それから、中学校区の統合について、協議を急いだ方がいいんじゃないかというような御意見も伺っておるところでございます。川尻小学校区の方につきましては、地域も保護者も反対する方が多いということで、これにつきましても、川尻小学校の方も中学校区の再編については、検討は必要じゃないかというような御意見があるところでございます。

**○19番議員（新川床金春）** 次に、山川小学校区のことについて伺います。山川地域の小学校再編について、山川地域の調整会議の皆さんが山川地域のために御尽力いただいたことに対して敬意を込めて感謝申し上げます。本当に御苦勞様と思います。私をはじめ、多くの議員

は、学校再編に対して、絶対に反対ではないと思います。しかし、再編の在り方について、いろいろ疑問があったので、今回、いろんなことが起きました。先ほど部長は4・5年前ということでした。昨年まで大成小学校に子供を預けていた元保護者が、大成小学校の学級崩壊を説明会場で提起し、他の方が大成小学校は本当に学級崩壊しているのかと確認しましたよ。私は同僚議員に頼んで、この方からいろいろと聞いていただきました。実際、昨年いた方で、上の方は3年前には小学校におったんですよ。この子供たちの実体験を基に質問していましたよ。どこで5年というふうに判断したのか、答弁を求めます。

**○教育部長（下吉一宏）** 会場において、当初、高校に上がった娘が小学校の時代とか、そういう話でございましたので、私どもといたしましては、相対的に過去の話をしているんだろうなという捉え方で、なかなか答弁ができなかったということでございます。

**○19番議員（新川床金春）** 2人の子供が4年前からいじめにあったりいろいろしていて、それを誰も助けてくれなかったということですよ。本当に残念なことだと思います。今の現状は、何も無いということで委員会で話を聞きましたが、ここ1週間か10日で、大成小学校で3名の方、児童が怪我をされたという情報は入っていないのか、答弁を求めます。

**○教育長（西森廣幸）** 昨日、大成小学校の運動会がございました。その折に、校長の方にそういう怪我をした子供の保健室での記録、そういうのは残っていないのかと、そういうこともお尋ねしたところですけども、そのような保健室の記録はないと。しかし、心配されることでもあるので注意しておいてくださいと、それは学校の、また、調査をお願いをしていかなきゃいけないと思います。

**○19番議員（新川床金春）** 山川の大成小学校の保護者が保育園とかいろんなところでこんなことがあったという情報が、私を含めて何人かの議員のところに届いています。しっかりと把握していかないと、子供たちの安心・安全は保てないと思います。今は怪我、ちょっとした怪我かもしれませんが、高い所から突き落とされたら大変なことになりますよ。そういうことも含めて、再度、大成小学校に、運動会で会ったかもしれませんが、こういうことを情報等ありますよということで、聞く考えはないか、答弁を求めます。

**○教育長（西森廣幸）** 先ほども申し上げましたけれども、子供たちの楽しい学校生活を保っていかなければならないわけですので、そういう事実があったかどうか、改めて学校の方に調査し、報告をするように指導してまいりたいと思います。

**○19番議員（新川床金春）** 委員会で山川地区の調整会議の内容はホームページで提示しているということでした。ホームページをどれだけの山川地区民が見ているのか、どのように取っているのか、答弁を求めます。

**○学校整備室長（中島裕一）** ホームページの閲覧者数についての御質問かと思いますが、山川地区のということで、ちょっと特定はちょっと厳しいところでございますが、現在の調整会議の会議の資料を閲覧している方が217名、それから、再編だよりを閲覧している方が162名

という形で把握しているところでございます。

**○19番議員（新川床金春）** 委員会終了の翌日、山川支所に出向き、職員に学校再編の調整会議の会議録を閲覧していますかと数名の方に確認しました。見ているという方は2名でした。7名のうち、2名しか見ていない。それも、元管理職の方とか、いう方に聞きました。7名で2名しか見ていないっていうことは、大多数が見ていないっていうことになります。特に職員が見ていないんですよ。市民がパソコンのどこにあるとか分からないと思いますが、なぜ、今、室長が言いました、山川の再編だよりを全戸数に配布していますけれども、問題がないように丁寧な説明をするために、会議録を要約して全戸配布、なぜしなかったのか。再編がうまくいかなかったら大変なことになるという思いがあれば、再編だよりじゃなく会議録をオープンにしていくべきだったと思いますが、教育長、そのような指示はしなかったのか、答弁を求めます。

**○教育部長（下吉一宏）** ただいまの質問は、調整会議の状況をなぜペーパーにして配布をしなかったかという御質問であろうかと思えます。この調整会議につきましては、昨年6月に発足しまして、議論をしてきているわけでございますが、6月に発足したのち、保護者説明会を9月、10月まで開催をしております。この保護者説明会は、まず、市教育委員会が策定した、望ましい学校づくり基本方針の趣旨、適正規模がなぜ必要なのか、そういったものを縷々、保護者の方々に知っていただくために行ったものでございます。行う前におきましては、どういったことが心配なのか、どういったことが分からないのか、そういった事前のアンケートもして、各地域、そのアンケートに基づいて、各地域それぞれの説明を行ってまいりました。そういった作業をいたしております、実際、具体的な協議内容がされたのはそれ以降でございます、30年度において、なかなかその方針的なものというものは、まだなかったわけでございます、なかったというか、まだいろんな議論がされている中でございましたので、不確定なものを市民の方々にペーパーで流して、かえって不安を煽ることになりますので、この調整会議の内容につきましては、ホームページで資料、会議の内容、そういったものを公開すると。このことにつきましては、9月26日の第2回の調整会議の中で、調整会議員の委員の方々にですね、ホームページで流しますよと、そういうことで、そういった問い合わせがあった場合においては、それを見ていただきたいと、そういうことで、ホームページの周知もしてございますので、要は、まだ不確定ないろんな状況の中で、そういった内容を市民に流すべきではないと、ペーパーで流すべきではないということで、ホームページのペーパー化についてはしなかったと、そういうことで御理解をいただきたいと思えます。

**○19番議員（新川床金春）** 大成小学校の教室の耐用年数はどのようになっているのか、答弁を求めます。

**○教育部長（下吉一宏）** 学校の校舎等につきましては、耐用年数が60年となっているところで

ございます。

○19番議員（新川床金春） 大成小学校はどうなっているのかと聞いています。

○教育部長（下吉一宏） 大成小学校につきましては、管理棟が36年、37年に建てられておりまして、教室棟が35年、36年、特別教室棟が昭和53年、体育館が45年となっておりますので、一番古いところにおいては58年が経過していると、そういった状況でございます。

○19番議員（新川床金春） 平成28年第3回教育委員会定例会で、委員から学校自体の建物が古くなっている。学校の建物は何年経っているのか。耐震化とかはしているのか。何年しか使わないところにお金をつぎ込むのかと、そういう視点のものは載っていましたかという、ここに第3回教育委員会定例会の書類があります。これを見ますと、大成小学校は来年、耐用年数が来ますよ。間違いないのか、答弁を求めます。

○教育部長（下吉一宏） 今、58年経過ということでございますので、来年か再来年には耐用年数の60年が来るということになろうかと思えます。

○19番議員（新川床金春） 大成小学校の耐用年数は、来年か再来年来るということですが、この書類には平成32年と書いてあります。これは教育委員会の書類ですよ。これに32年と線を引いてありますよ。間違いないのか、答弁を求めます。

○教育部長（下吉一宏） ただいまの質問の内容が分かりませんので、反問権の許可を願いたいと思います。

○議長（福永徳郎） ただいまの反問については、これを許可いたします。

新川床議員、答弁をもう1回、お願い申し上げます。

○19番議員（新川床金春） 平成29年第3回定例会、29年3月23日に行われた会議録です。これは、インターネットで見ます。そして、調整会議の4回、5回とか、いろいろ問題点は印刷してありますけれども、これにも重要なことがありましたのでプリントアウトし、ですから、分かりますか、このときに言われて、その後にもまた質問もあるんですけども、どうか答弁をお願いします。

○教育部長（下吉一宏） 反問権の許可をいただきましたので、ただいま議員がおっしゃった、第3回定例教育委員会、これが何年度のやつなのか、何年、何月の開催のやつなのか。それと今、32年という数字が出されましたけれども、この32年の意味するところがどういうことなのか、この2点について、もう1回、質問の内容を確認をさせていただきたいと思います。

（発言する者あり）

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時21分

再開 午後 0時25分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

先ほど、再反問についての教育部長よりお願いがあったわけですが、これについて、新川

床議員より、資料によって説明したということで、それで教育長、よろしいですか、この件については。

**○教育部長（下吉一宏）** ただいま資料を提示いただきまして確認しましたが、要は、大成小学校の耐用年数が一番古いやつでいつ来るのかという趣旨であろうかと思えますけれども、平成32年度という資料に載っていますが、ということは、令和3年の3月いっぱい60年を経過すると、そういうことでございます。先ほど私が答弁申し上げたのは、ここ1・2年で耐用年数に達するというので、何ら私の答弁と、ただいま議員が提示された資料とは不都合はないということでございます。

**○19番議員（新川床金春）** それでは、大成小学校を仮に再編した場合ということで聞きますが、大規模改修したとき、今、予算にも出ていますが、バスの駐車場用地、そして、昇降用の階段とか、そういうのを整備する計画みたいですが、予算としてどのぐらいを考えているのか、答弁を求めます。

**○教育部長（下吉一宏）** 現在、大成小学校の老朽化対策ということで設計をしておりますので、数字的なものはまだ確認ができておりませんので、この場において数字的な答弁はできないところでございます。

**○19番議員（新川床金春）** 数字が出ないということでしたが、私の手元の会議記録にですね、但し、大規模改修や耐震補強工事を行っても、耐用年数は伸びないため、いずれは改築を行わなければなりませんと記載されております。いずれするんだったら、ここに数億円つぎ込むよりも、私は、山川小学校の子供たちのために新設の小学校なり、小中一貫校を山川の調整会議に話したのか話さないのか、そういうことはどうですかということ提案したのかどうか、答弁を求めます。

**○教育部長（下吉一宏）** まず、小中一貫校の話をしたのかということでございますが、この件につきましては、調整会議の委員の方から、過去に小中一貫校の施設の建設の話があったよねということがございまして、それについては、そういうやり取りがあったことは事実でございまして、そのときの答弁といたしましては、やはり、小中一貫校の施設を造った場合には10年以上かかりますよねということで、今、問題になっているのは、現在の子供たちのために適正規模の学校を造る、それが先決ということでございまして、これにつきましては、まず、基本方針を定めた段階で既存校に集約をするということで、議会の皆様方にも素案の段階から、そしてまた、基本方針が立てられたその時点でも、これまでもずっとこの説明をいたしている案件でございまして、また、調整会議の中でも、既存の学校に集約をするということで調整が図られ、また、保護者説明会、そしてまた、住民説明会においても、この既存校の一つに集約していくんだということを縷々説明した中での作業が進められてきております。現段階において、新しい学校を造るとか、そういったことの話が出てくること自体が、私どもはなぜかなということで、もうそういうことで、既存校を活用した再編を図るん

だということで、一貫して説明がされておりますので、現時点において新しい学校を造るか、そういったことにつきましては、毛頭考え方は持っていないところでございます。

○19番議員（新川床金春） 議事録にですね、何年かしかいないところにお金をつぎ込むのかと書いてあるんですよ。そして、先週の金曜日、一般質問のときに、山川地区の区長さんと話したときに、小中一貫校がでくったろうかという認識でした。答弁を求めます。

○教育部長（下吉一宏） 小中一貫校の施設の建築につきましては、現在の基本方針の中にも、今後、調査・研究を進めていくという表記がございますが、それは調査・研究をするということございまして、それがいつできる、そういったことの内容ではございません。

○19番議員（新川床金春） あと何年しか使えないところに多額の貴重な市民の税金を無駄につぎ込むのは、市民は納得しないと思います。やっぱり、山川地区に小学校を再編するのであればですね、合併特例債がある間にですね、新設の小学校か、山川中学校を使った小中一貫校か、検討した方がいいと思いますが、教育長、検討する考えないか、答弁を求めます。

○教育部長（下吉一宏） 今、議員の方から、あと何年かしか使えないということでございますが、この耐用年数というのは減価償却のための年数でございまして、物理的な耐用年数というのはこれよりもずっとまだあるわけでございますので、現在ある学校を活用して、するというの一番ベターなやり方ということで、これまでも説明会もしてまいりました。そうすることで、大方の方々の理解を得て、今回の学校再編の議案も提出をされているわけございまして、市民が納得しないと、それはもう、それは100人いれば1・2名はそういった方もいらっしゃると思いますけれども、議員は法定耐用年数の60年を指されて、そういう話をされていると思いますけれども、これまでも大規模改修や耐震工事もしております。また、物理的には、この耐用年数を超える年数使えるということになっていきますので、あと何年かということについては、これは否定をさせていただきたいと思います。

○19番議員（新川床金春） それでは、この会議録に載っていることはどういうことなのか、答弁を求めます。

○教育部長（下吉一宏） 会議録に載っているということですが、私どもはその会議録がどういったことが載っているか分かりませんので、答弁はできないところでございます。

○19番議員（新川床金春） 自分たちがやった会議、それに載っていることを分からないというのはどういうことなのか。調べてください。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時33分  
再開 午後 1時38分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

○教育部長（下吉一宏） 議員がお尋ねになりました会議録につきましては、平成29年3月23日に開催されました、平成29年第3回教育委員会定例会における発言の部分でありました。こ

のときに協議しておりました議案は、基本方針の策定前の段階となる推進委員会の中間報告について、教育委員会に提案したときの発言であり、教育長の方から、教育行政の方向性として、小中一貫教育を充実させるための小中一貫校の新設についてという発言に対して、当時の教育委員から建物が古くなっているが、それをそのままの形で、何年かしないところにお金をつぎ込むのか、そういう視点のものは掲載されていましたが、載っていましたかという、基本方針に盛り込む内容についての質問でございました。この質問は、基本方針を策定するに当たっての教育委員からの御意見であり、これを受けて、財政的な面や中・長期的な視点などを考慮し、既存校を活用することと、施設改修や長寿命化が必要と当時は答弁をいたしております。なお、耐用年数が経過したからといって、その建物が使えなくなるということではありませんし、財団法人建築学会の資料によりますと、鉄筋コンクリート造の建物は70年から80年程度は使用が可能とされております。また、長寿命化改修工事を実施することによって、更に使用できる年数が伸びることになっているところがございます、全く問題はないと考えております。

**○財政課長（坂元一博）** 県内の19市の公債費負担比率の状況でございますが、平成30年度は公表されていないため分かりませんが、平成29年度におきましては、公債費負担比率、指宿市は18%、20%超が1市ございます。平均としましては16.3%という状況でございます。

**○19番議員（新川床金春）** 指宿地域にはすばらしい丹波小学校ができています。山川地区の活性化のため、60年、70年先を見据えた新設の小学校か、小中一貫校を建設する考えはないか、市長に答弁を求めます。

**○市長（豊留悦男）** 学校再編等について、議員の方から再編そのものには反対ではないという趣旨をいただきました。ありがたいことでございます。つまり、学校再編という基本的な幹が基本方針であります。幹が出たあとに、いじめの問題、通学の問題、バスの問題、それは協議してやるべきだろうと思います。最終的には、私は、総合教育会議の責任者でありますので、中学校も一緒になった小中一貫校というのはいいだろうと考えております。その理由を1に述べます。大きく教育の内容が変わってまいります。そのときに、子供たちは、教科担任制を含めた専門の教育を小学校のときから受けるべきだ、それは教育の私の信念でもあります。あと一つは、芋こじという言葉聞いたことがあろうかと思えます。芋こじというのは、芋を桶に入れて、きれいにする芋こじという言葉であります。芋こじ運動というのは剛柔教育の薩摩からの受け継いだ教育的な伝統であります。どういう意味かと申しますと、子供たちはお互いが切磋琢磨することによって、将来に夢を抱いた、逞しい夢を持った青少年が育つという、それを芋こじ運動と言います。つまり、子供が少ない、芋に例えて誠に申し訳ございませんけれども、そういう教育的な運動がありますので、芋こじ運動と言わせていただきましたけれども、できるだけ多くの友達の中で学び遊ぶことによって、友達の触れ合いできれいになるという、磨かれるという意味は育つという意味であります。これは変わ



らない薩摩の伝統的な教育でもあります。そういう意味で、私は芋こじ運動を推進するためにも、小学校、中学校、一緒になって多くのことを触れ合いの中で、集団の中で学び取るというのは極めて大切だろうと思います。学校再編という大きな幹ができたあかつきに、様々な議員、指摘をするようなことは解決できるだろうと思います。教育課程はどうするのか、学校、教育目標はどうするのか、そういうのは先行して、なかなか本筋の学校再編というのに辿り着かないのが現状であります。やはり、学校をどうするのか、古くなった校舎をどうするのか。それは、子供の安全を第一に、そして、すばらしい環境を子供たちに提供する、教育環境を提供するというのは行政の役割でもあります。その後、大成小学校の古くなった、耐震改修等をした校舎の使い道、高齢者の支援センターなり、児童クラブなり、放課後児童クラブなり、様々な使い方、用途はあろうかと思えます。今だからこそ、子供たちに、将来に負担を残さないような学校のあり方というのを考えるのは今だろうと思っているところであります。様々な意見があるというのは十分承知であります。その意見、懸念材料というのは確実に解決できるように努力をしております。また、それが教育行政の大きな役割だと思いますので、是非理解をしていただき、今回の再編というものについては、議員の皆さんには賛成をしていただきたい。その上で、問題点は抽出して、解決方法は私どもで示したいと思えますから、是非よろしくお願ひしたいと思えます。以上です。

(発言する者あり)

- 市長（豊留悦男）** 将来的には、山川中学校、開聞中学校、そして小学校といった義務教育、いわゆる一体校、一貫校を目指したいと思っております。
- 19番議員（新川床金春）** 山川中学校はクラスが20クラス、部屋が空いているそうです。山川中学校は。ですけれども、山川中の中に小中一貫校をしたらどうかなと思います。懸念するのが交通事故とかいろんなものがありました。交通量の少ないところ、地域住民の声をしっかりと聞いて、私はやるんだったら賛成しますけれども、今のところだったらちょっとどうかなと思いますので、そのところを、山川の調整会議がまだあると思いますけれども、しっかりと。
- 議長（福永徳郎）** 時間がまいりましたので簡潔にお願いします。
- 19番議員（新川床金春）** やっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。
- 教育部長（下吉一宏）** バスターミナルの関係が出ました。現在、計画としては、大成小学校の西隣の用地にバスターミナルを設けるということでございます。このバスターミナルの前の検討ということで、どこに集約をするかというときの議論の中で、大成小学校は国道の近くだから危ないよねという話もございました。これにつきましては、バスターミナルのことについてはございませんで、学校自体が国道に近いよねと、そういった議論でございました。バスターミナルの設置場所につきましては、4小学校区、全ての小学校区が、今、計画している大成小学校の西隣、ここでいいよねと、そこが望ましいという意見が集約されてい

るところでございます。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時49分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 私は、日本共産党の議員の一人として、市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から通告に基づき一般質問を行います。

まず、幼児教育・保育の無償化に関連してであります。10月から幼児教育・保育の無償化がスタートします。日本は他の先進国と比べて子育てにかかる個人負担が大きく、無償化は子育て世代に留まらず社会全体にとっても求められる施策であります。しかし、言葉としての無償化だけではなく、その中身が問題です。今回の無償化には大きな問題があると言われていています。まずは財源が消費税であるということです。子供が小学生になると無償化の恩恵はなくなり、消費税の値上がりのみが残ります。家計への負担は増え、生活は厳しくなります。二つ目には、国の基準を満たさない施設まで無償化の対象になりますから、安心して保育を受けられるどころか命の危険性と背中合わせになりかねません。三つ目には、無償化だけが先行したため、様々な問題が引き起こされるということです。給食費は無償化の対象外で保護者負担となり、保育園にとってはお金の徴収という最も大変な仕事が増えかねません。待機児童が解消していない地域では、待機児童が更に増えるとの心配もあります。10月からの無償化は本当に求められる内容のものか、改善すべきはないか、自治体としてどう臨むのか、検討を必要とします。そこで伺いますが、10月から始めようとする幼児教育・保育の無償化の内容はどのようなものか、説明願いたいと思います。また、無償化といううたい文句ではありますが、逆に負担が増えるケースはないか、伺います。今回の無償化は認定外施設やファミサポも5年間は厚労省が定めた指導監督基準を満たさなくても対象となる仕組みです。指導基準を満たさない劣悪な施設を排除するためには、市が条例を作れば対応できます。条例制定の考えはないかどうか、伺います。

次に、人権としてのLGBT問題についてであります。9月11日に鹿児島市議会の代表質疑で行われた、LGBTに関する内容は差別を助長し当事者を傷つけるものだと、当事者や支援者から批判を浴びています。私もネットのライブ中継で見ました。パートナーシップ制度を求める声は少ないとか、LGBTへの差別はセクハラと比べて突出してないなど、LGBTに対する施策は必要ないと言わんがばかりの言動は、私としては聞くに堪えないものでした。当事者はなおさらだっただと思います。私は当事者を何人も知っています。当事者がどのような思いで生活をし、人生を生活しているのか。LGBT当事者であることを誰にも言えず苦しんでいる人、LGBTという認識に達するまでは、自分は異常者だと自ら考えて

いた人などであります。中には自死を考えたことのある人もいます。当事者たちはいろいろな差別や苦勞をされた経験がありますが、決して特別なことを望んでいるのではなく、ごく普通の生活を望んでいるだけです。一口にLGBTと言っても様々で、文字通り虹色です。LGBTだけでは言い表せない人もいます。そのことから、LGBT級という言葉を使うこともあります。LGBTの問題は人権の問題です。指宿市の人権教育啓発基本計画の中でも、人権問題と位置付けられております。私は人権としてのLGBT問題を何回か質問してきました。いろいろな提案や要求もしてきました。執行部においても、基本的には正面から受け止めていただき、今日に至っています。しかし、検討課題も残っていますので、改めて質問させていただきます。

まず、各種講演会などの計画についてですが、市職員に対して実施した実績はありますが、ただ1度やればよいというものではありません。更に深いところを学ぶことも必要ですし、同じ内容であっても繰り返し行うことも重要と考えます。また、一般市民を対象にした講演会についてはどうでしょうか。検討がなされているのでしょうか。パートナーシップ制度についてはどうでしょうか。検討はなさらているのでしょうか、伺います。また、その他の取組や検討はどのようになっているかも併せて伺います。

次に、地熱発電及び関連事業についてであります。地熱発電及び関連事業は平成27年度より計画をされましたが、関連事業費が減額修正され、予算が確保できなかったとき、予備費からの流用という形で39万円の印紙代を確保し、県に対して温泉掘削申請書を出しました。申請書は年度末ぎりぎりの3月31日でした。不思議なことに、4月5日に地元説明会を実施し、住民の理解を得ることができたとして、未来のことが過去形で書かれていました。そして、理解を得ることができたというのも事実と違いました。申請書を見れば、地熱の恵み活用プロジェクトの目指すところは、インバウンドも視野に入れた環境施設の充実や6次産業への可能性などであり、地熱の恵みの活用を地方創生プロジェクトとして掲げ、事業展開を図るとしてあります。ブルーラグーンに代表される関連施設が目的であり、地熱発電はそのための財政確保の手段ということだったのではないのでしょうか。排水計画及び還元井の設置計画では、還元井は設けないと書き切っております。これは、発電そのものが一義的目的ではなく、ブルーラグーンなど関連施設が本来の目的だったからではないのでしょうか。そこで伺いますが、そもそもの目的は何だったのか、計画及び方針は一貫しているか、揺らぎはないのか、伺います。

地熱開発について、JOGMECから事業の不採択通知を受けたのが昨年10月であります。不採択になった二つの理由はクリアされていないと私は思いますが、にも関わらず事業費助成金交付申請書をJOGMECに再度提出しております。当初は9月11日にJOGMECの判断があるということのようでしたが、随分遅れてきています。現時点においては、JOGMECの判断があったのかどうか、あったのであればどのような内容か、ないのであれ

ば遅れている理由を何と考えるか、伺います。また、再申請をしたわけですから、不採択の理由であった地域との共生や中・長期的視点を踏まえた持続可能な計画ということについては、クリアしたとの判断でしょうが、その根拠は何か伺いまして、1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 本年10月から始まります幼児教育・保育の無償化とは、保育施設等を利用している子供たちの利用料の一部が無償化されるというものでございます。主な内容といたしましては、幼稚園・保育園・認定こども園等を利用する子供たちの3歳から5歳の全ての子供たちの利用料及び住民税非課税世帯における0歳から2歳児の子供たちの利用料が無償化となるものであります。対象となる施設につきましては、幼稚園・保育所・認定こども園に加えまして、地域型保育施設、企業主導型保育事業施設も同様に無償化の対象となります。

次に、地熱の恵み活用プロジェクトについてでございます。これまで、説明会や広報紙等で地熱の恵み活用プロジェクトの目的についてお伝えしているところですが、根底に地熱の恵みを広く市民が享受し、市の発展に寄与することであります。具体的には、市のプロジェクトは地表調査やモニタリング調査など、地熱開発のしっかりとした過程を踏まえており、乱開発を防ぐため、他参入事業者のモデルとすることにあります。発電から得られた益金を、まちづくりの活動へ還元するとともに、ヘルシーランドの更なる魅力創出や地熱資源保護に繋げたいことでもあります。人口減少が進む中、指宿の強みであります地熱を活用し、観光や農業などの産業振興を目指すことでもございます。これらのことを掲げて、この地熱の恵み活用プロジェクトは推進をしているところであります。

以下、いただきました質問等については、担当部長等が答弁いたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 負担が増えるケースはないかという御質問でございます。今回の無償化に伴いまして、保護者の負担は、保育施設等における副食費の実費徴収が考えられます。しかし、年収360万円未満相当の世帯の子供たちと、全ての世帯の第3子以降の子供たちの副食費については免除となっているため、本市におきましては、これまで以上に負担が増えるケースはないものと考えております。

次に、劣悪な施設を排除する条例が必要ではないかという御質問でございます。市内の保育施設等につきましては、22の認可保育施設がございます。これらは、施設の広さや保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理など、国が定めた設置基準をクリアして県に認可された施設であります。また、認可外保育施設は9か所あり、いずれも国が定める認可外保育施設指導監督基準を満たしている施設であります。今回の無償化に伴い、認可外保育施設も無償化の対象施設となっておりますが、認可外保育施設指導監督基準を満たしていない場合でも、改善期間として5年間の猶予を設けて対象とすることが可能となっております。市としましては、基準を満たさない事業者が新たに参入する場合、保育の質が低下することのないよう、基準を満たすことを求め、引き続き、児童の安全管理を最優先に保育施設の指導に努めてまいりたいと考えております。

**○総務部参与（谷口澄子）** 人権としてのLGBT問題について。まず、各種講演会などの計画はあるのかとの御質問でございました。LGBT関係の講演会などにつきましては、これまで、職員研修会や民生委員・児童委員協議会連合会の研修会、また、各種団体が自主的に行う勉強会などで、市が講師を派遣して実施する男女共同参画出前講座において、LGBTなどの性的マイノリティに関する理解と啓発の促進を図っているところでございます。また、県が主催し、市内にある当事者支援団体レインボーポート向日葵が開催するLGBT理解講座や、県内で行われる講演会につきましては、ポスターの掲示や窓口にチラシを置くなど、市民への参加の呼び掛け、情報提供を行っております。今後も引き続き、あらゆる機会を通じて、LGBT関係の理解と啓発に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、パートナーシップ制度の検討はどのようになっているのかとの御質問でございました。パートナーシップ制度につきましては、導入を検討している自治体も増えてきている中で、本市でも指宿市人権教育啓発事業推進委員会を開催いたしまして協議をいたしました。その結果、法的に効力がないなどの課題や当事者の声を反映しながら慎重に進めていくべきであるとの意見もあり、今の段階では法整備の動向なども考慮しながら、今後に向けて更に調査・研究をし、引き続き検討を重ねていくことを決定したところであります。

また、その他の取組や検討はどのようになっているのかとの御質問でございました。その他の取組といたしましては、あらゆる人権に関する専門機関の相談窓口を一覧で確認できるリーフレットを作成いたしました。市の窓口や管轄施設等に設置して、誰もが安心して相談できる窓口の周知を図っております。このほか、人権擁護員による人権相談窓口は定期的で開催されており、人権に関する幅広い相談に対応できる体制となっております。また、市民課の窓口には、待ち時間を利用して読んでいただけるよう、LGBTに関して分かりやすい絵本を準備しているほか、毎年開催されるふれあいフェスタや生涯学習フェスティバルでは、啓発用展示ブースを設置し、周知・啓発を行って、本年度も実施する予定となっております。

**○総務部参与（中村孝）** 地熱発電及び関連事業について、計画及び方針は一貫をしているかという御質問でございますけれども、地熱資源の活用を図るため、平成27年度に地熱開発理解促進関連事業支援補助金を活用し、観光、農業に関して市場調査や視察等を実施しております。観光分野につきましては、温泉の湯量確保の観点からも、発電後の余剰熱水を活用することとしておりましたが、本年4月10日に開催をした地熱専門家による説明会において、専門家からは、地熱発電後の余剰熱水については、基本的に還元井に戻すことの助言があったところでございます。これらを踏まえ、掘削後の熱水の成分等を調査分析し、環境への影響を調査した上、基本、還元井に戻すこととしております。発電後における余剰熱水の活用については、直接熱水を利用するほか、熱交換するなどの活用も含まれておりますので、発電事業が可能と判断されましたら、産業振興に繋げられる活用の方策を検討してまいりたいと

考えております。

それと、地熱発電計画の再申請については、申請をしておりますけれども、判断については、まだ来ていないところでございます。その理由につきましては、調整中ということでございます。

それとあと、地域と共生したものというような御質問がございましたけれども、JOGMECの申請に対しましては、前回、申請をしたものについて、不採択後に4回実施をいたしました説明会の開催状況や、福元区から提出された陳情書の市議会での採択、温泉資源の保護及び利用に関する条例に基づき設置された調和のとれた地熱活用協議会で審議され承認されたこと、掘削予算が市議会で可決されたことなどを報告させていただいているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 幼児教育・保育の無償化に関しては、負担が増えるケースはないかというのに対して、本市においてははないということでしたが、これは本市においてはないと、制度的には出てくるケースがあると、一般的にはですね、そういうことでよろしいわけですか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 本市においては、先ほどないと申し上げましたが、市町村によっては独自で国の基準を下回る助成を行っている市町村もございます。副食費、国が示しているのは約4,500円ですけれども、これ以下の料金で設定をしている市町村につきましては、負担が増えるという可能性はあると思っております。

**○13番議員（前之園正和）** 答弁でもありましたが、幼稚園、保育園、認定こども園に通う3歳から5歳の子は全て無料と。未満児については、住民税非課税だけだということで、全員かという全員ではないということになります。無償化と言っても、給食費、副食費が外れるということなどもありますので、文字どおりの全て無料ということではないというわけがあります。

先ほど、1回目ですね、基準以下のところを排除する、5年間は猶予があるわけですので、この間も基準以下のところはですね、安全確保のために、排除するために条例化が必要ではないかということについては、直接の答弁はなかったんですが、答弁の中で、現在の9か所については、全部条件を満たしているということでありましたが、その他にいろいろ出てきた場合に、基準を満たすことを求めるということがありました。これはどういう意味でしょうか。そのために、私は条例化が必要なのではないかということを提起したわけなんですけど。この基準を満たすことを求めるという意味は、どういう意味ですか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 認定保育園等につきましては、国が定めた設置基準、これをクリアしております。認可外保育施設につきましても、国が定めております認可外保育施設指導監督基準というのがございまして、本市の認可外施設は全てこの基準をクリアしているということでございます。

○13番議員（前之園正和） ですから、現状において、認可外の9か所は指導監督基準をクリアしているということでしたが、新たに認可外が、新たな施設を造ろうとして、そこが基準に満たしていないというときにですね、どうするかという問題なんですよ。そこで、基準を満たすことを求めるということでしたが、その意味は、条例等を、条例は簡単なようですけども、作ることによって、それが実効あるものになるんじゃないかと私は思うんですけども、この基準を満たすことを求めるっていうのは、新たな施設ができようとするときに、それが基準を満たさない場合にどう対応するかの問題ですので、もう1回お願いします。

○健康福祉部長（西浩孝） そういう場合、施設への指導等に努めてまいりたいというふうに考えております。

○13番議員（前之園正和） 指導ということであって、条例化をということには辿り着いていないわけですか。

○健康福祉部長（西浩孝） 本市の待機児童の状況につきましては、国の定義に基づく待機児童はなく、新規に事業参入しにくい状況にあるというふうに思っております。また、県内他市の状況を見ても、今回の無償化に伴い、新たに条例等を設置する自治体は現段階ではほとんどないのが現状でございます。先ほども申しましたが、市としましては、この設置基準監督を満たすよう、施設の方には指導に努めてまいりたいということでございます。

○13番議員（前之園正和） 無償化で問われる子供の安全についてですが、今回の無償化では認可外施設、我が市の場合には全部基準を満たしているということでありましたが、ファミサポも利用料が補助されます。認可外施設の補助の条件は厚生労働省が劣悪な施設を排除するために設けた指導監督基準、これですね、現在は指宿市は満たしているということですが、5年間はこれを下回る施設も対象になるということになっていますから、問題視したわけですか。

それと、全国で見ると認可外施設の死亡事故発生率は認可施設の25倍以上になっております。立ち入り調査によれば、保育士不足などの基準違反を繰り返し指摘されているところも、全国的に見れば多く、この5年間の経過措置というのは、直接子供の安全を脅かすことにも繋がるわけでありまして。そこで、経過措置をなくすことは可能と、先ほど来から言っています、自治体として劣悪な施設を排除するための条例、これはどうしても子供の安全を確保するという意味においても必要なものだと思うんですが、これは検討する考えはないでしょうか。

○健康福祉部長（西浩孝） 先ほども申しましたが、本市は待機児童のいない、新規事業者が参入しにくい状況ではございます。他市の新規参入の状況等も見極めながら、必要と判断すれば条例制定に向けて検討はしたいというふうに思います。

○13番議員（前之園正和） 言いますように、現在、指宿市は認可外も含めて、条件はクリアしているということですが、この5年間の間に満たさないところが新たな事業展開をしよ

うとした場合に備える必要があるのではないかということを提起しているわけです。ですから、この問題についてはですね、5年間待てばそこは対象じゃなくなるんだということじゃなくて、やはり、必要な条例化をしていくべきだというふうに思いますが、市長、ちょっと考えをお聞かせいただけませんかでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** この保育施設等につきましては、施設の広さ、その他様々な問題を国が定めた設置基準をクリアして、県が認可された施設であるとなっております。しかし、無認可の施設につきましては、この国が定めた設置基準、それを大切にしながら、市でも無認可の施設については、それ相応の対応をすべきであろうかと思っているところであります。やはり、市としては、この基準を満たさない事業者が新たに参入することが予想されると仮定をするときに、それが予想されるときには、条例等をどのように定めるのか、それが適切なのかどうか、いうものについても判断をしなければならぬと思っているところであります。議員がおっしゃるように、児童の安全管理を最優先に、保育施設をどうすべきかという観点で、その際は判断をしたいと思っております。

**○13番議員（前之園正和）** 指宿市では、現在、全てが条件満たしているので、満たさないようなところが設立の動き等があれば、条例等も含めて対応したいというふうに理解をいたします。

それから、本来ファミサポも対象になるということですが、ファミサポは保育というよりも一時的な預かりを自治体が調整する事業でありますから、子供を預かるにはかなり緩い条件で運営がされていると思います。お迎えとかそういうのも含めてですね。ところが、この保育の代替利用の場合は、上限付きではありますが無償化の対象となっている。これは、ファミサポを保育として利用することを国が事実上推奨しているのではないかと取れます。保育士の資格がなくても、預かりの域を超えて保育ができるようになるということになります。ここでも安全面や質の面で非常に不安な状態が残ります。このことについては、どのようにお考えでしょうか。

**○地域福祉課長（出島雅彦）** ファミサポにつきましてはですね、今回の無償化の対象にはなっているところです。ただ、この利用者につきましては、保育認定を受けた子供さんに限られます。ですので、利用料の上限額が設定をされておりますので、ファミサポを利用して、その上限額にかからない分のみ無償化の対象となるような制度となっております。対象者としてはごく限られた数になるのではないかなというふうには考えております。

**○13番議員（前之園正和）** 保護者などの要望もあり、小学校と中学校については、給食費の一部、副食費相当分が補助されることになりました。食事は食育としての位置付けもあり、全国で無償化や補助が広がっていることもあります。これと併せ考えれば、今回無償化される幼稚園、保育園、認定こども園等ですね、ここについても副食費について、市独自に補助をしたらどうかというふうに思うんですが、それについてはどうでしょうか。



○**健康福祉部長（西浩孝）** 保育無償化に当たり、副食費を保育料から切り離して、保護者負担とすることは、国の子ども子育て会議や国会等で様々な議論がなされて決められたこととございます。給食費の補助を行う自治体があることは承知しておりますが、保育所等に通わせていない家庭との公平性という面からも慎重に対応していく必要があります、今後、他市の動向等も踏まえながら検討していきたいというふうに考えております。

○**13番議員（前之園正和）** 10月から副食費が実費徴収になるということで、秋田県では半数以上、徳島県では4割以上、東京都では4割近くなど、全国で少なくとも現時点で100を超える自治体が無償にすることを明らかになっております。今後、更に増えていくものと思われまます。そしてまた、県内、鹿児島県内でも助成や補助を検討している自治体が複数あると思っておりますが、把握してますでしょうか。把握していたらどこどこで、何か所なのか、そのことも踏まえて、指宿市での考えを改めて伺います。

○**健康福祉部長（西浩孝）** 県が8月に実施しました、単独の減免調査では、無償化を出したところが薩摩川内市、出水市、奄美市、伊佐市、阿久根市のようでございます。それ以外は、本市と同様に副食費のお願いをする方向のようでございます。先ほども申し上げましたが、保育所に通わせていない御家庭との公平性という観点からも、慎重に対応していく必要があるかと思っております。

○**13番議員（前之園正和）** 県内の動向については、今、四つか五つか述べられたと思うんですが、私の認識では9自治体ほどがその方向で検討しているというふうに伺っているところであります。また、保育園等に行っていないところとの公平性の問題を言われましたけれども、それを言えば、小学校、中学校の副食費が助成になったということもですね、子供がいないところはどうかと、うちは老人世帯だが、それは関係ないよということにも繋がりがねないわけですので、是非その理由は外していただきたいというふうに思います。そしてまた、他自治体、県内でもそういうことを考えている自治体が多いわけですので、市長、これはどうですか、お考えについて、検討に値しませんか。

○**市長（豊留悦男）** この乳幼児、幼児教育の無償化については、様々な取組があり、様々な課題も抱えているということは承知しております。今後恐らく、国の動向を踏まえ、県の市長会等で、この幼児教育、特に副食費等の無償化についての協議がなされるものと思っております。そのときには、県の市長会として国や県に働きかけて、この無償化に向けた取組も始まるだろうということが予想されます。本市においても、それらの動向を踏まえながらどのようにすべきか、まず、10月1日のこの無償化の実施した上で、様々な課題等を吸い上げながら考えてまいりたいと思います。

○**13番議員（前之園正和）** 是非、指宿市でも補助、助成を検討していただきたいということを申し上げて、次に行きます。

LGBTの問題についてですが、これまで指宿市では、先ほどの答弁にもありましたよう

に、いろいろと取り組んできていただいております。全体としては県内でもその力の入れ方にはですね、評価をしているわけでありまして。しかし、パートナーシップ制度についてはですね、なかなかこう前に行かないという気がしますね。言葉では慎重に進めるということでありましたけれども、このパートナーシップ制度というのは当事者が望み、求めていると。そのことにどう応えるかだと思うんですね。このLGBTだけに限らず人権の問題というのは、例えば対象者が一人であっても手を差し伸べることが必要なのではないのでしょうか。このLGBTの方々ですね、パートナーシップ制度を強く望んでいる当事者はですね。そしてまた、マジョリティの人も自分の問題として制度を求めることはないでしょうけれども、制度ができることを否定しない人がほとんどだと思うんです。パートナーシップ制度については、慎重に検討するというわけですが、慎重にというのは、進めると、いいこともあるけれども、もしかしたら悪いこともあるんじゃないかと。是もあれば否もあるんじゃないかというときに慎重にという言葉が、このイメージとしてあるんですね。ですから、そういうことではなくて、時期は言えないかもしれんけれども、とにかくパートナーシップ制度についてはつくるんだということを、まず決定すべきではないかと。そこをやっぱり市長の決断と言いましょか、その上に立ってですね、だから来週からしろということにはならないわけで、そのための段取りをどうするかについては検討していくということが必要なのではないかと。このパートナーシップ制度を制定するということについては、方向性をまず決定すべきではないかと思うんですが、市長、どうでしょうか。

**○総務部参与（谷口澄子）** パートナーシップ制度の導入の検討になりますけれども、本市の人権教育及び人権啓発に関する施策について、総合的かつ効果的に推進するために設置されております指宿市人権教育啓発事業推進委員会の会議において協議いたし、その中で、各関係分野の方々から御意見を聴取しながら検討するという流れになっております。そして、その結果については、市長を含む庁議の中で、最終的な市の方向性を決定していくことになると思っております。

**○13番議員（前之園正和）** 市長に答弁を求めたんですが、今のようなことでした。

LGBT問題については、市としても人権と問題として捉えていることは承知をしておりますし、一定の評価をしているわけでありまして、それでは、この具体的な取組としてですね、パートナーシップについては慎重に進めるということでしたが、今後、どのようなことをしていくことになるのか、どういう方向性なのか、大きな道筋をですね、ここは市長、お答えいただきたいと思うんですが。

**○市長（豊留悦男）** この問題というのは、一人一人の人格を尊重するという、人間としての生き方に関わる問題でもあると思っております。そういう意味で、これまで担当課としては、情報を収集したり、広報紙等で周知したり、様々な取組をしていただいております。今後は当事者からの声というのがなかなか、どういう形で聞いたらいいのかというのも検討しなけ

ればなりません。制定については、やはり、当事者の側に立った形で、この条例の制定を含めて、パートナーシップの制度の制定を含めて考えていかなければならないと思っております。先ほど、総務部参与が答弁いたしましたように、然るべき審議会、協議会で話されたことを庁議で話し合いながら、その方向性、制度については考えてまいりたいと思っております。ただ、その考えてまいりたいというそれは、人としての人権を尊重するという、そういう観点でどうするかという意味であります。

**○13番議員（前之園正和）** 地熱の問題に行きます。先ほど、答弁をいただきました。答弁でもありましたし、8月の8日・9日に行われた説明会の資料にもありましたが、熱水成分を把握した上で、基本還元井を設置しております。確認をしたいんですが、JOGMECにおいては還元井の設置は必要条件になっている。そして、今言ったように、市としても現時点では、基本、還元井を設置すると、JOGMECの意に沿ってと言いましょか、と同じようにですね、ということによろしいわけですね。

**○総務部参与（中村孝）** 先ほども説明をいたしましたけれども、還元井については、専門家による説明の中でもありましたとおり、基本、還元井を設ける形で考えているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 基本、還元井の、基本という意味はどういうふうに、基本がある場合とない場合で何か意味があるんですか。この基本という言い方。

**○総務部参与（中村孝）** 今回については、構造試錐井の掘削をやる形にしております。その掘削をして、その熱水だけなのか、蒸気だけなのかということもございまして、その調査データをきちんと把握した上で、還元井が必要である、ないというのを判断をしていきたいということでございます。

**○13番議員（前之園正和）** JOGMECは、還元井の設置は必須条件というふうに言っていますが、市としては、還元井を設置するというふうには断定できていないんですか。場合によっては違う方向、還元井を掘らないことも含まれるんですか。そこをはっきりしていただきたいと思うんです。JOGMECは還元井を求めている。市としては、還元井を掘らない場合もあるのかないのか。

**○副市長（佐藤寛）** 先ほど参与が答弁しました基本という考え方ですが、構造試錐井を掘ったときに出てくるものが熱水だけではなくてですね、蒸気も伴う、あるいは蒸気だけ、そういった三つのパターンが大きくあると思います。その場合、蒸気だけという場合については、還元井に返すほどの熱水は出て来ない、いわゆる蒸気だけですので、そういったものが仮にあったとした場合は、還元井を掘らない場合も検討されるということです。通常のパターンであれば、熱水プラス蒸気という形で出てくると思いますので、熱水については還元井で地中に返すと、それが原則だろうということで、私どももそう認識しているところです。

**○13番議員（前之園正和）** 熱水と蒸気とあった場合に、還元井というのは、一つの地下資源

の確保の問題と、もう一つは、地下のいろいろな成分が放出させるのではなくて地下に戻すと、そのことで安全を確保するということだと思っんですね。そういう意味で考えた場合に、仮に蒸気だけだった場合には、返すべき流体が例えばないと、からいらんんだということを書いてらっしゃると思っんですけれども、その場合に発電なんかをして、流体、液体になった場合、これはどうするんですか。放出するんですか。それとも、返さない場合があるっていうんですか。そしてまた、それは2次利用に耐えるんですか。

**○副市長（佐藤寛）** 蒸気だけの場合であっても、成分分析は行うということになります。その中で、蒸気が冷えて熱水になって、ヒ素等が相当程度含まれているという場合にあっては、当然、還元井になる場合もあるだろうと思っんです。それは実際、構造試錐井を掘って成分分析をやってみないと分からないということでございます。仮に、カスケード利用の点については、熱水が例えば200度の部分が確保されれば、それで発電事業を行って、余熱は当然ありますので、その部分を活用して農業等に使うことは可能だろうと。その辺りの事業性も、構造試錐井を掘削後に評価するということになります。

**○13番議員（前之園正和）** JOGMECが還元井の設置は必須条件というふうに言っっていると思っんですが、これを、今言っった蒸気の場合には、場合によっては戻さない場合もあるということ、JOGMECの言う還元井の設置必須条件、これをクリアするんですか。

**○副市長（佐藤寛）** 地熱発電事業で全国、何10か所かあるんですが、実際蒸気だけの地熱発電をやっている事業所においては、還元井を設けていないというところもございまして、そうした前例もあるということでございます。但し、先ほども申したとおり、成分分析はしますので、それによって環境評価もした上で、還元井に戻すかどうか。蒸気だけの場合に限ってですが、そういった評価もやっった上で、還元井は設けるということになります。それで、基本ということで前置きした上で、還元井を設けますというような表現にしているということです。

**○13番議員（前之園正和）** 2次利用についてですが、これは蒸気だけだったとして、発電に利用して、何かが残るわけですけども、これを農業や観光に使うということもあるっていうことですか。となれば、戻さないということになるわけですけども、そういうこともあるっていうことですか。

**○副市長（佐藤寛）** 何度も申しますが、成分分析というのが第一段階であります。その上で、使えるものの成分で蒸気をカスケード利用という形で農業とかに使うことも可能だということです。例えば、熱交換という方法もあるので、一方は井戸水、あるいは浄水、こちらの方は地熱の蒸気、そこを熱交換した上で井戸水、あるいは浄水を農業利用としてカスケード利用にできるというような手法もあるので、それも検討していきたいということです。

**○13番議員（前之園正和）** 熱交換の話が出ましたが、熱交換っていうことは、熱水内蒸気とは分離して、熱だけを取っっていくということですので、その2次を流れるものは水だと思っ

んですね。これが熱を吸収して一定の温度になるということですから、これは農業などに対しての、ビニールハウスを温めるとかいうことについては使えると思うんですけども、温泉と称して活用することはできないんじゃないですか。ましては、ブルーラグーンに代表されるような温泉施設としてはですね、使えないんじゃないですか。温かいお湯、成分としては水ということにしかならないんじゃないですか。

**○副市長（佐藤寛）** 全国各地の温泉地においてはですね、地熱を、いわゆる井戸水と言うんですかね、水源に吹き込んだ形で、それを温泉として活用している温泉地域もございます。そうしたやり方で観光施設として、温泉地として活用できる、そうした手法もございますので、そうした面も検討していくことになろうかと思えます。

**○13番議員（前之園正和）** 熱交換して得たものは温泉と名乗れるんですか。

**○副市長（佐藤寛）** 特定の温泉地はあげませんが、そうした温泉地域もございます。

**○13番議員（前之園正和）** 温泉法によれば、湧いてきたものは25度以上あるか、所定の成分を、所定以上含んでいるもの、これを温泉法で言う温泉だというふうに思うんですね。今言った井戸水なり、いわゆる水を熱交換で温めたものは、その温めたそれは、汲み上げたものじゃないわけですから、水だと汲み上げたことになるんですか、温泉と名乗れるんですか。

**○副市長（佐藤寛）** 温泉の中には、温泉を水で薄めて活用している場合もあります。逆に、水に温泉を吹き込んで活用している場合もあります。このやり方については、温泉の区分で言うと、鱒温泉と同じ区分の中に入る温泉ということで評価されていると思えます。

**○13番議員（前之園正和）** 指宿の温泉は、全部とは言いませんけれども、基本かけ流しというところが売りなのではないかというふうに思うんですよね。そこで、今言ったように、お湯の中に温泉成分を入れれば温泉と名乗れるというふうなことでですよ、指宿温泉というのは、基本、それこそ基本ですよ、かけ流しが売りなのに、そういう、言うならば作られた温泉というか、法律上はそうかもしれないけれども、そういうものらしいよと。これがですよ、温泉地指宿はそういうものだとなったときに、観光としてもですよ、ダメージを受けるんじゃないですか。指宿の温泉というのはそういうものだと。今までかけ流しかと思っていたら、何か元々はお湯なんだけれども、温泉成分を突っ込んで、温泉法なり、そこだけはクリアしているようだよと、これでいいんですか。

**○副市長（佐藤寛）** 指宿の温泉がかけ流しと言われましたので、実際どうかというのを確認したいと思えますので、暫く時間をいただきたいと思えます。

**○13番議員（前之園正和）** 私は全てとは言っていないので、私も調査しておりませんので、基本と言ったのは、そういうふうが多いだろうという意味と、周りはそう見ているだろうということを捉えて、基本かけ流しなのではないかということなので、そこを何もですね、正確に調べてもらう必要は特になくと思えますが。

**○副市長（佐藤寛）** 温泉の中にはかけ流し温泉ということであつたっている温泉もありますが、

そうでない温泉も多数あると、そういう具合に認識しております。

**○13番議員（前之園正和）** 最初はですよ、還元井は造らないというのが市の大方針でした。そして、2次利用というか、それでブルーラグーンも含めて、そういうものを造るんだということでしたが、これは基本的に還元井は造らないもとのでそういう温泉を活用するということでした。今、言っているのは、基本的には還元井を造ると。だけれども、最初は還元井を造らないもとの利用と、還元井を造ったもとの利用では全然桁が違うと思うんですよ。そういった意味で、最初言っていた、いわゆるブルーラグーン構想って言いましょうか、これはそういう状態でもできるんですか。相当の熱量を有し、量も必要とする計画なのではないかと思うんです。場合によってはできるような、使えるような、あるいは、お湯の中に温泉分を注入して温泉を名乗るような、そういうことで当初計画していたようなブルーラグーン構想というのはできるんですか。

**○総務部参与（中村孝）** 今回の余剰熱を使った熱利用の関係で御質問をされておりますけれども、本市につきましては、まずは構造試験井を掘削して、その成分とか蒸気量、それと排水量及び分析をきちんとデータを取ってですね、安定的に持続して安全にどこまで使えるのかというのが、今回の調査でございまして、その熱利用につきましては、その調査結果を受けて検討をする部分でございまして、今、ブルーラグーンとかっていうことで利用できるのかということもありますけれども、まずは調査をしてみて、その検討を、今後、していくことになろうかと思っております。

**○13番議員（前之園正和）** 一番最初はですよ、ブルーラグーンが相当な比重を占めていたんですよ。だから、さっさと、さっさと言ったら失礼かもしれませんが、ほかの計画が煮詰まらないうちに、発電がどうなるか分からんうちに視察に行ったわけですよ。熱源を売って得られるという5,000万、これについては流動的ではありますが、これは地元とされる福元区のために使うと言ったとか言わないとかいう話があります。また、住民の側には全部福元区のために使えるとか、あるいは全部福元区が貰えると思っている人もいます。そこで、確認をします。5,000万だとして、その財源は仮に確保できても、福元区だけのためではなくて、広く行政運営のために使うと思うんですが、それでよろしいですか。

**○総務部参与（中村孝）** 地熱発電で得られました益金につきましては、これまでも御説明をしているとおり、地域のコミュニティであるとか、温泉資源の保護に関する、そのような事業に、市民に広く活用させていただきたいという形で考えているところでございます。その部分につきましては、地熱の恵みがもたらす地域振興基金、これは仮称でございましてけれども、そういう基金に積み立てて、広く市民のそのような事業にですね、活用をしていきたいという形で考えているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** いずれにしても、市全体のために使うんであって、福元区のため

にだけ使うものではないということだけははっきりしました。

それから、ブルーラグーンについてはですね、先ほども言ったように、大々的な計画を示されたわけですがけれども、今のような状況で、構造試錐井掘ってみなきゃ分からないとは言いますけれども、ブルーラグーンについて、この実現性と言いましょか、これについては何%ぐらい見ていらっしゃるんですか。最初はほぼ100%を目指してやっているように聞こえたんですけども、今となつてはどうなんですか、どれぐらいの確率で実現性があるというふうに思っているんですか。それとも、不明なんですか。

**○総務部参与（中村孝）** ブルーラグーンの構想につきましては、これまでそのような熱利用というものもありますよという形で検討をしてきた部分でございます。実際、構造試錐井を掘削して、その熱水及び蒸気量、その量なんかも含めて、どれだけ安全に使えるかというのを、今後、分析をして、今後、検討をしていくことになろうかと思っております。

**○13番議員（前之園正和）** ブルーラグーンに過大な期待を持っている方もいるわけですがけれども、これについては、何もブルーラグーン構想というのは約束されたものではないと、どうなるか分からないと、一言で言えば、そういうことでよろしいわけですか。

**○市長（豊留悦男）** 昨日、観光の件で質問がございました。この新聞は今日の新聞であります。大分の杉乃井ホテルであります。つまり、杉乃井ホテル、経営戦略として何を目指したかということでもあります。恐らく、国内の観光客のパイは減ってくるであろうと。そのために、今後、インバウンドを中心にした、まさしく、この構想というのを、アクアビート構想、それをして、2年連続1位、そして、ここの利用客も非常に多いと。つまり、私どもは、西郷どん後の観光をどうするかということで、私としては、今回の調査井を基に、この構想が実現できたらと思っております。それは、この新聞であります。アイランド、観光客が急増という、今年230万人、人口の実に7倍来ていると。この事業というのは、指宿も参考にできると思ったからであります。つまり、指宿の温泉の質を落とさないように、指宿の温泉という、これまで培ってきたこの伝統的な指宿温泉というのを守りながら、今後の観光戦略の大きな一つとして考えたブルーラグーン構想であります。しかし、この事業も調査井を掘って、その成分等を検討した結果でないとできないわけであります。やはり、私たちは様々な事業をするときに、観光戦略の一つとして、この構想もやったということでもあります。他の事業もそうであります。様々な事業も、恐らく観光客が400万人いった時代から360万、下手すると350万、宿泊客も100万いったのが70万、60万、50万となったときに、指宿の観光地としてどのような戦略を立ててきたのかということが、非常に問われることになります。還元井の問題。これはJOGMECが言ったように、掘ってみたら恐らくそれを掘らなきゃいけないだろうということも重々分かっております。しかし、この成分について、人体に影響がある云々、いろんな意見が巷で言われました。これらのことについて、温泉法という、日本には大きな法があり、縛りがあります。それに違反するようなことはしないし、温泉と言

われる、指宿温泉の良さを生かした、そういう温泉地として、ここは活用できたらと。それと、農業生産法人をつくり、安定した農業経営ができるように、そして、水産業においては、海洋牧場等で養殖ができるような施設を一緒にやりたい。それがまさしく地域との共生の大きな目玉だったはずであります。この地熱の発電というのは、心配があるのであれば、恐らくあるでしょう、それを取り除く努力をしながら実現をしたいと思っているのがこの事業であります。事業について、いろいろ言われております。理解が得られないこと、極めて残念ですけれども、理解をする努力が足りなかったのかもしれませんが、是非、この事業としては、皆さんの理解を得ながら、議員の方々の協力を得ながら、指宿の新しい観光資源の開発のためにも、新しい産業の育成のためにもやりたい。これが、私の偽らざる気持ちでもあります。

**○13番議員（前之園正和）** 助成対象事業の期間は中断した事業年度も含んで、つまり当市で言えば、凍結した期間も含んでですが、当該事業の開始から6事業年度以内となっております。但し、天災地変、その他やむを得ない事情がある場合、あるいは、許認可の取得又は発電規模に関連してやむを得ない事情がある場合には、1事業年度に限り延長を認めるとなっております。そこで伺いますが、6事業年度というのは、これまで説明ありましたが改めて伺います、いつまでということになるのか。1年延長とされるその条件、先ほど二つ言いました。私は延長される条件にないと思いますが、市長はどのように考えますか。

**○総務部参与（中村孝）** JOGMECの助成期間でございますけれども、本市は、平成27年度に地熱の調査を開始しておりますので、平成27年から6事業年度ということであれば、令和2年度までということでございます。

（発言する者あり）

**○総務部参与（中村孝）** 延長の見込みにつきましては、現在のところ、6事業年度という形で申請をしております。その中で、事業を継続していく中で、延長という、その理由に値するような事由があれば延長というのでも考えられるところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 延長の条件は示されているわけですので、それに該当しないんじゃないか、私は言っているんです。該当すると思うんですか。条件は示されているんです。

**○総務部参与（中村孝）** 延長の事由については、示されておりますので、今、令和2年度までということでございますので、現在、申請をしておりますけれども、その当該年度については申請をしております。そしてまた、来年度に向けて、申請をしていく中で、そういうような、延長というような事由というものに値するものがあれば、延長される場合もあるということでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 延長を認めるかどうかは向こう側が握っているわけですので、こういう場合に認められますよというのは示されているわけですので、現時点です、その見込みがあるかないかをはっきりすべきじゃないですか。延長の見込みがあるんだったら、



あと1年余裕があるなど、例えばですよ。延長の見込みがないんだったら、もうこれ時間切れだなど、例えば。その判断をする意味でも、示された特例と言いましょか、延長の条件、該当するかどうかは、現時点で判断すべきじゃないですか。

**○総務部参与（中村孝）** 我々の申請につきましては、事業計画というものをJOGMECの方にもスケジュールというものをお示ししていく中で、我々とすれば、令和2年度までの掘削という形でお示しをさせていただいているところでございます。実際、延長については、JOGMECの方で判断をされるということになると思います。我々としては、令和2年度までの掘削の構造試錐井の調査をやっていききたいという形で、JOGMECの方には申請をさせて、今現在、JOGMECの方でその申請について、審査をいただいているということでございます。

**○13番議員（前之園正和）** JOGMECの判断が遅れていますが、仮に採択されなかった場合、ここで断念ということを決断することになるのか。それとも、今の延長も含めてですね、ぎりぎりまで推進という立場をとるのか。その可能性の見込みあるのか、その点はどうでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** この申請というのは、行政が出すわけですから、極めて重要であると思っております。1回目が認められない。2回目が駄目だったら3回目があるのかということがあります。これは行政の、つまり、私どもが作ってきた総合戦略、それも否定することになり、このまちづくりのマスタープラン、総合計画そのものが否定されたこととなります。つまり、このことは私の行政に対する認識不足であり、極めて大きな汚点になります。どうするかというのは厳しく考えたい。それと、様々な観点でこの地熱については賛否両論あります。正しく判断をしていただきたいと、私はJOGMECに説明に行ったときに、今日来たのは認めていただきたいという意味で来たものではありません。JOGMECが今後のエネルギー政策、脱原発を目指す、循環型社会をつくる上でどのような事業であるのかということ判断をして、申請を重く受け止めていただきたい。くれぐれも私が賛成してくれと言って来たことではないということだけは、頭に置いていただきたいということで帰ってまいりました。そのときに、担当者から言われたのは、マスコミとか政治的な手法は絶対に使わないでいただきたい、そう言われました。絶対にしませんが、これまでその手法は取ってまいりませんでした。ところが、一方では、反対派は様々な手段を通じて、この事業そのものの問題を指摘してまいりました。この事業の問題、これは様々なネットを通じて、新聞等を通じて、それこそ聞くに堪えないようなこともたくさんありました。我慢しなければならないこともありました。しかし、実現するという、そのことを目標に、ひたすら我慢してきたのも事実であります。人権に関わるような問題もありました。たかが小学校の教員しかしてないのに、何事か。独断専行でなぜするのか、先日もそういうのがありました。やはり、人権侵害の一つであり、名誉棄損の一つであり、様々な思いが私にはあります。しかし、この事

業というのは指宿にとって、経営という意味で、これから人口減少が進み、自治体が縮小する中で、どのような形で指宿が事業をやっていくかというのが基本にもありました。やはり、この中で問題となるようなことがあったら、その都度還元井であり、泉質の問題であり、解決をしてみたいということは常々私も言ったわけであります。先日、こういうチラシを拝見いたしました。これは、地熱発電と生産井予定地ということで、赤の煙突が建ったりしております。こういうことをあのヘルシーランドでするはずがありません。つまり、何を言いたいのか。先入観、それぞれの立場でこういうことを前広に皆さんに言ってもらったら困るわけであります。どういうことかと言いますと、あの地域が置かれた特性に反するようなことはしないし、指宿の温泉という、それに、伝統を傷つけるようなことはしないし、私どもとしては、議員の皆さんがそれぞれの思いで語っていただきました。それを無視するわけではありません。それらを参考にしながら、今回の調査井を掘ったあかつきにどうするか、いうことは決めたいと思います。調査井の問題、JOGMEC、それぞれ専門家が必要だろうと言えば、そのとおりにしなければなりません。安心してこの事業が推進できるためには何が必要かというのを、今もって模索中であり、私としてもこの問題というのは大変な大きな課題を抱えた問題であり、自分自身のキャリアの問題であろうと。そういう意味で、大切にしたい事業として推進しようと考えているところであります。

**○13番議員（前之園正和）** 1回目の質問のときに、再申請をしたわけだが、地域と共生したものになっているかというものに対して、その後4回説明会も開いたというふうにおっしゃいましたかね。これは何と何を指しているか分かりませんが、この4回の説明会の中に8月8日・9日の説明会も含まれているのでしょうか。そしてまた、これを理解を得たというふうにカウントしているのでしょうか。それから、その前にJOGMECなどが来て、専門家からの説明がありました。これも理解を得たということの4回の中に入っているのでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** 4回の説明会ということで、これまで本市の方で取り組んだものについて、御説明をしておきたいと思えます。本市におきましては、地熱の専門家による助言、説明の実施をしているところでございます。平成30年度においては、説明会の開催は1回、63名の参加だったんですけれども、本年度は4回ということで、計305名の参加をいただいて実施をしております。説明会を実施するに当たり、これまで寄せられた地熱開発全般に対する疑義や懸念事項を整理、分析し、地熱資源開発アドバイザー委員会へ助言を求めるとともに、4回の説明会のうち、1回は地熱資源開発アドバイザー委員会を招聘して実施をしているところでございます。その中で、地熱開発や温泉に関する専門家からは、地熱開発を進めるに当たって開発に伴う環境リスクの洗い出しとその対策が重要である。それと、JOGMECの地熱資源量調査助成事業は、最初から開発ありきではなく、構造試錐井や温泉モニタリング等の基礎データ取得が主目的であること。事業者は調査結果を開示して、地元と

の合意形成を図りながら段階的に調査を進めていくことが求められていることなどの説明が行われ、アンケートの結果、参加者の約8割の理解が進んだという回答が得られているところでございます。本市では、説明会における専門家からの説明内容の重要性を改めて認識しまして、これらを基本的方向として実践していくこととし、特に不安視されていた排水処理方法については、基本的に還元井で対応する旨を説明会や指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例に基づき設置された調和のとれた地熱活用協議会等で説明をするとともに、申請書においても反映をしたということでございます。これを受けまして、専門家の説明、それと、本市の方で実施をしまして、8月8日・9日の地元説明会、それとあと、福元区の方からは、その早期実現を求める、福元区からそのような説明会の開催依頼があったことから、福元区においては地元の説明会という形で開催をさせていただいております。これらを含めて4回という形でJOGMECの方にもその旨報告をしているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** アドバイザリー委員会による専門家によるもの。それから、8月8日・9日、少なくともこの三つについては、理解を得たというものではなくて、説明会をしたというのは事実でも、理解を得た、地域と共生としたものになったという根拠ではないんじゃないんですか。

**○総務部参与（中村孝）** 地熱の専門家による説明会のときには、JOGMECの方でアンケートを実施させていただいており、地熱開発に関する理解が進んだ、その際に本市の事業についても説明をさせていただいております。その説明会の中では、これまで市民の皆様から寄せられた疑問であるとか、不安な部分について整理をして、地熱専門家の方にその説明についてお願いをして、その内容について説明を、専門家の方からさせていただいたということでございます。それとあと、8月の8日・9日に行われた市民説明会におきましても、これまで寄せられた部分であるとか、会場の中で質問があった部分については、市としても、九州電力の方からも技術的な部分について丁寧に説明をさせていただいて、理解が進んでいるという形で考えているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 8月8日・9日もですね、その地域と共生したものになったという根拠にするってのはとんでもないことですよ。そのことを申し上げておきます。

それから、仮処分申し立てが出ていたわけですけども、予算はあったわけですけども、経過の報告が全くないわけですね。これについてはどういうふうになっているんでしょうか。岩崎氏から公開質問状となっておりますので、回答されたのかどうか、それも関連がありますので伺います。

それから、先ほど市長の方から反対派の人は様々な手段を使って、ネットも使ってというようなことがありました。聞くに堪えないようなこと、人権侵害という言葉も出ました。これについては、市長の考えなんですけど、これに対する反論と言いましょうか、対応と言いましょうか、これはなされているのでしょうか、どうか、伺います。

**○市長（豊留悦男）** 然るべきときに然るべき方法で、そのことについては対応したいと思っ  
ているところであります。

あと一つ、地域との共生という、そのことについては、JOGMECからも私は言われま  
した。この計画を作るときに、地域の審議会とか地域の代表とか集まって、山川地域の創生  
総合戦略を作ってくださいました。山川地区におけるマスタープランを作ってくださいまし  
た。行政がその方向に導いたものでもありません。つまり、地域の共生という最たるもの  
は、これを作るときの過程であろうと私は言いました。この中に三つの基本方針、前申し上  
げました、地熱発電を活用した環境意識の啓発、つまり、これで環境エネルギー政策をけん  
引する町として山川を売っていこうと書いてあるわけでありまして。これは、私は正しいと思  
っているわけです。これを実現するために、様々な意見が出てまいりました。砂むし温泉、  
鰻温泉を周遊する観光ネットワークを創出して、指宿観光の第2の核を山川に作ろうという  
強い思いだろうと思います。そういう意味で、この審議会の提言というのは大切にしなければ  
ならない。これは議員の皆さんにも、市民の皆さんにもパブコメを通じて、議会でこれは  
認めていただいたものでございます。そういう意味で、これが地域の共生、一つの材料にな  
るだろうと、私はそう思っております。地域の方々の思いが溢れているわけですから。つま  
り、この事業の中で、地域の共生、賛同を得られたのか、説明会はどうだったのか、様々な  
意見がありますけれども、私どもはでき得る限りの説明をし、理解を進めてまいった、理解  
をするための手立てを取ってまいった、そう思っております。一つは、市民会館等で講演会  
をして、みんなの意見を聞こうという、そういう企画もいたしました。残念ながらそれは実  
現しませんでしたけれども、やはり、この地熱の恵みプロジェクトというのは、本市の今後  
の財政を支える一つのプロジェクトでもあるし、そして、指宿の観光、農業、水産業を支え  
る大きなツールになるだろうと、私は思っており、この企画を大切にしなければならない、その  
ように申したわけでありまして。様々なネット等で避難中傷あったのは事実でございます。そ  
れが事実であれば、私は潔くこの事業は止めます。しかし、それが事実でない限りは、正し  
い事業として自信を持って進めてまいりたい、そう思っているところであります。

**○総務部参与（中村孝）** 仮処分の部分の御質問がございましたけれども、仮処分の結果につ  
きましては、本件の申し立てにつきましては、保全の必要性について判断するまでもなく、い  
ずれも理由がないことからこれを却下するというような判決の内容となっているところでご  
ざいます。

それとあと、公開質問状ということで岩崎産業さんの方から公開質問状が本市の方に届い  
ております。それにつきましては、現在、回答を作成中でございます。

**○市長（豊留悦男）** 岩崎さんのその公開質問状、これも慎重にしなければなりません。つま  
り、結論が出ていないわけですので、なかなか作成するためには難しいところがあります。  
しかし、今後、地熱を活用した発電、それをやりたいという事業が、事業者が現れた場合、

市民の中でです。今回の事業が上手くいかないとなると、返ってそういう人たちは自ら非常に事業をやりにくくなるという、自ら事業の道を閉ざすことになります。私はこの地熱発電というのは、エネルギーの地産地消、指宿は脱原発、つまり、原子力に頼らない地熱発電を推進することによって、指宿市のイメージアップにも繋がるだろうし、台風、その他の自然災害にも強い自然エネルギーを活用した町になるだろう。それを、環境というテーマで、先ほど言わせていただいたわけであります。皆さんがそれぞれの立場で、それぞれの理論を基に反対しているという、そのことも理解しないわけではありません。そういう問題があるとなれば、解決の方法を示していただければ、それを次の事業に移さないと、つまり、事業に生かさないということはないと思います。ですから、この事業というのは、本市にとっても非常に大きな汚点を残しました。それは、複数の事業申請があった中で、指宿市だけが漏れるという、これは極めて残念なことでありました。残念であると同時に、自らの市政のあり方を反省する次第であります。くれぐれもこの事業は正しく理解していただき、その理解をする中でお互いを尊重して、それもオーナー会で申し上げました。お互いを尊重する、そういう素地がないとこの事業はできないと。例え自分の本意に沿わないことであっても、この事業が必要となれば、皆さんには理解をいただき、賛同していただきたいというのが私の考えであります。

**○13番議員（前之園正和）** 以前もアンケートの集約を3割台の賛成が、進めてほしいを6割台にやったということがありました。今回もまた、8月8日・9日、説明会をやったのは事実ですけれども、大紛糾したとも聞いておりますが、これも地域との共生を得た一つの根拠にするということです。全く姿勢は変わっていないということを申し上げて、終わります。

**○議長（福永徳郎）** これにて、一般質問を終結いたします。

## △ 散 会

**○議長（福永徳郎）** お諮りいたします。

9月25日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により休会といたしたいと思いません。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって、9月25日は、休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時13分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 前 原 五 男

議 員 山 本 敏 勝

# 第 3 回 定 例 会

令和元年 9 月 30 日

(第 4 日)

### 第3回指宿市議会定例会会議録

令和元年9月30日 午前10時00分 開議

~~~~~

#### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第72号 指宿市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第73号 指宿市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第74号 指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の一部改正について
- 日程第5 議案第75号 指宿市行政財産の目的外使用の使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第6 議案第76号 指宿市公共下水道条例の一部改正について
- 日程第7 議案第77号 指宿市水道給水条例の一部改正について
- 日程第8 議案第78号 指宿市印鑑条例の一部改正について
- 日程第9 議案第79号 指宿市税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第80号 指宿市老人福祉センター条例の一部改正について
- 日程第11 議案第82号 指宿市立市民会館条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第83号 指宿市体育施設条例の一部改正について
- 日程第13 議案第81号 指宿市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第14 議案第71号 指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第84号 指宿市漁港管理条例の一部改正について
- 日程第16 議案第85号 指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第86号 指宿市開聞農村環境改善センター条例の一部改正について
- 日程第18 議案第87号 指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第19 議案第88号 指宿市景観条例の制定について
- 日程第20 議案第89号 指宿市都市公園条例の一部改正について
- 日程第21 議案第90号 令和元年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第22 議案第96号 令和元年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第97号 令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）



について

- 日程第24 議案第91号 令和元年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第92号 令和元年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第93号 令和元年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 議案第94号 令和元年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第28 議案第95号 令和元年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第29 議案第98号 令和元年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第30 審査を終了した陳情（陳情第4号）
- 日程第31 閉会中の継続審査について（議案第63号～議案第70号）
- 日程第32 報告第5号 指宿市の平成30年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について
- 日程第33 報告第6号 指宿市の平成30年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第34 意見書案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

1 番 議 員	坂 元 茂 教	2 番 議 員	東 勝 義
3 番 議 員	西 田 義 哲	4 番 議 員	新宮領 實
5 番 議 員	前 原 五 男	6 番 議 員	山 本 敏 勝
7 番 議 員	齋 藤 佳 代	8 番 議 員	恒 吉 太 吾
9 番 議 員	東 伸 行	10 番 議 員	井 元 伸 明
11 番 議 員	西 森 三 義	12 番 議 員	吉 村 重 則
13 番 議 員	前之園 正 和	14 番 議 員	松 下 喜久雄
15 番 議 員	高 橋 三 樹	16 番 議 員	高 田 ちよ子
17 番 議 員	木 原 繁 昭	18 番 議 員	下川床 泉
19 番 議 員	新川床 金 春	21 番 議 員	福 永 徳 郎

---

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	佐 藤 寛
教 育 長	西 森 廣 幸	総 務 部 長	有 留 茂 人
市民生活部長	鶴 本 八 郎	健康福祉部長	西 浩 孝
産業振興部長	川 路 潔	農 政 部 長	田之上 辰 浩
建 設 部 長	山 崎 一 磨	教 育 部 長	下 吉 一 宏
水道事業部長	井 手 久 成	山 川 支 所 長	前 蘭 佳 生
開 聞 支 所 長	今 村 将 吾	総 務 部 参 与	中 村 孝
総 務 部 参 与	谷 口 澄 子	建 設 部 参 与	荻 定 治
総 務 課 長	鶴 窪 誠 作	財 政 課 長	坂 元 一 博
学校整備室長	中 島 裕 一		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	上 田 薫	次長兼議事係長	木 下 英 城
主幹兼調査管理係長	平 畑 卓 哉	議 事 係 主 査	上 玉 利 享

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、齋藤佳代議員及び恒吉太吾議員を指名いたします。

## △ 議案第72号～議案第77号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、議案第72号、指宿市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定について、から、日程第7、議案第77号、指宿市水道給水条例の一部改正について、までの6議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

6議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（恒吉太吾） おはようございます。総務水道委員会へ付託されました議案第72号、指宿市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定について、から、議案第77号、指宿市水道給水条例の一部改正について、までの6議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月5日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、まず、議案第72号については、反対討論として、会計年度任用職員に関して、フルタイムでという姿勢も見えず、15分だけ切って、パートにするという姿勢です。また、条例で定めれば適応できるものも条例で定めておらず、可能な待遇改善なども行っていないということが明らかです。不必要にパートタイムにするのではなく、可能な限りフルタイムにし、対応改善も図るべきという視点から反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号から議案第77号までの4議案については、反対討論として、消費税を8%から10%にするということが前提となった条例の一部改正ですので反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、いずれも起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第73号については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

た。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第72号について。フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員は、何人ぐらいいますか、との質疑に対し、フルタイム会計年度任用職員に相当する臨時職員が9名、パートタイム会計年度任用職員と同等とされる臨時職員は400名程度いますとの答弁でした。

400名のパートの中には、色々な方がいるようですが、フルタイム勤務の週38時間45分に少し足りない人もいないのではないかと思います。どれくらいいるのですかとこの質疑に対し、1日の勤務時間が7.5時間、週で37.5時間の常勤的臨時職員である第1種臨時職員は、現在約170名いますとの答弁でした。

フルタイムと比べ、1日当たりの勤務時間が15分短いといっても、やることは同じではないかと思えます。そう考えると、フルタイムにしないために15分カットしているとしたかと思えないのですがどうですかとの質疑に対し、これまで第1種臨時職員は、1日7.5時間勤務ということで定めており、来年度新しく会計年度任用職員制度に移行する場合も、とりあえずは、現行の勤務時間で移行したいと考えていますが、勤務時間については、引き続き検討する必要がありますと思えますとの答弁でした。

令和2年から施行する予定の報酬、旅費、通勤手当等を踏まえ、その方々にメリットがあるのですかとこの質疑に対し、今回の地方自治法の改正により、パートタイム会計年度任用職員にも期末手当が支給されることとなります。また賃金についても10月1日に最低賃金が引き上げられますので、改善されると思っていますとの答弁でした。

扶養手当、住居手当等は、フルタイムでもパートタイムでも関わってくるので、取り入れても良かったと思えますが、これだけの手当にした理由があれば示してくださいとの質疑に対し、会計年度任用職員と常勤職員とは、従事する職務の内容や困難性、責任の度合いが異なる事を考慮して、勤務内容に応じて、適切に支給する必要があることから、手当を今回制度化したものであります。扶養手当と住居手当については、任期の定めのない常勤職員に支給される生活関連手当となり、会計年度任用職員は、任期が通常1年と定められているため、支給すべきではないと国から示されていますとの答弁でした。

法律ではやればできるが、国の指導ですべきでないということに従ったということですかとの質疑に対し、その通りですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第73号について。これまで会計年度任用職員というものがなかったので、それが出来ることにより関連する内容を入れ込んだということですかとの質疑に対し、その通りですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第74号について。10月1日からということになれば、この消費税増税による差額の増収分を算定していますかとの質疑に対し、歳入の見込みについては、不確定なところがありますので、算定が出来ていませんとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第75号について。消費税が8%から10%になる予定で、同法で定める消費税の税率を乗じた額ということで、100分の110という形では条例の改正案に出ていませんが、何か意味があるのですかとの質疑に対し、目的外使用の使用料徴収条例について、税率等も今回は10%ですが、今後、変更等もないとは言えないことから、税率を100分の110という形ではなく、このような形で条例改正するものですとの答弁でした。

この議案は、100分の110という数字はないわけですが、仮に1年先に税率が変わった時の条例改正はどうなりますかとの質疑に対し、今後、消費税率が変わった場合については、この表現で全て改め、改正をする必要はないと考えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第76号及び議案第77号については、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（福永徳郎）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

**○13番議員（前之園正和）** まず、議案第72号、会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定について、反対の討論を行います。

法に基づき来年4月1日より、会計年度任用職員制度が導入されます。改正法附帯決議では、公務は任期の定めのない条件による運営中心が原則となっていますが、実際にはそれには程遠く、非常勤や臨時職員なしには行政が運営できないところまでになっています。会計年度ごとの契約になることから、専門性が人的に蓄積されず、公務の質が確保されなくなる懸念もあります。職場から専門性が喪失すれば職務がマニュアル化し、住民本位の仕事が困難になる心配もあります。また、非常勤の職をわざわざ作り出すために正規職員の職が切り分けられる懸念もあります。総務省からの通知でも、財政上の制約を理由として、会計年度任用職員制度移行について抑制を図ることや、移行について合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムでの任用について抑制を図ることは法改正の趣旨に合わないとし、併せて、フルタイムでの任用が可能であり、職務の内容等に応じて積極的な活用を検討することとしています。しかし、委員会審査で感ずるところ、公務は任期の定め

ない常勤による運営中心が原則ということになっておらず、本人が望むならできるだけフルタイムでということでもありません。1日の勤務時間を15分カットということにいたっては、職務の事情というより、フルタイムにしないためのカットとしか思えない感があります。フルタイムは、給料並びに通勤手当，時間外勤務手当，休日給，期末手当，勤勉手当及び退職手当が支給されるのに対し，パートタイムは，報酬と期末手当だけです。フルタイムとパートタイムの待遇について，市として最大限の努力をしたとは言い難いものがあります。条例制定時に会計年度任用職員について，特にパートタイムについては，まだまだ諸待遇を改善することは可能であります。また，15分カットでフルタイムにするということではなく，15分も削らずフルタイムにすることは可能であります。職遇の事情で15分カットの必要が出るとは考えられません。以上のようなことから本議案に反対をいたします。

次に，議案第74・75・76・77号について，一括して反対の討論を行います。明日から消費税率が10%にされようとしています。国民の負担増は5兆円にも上ります。消費税は社会保障を支えるためにも財政打開のためにも使われてきませんでした。実際の使い道は，大企業，富裕層減税の穴埋めでした。弱者には負担増，大企業や大金持ちの税負担は軽減，その結果，貧困と格差が拡大しました。暮らしと経済を破壊する最悪の増税を阻止するための国民・市民の怒りと反対の声は引き続き大きいものです。これらの議案は，消費税増税のための使用料や手数料の引き上げ及びそれを前提とした財政措置などであります。よって，国民・市民の暮らしを守り経済破壊を許さない立場から，それぞれの議案に反対をいたします。

**○議長（福永徳郎）** 以上で，通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，採決いたします。

まず，議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は，可決であります。

本案は，委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって，議案第73号は，原案のとおり可決されました。

次に，議案第72号，指宿市会計年度任用職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例の制定について，を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は，可決であります。

委員長報告に御異議がありますので，起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（福永徳郎）** 起立多数であります。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号、指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（福永徳郎）** 起立多数であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号、指宿市行政財産の目的外使用の使用料徴収条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（福永徳郎）** 起立多数であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号、指宿市公共下水道条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（福永徳郎）** 起立多数であります。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号、指宿市水道給水条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（福永徳郎）** 起立多数であります。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

### △ 議案第78号～議案第83号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第8、議案第78号、指宿市印鑑条例の一部改正について、から、日程第13、議案第81号、指宿市立学校設置条例の一部改正について、までの6議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

6議案は、文教厚生員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新川床金春） おはようございます。文教厚生委員会へ付託されました議案第78号、指宿市印鑑条例の一部改正について、から、議案第83号、指宿市体育施設条例の一部改正について、までの6議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、まず、議案第80号については、反対討論として、指宿市老人福祉センター条例の一部改正については、消費税の2%値上げの条例改正でありますので、反対いたしますというものがあ、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号については、反対討論として、この条例改正は、子供たちのための望ましい教育環境を実現するための学校再編であります。が、複式学級の解消などをうたいながら、複式学級の問題点なども明らかにせず、何ら説明になっていない。また、8月30日、山川図書館で説明会があったときに、大成小学校の保護者が、大成小の実態を明らかにし、質疑、質問をしたにも関わらず、教育委員会が回答しなくて、参加した人たちは疑問を感じているという状況の中で、学校再編をすることは望ましくない。時期尚早だという立場で反対いたしますというものと、現状で言えば、教員数が少なくなるということから、目が届かないのではないか、2学級あれば学級の変更があつていいと言うけれども、今の大成小学校で問題になっているのは、2学級ある学年が問題となっています。1学級の学年は問題がない。持ち上がりでいくので、皆さん仲よくやっている。利永小学校、山川小学校、それから徳光小学校も1学級ということで、問題なくやっているということを保護者から聞いています。適正規模校ということで教育委員会が進めているのですけれども、本当に適正規模なのか。今から考えていかなければいけない部分と、まだ児童が40人、60人いる中で、学校再編というのはまだ早いのではないかと。それと、駐車場についても、バスターミナルも危険ではないかということから、反対いたしますというものがありました。

また、賛成討論として、適正規模を目指す学校再編については、子供たちの教育環境として、どういう状況が環境としてふさわしいのか、そこはしっかりと考えながら、指宿の子供



たちの将来のために、基本的な考え方を持って進めなければいけない。山川地域においては、住民の皆様方との協議とか、説明会において、それなりの理解を得たという中で進めています。進められる地域を理想に近い形に持っていったらいいなというふうに考えております。

なお、議会報告会において、開聞の会場でしたが、娘さんが利永小学校区にいらっしゃるということでお話がありました。

今の状態だと、若い人たちが大きな学校がある所に移住して、利永区も廃れてしまうのではないだろうかという話をされました。

再編は是非進めていただきたいものですという意見もお伺いする中で、今回、こういった条例改正が出てまいりましたので、是非、賛成いただきたいというものと、子供たちは集団の中で切磋琢磨していかないと伸びないと思います。保護者にしても、PTA活動においても、いろんな人が入って来て多様な意見が出てきます。少ない学校では、決められた人の意見だけに偏ってしまうおそれがありますというもの。学校再編は何のためにするのか。やはり、子供たちの幸せのため、未来の子供たちを育てることに第1の目的があると思います。まだまだ早いとか、先生が少なくなるから、目が届かないのではないとか言われます。確かに考えられるところはありますけれども、子供たちは、友達が沢山いる中で、修学旅行やいろんな集団での体験を基に成長していくものだと思います。小規模校だといろんなことができないまま大人になってしまう。子供は可哀想ではないかと思います。みんなでいろんな体験を積めるように、学校再編をすることが大切だと思いますので、賛成の討論といたしますというものがありません。

起立採決の結果、可否同数となり、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長において否決と決しました。

次に、議案第82号及び議案第83号については、反対討論として、消費税増税が含まれている条例改正ですので反対いたしますというものがありません、起立採決の結果、いずれも起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第78号及び議案第79号については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第78号について。旧氏が記載されるようになったということですかとの質疑に対し、本人の申請により、住民票に旧氏を記載し、全員に対して記載されるものではございませんとの答弁でした。

旧氏が記載されていなかったものが記載されるようになった理由は何かとの質疑に対し、平成28年5月13日の男女共同参画の閣議決定事項の中で、女性活躍の推進に向けた重点項目の中に、社会において旧姓を使用しながら活躍する女性が増えており、女性活躍推進の観点

から、職場における身分証明とか、銀行等での口座開設、契約等さまざまな場合において、政令の規定に基づいて、旧氏の使用を必要とする人が活躍できるよう制度となることを目的に、条例改正するものでありますとの答弁がありました。

意見はありませんでした。

次に、議案第79号について。軽自動車税環境性能割について詳しい説明をとの質疑に対し、消費税が10%に変更になることに併せて、軽自動車取得税が廃止され、環境性能割税に名称が変わっていくのではなく、新たな制度で環境性能割という枠がつけられたとの答弁でした。

県が徴収事務を行う、本市の条例もそれに合わせるために今回改正するということですかとの質疑に対し、おっしゃるとおりですとの答弁でした。

除外される1から5に該当する車両は、市内にはあるのかとの質疑に対し、軽自動車につきましては、登録地、係留場所が日本赤十字社の鹿児島支部の部分はありませんので、該当する車両は存在しないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第80号について。指宿市老人福祉センターの1時間当たりの使用料が10円値上げになっているが、どのぐらいの影響が出るのかとの質疑に対し、前年度の実績で、5時間と9時間という団体がありますので、140円の増になりますとの答弁でした。

年間を通じて5時間と9時間と2回だけで、あとは利用されていないのですかとの質疑に対し、ほとんどが料金を支払わない減免の方々による利用ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第81号について。住民説明の中で、大成小は相当荒れていると、大成小の保護者が質問しているが、実態はどうなのかとの質疑に対し、平成28年度から今年度までの状況について調べてみました。大成小学校の不登校は2人ほどいまして、いじめの認知件数も多い年がございました。学校訪問を数回していますが、落ちついた雰囲気の中で、子供たちは学校生活を送っていると感じました。数年前は、いじめ認知件数があったのですけれども、今はないとの答弁でした。

大成小のそういう実態、4校の実態など、協議会委員の方々に情報公開しているのかとの質疑に対し、調整会議の中で21の協議項目がありますが、それぞれの学校の実態、現状について説明は今のところ調整会議の中ではしておりませんとの答弁でした。

適正規模になるということが教育委員会の方針だと思います。4小学校の保護者から、小さくなって複式になったから、ちゃんとした学校の規模で、子供たちを教育させてほしいという要望があったことなのですかとの質疑に対し、始まりは、市の方で計画を作りましょうという動きがありました。その計画も、先生方の御意見をもらいながら作って、26年・27年度以降も、保護者を交えた会の中で、どういった形がいいのか、地域部会という形の中で意見

をもらいながら計画を進めます。また、最近では、地域住民の方から、地域に住みながら適正規模校に通うことができれば、子供や孫が帰って来るかもしれない。そうだったらうれしいという意見も聞けるようになってまいりました。総合的に判断をして、教育委員会は望ましい学校づくりを進めてきたつもりですとの答弁でした。

教育委員会が何回も地元の方、保護者の方と協議をしたのは十分わかります。1学年2学級以上が適正規模校であれば、今の利永小、山川小、徳光小は適正規模校ではないということになってしまう。利永小の保護者の方々、また、先生方も、複式だと個別に目が届いて、すばらしい状態で勉強ができて、自分の子を褒めているわけではないけれども、成績もいい。小さな学校なりのいいところがある。数で適正規模校なのか。何をもち適正規模校かという話で不安になっている。地元の保護者の方々からもう一度全員集めて、どういう方向性で合併がいいのか、地元に残したいというのかと話を聞くチャンスは与えられないのですかとこの質疑に対し、教育委員会では、説明会をいっぱいしてきました。総合的に判断し進めていいのではないかと思います。また、放課後児童クラブとか、バスを乗り入れないといけないという話もあり、そういった細かい意見を聞きながら、できる得る限り解決していると考えております。一部の方から要望書をいただいたが、相対的にこの方向で進めていいと考えておりますとの答弁でした。

利永小の複式学級の先生方から話がありました。令和3年となると、今の状態で、国語、社会を2か年に分けているのを、急に1か年にしてしまうと、今まで習っていないことになってしまうので、それに先生を入れて対応するのか、不安だという話を聞きましたがこの質疑に対し、利永小学校の件は、例えば、5・6年で一緒に理科の授業をやっていたものを、6年生は6年生の授業、5年生は5年生の授業を来年度やって学校再編につなげていく予定でございますとの答弁でした。

先生方は、それを周知の上で、こういうことになり得るということを説明済みですかとの質疑に対し、ある程度、見通しは立てていただいているところでございますが、教育課程の編成の際に周知をしていきますとの答弁でした。

10年前からやって、相当な時間を費やしているわけだが、小学校は6年間で保護が変わっていきます。今までの協議、話し合いをした結果を集約した冊子などについては、どこに置いてあるのですかとこの質疑に対し、考える会で協議をした内容につきましては、報告書を全ての小学校、各地区の区長さん方、幼稚園、保育園にも全て配布して説明しています。今回つくりました望ましい学校づくり基本方針につきましては、幼児保護者、小学生保護者に、山川地域は、特に郵送で送ったとの答弁でした。

バスターミナルの場所は、今の大成小学校校長住宅の横と、用水路がある所の予定ですか。また、バスが何台かは決定後だと思いますので、国道に入った状態で、子供たちはどうという通学路線で学校に行くのですかとこの質疑に対し、調整会議委員の方々の御意見を伺いな

がら、候補地としてのお話をさせていただいたところですが、今現在、マイクロバスということで話を進めているところですが、学校に隣接している敷地ということで、少し段差がありますけれども、そこに橋を架けて、直接、大成小学校に入っていただくようにしようと考えておりますとの答弁でした。

その用水路に橋をかけて渡すにしても国道です。国道の交通量が一番多いときの時間帯、帰りの時間帯に橋を渡るとなると、屋根を造るのか分かりませんが、用水路を渡る権利は、水利組合が持っていると思いますけれども、そういうのを把握しているのですか。一番安全なのが、学校敷地内に乗り入れて、屋根がある所で降ろして、そこで待機。大成小学校の中でUターンができるわけですから、危険ではないと思います。校長住宅の横に児童クラブをつくるにしても、学校敷地内だったら安心できるけれども、学校敷地外です。なぜその上まで行ける方法を策定しなかなのですかの質疑に対し、バスターミナルの関係につきましては、去年6月に発足した調整会議の中で協議し、東側、北側は通学路になっておりまして、子供たちが通学する所をバスが通るのは危ないということで西側を選択しております。この西側も購入予定ですので、学校用地の一部になる予定にしております。間に水路を挟みますが、学校用地の一部という形で取り扱っていきたいと思いますとの答弁でした。

学校にマイクロバスを乗り入れる計画は、狭いからできないのですか。学校敷地内までスクールバスで送り迎えするのがベストだと思いますがとの質疑に対し、学校裏の駐車場は、バスが回るのにも狭いというものがありました。

最近送迎をされる保護者も多いと伺っておりますので、保護者の車、バスなどがそこで離合したり、また、入口の所は交差点で、正門になっていて、子供が歩いていますので、安全性を考えて、東側は避けた方がいいと考えていますとの答弁でした。

保護者による送迎に関しては、スクールバスが通る所ですから裏門にしてくださいとかできると思います。正門から入る信号機がある所の東側の方に橋があってバス停があります。ちょっと段差がありますけれど、教頭住宅の横は学校敷地内だと思います。上の方を通った方がいい、安全性を見越して、国道にバスターミナルを作ること自体、それをもう1回何とかできないのですかとの質疑に対し、西側の土地について、国道だから危ないのではないかということですが、奥行き60mの土地を購入いたしますので、その土地の中に入ってゆったりとバスも回ることができると考えておりますとの答弁でした。

徳光小学校の担当者が、第4回の調整会議の中で、国道沿いは危ないと言っていたのに国道沿ですが、駐車場というのはどのような議論があったのですかとの質疑に対して、西側にバスターミナルを設けようという中で、そこから正門まで国道を歩くと危険ではないかという意見がありました。今回、橋を架けることで西側の敷地から直接学校敷地に入れるような形で安全対策をとりたいと考えておりますとの答弁でした。

階段ではなく、校舎の横に畑があります。子供たちが、高い階段を上がって危ないという

ことも懸念されるが、子供たちの安心安全を確保して欲しかったという思いですけれども、そういう話は出なかったのかとの質疑に対し、西門側からのバスの出入りという意見も出たのですが、西門の方は通学路になっておりますので危ないのではないかということで、検討の中にありませんでした。今ある駐車場、バスターミナルにプラスして、すぐ隣接の北側の土地を購入するかどうかについて協議は行っていないところですよとの答弁でした。

北側の緑の濃い所は荒地ではないかと思いますが、この農道を核として周回道路を鰻池の道路の方に回せば安全面を確保できるし、進入もしやすいのではないかと思うが、この場所は拡幅が必要な所ですか、工事費などを入れながら比較して検討する考えはないかとの質疑に対し、この北側の土地につきまして現地確認に行ったところです。ここの道につきましては、通学路が既に舗装整備をされてきれいな通学路になっているが、車道が狭い状況であり北側の土地の活用につきましては、その時点では詳細な金額までは検討せず、安全策として西側が一番いいと判断したところですよとの答弁でした。

今回、駐車場の土地購入の補正予算が出ていますが、議案が可決されるか否決されるかわからない中で、土地を購入する補正は常識なのですかとの質疑に対し、学校設置条例の一部改正につきましては提案しておりますが、同様に土地の購入につきましても補正案を提案しておりますので、同時に出すべきものだと考えておりますよとの答弁でした。

望ましい教育環境をつくることという中で、複式学級の解消が言われています。山川地域における複式学級で、何が問題でどういう改善をしなければならないという認識なのですかとの質疑に対し、複式学級は悪いというわけではございません。先生方が頑張って授業をしており、学力も上がっているという話も伺っております。大きな問題点は起きていないと考えておりますが、それだけの力を持っているので、ある程度の規模の中で、子供たち同士切磋琢磨させながら色々な教育を受けさせたいという思いがあるということです。決して悪いというわけではなく、もっと良い形をとることが可能であると考えてるとの答弁でした。

複式学級については悪いということではないということだが、望ましい2学級になったら、今の複式よりも良くなるというのが条件だと思いますので、今よりも改善できる場所はどこから出てくるのかとの質疑に対し、小さな学校ですと、子供たちが固定化した人間関係になり、多様な意見に触れる機会が少なくなります。2学級ずつありますと、習熟度別学習というのが可能になり、また、多様な学習に触れることは、適正規模の学校の方が多くはないかと考えていますよとの答弁でした。

4校の教員は何名いるのですかとの質疑に対し、特別支援学級を含めて、山川小が9、大成小が16、徳光小8、利永小が3ということになりますよとの答弁でした。

人数が多ければ子供が成長すると言われますが、教員は県職で36名の教員は保障され、県費で教員の人件費を持つのに、わざわざそこまで蹴る最大のメリットは何ですかとの質疑に対し、適正規模にこだわる理由は、子供たちの数がある一定程度いて、教員の数が増えた方

が、子供たちの社会性とか、今後の社会生活を営む上でメリットがあると考えたからです。子供たちを優先したとき何がメリットか、子供たちが社会に出てから活躍できる場を提供できることがメリットではないかと思えますとの答弁でした。

特別支援員が26名いますが、再編した場合、特別支援員の数はどう変化するのですかとの質疑に対し、今年度の特別支援教育の支援員の数は、山川小が1、徳光小が1、大成小が3、利永小が0です。各学校から支援が必要な子供たちの数を聞き出し、支援が必要な子供たちに対して必要な支援員は何人かという要望を聞き配置しているところでございます。すべての要望に応えることは不可能なので、最低限、配置しているところです。

再編したとき、子供たちの困り感がないように見守っていくためには、支援員の数はある程度必要だと思いますので、すべて持ち寄った数にはなりません、数は確保していきたいとの答弁でした。

大成小の耐用年数は来年で切れるということですが、再編した場合には、当分の間、そのままいくと思いますけれども、これは小中一貫校を考慮した中で、耐用年数はこれでいいという捉え方をしているのですかとの質疑に対し、市内ほとんどの学校がかなり築年数が経っています。複式学級の解消を一番に掲げて早急に学校再編を行っていきたいと思う中で、既存校を現時点では活用します。どこの学校を改修する必要があるのか、場合によっては建て替えの必要があるのか、そういったものは別な場で検討していきたいと考えておりますとの答弁でした。

新しい学校を再編するには、30年、40年を前提にした再編だと思うが、近い将来、小中一貫校をつくる前提での含みもあるのですかとの質疑に対し、大成小学校が老朽化しておりますので、大規模改修、施設改修ということで対応をしていきたいと考えております。小中一貫校を見据えたという話が出たところですが、再編になりましてから、きちんとした環境で、子供たちへの学習、学校生活を送っていただきたいと思うところもあります。安全面等を考えて、改修できるところは改修していきたいとの答弁でした。

令和3年4月をもって、約40人規模の放課後児童クラブを新設するということになっておりますが、徳光児童クラブ、大成児童クラブというのはあるが、40人を超えた場合の対応策は考えているのかとの質疑に対し、放課後児童クラブにつきましては、地域福祉課を担当としております。協議をしておりますが、詳細については、私たちが答えることができないところでございますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第82号について。昨年度の実績で値上げした場合はどのくらい影響が出るのかとの質疑に対し、市民会館で54件、金額3万円程度、山川文化ホール45件、2千円程度、山川図書館5件、これにつきましては、はしむれと同様ですけれども、数百円程度になろうかと思っております。はしむれは、3件の実績となっておりますとの答弁でした。

特別支援学級も含めて意見はありませんでした。

なお、議案第83号については、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（福永徳郎）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

**○13番議員（前之園正和）** 議案第80号・82号・83号について、一括して反対の討論を行います。

消費税増税に伴う内容でありますので、先ほど討論しました74号、75号、76号、77号と同趣旨にて反対いたします。

**○議長（福永徳郎）** 次に、吉村重則議員。

**○12番議員（吉村重則）** 議案第81号、指宿市立学校設置条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

児童の減少により、学校の再編については、保護者や地域の皆さんの理解を得ながら、そして子供たちの教育環境を良くするためには、現在、各学校でいろいろな課題を抱えながら教育に取り組んでいる教職員の声を反映した再編こそが子供の教育環境を改善するのではないのでしょうか。8月30日の住民説明会で、大成小学校の元保護者から、学級崩壊に近い状態や不登校の問題を質問されたとき、丹波小学校の適正規模では不登校児童はいないと答弁し、大成小学校について答弁しなかったことが大成小学校は学級崩壊に近い状態や不登校の児童がいると参加者の多くが捉えております。大成小学校の現状について回答すれば、このような誤解はなかったのではないかと。参加者の疑問に丁寧な答弁をし、理解を得る住民説明こそ必要です。また、山川地域学校再編だより4号では、どうして再編することについて子供に意見を聞かないのかに対して、教育環境を整備するのは大人の役割であり、決定後に説明するのも大人の役割ですと回答しております。各学校でいろいろな課題を抱えながら教育に取り組んでいる教職員の声を、調整会議で審議することが子供の意見が反映され、大人が子供に説明ができます。調整会議でいろいろなことが調整されているにも関わらず、教職員の声や現在取り組まれている教育環境の現状について、教育委員会から調整会議に提案がなされていないことでもあります。例えば、南さつま市では、複式学級の教員に支援員や理科専科の教員を市の責任で配置しております。また、大成小学校では現在2年生が2クラスですが、3年生からは40人学級のために1クラス36名になり、特別支援学級から3名の児童が参加する

交流学习は、39名の授業になれば非常に厳しくなるとのことです。その上に、5時間・6時間目になると、特別支援の勤務時間外になり、特別支援員のいない授業が予想されております。特別支援員の配置や勤務時間の検討がなされるべきではないでしょうか。今年度、大成小からは5名の特別支援員をお願いしても、3名しか配置してないことです。また、特別支援学級の児童数は1クラス1名から8名までになります。教員の数が4校から1校に再編になった場合は、36名から大幅に減少されます。このことにより、子供の教育環境がどのように変化するか、保護者に明らかにすべきです。

陳情4号を審議する中で、福元地区で取り組まれているコミュニティ事業で、子供クラブで1日最高15名預かり、子供クラブが再編後、学校の放課後児童クラブに移動できるとの説明がありました。放課後児童クラブの定数について質問したら、40名は少なく、今後の検討課題と数名の参考人が答弁いたしました。議案の審議の中では、定数は40名で決定していると答弁しております。調整会議との整合性は取れていないのではないかと。また、福元地区の子供クラブの15名の児童は、放課後児童クラブへ移動が確定しているような答弁は問題ではないかと。子供の減少を考えると、近い将来再編は必要ではありますが、教職員の声が反映され、子供の教育環境を整え、保護者の疑問に答えながら地域の理解を得ることが前提であることを申し添え、討論いたします。

**○議長（福永徳郎）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 西田義哲議員。

**○3番議員（西田義哲）** 議案第81号に賛成の立場から討論いたします。

本年6月に行われました第2回定例会で、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための2020年度政府予算に係る請願を全会一致で採択し、6月28日付け指宿市議会議長名で国へ意見書を提出しております。主な理由は、小学校の先生に話を聞いたところ、やっぱり複式学級では大変だという声を聞く。それと、外国語教育実施などの新学習指導要領の移行期間中であり、教員の皆さんは大変御苦労されているとのことでした。また、2020年度の鹿児島県教員試験の倍率が、ここ10年で最低の倍率になっていることが、今年8月18付けの新聞報道でありました。このままでは教育の質の低下につながりかねないと、専門家が指摘をされていることが報道されております。本市においても、複式学級が存在し、このままでは来年以降も増加するとのことです。この状況は単式学級で学ぶ子供たちと比較したとき、憲法が要請する教育の均等が必ずしも保証されているとは言えません。国へ財源確保と教職員の定数改善を求めると同時に、本市においても学校再編により複式学級を解消し、教職員の労働環境を整え、教育の機会均等を早期に図るべきだと考えますので、議案第81号に賛成をいたします。



○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 西森三義議員。

○11番議員（西森三義） 議案第81号、指宿市立学校設置条例の一部改正に賛成の立場から討論を行います。

9月24日、文教厚生委員会の山川地域における小学校再編の早期実現を求める陳情書審査を傍聴する中において、参考人5名が出席され、各委員の質疑に的確に答弁されていたことには、今回の再編を早期に実現させたいという強い決意を感じ取ることができました。山川地域では、長年にかけて住民や各種委員会等で多岐にわたり広い議論や協議がなされ、4小学校を既存校1校に再編されることには概ね理解をされているとのこと。参考人の答弁の中において、適正規模校で学ぶことで子供たちが切磋琢磨し成長すると考えられるとか、中学校は一つになっているので、小学校も一つに統一してほしい。また、地区によっては保護者全員が再編に賛成であるので、早期に実現してほしいとあり、さらに、大成小学校が荒れているとの質疑には、大成小学校PTA会長が6年くらい前にはあったと聞いているが、現在においては何ら問題もないし、隣接地のバスターミナル予定地も4小学校の代表者で協議し、一番望ましいと判断したとのこと。このように、各地区の区長並びに関係者15名の連名で提出された陳情書が、どれだけの思いと期待が込められているかを、文教厚生委員の方々が理解し、採択されたことは大いに評価いたします。さらに、委員の中で大成小学校の施設老朽化を心配する意見もありましたが、耐震補強工事もされており、来年には大規模改修工事も計画されていることから、何ら問題ないものと思われ。議員の皆さん、指宿市の宝でもあります子供たちの将来のためにも、集団生活をする中で社会に出てからの基礎にもなると考えられますので、是非、御理解をいただき、賛成していただきたい。よって、この議案第81号は、次世代の子供たちのためになるものと確信いたしますので賛成いたします。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 井元伸明議員。

○10番議員（井元伸明） 議案第81号、条例改正案に反対の立場の討論を行います。

反対の理由といたしまして、4小学校区のうち、1地域の保護者より不安の声に対して、いまだ納得のいく説明がなされておりません。まだ不安を抱えたままの状態でございます。それに、新しい山川小学校となるべく大成小学校が来年には耐用年数を迎えることについてでございますが、これも具体的な安全性の説明もまだ不足しておられると思われ。併せて、スクールバスの駐車場予定地についても、国道沿いのため安全性について問題があるということを聞いております。さらに、駐車場より学校側の進入路については、途中に大きな

側溝がございます。説明によりますと、橋を架けて渡るという説明でございましたが、これには多くの保護者の方々より安全性についての問題があると、また、これについても不安を抱えている状況でもございます。加えて、今回の小学校再編の後には、小中一貫校へ移行することについても具体的な説明もなく、保護者の不安も広がっている状態でございます。

以上のことから、早急にこのような問題点を解消するような説明会を開催をしていただき、保護者の方々の理解をより深めて、学校再編を早急に進めていただきたいという立場から、本議案について反対をいたします。

**○議長（福永徳郎）** ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 山本敏勝議員。

**○6番議員（山本敏勝）** 私は、議案第81号、指宿市立学校設置条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

私は、議員になる前に、平成20年度に指宿市学校施設整備計画検討委員会というものに指宿小学校のPTA会長のときに、委員となって入っておりますが、そのときから3年間、委員としてやらせていただいている中で、学校再編、今後の子供たちの将来を考えると、学校再編というのはもう仕方がないことだと、もう進めなければいけないと、これがもう既に10年前でした。10年が時期尚早とかいう言葉がありますけれども、10年というのが短いとは考えられません。10年前に小学校4年生だった子供なんかも二十歳です。大人になっていきます。それを考えると、この10年間でどれだけ教育を受けなければいけないのか。そういうことを考えれば、我々大人がしっかりと考えて、子供の将来を見据えた決断をするのは当たり前のことだと考えます。今、日本は人口減少社会化の到来、少子高齢化、そして、経済ではグローバル化というふうになっております。子供たちに関しては、健全な心身の発達や家庭や地域の教育の低下、遊び場、遊び相手といったものが必要になってきている現状で、自尊心の低下、コミュニケーション能力の低下というところも見受けられます。こういうところは、やっぱり、しっかりとした人数の下で教育をしていかなければいけないと。これは現在、私は、県のPTAの副会長という立場でもありますので、離島の方にも行って保護者とも話をし、県内のいろんな所に出向いて保護者と話をしていく中でですね、指宿はもう既に遅れていると、一番そういうふうに感じました。地域のことも大事でしょうけれども、学校という施設、それと教育というものは切り離して考えて、子供に対する教育、学校というのは、そこで学ぶことのできる場所ですので、それが学校がなくなると地域が元気がなくなるとかという問題じゃなくて、そこに子供たちが終わったら帰って来ます。そこで地域の教育というものをしっかりと考えてやっていただくことで、私は、子供たちの人間形成というのは育っていくものだと思います。子供たちがコミュニケーションというものを養うには、やっぱり、しっかりとしたそれなりの人数の中で切磋琢磨し、その中で育っていくものだと

うふうに考えます。ですから、今回の山川地域での学校再編というものが、今回、否決されるようなことであれば、指宿市は、開聞地域、また、指宿地域も残っています。更に遅れていくとなると、犠牲になるのは子供たちだということをしっかり捉えて、我々大人というものが考えていかなければいけないというふうに思います。

そういうことから、私は、81号に賛成という立場で討論させていただきました。以上です。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 東伸行議員。

○9番議員（東伸行） 私は、今渦中にある山川地域の議員の一人として、図らずも、今回の条例案に関しては、賛成という立場で討論をさせていただきたいと思います。

山川地域4小学校を廃止して集約して、現大成小学校に設置するということについては、これまでいろいろな方と話し、私自身も本当に悩み、考え、いろんな状況の中で今日を迎えてきました。PTAとしては容認していることと、PTAの方々とも話をしました。ただ、今までの説明会や議会の中での執行部に対する質疑は、要望等について、教育委員会として明確な返答がなく不安に思っているということも、その中で、PTAの方々も、市民の方々の中にもあることも事実であります。このような疑問、不安がある中で、条例案にどう対応するか、非常に苦慮いたしました。PTA側もその辺の状況についてはよく分かっていると。ただ、集約して大成小学校に持って来るということについては、概ね皆さん理解をして了解をしているという中で、是非、この条例については賛成をしてほしいという要望もありました。もちろん、私自身も考えて、最終的には私個人が決めることですので、その中で賛成をしようというふうに思ったことであります。ただ、いろんなことが今まで出ています。それから、先ほど反対討論の中にいろいろ、出る出てきました。その中で、確かに、きちっとした回答がないということも、私も感じております。これから1年半後、それが長いのか短いのかということは議論になると思いますが、これまでのいろんな疑問、不安を通ったからもういいというようなことで、教育委員会側としてはしてほしくないという思いをしております。図らずも、1年半後まで、私個人も今の議員の皆さんも、何もアクシデント等がなければ1年半後、集約再編して新しい学校が立ち上がるときには、まだ任期中でいらっしゃると思います。その時期で、前いろいろあったことがまだ解消されていないじゃないかという声が出て来るようでは、この合併集約に賛成した方々にとっても、非常に残念なことであるだろうというふうに思っております。その時期を早く決めないと、いろんな問題が進まないんだと言っているんだというPTAの方、市民の方々もいらっしやいます。それを早く議会がとにかく集約をするということは決めてくれと、いろんな問題について、先ほど出ましたバスの発着所にしても、それは予算等もあるでしょうけれども、私も現場も見に行つて来ま

した。あそこにどういふ橋を架けるのか、非常に疑問はあります。よっぽどがっちりしたものを造って、風よけ、雨よけを造るようなことをしない限りは、普通の水路を渡るような簡単なものでは、大変な危険なことになるだろうという思いもしております。ですから、そういったものも含めて、反対の皆さんの不安も、本当そういうところもあると思います。私も本当、それは持っております。しかし、これが反対でしてしまうと次に進まないと思っている市民の方々も多くいらっしゃいます。早く条例案については通して、後のいろんなもろもろ、教育委員会の方も、先ほど出ました合併会報ですか、4号、あの辺の内容を見ても、合併と、そういういじめとか、学級崩壊とかいうことには関係ないというようなことが書いてあります。それはもう事実です、書いてあるのが。あれが教育委員会の方針だろうと思いません、答えだろうと思いますが、それは各学校、いろんなのがあって、それと統廃合と関連するものではないという御意見なんだろうと思いますが、これから統廃合をする父兄の皆さんは、やはり、それが一番大事です。一番肝心なところですよ。そういうところに、特に少ない学校から、そのところに送り込むということに関しては、父兄の方々是非常に不安を持っていらっしゃいます。うちの子供たちが今少人数で、それがいい点なんですけれども、わきあいあいとやっている中に、そういうところに放り込まれるという懸念を非常に父兄の方々に持っております。それを、それとは全然別だと、関係ないんだというようなことが、ああいう文章になって出ていると。非常に不安になってくる、不安が募ってくるのは、もう事実です。そういう意味で、賛成討論なのに反対討論じゃないかとお前はというようなことも言われるかもしれませんが、そういうことも全て、これからきちっと1年半かけてやっていくと、その辺の決意と行動を期待して、条例に賛成という立場の討論といたします。以上です。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 前原五男議員。

○5番議員（前原五男） 同僚議員がいろいろと具体的に、また、分かりやすくいろんな事柄について討論しておりますので、私はある程度抽象的なことになるかと思いますが、この条例案について賛成する立場から討論を行っていきたいと思います。

山川地区では、10年以上に長きにわたり、保護者代表、区長、地域代表及び学識経験者を交えた指宿市学校施設整備検討委員会を設置し、あらゆる角度から論議がなされ、し尽くされた感があるということで、指宿市望ましい学校づくり基本方針が策定されております。これら地域住民、山川地区での大方の意見集約は、先輩議員が話されましたが、早期実現を求める内容であります。ここで、小異を捨て、例えばですよ、過去、学級崩壊があったとか、ないにこしたことはないが、生徒は毎年入れ替わっており、いろんな生徒が次から次に入出入りして来るわけです。だから、これに対処しながら、学校運営に努めていただければ問題はないと思います。そういうことで、大同につくことは賢明ではないかと私は思います。1学

年2学級などの適正規模校は音楽、体育、美術など、専門性の担当を配置ができ、また、子供たちは仲間が多くなると活気が出てきます。少年団などもいろいろな種目で活動できます。多様性が出て来るわけです。保護者は特に雨天時においてスクールバスの運行があれば送迎の必要がなくなり、登下校の時間が分かりやすくなり、家庭のことに没頭できます。また、枝葉末節、例えば、スクールバスや保護者の駐車場が交通量の多い部分、国道側に予定されているために、事故につながる懸念がある。これは事実なことでもあります。少しずつ解消していける、そういう技術的なものは先送りすることはないですが、手当てしていけば解決できるものであります。皆さんが知恵を出し合えば再編時期までにはほとんどが解消できていくのではないかと思います。したがって、教育委員会においても、市長におかれても、このいろんなことについては決して消去していくような、そういう姿勢を今までどおり見せていただければ、賛成の方とか、喜ばれることが多くなっていくと思います。細かいことだけに目配りをして、根幹を、根や幹を見失うようなことがあってはなりません。私は、地域住民の意思を反映したこの条例案は、小学校再編がチャンスを見逃さず、早期に具体化するために提案された指宿市立学校設置条例の一部改正については、私は、住民の負託に応える議員の責任として、賛成討論といたします。今やらなければいつやるんですか。今からすぐにやってほしいと思います。以上です。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 反対の討論を行います。賛成討論を幾つか聞きまして、是非ここだけはという点について触れたいと思います。

10年前からやってきたと、今もありましたが、今やらなければいつやるんだと、指宿も含めて、開聞も含めて、今やらなければそちらの方も不安だというようなことがありましたが、10年前からやってきたということで、今ここということになるんでしょうか、それでいいんでしょうか。問題は、10年前からやろうと、あるいは短くても長くてもですけれども、今現に不安があるのかどうか、不安は残っていないのか、ここが一番大事なのではないのでしょうか。そういう意味では、賛成の方々もいろいろな不安があることは分かっているといったような内容であります。それを小異を捨てとか、枝葉末節だからということで、そのいろいろな不安がある中で急いでいいのかどうか。本当に、今の計画は子供たちのためになるのかどうか。今の論理から言えば、親の都合、あるいは行政の都合というのが先行しているのではないかという気さえます。また、いろいろ不安がある中で、時間をかけて説明が加われば、今の計画でいいでしょうということに落ち着くかもしれないと、私は、100%排除はしておりません。しかし問題なのは、今現に不安があるのかどうか、ここをどうするかということです。そういう中で、再編について、まあ言えば、急ぐ必要があるということになった

としてもですね、問題は、令和3年の4月1日という期限があることであります。そういう下で、そういう小異とも、あるいは枝葉末節とも言われるような、現時点でそのような認識であればですね、いろいろな不安がないがしろにされてしまうんじゃないか。これが仮に日にちがまだ決まっておらずでですね、ということであればいいかもしれないけど、3年の4月1日ということが決まっておらずで、不安が残っていると、現にあると。そういうことではこれは賛成するにはいかないという意味で反対いたします。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 松下喜久雄議員。

○14番議員（松下喜久雄） 本当に驚くような気持ちでこの席に座っておりました。元々再編の早期実現を願う山川地域住民の皆さん方の陳情が、文教厚生員会で採択になりまして、ああ、これは間違いないんだろうなと、皆さん、それなりの判断をされて、本当に良かったなという気持ちで安心して討論を、実はする予定も立てていなかったところです。やはり、私たちは地元の指宿市の子供たちの将来のために、世界に羽ばたく、羽ばたける子供たちを育てていかなければならない。そのための本当に重要な条例改正案なんだというふうに思っております。そのことはしっかりと議員の皆さん方にも自覚して御賛同いただきたいなというふうに思っております。文教厚生委員会でも採択の討論をさせていただいた折にお話をさせていただきました。文教厚生委員の皆さん方、思い出していただきたいんです。静岡県島田市にお伺いいたしました。当市の小学校が廃止になるということで、反対意見等はございませんでしたかというような質問をさせていただきました。いや、それはもちろん地域から小学校がなくなる、地域が廃れる一方になりますよね。絶対この小学校をなくしてはならない、そういう意見で地域はまとまっていたというような説明でございました。じゃあ、なぜ廃止になって統廃合が進んだんですかというふうにお尋ねしましたところ、説明会において若いお母さんが、地域の皆さん方は私の子供のことは何一つお考えにならないんですか。自分の子供の将来のためには一定程度の規模の学校にやって、教育環境を整う学校に出させてあげたいんだと、そういう思いを切々と述べられた姿を見て、地域の皆さん方が、ああ、そうだね、ということで地域も、これはもう致し方ない、時の流れの中で、やっぱり、地元の子供たちの教育環境を整えなければならないということでまとまりましたということでした。山川地元の皆さん方の陳情の中で、5名の参考人もお呼びさせていただきました。利永小学校のPTA会長さんもおっしゃっておりました。今の島田市と似たようなことです。私は、議会にも数年前、児童たった一人残ったにしても、いなくなるまで利永小学校は残すんだと、そういう要望書が届けられたような時期もございました。ただ、PTA会長さんのお話によりますと、保護者の皆さん方はどういうお考えなんですか、今のままでは私たちの子供たちの教育において心配だから、やはり、再編を進める以外ないんじゃないでしょ

うかということで、利永区もまとまったというようなことです。山川小学校区におきましては、保護者の皆さん方はむしろ統廃合をするのであれば、時期もしっかりと明確に示していただかないと、私たち保護者としても動きが取れないんですよというようなことで、お互い再編については合意に至っているんだというふうなお話でございました。いろんな皆さん方、議員の皆さん方、お考え方があるかもしれませんが、先ほどの反対討論の中で、再編の早期実現に関する陳情については、採択をしていただいたんです。その採択に手を挙げていただいた方が、改めてまだ説明が足りないから、その説明をする中で、早期に実現していただきたいというお話をされました。早期ということは、一体全体何なんですか。私はもう理解できないんです。こういった発言が詭弁を弄するということになるんじゃないでしょうか。そういったことで自分の理論を形作っていただきたいくないなというふうにも思っているんです。何も個人攻撃するわけではなくて、私は、そこらがなぜ反対討論に向かっていくのか、理解できないところなんです。そういったことも含めて、私は、しっかりと改めて申し上げますけれども、地元の子供たちのために、やはり、ここは親御さん方の不安、心配、それはもちろんあるでしょう。環境の変わる学校に出さないといけなくなるわけですから、それは私たちも一緒になって、議会がむしろ率先してその問題、不安を払拭するために頑張っていかなければならない。そのことを皆さん方とお約束する中で、当然、この再編については、私は賛成と、条例案に賛成ということの立場を貫きたいというふうに思っております。どうぞ皆さん方、御賛同賜りますように、子供たちのために御賛同賜りますようお願い申し上げます、賛成の討論とさせていただきます。終わります。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 恒吉太吾議員。

○8番議員（恒吉太吾） この議案第81号、この設置条例に賛成の立場から討論をさせていただきます。

今、この4小学校の中の一つ、私は山川小学校の卒業生であります。地元にはたくさんの友人、同級生も残っており、その子たちの子供が今、同じ山川小学校に通っております。皆さん、不安をたくさん抱えながら、これからどうなるんだろう、そういった声も聞かれますが、子供たちの声、不安もありますが、たくさんの期待、多くの友だちと一緒に学べる。これ、今までできなかったことがまたできるようになる、スポーツ少年団しかりです。そういった声も聞かれます。不安だけを見るのではなく、子供たちの未来を見て、希望のためにこの再編を進めていただきたいという思いであります。自分のもしかしたら卒業した学校がなくなるかもしれません。私は、山川保育園、山川幼稚園、もう既にありません。そして今度、小学校もなくなるかもしれませんが、地域からもし学校がなくなったとしても、地域に子供たちが残る、そういった選択をしていただきたいという思いから賛成討論とさせていただきます。

だきます。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第78号及び議案第79号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号及び議案第79号の2議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号、指宿市老人福祉センター条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福永徳郎） 起立多数であります。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号、指宿市立市民会館条例等の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福永徳郎） 起立多数であります。

よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号、指宿市体育施設条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福永徳郎） 起立多数であります。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号、指宿市立学校設置条例の一部改正について、を採決いたします。



この採決については、前原五男議員ほか2名から記名投票によられたいとの要求がありますので、記名投票をもって行います。

本案に対する委員長の報告は、否決であります。

よって、原案についてお諮りいたします。

本案は、指宿市立学校設置条例第3条の規定により可決となるためには、出席議員の3分の2以上の同意を要する特別多数議決となります。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(福永徳郎) 本案は、特別多数議決であり、議長にも表決権があります。

よって、ただいまの出席議員は20人です。

投票札を配布いたします。

(投票札配布)

○議長(福永徳郎) 投票札の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(福永徳郎) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。本案を可とする諸君は白票を、否とする諸君は青票を職員が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票をお願いいたします。

呼称と出席議員の確認を命じます。

(投票)

○議長(福永徳郎) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

○議長(福永徳郎) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時51分

○議長(福永徳郎) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に東伸行議員、井元伸明議員、西森三義

議員を指名いたします。

よって、3人の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(福永徳郎) 本案は、可決となるためには、出席議員の3分の2以上の同意を要します。

よって、出席議員は20人でありますので、その3分の2以上は14人からであります。

投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成15票、反対5票、以上のとおり賛成が諸定数以上であります。

[記名投票結果]

・賛成(白票)を投じた議員

1番 坂元 茂教, 2番 東 勝義, 3番 西田 義哲, 4番 新宮領 實,  
5番 前原 五男, 6番 山本 敏勝, 8番 恒吉 太吾, 9番 東 伸行,  
11番 西森 三義, 14番 松下喜久雄, 15番 高橋 三樹, 16番 高田チヨ子,  
17番 木原 繁昭, 18番 下川床 泉, 21番 福永 徳郎

・反対(青票)を投じた議員

4番 齋藤 佳代, 10番 井元 伸明, 12番 吉村 重則, 13番 前之園正和,  
19番 新川床金春

よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 0時58分

○議長(福永徳郎) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### △ 議案第71号、議案第84号～議案第89号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(福永徳郎) 次は、日程第14、議案第71号、指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者の指定について、から、日程第20、議案第89号、指宿市都市公園条例の一部改正について、までの7議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

7議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長(木原繁昭) 皆さん、こんにちは。産業建設委員会へ付託されました議案第71号、指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者の指定について、議案第84号、指宿市漁港管理条例の一部改正について、から、議案第89号、指宿市都市公園条例の一部改正について、

までの7議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月9日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第71号について。指定管理者の公募を行わずに選考委員会の中で、指宿温泉まちづくり公社を選んだということだが、選考委員会の中では、特に問題はなかったのか。昨年の5月にレジオネラ菌が発生しているが、そのときの対応についての質問はなかったのかとの質疑に対し、委員会の会議内容は非公開となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第85号について。ログハウスに9月30日から10月1日にかけて連泊した場合の料金はどうなるのかとの質疑に対し、9月30日に宿泊する場合は従前の料金、10月1日以降の宿泊分は消費税10%適用の新料金となるとの答弁でした。

最終本会議は9月30日で、その日に可決の場合、利用者への周知はどうするのかとの質疑に対し、消費税の改正については政府等から、国民全体に周知されていることから、特に周知期間は設けていない。広報紙の10月号で公共料金の変更ということでお知らせする形になる。それぞれの施設についてはホームページ等にアップしたいと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第86号について。消費増税に伴う指宿市開聞農村環境改善センターの使用料の歳入増は、どのくらいを見込んでいるのかとの質疑に対し、利用率が高いわけではなく、映画等の開催が年に3回ぐらいあり、その分の増にしかならないと思っているとの答弁でした。

使用料を1,400円から1,420円に改正しようとするものであるが、10円未満は切捨てということかとの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第87号について。経過措置のところ、占用料について適用とあるが、どういった場合に、消費税がかかるのかとの質疑に対し、道路占用は、電柱や、電線といったものが占用になる。また、温泉の給湯管などが占用料を徴収することになるが、そのうち、イベントや露店といった、1か月未満の土地貸付が消費税の課税対象となるとの答弁でした。

どうして1か月未満だけが対象になって、1か月を過ぎる場合は対象にならないのかとの質疑に対し、消費税法施行令第8条において、土地の貸付から除外される場合として、土地の貸付に係る期間が1か月に満たない場合などが明記されているため、今回このような課税と

なるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第88号について。指宿市景観審議会の委員は何人でどういう方々を考えているのかとの質疑に対し、指宿市景観審議会の組織は、指宿市都市計画審議会条例の規定を準用しようと考えている。審議会の構成人数については、都市計画審議会条例にのっとり、14名以内の委員で組織し、学識経験者を4名以内、市議会議員を4名以内、市民代表者を3名以内、行政機関から3名以内と考えているとの答弁でした。

市民代表はどのように選ぶ予定かとの質疑に対し、都市計画審議会委員のうち市民代表の方は、自治公民館連絡協議会の会長、NPO法人等のネットワーク代表、それと、女性団体連絡協議会の会長になっていただいている。景観計画を作ったばかりで、これから施行していく段階にあり、都市計画審議会の代表になっていただいている方々に声をかけ、今、3名ほど不足しているので、追加で任命して進めていこうと考えているところであるとの答弁でした。

構造物とか、樹木を保護していくような感覚でしかとらえていないが、建築物とか、構造物とかに制約をかける条例でもあると思うので、この条例は、観光指宿に、こういう構造物はそぐわないというものに網をかぶせた条例でもあるのかとの質疑に対し、景観計画にはステップがあり、景観計画を策定した段階では、指宿市の全域に、いろんな制限をかけているという状況になる。その制限には強制力はないが、ある程度の高さとか、太陽光発電であれば1千㎡以上といった制限はあるが、実際のところ、届け出をしていただく段階で、景観に配慮した造りにしていただけないか。具体的には、野立てでする場合は、周りに樹木を植えて見えないようにしてほしいとか、そういったお願いをすることになると思う。それ以上の、建ててはいけないとか、このエリアには太陽光発電は設置できないという制限をかける方法が、次のステップとしてあるが、それは重点地区として、明確にエリアを決めて、そのエリアだけに特化した制限をかけていかないといけないというステップが次にあるので、それは審議会に諮りながら、細かく区域を設定する段階で進めていきたいと考えているとの答弁でした。

意見として。強い制約、拘束力のある条例として作っていただきたいというものと、審議会の中には、市民も参画してくると思われるので、より幅広い世代の意見を聞けるように、選任していただきたいというものがありました。

なお、議案第84号及び議案第89号については、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（福永徳郎）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 議案第84号・85号・86号・87号・89号について、一括して反対の討論を行います。

反対の理由については、先に討論を行いました消費税増税に伴うものであるということで、同趣旨でありますので反対討論とするわけですが、一言付け加えるならば、条例の改正の中に、これまで100分の108を乗じて得た額というふうになっていたところを、当該額に同法で定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額というふうになっているわけであります。これは、これまで消費税などの導入から3%、5%、8%となってきたわけですが、その都度その係数に関わる部分を変更ということで条例改定してきたわけですが、今回の場合には、今後、更に消費税率の引き上げがあっても、市条例の改定は必要ないという仕組みになっております。これは今回10%ということでありましてけれども、更なる今後の引き上げをも見込んだ条例と言わざるを得ないということを一言付け加えておきます。

○議長（福永徳郎） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第71号及び議案第88号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第71号及び議案第88号の2議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号、指宿市漁港管理条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福永徳郎） 起立多数であります。

よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号、指宿市コミュニティセンター愉徒里館条例等の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（福永徳郎）** 起立多数であります。

よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号、指宿市開聞農村環境改善センター条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（福永徳郎）** 起立多数であります。

よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号、指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（福永徳郎）** 起立多数であります。

よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号、指宿市都市公園条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（福永徳郎）** 起立多数であります。

よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

#### **△ 議案第90号（委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（福永徳郎）** 次は、日程第21、議案第90号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（恒吉太吾）** 総務水道委員会へ分割付託されました議案第90号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月5日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、健幸・協働のまちづくり課所管分について。

池田地区5集落の放送施設は、各家庭にある戸別受信機で、戸別に聞けるようになるということですかとの質疑に対し、その通りですとの答弁でした。

限度額45万円という補助を出しています。エリアトークは非常に高額であると聞きましたが、石嶺地区であればどれぐらいの工事費になりますかとの質疑に対し、石嶺地区は255万9600円という事業費になっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市長公室所管分について。定住促進の対象者ですが、指宿にこれまで住んだことのないIターンの方となっています。その対象者を緩やかにできないのですか。また、他の自治体ではどうなっていますかとの質疑に対し、本市の定住促進助成金及び住宅取得関係の補助は、Iターンの方限定で、令和2年3月31日までの期間となっています。補助金については、今のところ終了したいと考えています。ただし、お試し滞在サポート事業については、移住の候補地として指宿を選択する一つの動機づけや移住決定につながっていると思われることから、こちらは期限を延長したいと考えています。なお、定住促進助成金制度がある市町村は、令和元年9月現在、県内14市5町になります。そのうち、Iターンのみを対象としているのは枕崎市のみで、その他の自治体は、Uターンも対象としていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、総務課所管分について。開聞庁舎建て替えの予算が出ていますが、タイムスケジュールはどうなっていますかとの質疑に対し、令和2年5月に仮庁舎に移転したいと考えています。その後、令和2年7月から現庁舎の解体工事を行い、令和3年4月から新築工事を開始し、令和4年1月から新庁舎で業務を開始したいと考えていますとの答弁でした。

総事業費はどれ位を見込んでいますかとの質疑に対し、現時点での試算では、約6億2,500万円を見込んでおり、今後、実施設計・基本設計等を行う中で、具体的な数字が出てくるだろうと考えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、財政課所管分について。消費税増税に関連して、条例議案も幾つか出ていますが、増税分について、歳入への反映は見積もられているのですか。また、歳入については増額となっていないのですかとの質疑に対し、消費税増額分の歳入の予算組みですが、今回の改正に伴い、使用料が増額したことによる利用者等の見込みが不確実なことから、計上していませんとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、危機管理課所管分について。自衛官募集の看板等を設置し、その効果として、年に何名ぐらい応募しているのですかとの質疑に対し、募集の実績として、平成30年度が2名、29年度が5名、28年度が11名、27年度が8名、26年度が2名ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（福永徳郎）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（新川床金春）** 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第90号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、反対討論として、小学校の再編に伴うバスターミナルの土地購入代が含まれておりますので、反対しますというものがありました。

起立採決の結果、可否同数になり、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長において否決と決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、市民課所管分について。システム改修費については、国の交付金と必ずセットで来る印象があるのですが、全く自前でやれということですかとの質疑に対し、住民基本台帳法とは違い、印鑑登録事務につきましては、自治事務になっているところです。そのため、市町村の判断ということで、今回、県内の18市に照会しましたが、18市すべて住民票とセットで出すことも多いということもあったので、本市も条例改正を行うとしたとの答弁でした。

意見はありませんでした。



次に、税務課所管分について。地籍が確定したのち、その情報のデータ打ち込みを、職員が時間外で対応していたものをやめて、業務委託料でお願いするということですかとの質疑に対し、平成30年度は、前年度中に業務委託によりデータ入力を業者にお願いした。令和元年度予算を計上するに際し、その時間外対応の枠を、11月の当初予算要求の時点では想定されなかったところです。30年度は結果として、業務量がそれだけ煩雑だったということです。時間外対応を200時間以上でやらざるを得なくなりました。働き方改革等もあり、今回は業務委託という形で、補正でお願いをさせていただきたいと思うところでありますとの答弁でした。

環境性能割交付金500万円の中で、軽自動車以外という説明ですけれども、環境性能割交付金として、消費税の関係でどうなっていくのですかとの質疑に対し、環境性能割という名称になりますので、軽自動車部分を税務課が対応します。普通自動車については財政という形になると、いずれも交付金という形になります。環境性能割という冠がつかますので、財政が持つよりは税務課の方でということで、税務課が交付金についても受け入れをしております。消費税10%に関して、新たに設けられたものですから、今回、10%へ変更されることによって新たに生まれた交付金となりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、教育委員会所管分について。バスターミナルの土地購入費が入っているという説明でしたけれども、小学校の再編によるものなので、調整会議で審議されてきていると思うのですが、車の交通量の調査などをして、調整会議には、そういうことも提案しているのですかとの質疑に対して、子供の通学路等の把握についての報告等はしたところですが、委員の方が地元の方々ですので、朝・夕の交通状況ということは、ある程度把握していることも認識した上で、具体的に、交通量はどうかといった説明等はしていないところですよとの答弁でした。

バスターミナルについて、国道沿いで危険な部分があるのではないかという意見が出ているわけですが、そういう面で調査もし、協議会の中で審議する必要があったのではないですか。地元だから安全だという認識で提案しなかったということなのですかとの質疑に対し、放課後児童クラブの設置とか、その他いろんな説明をした上で、総体的に西側がいいという形に至ったところです。できるだけ学校の隣接地、離れていない所が良いということにこしたことはないということでありますとの答弁でした。

子供の安全ということで、協議会の中では意見は出ていると思うので、慎重な調査をし、それを協議会の中で揉む必要があったのではないかと思います。安全という面から考えれば、保護者は心配する部分があるわけですけれども、そういうのはしなくてもいいということなのですかとの質疑に対し、バスターミナルの選定等もする中で、国道の状況についても確認したところです。大成小学校の正門の所も道路が入り組んでいるということで、地域か

らの要望もあって、どうにか解決できないかという話が出ているところです。国道は国の管轄ですので、要望等をしていかなければならないということです。要望をして、今年の夏に、県議が現地を視察している状況であると伺っているところです。そのように、何らかの改善を国道も含めて、その状況に応じて対応していきたいと考えているところでございますとの答弁でした。

調整会議の山川地区の代表が国道だから危ないと言われていています。朝・夕は交通量が多く、バスが7台連続したとき、渋滞になるという話も出たと聞いておりますが、事故がないようにするために調査するべきだったと思います。調査しないで仮に決まったとして、事故が発生したとき、誰が責任を問われるのかとの質疑に対し、バスの台数は協議段階ではあるのですけれども、7台のバス運行というのは案として考えております。バスの運行に関しては学校管理ということになりますので、校長先生の方で運行ルートとか、運行時刻は決められていくわけです。現時点で案として持っているのは、同時に入るバスは2台になるとの答弁でした。

児童の安全面、交通に対する障害が懸念されているので、スクールボランティアの方々を活用してやる考えはないかとの質疑に対し、調整会議でもそういった意見がございました。現在、スクールガードで、学校周辺に朝・夕立って、子供たちを見守ってくださっております。学校再編がなされた場合においても、スクールバスが発着するバスターミナルにおきましても、同様な対応ができないか検討してまいりたいと考えておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、国保介護課所管分については、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（福永徳郎）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（木原繁昭）** 産業建設委員会へ分割付託されました議案第90号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、商工水産課所管分について。ふるさと応援基金の予算組み替えの理由はとの質疑に対し、当初は財政課で基金への積立てがあるということだが、ふるさと納税の運用を行う上で、予算は10億になっているが状況によって変化がある。基金への積立金はかなり流動するため、所管が分かれるよりは、商工水産課にあった方が円滑に動けるだろうということで、年度途中ではあるが組み替えを行おうとするものであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について。DMOの研修会に講師が来られているということだが、こういった組織の方かとの質疑に対し、8月28日に開催した、第1回の講演会の際には、九州運輸局のDMOの担当課長に講演をしていただいた。今月26日には、なのはな館で2回目の講演会を予定しており。この講師については、福岡のJTBプランニングネットワーク所属でDMOに詳しい田中部長に依頼している。この方は、奄美大島や大隅半島、八女市、八代市、今現在では、鹿児島市のDMO設立にも携わっている方であるとの答弁でした。

今、観光協会がやっているものと、今回のDMOとはどう違うのかとの質疑に対し、協会が業務として何を担い、DMOとして何を担うのか、そういうところについても協会と話をしてきた中で業務のすみ分けをして、DMOがしなければならないものというのがマーケティング、来られた方のニーズを把握して、データを分析し、そのデータ分析に基づいて戦略を立て、その戦略に基づいて、セールス、あるいはプロモーション、そういうものをするための組織がDMOである。観光協会も、観光課も、そこの部分が不足しているため、それを進める組織としてDMOを立ち上げたいとの答弁でした。

DMOの核となるメンバーの方々は、どういう方を考えているのかとの質疑に対し、DMOのトップは外部の方を考えており、指宿にゆかりのある方で、指宿のことをよく知っている方。専務や理事についても、例えば、楽天、じゃらん、リクルートといったマーケティングの専門家の方々を考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光施設管理課所管分について。ヘルシーランドの正面玄関の自動ドア改修に掛かる日数と、時期はとの質疑に対し、玄関ドアの工期は、契約の日から1か月程度掛かると業者から回答をいただいております、空調工事と併せて施工したいとの答弁でした。

砂楽の女子浴場用熱交換器の修繕ですが、何年経過し、どういう状態になったのかとの質疑に対し、10年が経過しており、温泉を利用してろ過したお湯を温めるための熱交換器の接合部が温泉の成分等により腐食しており、そこから漏水するため、冬場に向けて、高い温度を求める時期になり、早急な修理が必要ということで、今回、修理をさせていただきたいとの答弁でした。

かいもん山麓ふれあい公園内に駐車場を整備するという事だが、購入予定の2筆の場所はとの質疑に対し、草スキー場の市道を挟んだ道路向かい側の土地を購入しようと思っ

との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、都市・海岸整備課所管分について。海岸環境整備事業は長崎鼻のどこで行うのかとの質疑に対し、長崎鼻パーキングガーデンの下で行うとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（福永徳郎）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

**○12番議員（吉村重則）** 議案第90号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、反対する立場から討論を行います。

この予算には、山川地区の4小学校の再編に伴うバスターミナルの土地が含まれておりますので、反対いたします。審議の中で明らかになりましたように、バスターミナルになる土地は国道に接しており、交通安全からも検討すべきです。また、橋や階段も検討されているが、障害者への配慮や気象条件などの安全性を考えると、場所の見直しをすることを付け加えて討論といたします。

**○議長（福永徳郎）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第90号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、可決又は否決であります。

よって、原案についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（福永徳郎）** 起立多数であります。

よって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第96号及び議案第97号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（福永徳郎）** 次は、日程第22、議案第96号、令和元年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、及び、日程第23、議案第97号、令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（恒吉太吾）** 総務水道委員会へ付託されました議案第96号、令和元年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、及び、議案第97号、令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、の2議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月5日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、議案第96号及び議案第97号の2議案については、反対討論として、消費税の増税が前提となり、その増税分が含まれていますので反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、いずれも起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第96号について。人事異動による職員減だという事ですが、突発的な事故等があつて深夜に出ることもあると思いますが、対応が困難になったことはないのですかとこの質疑に対し、特に困難になったことはありませんとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第97号については、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（福永徳郎）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

**○13番議員（前之園正和）** 96号、97号、それぞれに反対の討論を行います。

消費税増税に伴う内容でありますので、先に述べた消費税に関する討論と同趣旨にて反対をいたします。

**○議長（福永徳郎）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、討論を集結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第96号、令和元年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（福永徳郎）** 起立多数であります。

よって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号、令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（福永徳郎）** 起立多数であります。

よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

#### **△ 議案第91号～議案第93号（委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（福永徳郎）** 次は、日程第24、議案第91号、令和元年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、から、日程第26、議案第93号、令和元年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（新川床金春）** 文教厚生委員会へ付託されました議案第91号、令和元年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、から、議案第93号、令和元年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、までの3議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第91号から議案第93号までの3議案については、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（福永徳郎）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第91号から93号までの3議案を一括採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第91号から議案第93号の3議案は、原案のとおり可決されました。

#### **△ 議案第94号、議案第95号及び議案第98号（委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（福永徳郎）** 次は、日程第27、議案第94号、令和元年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、から、日程第29、議案第98号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（木原繁昭）** 産業建設委員会へ付託されました議案第94号、令和元年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第95号、令和元年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、及び、議案第98号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、の3議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月9日及び9月20日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査

いたしました結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第95号について。今回修繕しようとしている調理室の換気扇はいつごろ設置したのかとの質疑に対し、建設当初から設置されている物だと思ふとの答弁でした。

今回の換気扇の取替えにおいて大型化は考えていないのかとの質疑に対し、本体の取替えだけを考えているとの答弁でした。

消費税増に伴う歳入増ということであるが、消費税増に伴う対策はすべて終えているのかとの質疑に対し、料金については、隣の民間業者と調整して金額を決めた。唐船峡内にある値段表示については、決裁が終わり次第、変更したいと思う。またレジの変更対応については業者に依頼しているとの答弁でした。

意見として。職場環境を考えると、現状よりも換気扇を大型化して環境改善に努めていただきたいというものがありました。

次に、議案第98号について。指宿広域観光推進プロジェクトというのを、今回、新設するということであるが、これは指宿だけじゃなくて、例えば南九州とか、どこまでの範囲を指して広域という名称なのかとの質疑に対し、指宿広域観光推進プロジェクトは、確か、平成23年か24年にできたと記憶している。市の観光課と観光協会、商工会議所、菜の花商工会と、この四つの団体で構成しており、他の自治体は入っていないとの答弁でした。

プロモーションの内容についても、詳しく説明をとの質疑に対し、インターネット、旅行会社への広告料が、260万円から300万円程度、その他の広告媒体の広告料として150万円程度、チラシ等の作成費用として50万円程度、合計でプロモーション代が500万円程度というふうに見積もっており、また、割引等のクーポン券等の原資として、500万円程度を予定しているとの答弁でした。

クーポン券や地域商品券といった割引は何人分という形で計算されているのか、また、期間はいつ頃を考えているのかとの質疑に対し、約2,500名程度は、送客をお願いしたいというふうに思っています。また、期間は、客の少なくなる12月から2月頃を検討しているとの答弁でした。

意見として。しっかりと検証して、議会に報告をしていただきたいというものがありました。

なお、議案第94号については、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（福永徳郎）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。



これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

**○13番議員（前之園正和）** 議案第94号・95号について、一括して反対の討論を行います。

消費税増税に伴う内容でありますので、消費税に関する討論を行った各議案同様の趣旨にて反対をいたします。

**○議長（福永徳郎）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第98号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号、令和元年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（福永徳郎）** 起立多数であります。

よって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号、令和元年度指宿市唐船狭そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（福永徳郎）** 起立多数であります。

よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 審査を終了した陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第30、審査を終了した陳情を議題といたします。

陳情第4号は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新川床金春） 文教厚生委員会に付託されました陳情第4号、山川地域における小学校再編の早期実現を求める陳情書について、去る9月24日に本委員会を開催し、全委員出席のもと審査いたしましたので、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので省略させていただきます。

本陳情の審査に当たっては、参考人5人の出席を求め、意見を聴取しました。その結果、放課後児童クラブについては、執行部の方では40名しか設置しませんと、はっきり委員会ですべてあります。また、現小学校においても、学校側としては、不十分な教育の中で、予算がないという中で、現場の教員の皆さんは一生懸命取り組んでおります。学校再編されたとき、果たして充実するような予算ができるのかどうか、十分時間をかけて審議をしてもらいたい。それと、8月30日、山川図書館で説明会があったとき、教育委員会の説明に対し、参加した保護者は不信感を感じて、本当に、再編に対して不満を持っている保護者も結構おります。そういう面では、教育委員会が住民説明会で、保護者に十分な理解を求めながら、今後、再編を早期にまた審議していくべきだという立場で反対といたしますというものがありました。不採択にすべきとの意見の中で、いろいろな問題点が指摘されましたけれども、この点につきましては、当然、学校再編が決定した後に、我々議会も率先して、この問題の解決に当たらなければならない部分であって、再編前にそのことを問題視して、再編の時期を延ばすべきだという理由には当たらないというふうに考えております。本日は、3名のPTA会長さん、保護者の方々の御意見もお伺いしました。是非、今回の陳情については採択をして、条例改正についても、大多数をもって可決すべきだろうなところまで、今、思いを新たに、この陳情については採択すべきという意見と、先ほど、参考人のいろいろな意見を聞きまして、住民の大方の総意だと。やっぱり、その住民の総意に基づいて地域は動くべきだということ、この再編もしかりです。だから私は、採択をすべきだと思いますという意見。15名の陳情者の中から、今日、5人の代表の方がお見えになってくださいました。この山川小学校再編に向けて、これまで、どれだけ一生懸命頑張ってこられたのかなって、話を聞きながらつくづく感じました。本当に皆様の声をしっかりと、この学校再編に向けてやっていきたい、そういう思いでこの陳情は採択すべきという意見が出されました。

起立採決の結果、起立多数で採択と決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

**○12番議員（吉村重則）** 陳情第4号、山川地域による小学校再編の早期実現を求める陳情を不採択にすべきという立場から討論をいたします。

調整会議が開かれ、いろいろなことが調整されており、これらのことを否定するものではありませんが、この陳情については、再編の日時が令和3年4月1日に決められていることでもあります。陳情事項にもありますとおり、地域から学校がなくなることや、子供たちも教育環境が変化することへの不安から、一部の再編延期や反対の声があることを認めています。子供の教育環境を整備するためにも、もう少し時間をかけるべきであり、再編の日時は設定すべきではありません。また、議案第81号と同じ理由で反対討論といたします。

**○議長（福永徳郎）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 前原五男議員。

**○5番議員（前原五男）** 私は、この陳情が採択されることを思い、賛成の討論をいたします。

山川全域の保護者代表、区長、地域代表15名、幅広い皆様方からの心底からの思いを届けてもらいました。文教厚生員会に平日にも関わらず5名の参考人が出席していただきました。失礼ながら、この陳情とか要望書というのは、人からやらされてくるものもあります。しかし、私はそれを疑いながら、失礼とは思いましたが、大山地区の方に、あなたは地元のために大山の方に造ったらいんじゃないかというようなことを話されたことはありますかというようなことを聞きました。本当にこれは失礼な質疑ではありますが、往々にして利益誘導型があるわけです。しかし、その方は別にそんなことは一つもありません。公平な立場で私たちは延々議論してきた、その結果であるということを表明していただきました。これらの質疑にもそのように真摯に答えていただきました。今までこれだけの方々からの貴重な意見を見聞きしたことはなかったと思います。これが本当の地域の総意、熱い思いだと感じました。これらにより、この懸案がスムーズに運ばれば、山川地区の結束はほんまものであるから、発展はゆるぎないものになっていくであろうとの思いであります。また、子供たちも大勢の友だちができ、適正校になるならば、元気で明るい、そして、賢く成長していくでしょう。そうして、この地域住民の陳情からの思いが付託された文教厚生委員会の委員も、少なからず心を動かされたと思います。そして、ここで採択されないとなれば、私たちは地域住民から問われなくてはならないという思いも感じたと思います。こわもてのあの代表者が涙を流しながらインタビューに応じていたと聞いております。今までの苦労が一気に噴き

出したのでしょうか。感極まったのでしょうか。また、余計なことかも知れませんが、豊留市長の口癖、現在益より未来益、個人益より全体益の言葉を引用して、これが正しくこれに尽きると思います。学校再編のこの陳情については、早期に10年間の汗、御労苦に感謝し、また報いるためにも私は採択すべきものと賛成討論といたします。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福永徳郎） 起立多数であります。

よって、陳情第4号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

#### △ 閉会中の継続審査について

○議長（福永徳郎） 次は、日程第31、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

決算特別委員長から、目下委員会において審査中の議案第63号から議案第70号までの8議案については、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

決算特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### △ 報告第5号及び報告第6号一括上程

○議長（福永徳郎） 次は、日程第32、報告第5号、指宿市の平成30年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、及び、日程第33、報告第6号、指宿市の平成30年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

## △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回、追加して提出いたしました案件は、財政の健全化判断比率の報告に関する案件1件、公営企業の資金不足比率の報告に関する案件1件の計2件であります。

報告第5号、指宿市の平成30年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、及び、報告第6号、指宿市の平成30年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、の2議案でございます。

両案は、本市の平成30年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（有留茂人） それでは、命によりまして、追加して御説明申し上げます。追加提出議案の1ページをご覧ください。

報告第5号、指宿市の平成30年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、であります。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、前年度の決算に基づく健全化判断比率として、四つの指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を、それぞれ毎年度算定し、監査委員の意見を付けて、議会に報告するものであります。

また、本市の比率の状況と併せて早期健全化基準と財政再生基準についてもお示ししております。この基準の内容等につきましては、本議案の参考資料を提出しておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。

それでは、指宿市の平成30年度決算に基づく財政の健全化判断比率である四つの指標について、ご説明申し上げます。

一つ目の実質赤字比率ですが、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支額は赤字でないため数値なしとなりました。

二つ目の連結実質赤字比率ですが、一般会計等や公営企業会計に係る実質収支合計額における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支合計額が赤字でないため数値なしとなりました。

三つ目の実質公債費比率ですが、公債費に特別会計及び一部事務組合の公債費に充当された繰入金等を加えた実質的な公債費の標準財政規模に対する比率の3か年平均値で9.1%となりました。

四つ目の将来負担比率ですが、地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の繰入見込額、一部事務組合の起債の負担見込額、職員の退職手当支給見込額、第

三セクター等への損失補償見込額等，一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で37.2%となりました。

早期健全化基準及び財政再生基準は，財政健全化法に基づき財政の早期健全化及び財政の再生を図るための計画を，議会の議決を経て策定の上，計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率は，いずれもこの基準を下回っているところであります。

次は，追加提出議案の2ページを御覧ください。

報告第6号，指宿市の平成30年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について，であります。

本案は，地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により，公営企業ごとの資金不足比率を毎年度算定し，監査委員の意見を付けて，議会に報告するものであります。また，本市の資金不足比率と併せて経営健全化基準についてもお示ししておりますが，これは，報告第5号で説明しました早期健全化基準に相当するものであります。

それでは，指宿市の平成30年度決算に基づく公営企業ごとの資金不足比率について，御説明申し上げます。

資金不足比率は，公営企業ごとの資金の不足額が，事業の規模に対してどの程度あるかを示した比率で，まず，地方公営企業法が適用される水道事業会計については，資金不足でないため，数値なしとなりました。

次に，地方財政法により特別会計を設けて運営する公営企業で，地方公営企業法が適用されない温泉配給事業特別会計，唐船峡そうめん流し事業特別会計，公共下水道事業特別会計については，いずれの会計も資金不足でないため，数値なしとなりました。

経営健全化基準は，財政健全化法に基づき公営企業の経営の健全化を図るための計画を，議会の議決を経て策定の上，計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率は，いずれもこの基準を下回っているところであります。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時16分  
再開 午後 2時17分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き，会議を開きます。

#### △ 報告第5号及び報告第6号（質疑）

○議長（福永徳郎） 御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号及び報告第6号は、終了いたしました。

#### △ 意見書案第2号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第34，意見書案第2号，新たな過疎対策法の制定に関する意見書案，を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し，直ちに採決いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって，本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し，直ちに採決することに決定いたしました。

これより，意見書案第2号を採決いたします。

本意見書案は，原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって，意見書案第2号は，原案のとおり可決されました。

#### △ 閉議及び閉会

○議長（福永徳郎） 以上で，本会議に付議されました案件は，全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ，併せて，令和元年度第3回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後2時18分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 齋 藤 佳 代

議 員 恒 吉 太 吾



## 参 考 资 料

## 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げています。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしています。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものです。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することとなっていますが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要です。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要です。

よって、更に充実した新たな過疎対策法の制定を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和元年9月30日

鹿児島県指宿市議会議長 福永 徳郎

内閣総理大臣 殿  
総務大臣 殿  
財務大臣 殿  
農林水産大臣 殿  
国土交通大臣 殿